

## 第二章 第九期の市議会（昭和四六年度～四九年度）

——葉山市政の登場と藤沢市議会——

### 第一節 四年間の概観

昭和四六年四月二五日に第七回藤沢市議会議員選挙が行われ、人口増加による定数増によって前回選挙よりも四人多い四人の市議会議員が選出された。第九期市議会議員は四六年五月一日から五〇年四月三〇日までの四年間にわたってその職にあった。この間、四七年二月の市長選挙で革新の葉山峻市長が登場したため、この期の議員は市政の大きな節目を担うことになった。また、この時期にはオイル・ショックによる高度成長の終焉のなかでわが国の政治・経済・社会も大きな転換期を迎えた。

#### 一 オイル・ショックと高度経済成長の終焉

##### 田中角栄内閣の登場と日本列島改造論

第九期市議会議員の任期中には、四七年七月に七年八カ月に及んだ佐藤内閣から田中角栄内閣への交替が行われ、さらに四九年一二月には金脈問題によって田中首相が辞任し、椎名自民党副総裁の裁定によって三木武夫内

閣が誕生するという国政上の大きな変化が見られた。

佐藤政権は、四六年六月沖縄返還協定の調印を行い（四七年五月発効）、一二月の沖縄国会を乗り切ったことで、ほぼその使命を終えたと見られた。四六年七月、ニクソン米大統領の訪中計画が発表され、すでに劇的な展開を見せていた米中関係を背景に、積年の懸案である日中の国交を回復するという課題は、次期政権へ引き継がれることになったのである。

四七年七月、自民党大会で福田赳夫外相を決選投票で破った田中角栄通産相が、新たに総理大臣に就任した。

田中首相は、早くも九月に訪中し、二九日には日中共同声明に調印、日中国交回復を実現した。

「コンピューター付きブルドーザー」ともてはやされて就任当初の世論調査では六〇パーセントを超える内閣支持率を得ていた田中内閣は、さらに日中国交回復の成果を加えて、四七年一月には衆議院議員総選挙にうって出た。この選挙において田中首相が前面に押し立てたのが「日本列島改造論」であった。

田中首相が自民党総裁選挙出馬に際して出版した同名著書は九〇万部近くを売り尽くしたといわれる。列島改造論は、四六年八月のドル・ショックや日米繊維協定などの貿易摩擦問題によって明らかになりつつあった輸出振興による経済政策の先行きや公害・都市問題、過密・過疎問題を、国内の地域分業体制の再編と公共事業・地域開発による内需拡大・経済成長という方向で打開しようとするものであったといえよう。

具体的には、公害問題・都市問題に対処するとともに産業構造を公害型重化学工業から知識集約型産業へ転換するため、(1)大都市からの工場移転を図り、大都市の中核管理機能を強めるとともに、(2)地方に重化学工業を呼び水とする内陸型の新二五万都市を建設し、(3)大都市と地方工業都市を結ぶ高速道路、新幹線等のネットワークの建設を行うというものであった。そして経済運営面では、経済力を福祉などに積極的に活用する「成長活用

型」経済運営を主張し、財政の長期的均衡を重視する積極財政こそが社会資本の充実、教育・医療の改善、技術開発の促進のみならず、経済成長を持続する道であるとしていた。

ところが、この野心的な構想が引き金となって、前年のドル・ショックに際して流入した大量のドル、景気対策のための大型予算や金融緩和政策によって生じていた過剰流動資金によって、列島改造論に具体的な地域名が挙げられていた地域を中心として土地投機の「列島改造ブーム」が引き起こされ、年率三〇パーセント以上というすさまじい地価の暴騰が生じた。さらに、世界的なインフレの影響を受けて卸売物価が高騰し、これが消費者物価を押し上げ始めていた。

四七年一二月の総選挙では、こうした情勢を反映して、社会党、共産党は列島改造論を「大資本優先」の「公害ばらまき」政策であるとして厳しく批判した。田中ブームや日中国交回復などの有利な条件があったにもかかわらず、自民党は二七一議席にとどまるいっぽう、共産党が一四議席から一挙に三八議席に躍進し、社会党も一一八議席となり、前回失った議席の約半分を取りかえす健闘をみせた。しかし、民社党は三一議席から一九議席へ、公明党も四七議席から二九議席へ大幅に議席を減らし、四六年の参議院選挙での選挙協力などによって進められてきた社公民路線はこの選挙結果によって事実上立ち消えとなった。

インフレ傾向が進んでいるにもかかわらず、田中内閣は四八年度予算編成に際して積極的な姿勢を崩さなかった。一般会計予算は総額一四兆二八四一億円と対前年度当初予算比二四・六パーセント増で、伸び率は戦後最高を記録した。公共事業関係費は前年比三二・三パーセント増、社会保障関係費は同二九パーセント増となった。七〇歳以上の老人医療費無料化をはじめとする社会保障の充実などで「福祉元年」といわれる一方、この大型予算によってインフレはさらに進行し、それに伴って田中内閣の支持率は四八年四月には二七パーセントにまで急落し

た。

オイル・ショックからスタグフレーションへ

ドル・ショックによる円切り上げのデフレ効果を過大視した金融緩和策が大量の過剰流動資金を生み出したこと、田中内閣による列島改造論とそれに伴う積極財政、土地投機に走った企業行動、輸入インフレによる物価の押し上げなどによって、すでにオイル・ショック以前に、わが国の経済はインフレーションの大きな波に巻き込まれつつあった。

四八年一〇月、第四次中東戦争の勃発に伴うアラブ産油国による原油公示価格の大幅引き上げ、原油生産の削減、非友好国への原油輸出禁止措置等によって、高度成長下で著しく石油依存体質となっていた日本経済は大きな衝撃を受けた。すでに顕在化していたインフレは爆発的な勢いで昂進した。四八年一月から四九年二月にかけて卸売物価は二一パーセント、消費者物価は一三パーセントの上昇を示し、その結果、対前年比ではそれぞれ三七パーセント、二六パーセントというすさまじい暴騰となった。商社などによる買い占め・売惜しみや便乗値上げなどが、国民生活の混乱にさらに拍車をかけた。世論調査によれば同年一月には田中内閣の支持率は二二パーセントとなり、不支持率は六〇パーセントにまで上昇した。

田中政権は末期的な状況にあった。四九年七月の参議院選挙では、田中政権への国民の不信はかつてない高まりを見せ、参議院における「保革逆転」の可能性も取り沙汰されるに至っていた。自民党は大規模な「企業ぐるみ」選挙を展開し、さらに全国区にはタレント候補を立てて防戦した。しかし、選挙結果は予想どおり自民党にとって厳しいものとなった。自民党公認候補の当選者は六二人で、無所属の当選者三人を加えても六五人にとど

まり、非改選議席を合わせて参議院の自民党は一二九議席となった。これに対して野党は一二二議席で、逆転はなかったものの参議院での「保革伯仲」が生じた。

参議院選挙後、田中金権批判を強めた三木副総理が閣外に去り、さらに福田蔵相と保利茂行管庁長官も辞任した。次いで、一〇月初旬に発売された『文芸春秋』一月号に掲載された立花隆「田中角栄研究―その金脈と人脈」および児玉隆也「淋しき越山会の女王」によって、田中金脈批判が一気に燃え広がった。一月二六日、田中首相はついに辞意を表明して、二年四ヵ月に及んだ田中内閣は潰えた。

この間、四八年一月に急死した愛知揆一蔵相に代わって大蔵大臣に就任した福田赳夫は「狂乱インフレ」を克服するため強力な総需要抑制策を実施し、日銀も一年間に五回も公定歩合を引き上げ、同時に預金準備率の引き上げや窓口規制の強化などの金融引き締めを行った。オイル・ショックの衝撃に加えて、こうした政策によって四九年度の日本経済は戦後初めて実質成長率でマイナス〇・二パーセントのマイナス成長を記録した。世界的に見てもこの時期には多くの国でインフレと生産の停滞および失業の増大が同時に進行するスタグフレーションが進行し、わが国でも物価上昇とともに企業倒産が増大した。

こうしたなかで四九年一二月に発足した三木内閣は、五〇年二月に第一次不況対策を決定し、物価の動静を見極めながらも徐々に景気回復策を採りはじめ、日本経済は輸出の集中豪雨の拡大や減量経営によって不況脱出を図っていくことになる。

ドル・ショック、オイル・ショック、スタグフレーションとつぎつぎに激しく揺れ動く経済情勢とこれに対する振幅の大きな財政政策の影響や保革伯仲の政治情勢のなかで、第九期藤沢市議会は、自らの課題と取り組まなければならなかったのである。

## 一 転換期の藤沢市議会

すでに述べたように第九期市議會議員任期のうち、四六年五月から四七年二月までは金子小一郎市長が市政を担当していた。その後四七年二月二〇日に行われた市長選挙によって、県下ですでに革新市政となっていた横浜、川崎市、横須賀市、鎌倉市に続いて藤沢市にも革新の葉山峻市長が誕生した。

第九期藤沢市議会の四年間は、四六年四月から四七年二月までの金子市政の終焉期と四七年二月から五〇年四月までの第一期葉山市政の時期とに分けることができる。

保守市長から革新市長への交替は、市政の運営にとつては政策理念の転換を意味した。それだけではなく、市議会では、与野党の立場が逆転したため、おのおの「行動様式」が変化を余儀なくされるとともに、市長と市議会の関係はきわめて不安定なものとなった。とはいえ、当初「予期不能」ともいえた市議会の混沌状態は、三年余のそれぞれの経験によって対立を含みながらも次第に新たな「制度化」が達成されていったといえよう。

### 市域の変化と市政

この四年間、藤沢市の人口は二万七五八四人増加し、五〇年一〇月一日現在で二六万五九七五人となった。人口増加率は表1で見られるように逡減し、二・五パーセント程度に落ち着くようになった。しかも、人口増加の内容において、四六年度以降自然増が社会増を上回るという構造的な変化が生じた。三〇年代後半から四〇年代前半に起こった市域への激しい人口流入はようやく一段落した。

地域的に人口増加の様子をみると、四六年度、四七年度には御所見、六会、長後など北部各地区で六パーセン

第1節 4年間の概観

表一 藤沢市人口の推移（昭和45年～50年）

年次 (昭和)	世帯数	人口 人	1所帯あ たり人口 人	人口 密度 人/km <sup>2</sup>	人口 増加率 %	社会増 人	自然増 人
45	62,169	228,978	3.63	3,288	4.50	6,478	4,174
46	65,289	238,391	3.65	3,424	4.11	4,446	4,558
47	67,876	245,689	3.62	3,528	3.06	1,975	4,446
48	70,743	252,622	3.57	3,628	2.82	2,267	4,872
49	73,072	259,030	3.54	3,720	2.54	2,358	4,355
50	77,281	265,975	3.44	3,820	2.68	1,343	3,891

(1) 『藤沢市統計年報』により作成（毎年10月1日現在）

(2) 人口増加率・社会増・自然増：対前年比

トノ九パーセントを超える人口増加が見られた。その結果、人口集中地域が北部地域へとさらに広がっていった。

こうしたなかで、四八年一二月には第一種住居専用地域等八種類の新たな用途地域指定が行われ、土地利用の基本的な考え方が決定されたことが注目される。

ところで、市域人口の特徴として、年齢別人口構成において三〇歳から四九歳の家族形成期ないし家族膨張期にある年齢層の人口が多いことを指摘できる。したがって、当然幼年年齢層人口の増加が生じ、保育所・小学校・中学校の整備が重要な行政課題とならざるを得ない。また、核家族化が進行したため老人福祉対策も重要な課題となっていた。

多様化する行政課題を解決していくための基盤である市の財政は、この四年間、厳しい試練にさらされながらも比較的健全な内容を維持した。普通会計決算で財政規模をみると四七年度を除いて毎年三五パーセント以上の伸びを示している。四七年度に財政規模がわずかに縮小したのは、前年のドル・ショックによる市内貿易関連業種の法人市民税おちこみが主な要因であった。いっぽう、財政力指数は順次低下したとはいえない、あいかわらず高い数値を示し、市は地方交付税の不交付団体のままであった。

表一 藤沢市普通会計の推移（昭和46年度～49年度決算）

年度 (昭和)	歳入 千円	伸び率 %	歳出 千円	伸び率 %	自主財源 率 %	経常収支 比率 %	財政力指数
46	13,296,936	39.1	12,923,066	41.5	67.4	62.9	1.396
47	13,259,574	△ 0.3	12,476,157	△ 3.5	77.3	71.2	1.280
48	18,032,418	36.0	16,895,950	35.4	74.5	74.3	1.198
49	24,884,677	38.0	23,258,155	37.7	75.5	75.2	1.198

しかしながら、投資的経費比率や経常収支比率の面から見ると、この四年間で財政構造にかなり注目すべき変化が生じたことが明らかになる。投資的経費比率は、金子市政最後の四六年度は四八・六パーセントであったが、葉山市政に入ると四七年度三四・九パーセント、四八年度三九・〇パーセント、四九年度三一・七パーセントと急速に低下した。また、財政の弾力性を示す経常収支比率も、四七年度に七〇パーセントを超え、四九年度には七五・二パーセントとなった。投資的経費比率の低下および経常収支比率の上昇の主な原因は人件費比率の増加であった。市民税など市が自由に使用できる経常的一般財源に占める人件費の比率を見ると、四六年度には三五・三パーセントであったが、四九年度には四二・五パーセントにまで高まっている。

この間、四六年四月一日には一九五九人であった職員定数は、五〇年四月一日には二五三八人となり、約三〇パーセントも増加した。職員増加のうちの半数は市民病院と教育関係職員であり、残りも新たに建設された公共施設の職員が大部分を占めていた。葉山市長ら市側は、四七年度以降の人件費を中心とする経常収支比率上昇の主要な原因は、それまでの都市基盤整備事業優先の施策から人的サービスの中心とする社会福祉優先の施策への転換によるものであると説明していたが、市議会でも、投資的経費比率の低下や経常収支比率の評価をめぐってしばしば論議が展開された。



社会福祉優先施策への転換という点は、決算における目的別歳出額の推移からも裏付けることができる。四七年度以降、民生費の伸びは著しいものがあった。四六年度歳出決算に占める民生費の割合は、八・三パーセントであったが、四九年度には一四・八パーセントにまで上昇し、金額では三・二倍に膨張しているのである。一方、それまで合わせて五〇パーセントを超えていた土木費と教育費の占める割合は、四七年度以降四五パーセント以下になった。

市の実施した福祉を中心とする先進的な施策の大部分は国の補助が付かない市の単独事業として行われざるを得なかった。そのため、特にインフレやオイル・ショックとそれに続く総需要抑制策を背景にして展開された市議会での財政論議は、単に市財政の問題にとどまらないで、税配分や超過負担問題など国の地方財政制度のあり方にまで発展していった。

市の行政機構については、四八年五月に四四年七月以来の全面的な機構改革が行われたことが特筆される。この機構改革は、企画調整局・市民局・建設局の三局制を採用し、組織上スタッフ機能とライン機能を峻別するという基本的な観点に立ったものであったが、四八年三月定例会で大きな論議を呼んだ。またこの間、それまでの開発経営公社に加えて、四八年六月には生活経済公社、四九年四月には土地開発公社がそれぞれ新たに設立された。これらの公社は主に公共用地の取得のため設立されたものであったが、すでに四七年から四八年にかけて市内の地価は平均三〇・九パーセントも上昇し、公共事業費に占める用地費や補償費の割合は年々増嵩するいっほうであった。

こうしたなかでも市内公共施設等の整備は精力的に進められた。市民病院の開院（四六年一〇月）をはじめとして、二市一町の湘南広域都市行政協議会による養護老人ホーム湘風園の開設（四七年一〇月）、遠藤および御

所見市民センター（四七年一月、一〇月）、美ヶ原市民休暇村（四八年七月）、文書館（四九年七月）、心身障害者（児）福祉センター・太陽の家（四九年六月着工）、労働会館（五〇年二月着工）などが実現した。さらに、学校・保育園も四六年度に俣野、大越兩小学校が、四七年度に羽鳥小学校、富士見、浜見兩保育園が、四八年度に高浜中学校、湘南台小学校が、そして四九年度には善行乳児保育園がそれぞれ開校または開園した。教育施設については、四七年度以降のプール設置率の飛躍的上昇も注目される。市長の方針によって四六年度三一・八パーセントであった小学校プールの設置率は、四九年度には九五・七パーセントにまで高まった。

#### 藤沢市議会の動向

四六年四月二五日の市議會議員選挙は、人口増加によってそれまでの定数より四人多い四四人の市議會議員を選出した。五〇年四月に鈴木清治、関野忠義、大野裕史の三議員が県議會議員選挙に出馬するため辞職したものの、四四人の議員の顔触れは、五〇年四月三〇日の任期満了間際まで変化しなかった。

議会内の会派は、当初は新政議員団（山口倉吉団長、所属議員二人）、日本社会党議員団（佐藤榮造団長、同六人）、民社党議員団（諸節進団長、同四人）、公明党議員団（大野裕史団長、同四人）、日本共産党議員団（桑原正一団長、同三人）、市民革新議員団（関根久男団長、同三人）の六会派であった。第八期に分裂していた保守系会派は、新政議員団として統一した。一方、長い歴史をもつ革新議員団が、社会党、民社党、市民革新としてそれぞれ独自会派を結成した。また、共産党議員団が三人となり、議会運営委員会の正式メンバーとなったことも議会運営に微妙な影響を与えた。

その後、四八年三月三〇日に、新政議員団の一・二年生議員一五人が葉山市政への厳しい対決姿勢を掲げて刷

新議員団（落合輝久団長）を結成し、保守系会派はふたたび分裂した。刷新議員団の誕生によって七会派となつた市議会内の会派関係は、葉山市政への態度を軸として混迷の度を深めた。

議会内の役職についてみると、任期当初は議長に仲戸川桃人議員（新政）、副議長に加藤庄太郎議員（新政）、監査委員には林誠八議員（新政）が就任し、三役を新政議員団が独占した。その後、四七年七月に鈴木清治議員（新政）が副議長となり、四七年一二月には山下正美議員（新政）が議長に就任するという変化はあつたものの、三役はすべて新政議員団が占めるといふ状態が続いた。ところが、刷新議員団誕生直後の四八年六月定例会において、恒例の各委員会等の委員の改選に際して、議長・副議長・監査委員のいわゆる三役を新政議員団が独占するというこれまでの体制に変化が生じた。すなわち議長はひきつづいて山下議員が務めたものの、副議長には社会党の佐藤樂造議員が、監査委員には民社党の古谷正一議員が就任し、本編で述べるように会派の複雑な合従連衡によって保守による三役独占が崩れた。

常任委員会はこの任期から議員定数の増加に伴ってそれぞれ定数を一人に増やした総務企画、文教民生、経済観光衛生、都市建設の四委員会が構成された。特別委員会は四六年五月には交通改善対策、藤沢駅北口整備促進、北部地域開発促進、西部地域開発、公害対策の五つで出発した。このうち、西部地域開発特別委員会は第八期の西部地域開発促進特別委員会を事業の本格的着手に伴って今期から改称したものであり、公害対策特別委員会はこの任期から新たに設置された特別委員会であつた。その後四八年五月行政組織の改正により、常任委員会のうち文教民生を文教厚生に、経済観光衛生を経済観光にそれぞれ改め、さらに六月には藤沢橋周辺環境改善対策特別委員会が設置され、特別委員会は六つになった。なお、すでに開院が目前に迫っていたため、第八期には設置されていた市民病院関係の特別委員会はこの期では設置されなかつた。

## 会派関係と市議会の活動

会派関係を「与党」「野党」として二応整理すれば、金子市政期には、新政議員団が与党として行動し、社会党、市民革新、共産党が野党として金子市政に批判的な立場をとった。公明党、民社党は公害問題や福祉施策について金子市政に注文を付けたものの、中間派としての態度をとっていたといえよう。新政議員団は多数与党として、金子市政を安定的に支えた。

葉山市政の登場によって、与野党の立場は逆転した。社会党、市民革新、共産党が葉山市長の少数与党を形成し、新政議員団が野党としての論陣を張った。市長選挙で保守系候補を支援した民社党と中立の立場を取った公明党は、中間派となった。与党の側は中間派を含めても新政議員団に及ばないというのが、葉山市長当選時の与野党の勢力分野であった。

しかし、少数与党・多数野党・中間派という各会派の当初の立場は、その後の経過のなかで微妙に揺れ動いた。その最も主要な動因は葉山市長の施策に対する評価であろうが、そのほか議会運営への配慮や人事への思惑、さらに国政レベルにおける政治路線なども影響したと思われる。

新政議員団は、先に触れたように四八年三月、葉山市長に対していわば「穏健野党」の立場を取る新政議員団と「急進野党」の立場を取る刷新議員団に分裂した。刷新議員団が予算等についても反対を表明するなど葉山市政に終始厳しい姿勢を崩さなかったのに対して、新政議員団はイデオロギー色の濃い問題を除けば、基本的に議会運営に協力する姿勢をとった。市長選挙において一時は共産党を排除することを条件に葉山候補を支持する方針を明らかにしたこともある民社党は、葉山市長に対して当初から比較的好意的な態度を取っていた。そして、

四八年半ばからは社会党に協力する形で与党的な姿勢を取るようになった。

公明党の姿勢は、かなり振れ幅の大きなものであった。市長選挙では「厳正中立」の立場を取った公明党は、その後しだいに葉山市長の「議會軽視」に批判を強め、民社党とは逆に四八年半ば以降、刷新議員団とともに市政に厳しい批判を行った。しかし、四九年度に入ると徐々に批判色を弱め、任期終了前には葉山市政を高く評価するようになった。公明党は、四七年一二月の総選挙で結党以来初の大敗を喫したことをきっかけに「左」ヘンフトしはじめ、四八年三月には美濃部東京都政の与党に転換するとともに一〇月の党大会では安保条約の即時撤廃などを決定した。公明党議員団の姿勢の変化には、市長の施策への評価とともにこうした背景があったことも考えられよう。

この四年間、市議会での論戦や市長と野党などとの対立はかつてないほどに緊張したものであった。

金子市政期には、全国的な反公害や福祉重視の潮流を背景に、社会党、共産党を中心とする野党が四七年二月の次期市長選での革新市政誕生を目指して日本電気硝子工場公害問題、西部開発問題、福祉施策の充実などで激しい論戦を挑んだ。新政議員団が多数与党を形成していたため、議会運営が混迷するまでには至らなかったといえ、四六年一二月定例会では金子市政批判の発言から会期が一日延長されるといふ事態も生じた。

激しい市長選挙の結果登場した葉山市政のもとでの議会運営は、四七年度、四八年度の二年間にわたって困難をきわめたが、四九年度に入ると一応の落ち着きをみせるようになった。

四七年度には市議会の混迷を象徴する会期の延長が三月定例会（三日間）、六月定例会（四日間）、九月定例会（再延長を含め四日間）、二月臨時会（第二回）（一日間）と毎回のように行われ、四八年度にも六月定例会（一日間）、七月臨時会（一日間）、一二月定例会（三日間）、三月定例会（一日間）とこの傾向が続いた。四九年度

表—3 議案等の処理状況（昭和46年度～49年度）

①市長提出議案

	年度 (昭和)	年度			
		46	47	48	49
処 理 状 況	委員会付託	53	98	81	80
	付託省略	52	34	48	47
	計	105	132	129	127
原 案 可 決 可 決 回 決 回 決 撤 否	案可決	104	126	129	127
	修正可決	1	0	0	0
	撤回可決	0	1	0	0
	撤回可決	0	5	0	0
	撤回可決	0	0	0	0

②議員提出議案

	年度 (昭和)	年度			
		46	47	48	49
処 理 状 況	委員会付託	0	1	3	0
	付託省略	20	13	15	24
	計	20	14	18	24
原 案 可 決 可 決 回 決 回 決 撤 否	案可決	19	10	16	22
	修正可決	0	0	0	0
	撤回可決	0	1	0	0
	撤回可決	0	3	2	2
	撤回可決	1	0	0	0

には会期の延長が行われたことはなかった。その結果、第九期市議会議員の任期中の本会議開催日数は、四六年度〓二九日間、四七年度〓三〇日間、四八年度〓三三日間、四九年度〓二二日間となった。本会議の年間開催日数が三〇日を超える例は、本『市議会史』の対象期間では、ほかに五九年度の三二日間があるだけである。また、通常年間三〇日前後である議会運営委員会の開催日数も四七年度・四八年度にはそれぞれ四〇日間を超えた。

議案処理の面からも四七年度・四八年度の議会活動の様子が浮かび上がる（表3）。葉山市長にとって初議会であった四七年三月定例会では、早くも一議案が修正のうえ可決された。議案の修正可決は本『市議会史』の対象期間では唯一の事例である。四七年度の市長提出議案の否決五件は、六月定例会における鏡輪収益金の使途に関する条例、小規模企業事業資金無担保融資条例の二件と二月臨時会（第二回）における宅地並み課税関連議案三件である。

さらに、本表では「原案可決」となっているものの中には市理事者側が市議会の意向を汲んで、討論・採決前に提出議案の訂正を申し出た事例が含まれている。すなわち、四七年九月定例会での一般会計補正予算の一部訂正、四八年三月定例会の事務分掌条例の全部改正および一般

会計予算の一部訂正、四九年三月定例会の一般会計予算の一部訂正がそれである。また、激しい論戦と微妙な会派間関係を反映して、発言を取り消した事例も葉山市長への発言取り消し勧告を含めて七件という異例の数に上った。

葉山市政登場後の二年間にわたる市議会の状況は、基本的には少数与党という事情によるものであったが、それに加えて議会答弁に不慣れた市長、保守会派の「革新市長」へのイデオロギー的な反発、与党会派・理事者の議会对策の不十分さなどの要因が指摘できよう。したがって、与野党および理事者が議会の混迷のなかでこうした点について相互にいわば「学習」を積み重ねた結果、四九年度に入ると対立は対立としながらも、議会運営の「制度化」が達成されたといえよう。

もちろん、その背景には葉山市政が展開してきた施策に対する市民の幅広い支持があった。たとえば、四四年四月に八〇歳以上の老人医療費無料化から始まった市の医療費無料化は、四六年四月には七五歳以上になり、葉山市長就任後の四七年四月には七〇歳まで引き下げられると同時に、重度心身障害者および六五歳以上の寝たきり老人にまで広げられた。さらに、四九年一月からは一歳未満の乳児医療費が無料化され、五〇年四月には六七歳以上の老人医療費無料化が実現した。この間、国では四八年一月から所得制限付きで七〇歳以上の老人医療費無料化を、同年一〇月から寝たきり老人の無料化を実施したことを考えれば、市の施策の先進性は明らかであった。高度成長の終焉という事態のなかで、わが国の社会はその程度と速度はともかくとして、福祉や環境を重視する方向への転換を迫られていたはずである。藤沢市ではそれまでの蓄積を基盤としながら、革新市政の登場を契機にこの転換が急速かつ大胆に進められた。第九期市議会のありようは、こうした急速かつ大胆な転換によって生じた「摩擦熱」の一つの形であって、そこで費やされたエネルギーはさらに大きな実りを約束するものとなる。

## 第二節 昭和四六年度

### 一 市議会議員選挙と党派構成の変動（四月二五日）

昭和四六年四月二五日、第七回藤沢市議会議員選挙が執行された。今回の選挙には、大きな変動の要因になりかねない二つの要素があった。

一つは、議員定数の増加である。藤沢市の人口は、前年四五年一〇月一日実施の国勢調査時点で二二万八九七八人であった。この確定値は、選挙告示直前の四月一〇日官報に登載され、これによって、藤沢市議会の議員定数は地方自治法の規定によって、前回までの四〇人から四四人に増加することが最終的に決定した。

変動要因の第二は、この定数増加をもたらした急激な人口増加にかかわるものであった。つまり、前回四二年の市議会議員選挙時にくらべて約一五パーセントも人口が増え、しかも増加した人口のほとんど全部は、新たに藤沢市に転入してきた人々であった。戦前からの住民層は、すでに全人口の三〇パーセントを下回り、新規転入の住民層からの集票にはこれまでとは異なり、市民の幅広い支持を得るための選挙手法が必要とされるようになりつつあった。さらに、急激な人口増加は、有権者数の大幅増加につながり、定員増にもかかわらず、当選ラインを大きく上昇させた。三月一五日現在の有権者数は一五万八八五二人で、投票率を前回並みの六五パーセント台とすると、当選ラインは一八〇〇票から一九〇〇票まで上がり、上位当選者の大量得票を計算に入れても一五〇〇票台が事実上の当選ラインとなることが見込まれた。当選するためには、前回市議会議員選挙の最低当落ラ





当選証書を受ける新市議会議員

イン一三〇〇票から、かなり大幅な票の積み上げが必要なのは明らかであった。

四月一五日、いよいよ藤沢市議会議員選挙が告示された。立候補者は、五二人で前回立候補者数より八人減少した。定数増も加わったため、落選するのは八人だけという少数激戦の選挙戦となった。党派別の立候補者は、社会党六、民社党四、公明党四、共産党三、革新無所属五、自民一、保守無所属二九であった。任期中死亡した秦野正雄、森井仁両議員のほか、県議会に転出した中西国夫議員など七人が立候補しなかったため、現職三八人中で立候補したのは、三一人にとどまり、残り二一人が新人候補であった。立候補者の年齢は、三〇歳から最高年齢は七三歳にわたり、平均年齢は五一歳であった。また、女性も五人が立候補していた。

急激な人口増加を背景として生じた選挙戦を取り巻く情勢の変化は、候補者の顔触れにも影響を与えている。労働組合関係では一人一人が立ったが、そのうち特定企業の労組代表候補は三人にすぎず、また伝統的な地区推薦型の傾向が強い候補も二、三にとどまっていた。特定企業や小地区の票だけでは当選ラインを突破できにくくなり、その結果、市内にまんべんなく組織をもつ団体、労組、同好の会などをバ

表46—1 第7回市議会議員選挙の党派別得票状況（昭和46年4月25日執行）

党派		項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当選者数
日本社会党	党		13,524	13.0	6	6
民社党	党		8,972	8.7	4	4
公明党	党		8,916	8.6	4	4
日本共産党	党		7,621	7.3	3	3
自由民主党	党		2,868	2.8	1	1
無所属	党属		61,868	59.6	34	26
合	計		103,769	100.0	52	44

ツクとする候補者が数多く登場してきたのである。  
 新住民層への浸透が当落を分けるため、政見のうえで「開発」よりも「公害」や「生活環境」、「社会福祉」など新住民層の関心が高い政策が必要となった。また、選挙戦術も大量のビラを各戸配布するなど浮動票を獲得するための文書作戦が必要となった。

また、今回の市議会議員選挙では市議会議員選挙としてはじめて「選挙公報」が発行された。選挙公報については、すでに昭和四二年一月二五日に市選挙公報の発行に関する条例が公布され、翌四三年二月一日に行われた第七回市長選挙から発行されるようになった。この市長選挙と同時に執行された市議会議員補欠選挙でも発行されたが、今回は条例制定後ではじめての任期満了に伴う市議会議員選挙にあたり、候補者たちは工夫をこらして選挙公報で自分の政見を有権者へ訴えた。

四月二五日、投票が行われた。投票日当日の有権者数は、一五万六三〇五人、投票率は六六・七二パーセントで、前回事議会選挙よりもわずかながら上昇した。

強いと見られていた葉山キヨ候補が次点で落選したほかは、大きな波乱はなく、下馬評とおり現職候補と革新陣営が順調に議席を獲得した。党派別の内訳は、社会六、民社四、公明四、共産三、革新系無所属三、自民一、保守

系無所属二三であった。注目されたのは、共産党が三人全員当選を果たして一議席増となり、民社党も一議席増の四人全員当選となったことである。女性立候補者五人中四人が当選したため、それまで二人であった女性議員は、一挙に倍増した。

こうして、人口激増のなかで厳しい少数激戦の選挙を勝ち抜いた四四人の議員たちが、激動期の藤沢市政を担うことになった。

五月一日、市議会議員選挙後初の議員全員協議会が開かれ、市議会内の会派が結成された。結成された会派は、新政議員団（山口倉吉団長・二人）、日本社会党議員団（佐藤樂造団長・六人）、民社党議員団（諸節進団長・四人）、公明党議員団（大野裕史団長・四人）、日本共産党議員団（桑原正一団長・三人）、市民革新議員団（関根久男団長・三人）の六会派であった。この会派の構成は改選前のものと比べると大幅な変動が見られる。まず、改選前には政和会第一クラブと政和会第二クラブとに分かれていた保守系が一会派にまとまり、革新系との対決色を鮮明にした。一方の革新系は、改選前の革新議員団が、日本社会党議員団と民社党議員団および市民革新議員団に分かれた。このきっかけとなったのは、市議会議員選挙の結果、民社党が四議席を獲得して、独立の意向を示したことによるといわれている。また、日本共産党議員団が三議席を獲得したため、議会内の交渉権を得た。

## 二 昭和四六年五月臨時会（五月二二日）

改選後初の市議会である五月臨時会は、五月二二日に開かれた。会議は最年長の佐藤樂造議員を臨時議長として始められた。ただちに行われた議長選挙では、新政議員団の仲戸川桃人議員が社会党議員団の佐藤樂造議員を

表46—2 各委員会正副委員長一覧

（昭和46年5月選出）

委 員 会	委 員 長（会派名）	副委員長（会派名）
総務企画常任委員会	番場 定孝 （新政議員団）	長谷川忠勳 （民社党）
文教民生常任委員会	広谷 甲二 （公明党）	田中 和子 （新政議員団）
経済観光衛生常任委員会	小沢 定雄 （新政議員団）	関根 久男 （市民革新議員団）
都市建設常任委員会	関野 忠義 （日本社会党）	高山 年正 （新政議員団）
藤沢駅北口整備促進特別委員会	加藤 照 （新政議員団）	桜井 茂 （新政議員団）
西部地域開発特別委員会	渡辺 政雄 （新政議員団）	川口 功 （新政議員団）
交通改善対策特別委員会	諸節 進 （民社党）	端山 正司 （新政議員団）
公害対策特別委員会	高田 辰三 （日本社会党）	桑原 正一 （日本共産党）
北部地域開発促進特別委員会	渋谷 彦三 （新政議員団）	山本 幸男 （市民革新議員団）
議会運営委員会	落合 輝久 （新政議員団）	大久保さわ子 （日本社会党）
議会報編集委員会	松山三之助 （公明党）	野島 一三 （新政議員団）

破って当選した。つづいて行われた副議長選挙でも新政議員団の加藤庄太郎議員が民社党議員団の古谷正一議員を破った。正、副議長選挙の投票結果は、ともに二四票対二〇票となり、統一会派を結成した保守系が独占した。従来見られたような保守系古参議員が革新系と手を結んで、議長を狙うというような動きは、表面化しなかった。さらに、新政議員団は監査委員として林誠八議員を送り出したため、革新系との按分という慣行を破って市議会三役人事を独占した。保守系統一会派の結成に加えて三役人事を新政議員団が独占したことは、市議会内での保守系と革新系の対決色をさらに鮮明にするものであった。これらの背景には、翌年二月に行われる予定の市長選挙への保守系議員の危機感があったといえよう。

議席を指定したのち、議会は議員提案によ

る議案第二号議事委員会条例の一部改正を上程した。この改正案は、議員定数の増加に伴って、四つの常任委員会委員の定数を一〇人から一一人に改めるものであり、異議なく可決された。つづいて、議長指名によって各常任委員会委員が選任された。

さらに、五つの特別委員会を設置するために、議員提案による議案第三号「藤沢市内の交通改善対策の向上について」、第四号「藤沢市内の公害防止対策の促進について」、第五号「藤沢駅北口整備促進について」、第六号「藤沢市北部地域の開発促進について」、第七号「藤沢市西部地域の開発について」を異議なく可決し、それぞれ一四人の委員からなる交通改善対策特別委員会、公害対策特別委員会、藤沢駅北口整備促進特別委員会、北部地域開発促進特別委員会、西部地域開発特別委員会が設けられ、委員の選任が行われた。公害対策特別委員会は、この議会ではじめて設置された。全国的な公害問題の広がりはもちろん、市内でも日本電気硝子や三陸ファイバーなど深刻な公害問題が生じていた。議案説明に立った高田辰三議員（社会党）は、「日本経済の高度成長のひずみが、私たち藤沢市民の上にも、大きな波となって押し寄せ、健康と生命が失われようとしている」として、この特別委員会の設置を提案していた。この委員会を中心に、その後市議会は市内の公害問題と積極的に取り組むことになった。

### 三 昭和四六年六月定例会（六月一〇日～六月二一日）

六月定例会は、六月一〇日から二一日までの一二日間の会期で開かれた。この定例会には緑の保全および緑化の推進に関する条例案等一一議案と報告七件、請願一四件などが上程された。議案についてはすべて原案のとおり可決し、請願は二件を採択、一件を不採択、四件を継続審査とし、七件については閉会中も審査できることと

して各所管の委員会に付託された。この定例会では議案第一五号緑の保全および緑化の推進に関する条例の制定、請願第一号三陸ファイバーグラス株式会社工場移転についての請願および日本電気硝子の公害などをめぐって公害・環境問題が論議された。

本会議第一日の一〇日には、緑の保全および緑化の推進に関する条例等一一議案についての説明および開発経営公社の経営状況に関する報告等七件についての報告が行われた。第二日の一四日には、各議案および報告について質疑が行われ、古里団地増設工事請負契約議案等六件を原案のとおり承認・可決し、残りの五議案を各所管の委員会へ付託した。また上程された三陸ファイバーグラス株式会社工場移転について請願等七件の請願も各所管の委員会へ付託された。

本会議第三日の一八日には、各所管の委員会から付託議案、請願について審査結果が報告された。本会議は五議案については委員会報告どおり可決し、請願についても委員会報告どおり二件を採択、一件を不採択、四件を継続審査とした。なお、本会議では委員会の審査結果報告に併せて市外の入場者についてのみ入場料を値上げすることを内容とする議案第一八号植物園条例の一部改正および公衆浴場への市の補助を求める請願第三号鶴沼地区に公衆浴場を維持するための請願について少数意見の報告があった。つづいて一般質問に入り、関野忠義（社会党）、加藤三郎（新政）、山本幸男（市民革新）、高山年正（新政）、西条節子（市民革新）の五議員が一般質問を行った。最終日の二一日も一般質問が続けられ、古郡民雄（社会党）、村上伸（公明党）、番場定孝（新政）、藤本清蔵、大山正雄、桑原正一（以上、共産党）、大久保さわ子、黒江貞子（以上、社会党）の八議員が質問に立った。最後に、県道伊勢原戸塚線延長計画の路線変更に関する請願等七件の請願が上程され、各所管の委員会へ付託されたのち六月定例会は閉会した。

### 緑の保全および緑化の推進に関する条例

緑の保全および緑化の推進に関する条例は、急速な宅地造成などによって市内の自然環境や生活環境が悪化する傾向にあるところから、三月定例会で制定した生活環境確保に関する基本条例を受けて、緑の保全と緑化の推進を図るため提案された。この条例は、市長が良好な生活環境を確保し、美観風致を維持するため必要と認める一定基準以上の樹木（またはその集団）を保存樹木（もしくはは保存樹林）として指定し、助成措置や標識によってその保存に努めるとともに、指定樹木等の伐採・譲渡・枯死の届出を義務付けている。また、市内事業主も工場・事業所内の緑化促進に努めることを規定した。さらに、毎年四月を緑化の月と定めるなど、市民総ぐるみの緑化推進をうたっていた。

本会議の質疑では、条例の制定には賛成しながら、その実効性について疑問が出された。関野忠義議員（社会党）は、宅地造成業者による傾斜地などの開発は三〇〇平方メートル以下で行われているので、本条例の保存樹木の指定基準である五〇〇平方メートルは削除ないし修正すべきだと主張した。また高田辰三議員（社会党）はこの条例ではせっかく指定しても、結局「枯れたら枯れっぱなし、ここを解除してくれといえれば解除しっぱなし」になってしまふ恐れがあるとして、この条例にある程度の拘束力を与えるよう求めた。

本議案の付託を受けた経済観光衛生常任委員会は、六月一五日に審査を行った。委員会では、指定の基準について基準以下のものについても積極的に指定するべきであることや本条例を実効あるものにするための執行体制に関する質疑などがなされた。理事者側は、保存樹林等の指定については弾力的に取り扱い、良好な環境確保のために万全を期すと答弁した。委員会は、本条例は積極的に好ましい生活環境を確保していこうとするものであ

り、時宜を得たものであるが、執行にあたっては、単に理想を掲げたということに終わってしまうことのないよう、実情に即して弾力的に運用することを要望して、原案のとおり可決すべきものと決定した。六月一八日開かれた本会議は、この委員会報告を受けて議案第一五号を異議なく可決した。

### 日本電気硝子工場の公害問題

この会期で最も論議を呼んだのが、日本電気硝子の公害問題であった。日本電気硝子藤沢工場は、蛍光灯のガラス管、注射器、板ガラスなどを生産していたが、原料を加工しやすくするため一日七トンの一酸化鉛を使用していた。前年一二月、会社の行った定期健康診断で鉛を扱う二つの職場の二四人に鉛反応が出た。そのため、本年二月には再検査が行われたが、異常は認められなかった。これに不安を感じた従業員七人が、東京保健生活協同組合氷川下セツルメント病院で自主的に検査を受けたところ、尿中からかなり高濃度の鉛が検出され、鉛中毒患者と診断されたのである。

日電硝子藤沢工場については、すでに前年の四五年一二月定例会で中西国夫議員（共産党）が同工場の亜硫酸ガス公害についての対策経過を質していた。市側は、日電硝子は市の勧告に従いこれまでのC重油をB重油に代えたと答え、亜硫酸ガス公害についてはすでに解決済みであるとした。つづいて四六年三月定例会の一般質問で、中西議員は、日電硝子藤沢工場の「従業員のなかに鉛中毒患者が出ており、周辺に鉛公害をまき散らしている疑いが強いが、市は実態をつかんで対策をたてているか」と、(1)市は鉛公害について工場を検査したか、(2)鉛中毒患者（従業員）と付近住民の健康診断を至急行う考えはないか、(3)周辺の土壌分析調査、拡散範囲、付近住民の健康状態などに今後どのように対処するかなどの点について市の考えを聞いた。市側は、鉛公害については





住民の健康検査が行われた日本電気硝子藤沢工場の公害問題（写真は同工場）

未調査であること、周辺住民の健康調査については県に応援を求めて対策を講じること、土壌分析調査などについても積極的にを行うことなどを明らかにした。

亜硫酸ガス公害のほか鉛公害の恐れが明らかになった日電硝子藤沢工場周辺の上村、宮の前、神明北などの地域住民は、三月一九日には住民総決起大会を開き、「鶴沼神明公害対策委員会」を結成した。日電硝子側は、住民の健康検査を申し入れたが、住民の大多数は会社への不信感から独自の検査を受けることを希望して、会社側

検査のボイコットを決めた。四月に入ると住民が依頼した工場付近の土壌検査で、二〇四二PPMという普通の土壌の一〇〇倍以上の鉛が検出された。また、工場付近の植物も鉛で汚染されていることが明らかになった。五月二日、神奈川県公害対策事務局は、煤煙とガスが基準を超えているとして日電硝子の九本の煙突のうち二本分の溶融炉を操業停止処分にした。さらに五月四日には公明党の調査によって亜硫酸ガス、鉛についてフッ素公害の疑いも指摘された。

こうしたなかで、ついに五月一四日には地元住民二人が鉛中毒にかかっていることが判明した。従業員が鉛中毒にかかっていたことから不安を感じた地元住民一三人が、氷川下セツルメント病院の医師の検査を自主的に受けたところ、そのうちの一人の尿中の鉛が標準量を超えていたのである。市では、工場を中心に半径一キロ

メートル以内の約三〇〇〇世帯に対し、県衛生部・藤沢保健所の協力を得て、会社側の検査先（県子防医学協会）でもなく、住民の検査先（氷川下セツルメント病院）でもない横浜市立大学医学部と藤沢市医師会の手で検査を行おうとしていた矢先であった。

鶴沼神明公害対策委員会の住民たちは、急速に工場移転という強い態度を打ち出した。五月二一日には、住民一五〇人がデモを行い、さらに代表が県庁に津田文吾県知事を訪れ、工場移転を求める一五〇〇人の陳情署名を手渡した。

日電硝子公害問題につ 急速に情勢が進展する中で、五月二一日には日電硝子公害問題を討議するため議員全員の協議が開始された。はじめに説明を行った金子市長は、公害対策基本法をはじめとする公害規制法令による権限は国および県にあり、騒音規制法のみ市長に委任されているにすぎず、その他については市条例の制定が規制され、市長には勧告権があるにすぎないといううえで、藤沢市がこれまで取ってきた公害防止体制の強化やそれに基づく措置について説明した。そして、日電硝子公害問題については、生活環境部長を班長とし、健康診療班、樹木農作物被害調査班、家屋被害調査班、広報班からなるプロジェクトチームを編成し、県市協力して対策を講じるとした。住民を対象とした健康診断については五月二五日から希望者について行い、フッ素を含めた住民健康診断の結果が判明するまでは、一部操業停止命令を解除しないよう県に要請するなど強い態度で臨むとした。

これに対して議員からは健康診断の進め方、原子吸光分光光度計の購入などの対策、日電硝子公害について特集した「広報ふじさわ」臨時号の内容などについての質疑がなされた。また、議員から出された、市は工場の移転勧告をするべきではないかという意見について、市長は市に権限がないため訴訟の恐れがあるとして、慎重な態

度を示した。

この時期最も大きな関心を寄せられていたのは、なんとも工場周辺住民が鉛中毒やフッ素による健康被害を受けているのではないかとという点であった。そのための健康診断について、日電硝子側は会社指定の医療機関による検診を主張した。これに対して住民側は会社指定医療機関は信頼できないとして、住民の信頼する医療機関での検診を希望し、その費用については会社が負担することを求めていた。

市は両者の間に入って、「最高最善の方法」として横浜市立大学医学部と藤沢市医師会の混成チームに住民の健康診断を全面的に委託することで会社側・住民側両者の了解を取り付けた。議員からはこの検診についての信頼性や費用負担についての質問が行われたが、市側の加々美憲雄生活環境部次長は、検診は三段階方式をとって行い、この方法は「絶対確信の持てる」ものであることを強調した。

**公害対策特別委員会での論議** 以上の経過を踏まえて、本定例会中の六月一五日に公害対策特別委員会が開催された。この特別委員会には、一四人の委員全員が出席したことはもちろん、一八人の議員が傍聴し、公害問題に対する市議会の強い関心を示した。

陳情第五号日本電気硝子株式会社工場移転について陳情をめぐる特別委員会の議論は、住民健康診断の進行と操業停止中の炉の再開問題をめぐって進められた。健康診断については五月二八日以降三回に分けて半径五〇〇メートル以内の住民四八五人が受診し、第一回、第二回目に受診した住民二四七人の内五七人が精密検査を要すると診断されたことが明らかにされた。また、炉の再開問題については、すでに七日に会社側が県へ火入れを認めるよう要望していた。八日には県・市・住民・会社の四者会談が開かれた。この日の特別委員会席上で山館富士雄生活環境部長は、「住民意思尊重の立場から、F炉、G炉については早期移転」を勧告する文書を会社側に

本日手渡したことを報告した。

公害対策特別委員会には陳情第五号の趣旨を了承することに決し、市理事者に移転までのあいだ万全の措置をとるよう要望した。

#### 日電硝子公害

六月一八日、二一日の二日間にわたって行われた六月定例会の一般質問においては、関野忠  
 関連の一般質問 義（社会党）、高山年正（新政）、西条節子（市民革新）、村上伸（公明党）、桑原正一（共産  
 党）の各議員が日電硝子公害問題を取り上げた。

関野議員は、六月一五日付で市長が日本電気硝子社長宛に出したF炉、G炉の移転勧告文書について質問を行った。この移転勧告文書は、その第一項ですでに操業禁止となったいるF炉、G炉の「操業再開はもはや至難と考慮されるので、両炉の移転については緊急に対策を樹立されるよう勧告する」と述べていた。関野議員は、この点を高く評価する一方、同文書の第二項について問題を指摘した。第二項は、市が住民の鉛検診を実施しているにもかかわらず、会社側が住民の要求する「自主健康審査を容認した」として、その責任を追及し、会社側の明確な回答を求めるものであった。関野議員は、市は住民側の立場に立って自主検診を支持すべきなのに、「メソックスにこだわったような言い方」をするのは不適切であるとした。答弁に立った金子市長および山館生活環境部長は、健康被害について会社の責任を追及するためにこそ、信頼できる統一的な検診が必要であり、市としては住民側の自主検診を妨害する意図は毛頭ないと答弁した。

高山議員は、会社はすでにフッ素を発生する螢石の使用を半年以上前にやめたと言明しているにもかかわらず、公明党の調査では基準の一〇〇〇倍ものフッ素が検出されているとして、会社は他のフッ化物物を使用している疑惑があることを指摘した。さらに高山議員は硝子清澄剤として使用されていると思われる亜硫酸について

も、市のチェック結果を質問した。山館生活環境部長は、フッ素については螢石から切り替えた原料にも含有されていることが判明したのでさらに別の原料に切り替え、亜砒酸についても酸化アンチモンへの切り替えを指導していると答えた。

西条議員は、一般の議員全員協議会で市長は日電硝子工場を誘致したことはないと言明したが、昭和三六年当時の資料には「誘致した」との市側発言があるとして、市長に確認を求めるとともに、住民は工場の全面操業停止を求めているので、市として全面操業停止をさせる方向で行動できないかという点を質問した。金子市長は、日電硝子については、税金面で優遇措置を取ったが、市が積極的に誘致したものではない。また操業の全面停止について山館生活環境部長は現在の段階では無理であると答えた。

日電硝子工場は市が「誘致」したものではないかという点については、村上議員も会社の印刷物にも「昭和三年藤沢市工場誘致条例によって誘致」と書かれているとして、さらに桑原議員も資料を示して市長に明確な答弁を求めた。また村上議員はフッ素健康被害に関して、公明党が申し入れた学童の歯の検診についてその後の対応を質した。金子市長は、藤沢市は工場誘致条例を設けたことがなく、したがって日電硝子を誘致したことはない、しかし、「あの当時のことでありますから、これは気に入らないからよせとって、地所を買ったものまで追い払うことはできなかった」とした。また歯科検診については市歯科医師会と協議中であることを明らかにした。

桑原議員は、さきの「誘致」問題のほか、市の公害防止条例制定について市長の考えを質した。市長は当然判定しなければならぬが、県議会で可決された公害防止条例に則って行いたいと答えた。

## 三陸ファイバーグラス工場移転請願

市議会の公害・環境問題に対する強い関心は、請願第一号三陸ファイバーグラス株式会社工場移転についての請願に対する市議会の対応にも現れた。この請願は六月二四日の本会議で、設置されたばかりの公害対策特別委員会に付託された。この請願は、この会社が騒音、粉じん、悪臭等の公害を引き起こしているとして、工場付近住民六八二人が八人の議員を紹介議員として「工場を人の住んでいない場所に移転されるよう請願」したものである。委員会では市側から、この会社は将来移転する意向をもっているが、市としては移転までの間の夜間操業の停止、粉じん・悪臭等の改善につき会社側と話し合っていきたいという説明があった。各委員からは「煙突から再三火のかたまりが出ているというが、指導についてはどのように行っているか」、「公害防止策については法的規制等市の取り締まり権限は弱いが、どのような態度で防止しているのか」などの質疑が出された。市側も委員の強い姿勢に対して「勧告並びに改善命令等で会社に対し処置するが、これが受け入れられなければ操業停止、あるいは工場移転について強く要請したい」と答弁した。これを受けて、委員会は「会社に対し嚴重に監督指導を徹底し、移転問題についても市はあらゆる方策を考え、住民に迷惑のかからないよう、き然たる態度で取り扱われるよう」意見を付して採択すべきものと決定した。六月一八日の本会議は、請願第一号を委員会決定どおり異議なく採択した。

## 議員表彰

全国市議会議長会、関東市議会議長会から、佐藤樂造議員（社会党）が正副議長八年特別表彰を、山口倉吉議

員（新政議員団）が二五年特別表彰を、仲戸川桃人議員（新政議員団）、相沢清勝、田中喜八郎の両前議員が二〇年表彰を受けた。

#### 四 昭和四六年七月臨時会（七月二七日）

七月臨時会は七月二七日、会期一日間で開催された。提出された議案は、母子寮改善工事、小・中学校の増築工事四件、北部第一土地区画整理事業による街路築造工事のそれぞれについての工事請負契約関連議案六件であった。

議案説明に立った伊草鼻総務部長は、臨時議会の開催を求めたのは、母子寮敷地南側に県企業庁の所有地があり、この土地取得の見通しに時間がかかったこと、学校建設については防衛庁など関係省庁との協議に手間取ったことなどの理由によることを説明し、臨時市議会の開催に議員の了承を求めた。市議会は質疑ののち、委員会付託を省略してこれら六議案を異議なく可決した。

つづいて本会議は、七月一日から日本医師会が行っている保険医総辞退、および八月一日からは歯科医師会もこれに同調するという深刻な事態のもとで、政府が医療問題の根本的解決を図り、また、医師会および歯科医師会が、その良識に基づいて保険医総辞退の撤回と回避について最善の努力を払うことを求めた「健康保険医の総辞退撤回等に関する要望決議」を異議なく可決した。

さらに、これに関連して落合輝久議員（新政議員団）ほか一三人の議員から市長宛の「保険医総辞退に伴う善処方に関する要望決議」が提出された。この要望決議は、(1)市当局は、総辞退中も保険診療が受けられるよう市医師会と折衝し、また市歯科医師会に対して総辞退の回避などを要請してほしい、(2)折衝が不調の場合には、医

師会、歯科医師会において医療費の代理請求をしてもらうよう要望してほしい、(3)最悪の場合には、市は貸付金制度で対応してほしい、というものであった。この決議案も異議なく可決され、七月臨時会は閉会した。

### 五 昭和四十六年九月定例会（九月三日～九月一四日）

九月定例会は、九月三日から一四日までの一二日間の会期で開催された。この会期には昭和四五年度決算の認定四件、四六年度補正予算等の議案二四件と報告三件、請願二一件などが上程された。

本会議第一日の三日には村岡小学校の校舎増改築に関する請願等九件の請願について各所管の委員会の審査結果報告を聞き、委員会報告どおり八件を採択、一件を継続審査とした。つづいて、各担当部長が、ごみ焼却炉電気集じん器設置工事請負契約、四六年度一般会計補正予算（第一号）など一三議案および四五年度西部土地区画整理事業費特別会計決算の認定等四件の認定議案について説明を行った。さらに開発経営公社の経営状況等四件の報告も行われた。

九月六日には、第一日に説明を受けた議案等二〇件についての質疑が行われたのち、伝染病隔離病舎条例の全部改正など五件を原案のとおり可決し、八件を各所管の常任委員会へ付託した。また、心身障害者（児）福祉センター設置に関する請願等四件も各所管の委員会へ付託した。

第三日の九月一三日には各所管の委員会から付託された議案、請願等の審査結果が報告され、本会議は委員会報告どおり議案、認定議案一二件を可決・認定し、請願六件を採択、二件を継続審査とした。つづいて本会議は一般質問に入り、大山正雄、桑原正一（以上、共産党）、田中和子、加藤照（以上、新政）の四議員が、長後地区のコミュニティモデル地区指定、公害問題、西部開発、職員処遇等について市側の考えを質した。



会期最終日の一四日にも一般質問が続行された。この日は松山三之助（公明党）、古郡民雄（社会党）、野島一三、川口功（以上、新政）、古谷正一（民社党）、高山年正（新政）、大久保さわ子、黒江貞子（以上、社会党）、西条節子（市民革新）の九議員が質問に立った。一般質問終了後、市長から求められた砂川治郎吉氏を教育委員会委員に、小泉修三郎、松川昇太郎両氏を公平委員会委員に、また兼子一郎氏を固定資産税評価審査委員会委員にそれぞれ任命または選任することに同意した。

つづいて議員から「建設労働者にふさわしい労働者保険の適用と建設国保組合に対する国庫負担増額等に関する意見書」、「建設労働者の賃金引き上げ、労働条件改善に関する意見書」、「公団住宅の家賃値上げ反対に関する要望決議」、「付加価値税創設反対の要望決議」、「米海軍厚木基地の撤去に関する要望決議」、「日中友好と国交回復の促進に関する要望決議」、「沖繩協定の批准に反対し、沖繩の全面返還を要求する要望決議」の意見書・要望決議案が提出され、「沖繩協定の批准に反対し、沖繩の全面返還を要求する要望決議」は否決されたが、ほかの意見書・要望決議はすべて可決された。最後に辻堂南部地区に公立幼稚園設置について請願等四件の請願が上程され、各所管の委員会へ付託後、九月定例会は閉会した。

#### ドル・ショックと補正予算審議

八月一日、ニクソン米大統領は全米向けテレビ・ラジオでドルと金の交換の一時停止等三項目のドル防衛策を発表した。いわゆる「ドル・ショック」である。日本経済は前年以來の不況からの立ち直りが不十分のまま、国際経済情勢の激変に巻き込まれた。市内製造業もこの影響を大きく受けていた。

議案第三六号四六年度一般会計補正予算（第一号）の提案理由説明において、伊草鼻総務部長は本市主力産業

も収益の落ち込みが目立ち、「法人税の市税収入はかつてない大幅な収納減」で、財政事情は極度な危機に直面しており、今後の財政計画に大きな支障を来すことはもはや避けられないという基本認識を示した。質疑のなかで佐藤樂造議員（社会党）が指摘したように、補正予算財源中に市税収入による歳入が見込まれないという異例の事態であった。佐藤議員の質問に対して伊草総務部長は、法人税の異例の落ち込みはそう簡単には回復しないであろうとの見込みで、「いわゆる税収は当然計上する段階ではなかった」と述べた。

こうした厳しい財政事情のなかで組まれた本補正予算は、市民の生活環境整備を中心に、生活道路を中心とする一般市道舗装に一億二〇〇〇万円、踏切道改善等交通安全対策に二七三万円、じん芥焼却場、し尿処理施設の改善等に三九一六万円などのほか、御所見行政センター建設費の債務負担行為として一億一〇七万円を含め総額三億三四五〇万八〇〇〇円であった。財源としては繰越金、競輪事業収入、県補助金、市債その他の収入が充てられた。

質疑において議員から質問のあった点の第一は、この補正予算と総合予算主義との関係であった。大野裕史議員（公明党）は、三億円以上の歳入を当初予算編成時になぜ予知することができなかったのかと質問した。これに対して答弁に立った伊草総務部長は、総合予算主義は当初予算にすべての事項について年間見込みに立つて予算措置を講じることが基本姿勢とするが、財源のなかには補助金のように確定するのが遅れるものもあり、また激動する社会情勢や市民要望を勘案する必要もあることを指摘して、九月補正の必要性を力説した。

これと関連した議論がごみ焼却炉の電気集じん器設置工事請負契約の議案に対しても松山三之助議員（公明党）から出された。松山議員は、本補正予算が可決される前には電気集じん器のための予算（継続費）は二二九〇万円であるのに、市が四三九〇万円の契約を締結するのは、予算に基づいて執行するという地方自治法の大原

則を破るものであり、議会を軽視するものであると述べた。さらに、電気集じん器は焼却炉の付帯工事として当然考えられる以上、総合予算の立場からして当然当初予算に盛り込むべきであったとした。市側は、自治省等の見解を述べて、「長が予算案を議会に提出したときをもって、適切な予算措置が講じられた」という法解釈を示して理解を求めた。またこの案件は総合予算制度のもとではあるが、補助金獲得との関係であえて当初予算へ盛り込むのを見送ったと答えた。

この補正予算内容の特徴は、なんといっても一億二〇〇〇万円にのぼる市道舗装費（一般舗装六〇二〇万円、簡易舗装五九八〇万円）で、質疑が集中したのもこの点についてであった。諸節進議員（民社党）、佐藤榮造議員（社会党）は、今回の道路舗装の対象道路、舗装の程度等について詳細な質問を行い、それによって本補正予算による道路舗装のイメージが明確になった。つまり、この予算によって市内に地区的偏在のないよう本舗装三三路線九二五〇メートル、簡易舗装四五路線一万五〇二〇メートルの舗装を行い、その程度も本舗装は恒久的な使用に耐える程度のもので、また簡易舗装についても防じん舗装程度ではなくできるかぎり立派なものにするという市の方針が明らかになった。

つづいて質問を行った関野忠義議員（社会党）は、道路舗装に対する積極的な姿勢を「たいへん結構なこと……私どもはぜひこれをやってもらいたい」としながら、当初予算では舗装延長は一万六二二〇メートルであったものが、補正予算でこれを大幅に上回る二万四二七〇メートル分の舗装費を組んだのはきわめて異例であるとして、その「背景は何か」と質問した。すなわち、「市長さんが本年でおやめになるといふようなことで……たとえばそれに対する置きみやげの意味があるのか、あるいはまた新しい市長選挙に関する配慮があるのかどうか」と述べたのである。桜井芳雄助役は、市内の道路が近隣市町に比べて劣悪であるので、一年ほど前から内部

的な検討を行ってきた結果であって、「よその市と比べても遜色のない藤沢市の道路舗装をやっておかなければならない」ということで、「別に他意はございません」と答弁した。つづいて質問に立った大山正雄議員（共産党）も、道路舗装そのものは評価しながらも、この補正予算を加えると四六年度の道路新設改良費は四五年度予算の倍にもなるとして、その「異常さ」を指摘した。

九月九日に行われた総務企画常任委員会でも道路舗装費に関して「今回道路舗装費が相当額計上されているが、年度内執行ができるのか。また、当初予算の執行状況はいくらか」という質問が委員から出された。市側は、「道路舗装費の年度内消化については十分こなす用意がある。当初予算分の執行率は六〇パーセントで、九月中には全線を業者に発注する予定である」と述べた。議案第三六号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

九月一三日の本会議では、共産党の桑原正一議員が、補正財源に競輪事業収入が使われていること、次項に述べる西部開発のための下水道事業特別会計への繰り入れに反対するとして、本補正予算に対する反対討論を行った。さらに、桑原議員は道路舗装費には「市長選挙対策の臭いがぶんぶんする」と指摘した。議案第三六号は賛成多数で原案のとおり可決された。

### 西部開発事業への批判

昭和四六年度になると市議会内で、西部開発事業について、市民に安い宅地を提供する目的で開始したはずの西部開発事業が、市費が注ぎ込まれることで市民にかえって負担をもたらし、民間デベロッパーに有利な開発が行われているのではないかという危惧が高まった。

九月定例会でこの点に関して議論が集まったのは、西部開発地区を公共下水道事業とすることなどを内容とする議案第三七号四六年度下水道事業費特別会計補正予算（第一号）、認定第三号四五年度西部土地区画整理事業費特別会計決算の認定および報告第八号開発経営公社の経営状況をめぐってであった。九月六日の本会議で行われたこの三つの案件についての質疑では、各議員から厳しい質問が寄せられた。議案第三七号について最初に質疑に立った佐藤樂造議員（社会党）は、市側の説明によれば西部開発地区の下水道事業を公共下水道事業に繰り込んだ理由は、補助金を獲得することで西部開発の事業費負担を減らすためであるとのことで、それ自体に問題はない。しかし、公共下水道事業の一環として進める以上、西部開発の大原則である独立採算性をしっかりと守るために事業地区内の下水道計画を明確にしなければならない。つまり、「こういうふうにして国庫補助を幾ら幾らもらって、こういうふうにするから、西部開発は西部開発としての、ひとつの独立採算性によって、こういうふうにできるのだということがはっきりするのだと思います。それでないと市民が、西部開発の中に市費が注ぎ込まれるのではないか、あるいはいろいろの面で憶測されることになると思うので、その事業の総額、計画というものが示されてしかるべきではないか」と質問した。市側は、西部開発地区内の下水道事業にはほぼ一八億四〇〇〇万円程度かかるであろうとしたが、不確定要素が多いため「現在作業中」であると答えた。

さらに佐藤議員は、本補正予算のなかに七〇〇〇万円の企業債が組まれている点について、総額はさらに大きなものになるが、その「あと始末」はどうするのかと質問した。これに対して熊山喜三郎西部開発事務局長は、二五年の長期債は「将来の住民に負担を転嫁したい」とした。つづいて質疑に立った関野忠義議員（社会党）は、西部開発の下水道も独立採算性を取るならば、将来の負担も西部開発地区の新任民に限られようが、市の事業として行うことになるとその負担は市全体が負うことになるので、これは「独立会計の趣旨に沿わない……

われわれはそういうことでは絶対に承服できない」と言明した。

この点について伊草昇総務部長は、一般会計を圧迫しないという基本姿勢は変わらないが、たとえば低廉な価格で市民に宅地を供給するなど、西部開発が市民福祉の向上に貢献することから、「市議会でご納得いただける」程度の一般財源の負担もやむを得ないという姿勢を明らかにした。

認定第三号の質疑においても議員から質問が出された。大山正雄議員（共産党）が「保留地処分納金」の性格と未収金の納入時期を尋ねたのち、関根久男議員（市民革新）が、区画整理事業認可申請以前なのに、事業を前提として公社から市への十数億円の予納金等を含む決算認定を求める点に納得がいかないと述べた。この点はつづいて質問に立った議員たちからも指摘された。市側は、街路の問題を除いてすでに国県とも全部の調整を終わり、近く認可申請の段階であり、「暫定措置」としての予納金処理に理解を求めた。

報告第八号をめぐる質疑では、昭和四五年度末で七二億円、現在八二億円にのぼる民間デベロッパーからの予納金が問題となった。まず、大山議員が個別企業別の納入金額を明らかにするよう求めたのに対し、熊山西部開発事務局長はあくまで四社の共同納入であり、取りまとめの窓口は三井不動産であると答えるにとどまった。

この答弁に対して関根議員が予納金に関する交換文書を読み上げるよう強く求めた。熊山開発事務局長は、すでに午後六時を過ぎて職員が帰宅してしまったのではないかなどと述べながら、極力口頭説明で理解を求めた。本会議は一旦休憩した。

再開後に答弁に立ったのは金子小一郎市長であった。市長は、この文書は「いわゆる企業の秘密もありますし、しますので、いまのところの発表はごかんべん願いたい」として、いずれ将来は当然公開するとした。

この答弁に対して関根、関野、大山の各議員が、「いずれ」とはいつか、また議会に公開できないような契約

を民間業者と結ぶのは問題であるなどと追及した。市長は、用地買収が完了した時点で発表することを議会に約束して、報告第八号についての質疑を終えた。

議案第三七号と認定第三号は都市建設常任委員会に付託され、これらを審査する同委員会は九月七日に開催された。認定第三号については、「当初は市民に安い宅地を提供することを目的に始めたにもかかわらず、予測される単価は市民の利用できるものでなく、また緑を残すという点からも本決算は認められない」という認定に反対する討論と、「当初計画の線を確保するためにも早期完成が必要であり、一層の努力を要望し、本決算を認定する」という認定に賛成する討論が行われ、採決の結果賛成多数で認定すべきものと決した。

議案第三七号については、本会議の質疑で問題になった西部開発地区の下水道事業の全体計画、民間デベロッパーとの契約内容の公開、独立採算性との関連などが質されたが、討論では、「事業認可も下りておらず、全体計画も明らかになっていない。また当初の独立採算性が崩され、一般会計に負担がかかることになった。さらに、事業コストを下げることは民間デベロッパーの負担を軽減することにつながる」、「独立採算性を守るべきである」という反対討論と「問題点の指摘はあったものの、最終的には特別会計の意味が生かされる」という賛成討論が行われた。採決の結果、議案第三七号も賛成多数で可決すべきものと決した。

九月一三日の本会議では、都市建設常任委員会からの審査結果報告を受け、若干の質疑のち討論に入った。最初に社会党議員団を代表して佐藤樂造議員が議案第三七号について反対討論を行った。佐藤議員は、委員会審査において西部開発地区内の下水道事業には完成までに七億五〇〇〇万円から八億円もの企業債が必要であることが明らかになった。さらにこの企業債の金利分を入れれば、「一般市民の負担が一般会計の負担という形により、一〇数億円の借金をしよい込む」として反対を主張した。つづいて新政議員団を代表して桜井茂議員が賛成

討論を行った。桜井議員は西部開発の都市開発上のメリットを列挙したうえで、本補正予算の七〇〇〇万円の企業債を、「先行投資分」としてとらえ、将来の西部開発地区の住民からの税収で償還財源を確保できるとした。さらに共産党議員団を代表して大山正雄議員が議案第三七号と認定第三号について反対討論を行い、最後に大久保さわ子議員（社会党）が認定第三号について反対討論を行った。

本会議は認定第三号と議案第三七号について起立採決を行い、賛成多数でそれぞれ可決、認定した。

#### 一般質問―日電硝子公害の経過

一般質問においても事業認可の見通し、民間デベロッパーとの関係、独立採算性などをめぐって多くの議員が西部開発事業に関する質問を行った。また、日電硝子公害のその後の経過についても議員の関心が集まった。

日電硝子公害問題について総括的な質問を行ったのは、桑原正一議員（共産党）であった。桑原議員は、市が行った検診と住民の自主検診が行われている住民検診問題、市歯科医師会の内部事情によって遅れているといわれるフッ素検診問題、八月一日に会社が行った火入れに対して住民が座り込みの抗議を行ったF炉火入れ問題、市公害防止条例制定問題について市側の考えを質した。答弁に立った金子市長は、検診問題については仲裁者としての市の立場を強調した。また火入れ問題は、県の権限に属するが、市としても住民の意向を尊重するよう申し入れた。市の公害防止条例制定については、市長は県条例がきわめて嚴重なものであるので、当面に協力するという見解を明らかにした。

フッ素検診問題は、松山三之助議員（公明党）も、六月一日付で市長に申し入れてあるのに今日まで何の回答もなく、児童検診も行われていないとして、説明を求めた。金子市長は、検診問題と歯科医師会館建設問題が絡



んで、調整が難航していることを明らかにした。

さらに古郡民雄議員（社会党）は、市の姿勢が当初の強いものから後退し、最近では「仲介者」としての立場を強調しているとして、地元住民からなる公害対策委員会の要望書によりながら、公害問題を解決していくにはどうしても住民側に立つことが必要であるとした。これに対して山館富士雄生活環境部長は、公害防止については従来と変わらない強い態度で指導していく、また住民と会社との問題については市は当初から「仲裁役といいますが、あっせん役的な姿勢」であると述べた。

また、一般質問では、金子市長の進退問題も話題になった。松山議員は、昨年来市長退陣を仄聞しているが「はたして真に今期をもって退陣なさる御決意なのかどうか」を尋ねた。金子市長は、直接的な表現では退陣を表明しなかったが、「後継者を何人にするかということは、これは多くの方々の意見にお任せする」と答弁した。つづいて古谷正一議員（民社党）も、来期市長選に出馬するかどうかについての「はっきりしたお答え」を求めた。金子市長は老齢などを理由に、「自分としての限界点は来年の二月」であると考えているとして、「私はもうやめてしまう、こういうことであります」と退陣を明言した。

## 六 昭和四六年一〇月臨時会（一〇月二五日）

一〇月二五日、会期一日間で一〇月臨時会が開催された。この臨時会に提出された議案は昭和四六年度下水道事業費特別会計補正予算（第二号）一件のみであった。この補正予算は二億五〇〇〇万円を追加補正して、処理場建設を促進し、高級処理能力を高めようというものであった。補正の財源としては企業債一億三五〇〇万円、国庫補助金一億円、県費補助金一五〇〇万円が計上された。

大綱的な提案理由説明を行った金子小一郎市長は、オイル・ショック後の経済不況に対して国が行った景気刺激策としての財政投融資に対応して、手狭になってきている終末処理場の第二系列目を建設するとした。さらに市長は、国の補助金提示時期が九月定例会閉会後であったので、臨時会を招集せざるを得なかったため余裕のない審議日程になったことを市議会に陳謝した。

議員からは二系列目の排水区域、公共投資を下水道に絞った理由、沖縄返還協定で国会審議が遅れた場合の措置などについて質問が出された。本議案は委員会審査および討論を省略してただちに採決に入り、異議なく原案のとおり可決された。

## 七 昭和四六年一二月定例会（一二月三日～一二月二二日）

一二月定例会は一二月三日から二二日まで二〇日間の会期で開かれた。当初は一九日間の予定であったが、会期が一日間延長された。この定例会に提出されたのは昭和四五年度一般会計・特別会計決算の認定が一件、市民病院職員の特殊勤務手当支給に関する一般職員の給与に関する条例等の一部改正など一八議案、県央有料高速自動車専用道路建設反対の請願等請願二五件、報告一件であった。本定例会では一七件の陳情も審査され、翌年二月に迫った市長選挙を意識してか陳情・請願数は普段の定例会の三倍にも上った。

本会議第一日には議事日程に先立ち金子小一郎市長が発言を求め、元神奈川県知事で名誉市民の内山岩太郎氏が、一月一九日に死去されたことに哀悼の意を表し、その業績を讃えた。

日程に入り、各所管の委員会から七件の請願について審査結果報告を受けた。本会議は委員会の審査結果報告どおり、三件を採択、四件を継続審査とすることに決した。つづいて墓園条例の一部改正等一五議案が上程さ

れ、提案理由の説明が行われた。さらに四五年度一般会計・特別会計決算の認定が上程され、金子市長が説明を行った。最後に清掃車の交通事故による損害賠償額決定の専決処分の報告が行われた。

本会議第二日の六日には、一五議案についての質疑が行われ、墓園条例の一部改正等七議案を原案のとおり可決し、残りを各所管の委員会へ付託した。また四五年度決算については、一五人の委員で構成する四五年度決算特別委員会を設置して、決算審査を付託した。さらに一一件の請願が上程され、各所管の委員会へ付託された。なお、精神薄弱児童の教育についての請願は、すでに同趣旨の請願が九月定例会で採択されていることからたまたちに採択された。

また、同日には決算特別委員会が開かれ、委員長に山下正美委員（新政）を、副委員長に諸節進委員（民社党）を互選したのち、審査日程を決定した。

一日の第三日冒頭、仲戸川桃人議長（新政）は大山正雄議員（共産党）から通告された明治中学校体育館放火事件に関する緊急質問の日程追加について語ったが、本会議はこれを起立少数で否決し、ただちに所管の委員会から審査結果報告を受けた。本会議は、委員会報告どおり八議案を原案のとおり可決し、請願五件を採択、二件を不採択、四件を継続審査とした。

本会議第四日の一二月二〇日には、一三日から一六日まで決算特別委員会で審査された四五年度決算認定の審査結果報告が行われ、討論ののち賛成多数で委員会報告どおり認定することに決した。つづいて八人の人権擁護委員候補者の推薦に同意、選挙管理委員会委員四人および同補充員四人を指名推薦によって決定した。

さらに本会議は議員提出の「藤沢バイパス路線延長計画に対する意見書」を可決したのち、請願五件を上程した。そしてこれらの請願を紹介理由の説明のあと都市建設常任委員会へ付託した。「藤沢バイパス路線延長計画に

対する意見書」は、住民から出された陳情第三五号藤沢バイパス延長路線計画に関する陳情が一月二〇日の都市建設常任委員会で趣旨了承されたことを踏まえて、延長計画について建設大臣に再検討を求めたものであった。

本会議は一般質問に入り、この日は山本幸男、関根久男（以上、市民革新）、広谷甲二（公明党）、端山正司（新政）の四議員が質問を行った。

### 会期の一日間延長

翌二一日は、当初予定された会期最終日にあたっていた。同日午後開会した本会議では西条節子（市民革新）、関野忠義、古郡民雄（以上、社会党）、野島一三（新政）、桑原正一

（共産党）の各議員の一般質問が行われた。つづいて一般質問に立った大山正雄議員（共産党）は、一般質問の最後に「金子市政二〇年の実績を問う」として、かつて「大企業のための資本主義的合理化の推進機関」である日本生産性本部から「株式会社藤沢市役所」としてその企業経営センスを讃えられた金子市政は、自治体行政を利潤追及第一の企業経営と同じ理念で行ってきたと指摘した。そのうえで大山議員は、工場誘致、学校給食のセクター化、公民館の行政センターへの振り替え、各種業務の民間委託、民間デベロッパー方式の西部開発などをその具体例として挙げた。答弁に立った金子市長は憤然として「いなかのような市」が誘致された工場の税金で市民福祉を実現させることができたし、仕事の能率を上げることで四〇数パーセントの投資的経費を投下してきたと述べた。市長の答弁途中で議場から退席するものが続出し、議長は午後九時〇二分「暫時休憩」を宣した。

午後一時三九分再開された本会議で、議長は会期の一日間延長を会議にはかり、異議なくこれを決定した。

一月二二日午前〇時三〇分から再開される予定であった本会議が実際に再開されたのは翌朝五時五九分であった。会議の冒頭に大山議員が発言を求め、「私の一般質問のうち、議題外にわたって市長退職金についての発言は不適切であったので、これを取り消しますとともに、長時間にわたり同僚議員・理事者はじめ関係各位に御

迷惑をかけましたことをおわびいたします」と発言の取り消しを申し出て陳謝した。本会議は、取り消しの申し出を許可したのち、大山正雄議員の質問に対する答弁を再開し、つづいて桜井茂議員（新政）が一般質問を行った。

最後に本会議は議員提案された「辻堂駅の手小荷物取扱廃止等に対する要望決議」、および「市街化区域における農地の固定資産税等に関する意見書」を可決した。「市街化区域内の宅地並み課税反対の意見書」は、市農協組合長から提出された請願第四二号市街化区域における農地の固定資産税等に関する請願が採択され、また各地区から出された一〇件に及ぶ宅地並み課税反対陳情が総務企画常任委員会で趣旨了承されたことに対応して、「市街化区域の農地は、農業の用に供されている限り宅地並み課税を行わず、従来のとおり調整区域の農地と同様の課税をするよう」地方税法の改正を求めている。

閉会にあたっての仲戸川桃川議長のあいさつにつづいて金子市長が発言を求め、議員・職員へ感謝の言葉を述べて、改めて市長選不出馬を表明した。

### 昭和四五年年度の決算認定

四五年度一般会計歳入および特別会計歳入歳出決算は、一二月三日に本会議に上程され、金子市長が主要な施策の成果ならびに予算執行状況について説明した。市長は、市制施行三〇周年にあたった昭和四五年度には全国有数の普及率を誇る下水道事業をはじめ、御弊山、善行、辻堂駅前、藤沢駅前南部、北部第一、第二の各区画整理事業、中央図書館、市民会館、市民病院、高等看護学院、行政センター、保育園、老人福祉センター、福祉会館、鶴沼運動公園等の施設設置、義務教育施設の近代化、道路舗装事業、安全対策事業、清掃施設整備事業を進

めた。その結果、一般会計、特別会計を併せた歳出総額は一五七億三二〇万円余に上り、実質収支は二億七五〇〇万円余の黒字となった。しかも投資的経費は四四・七パーセントで、財政構造の健全性を高めることができたと述べた。

一二月六日の本会議で設置された四五年度決算特別委員会は、一二月一三日から一五日の三日間にわたって詳細な審査を行い、一六日には討論、採決を行った。討論では共産党が一般会計決算と競輪事業費、国民健康保険事業費の両特別会計決算に反対したが、他の各会派は賛成討論を行った。特別委員会は四五年度一般会計・特別会計決算を認定すべきものと決するとともに、(1)超過負担の解消に積極的に運動されたい、(2)財源確保のため、国・県税の移譲に努力されたい、(3)不燃物処理に十分な対策を講じられたい、(4)老人健康審査、乳幼児検診の受診率をあげ、老人・乳幼児の健康管理に万全を期せられたい、(5)墓園事業費について、当初計画に反し需要が少ないので、市民に周知のうえ、需要を高めるとともに効率的運営を図るよう努力されたい、と要望した。

一二月二〇日の本会議は、特別委員会の審査結果報告を受け、ただちに討論に移った。共産党を代表して藤本清蔵議員は、福祉関係で不用額を出していること、「宴会政治」が改善されていないこと、超過負担が多いことなどを理由に一般会計決算認定に反対するとともに、競輪事業費、国民健康保険事業費の二特別会計の認定にも反対した。つづいて新政議員団を代表して加藤庄太郎議員、市民革新議員団を代表して山本幸男議員、公明党を代表して村上伸議員がそれぞれ若干の意見を付して認定賛成の討論を行ったのも、賛成多数で四五年度の決算は認定された。

#### 墓園条例の

#### 一部改正

決算特別委員会の要望第五項は、大庭台墓園の利用者が当初計画していた数を大幅に下回ったためにこの要望になったものである。この点については決算認定の討論においても加藤、村上両議

員が言及して、市の対応を求めている。

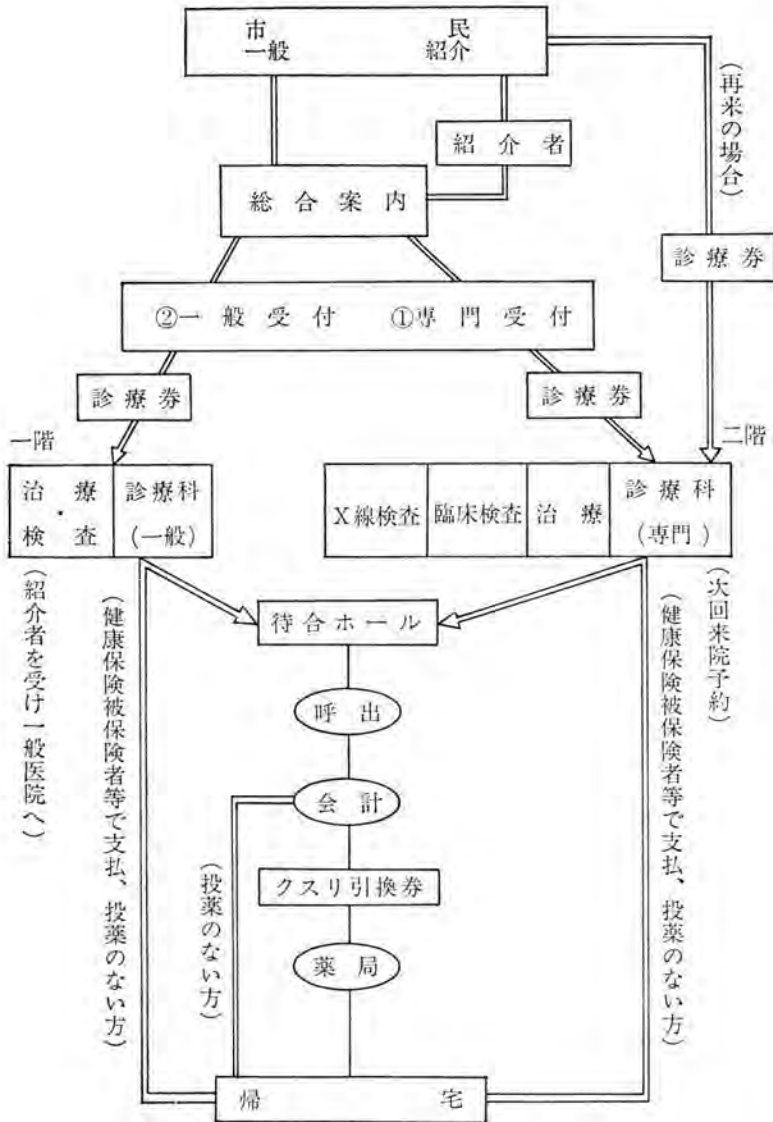
大庭台墓園は完成時には芝生墓地と普通墓地を合わせて二万七六二〇区画となる予定で、この時点で四三〇〇区画の造成が完了していた。四五年一〇月からこの四三〇〇区画について使用開始したところ、約一年後の四六年一月現在で使用されているのは一六五〇区画にすぎなかった。思わぬ不人気に、墓園利用の促進を図るため一二月定例会には墓園条例の一部改正が提出された。改正の内容は、市内にひきつづき一年以上住所を有する者という現行の使用資格を緩和し、居住期間の要件を外し、また規則によって一定の条件を付したうえで市外に住所を有する者にも使用を認めることにした。また使用料の納付時期や使用料の端数計算についても使用者が使いやすいよう条件を緩和した。

墓園条例の一部改正についての質疑は、一二月六日に行われた。理事者側はもちろん、議会としても市民の墓地に対する需要に応じきれないのではないかという、当初、逆の心配をしていた経緯があったため、理事者の見通しの甘さを指摘する声は出なかった。大久保さわ子議員（社会党）の質問に対して、市側は二万七六二〇区画は昭和六〇年度から六五年度にはすべて埋まるであろうという見通しを明らかにした。その他、議員からは需要予測の基礎データ、ローンの導入やPRの必要性が指摘された。

墓園条例の一部改正は、委員会付託を省略して異議なく原案のとおり可決された。

#### 市民病院の開院と市議会での論議

一〇月一日、三年の歳月と約二億九〇〇〇万円をかけて建設された藤沢市民病院が開院し、四日から診療が開始された。地上九階、地下一階の建物に、三三〇の病床を持つこの病院は、全国的にも珍しい「臓器別診療



市民病院外来診療方法図





10月1日に開院した藤沢市民病院

体制」を採った総合病院であった。また、直接来院する一般外来と地域の医療機関で紹介状をもらって来院する専門外来に分けられている点にも特色があった。

診療開始後二カ月以上が経過した一二月定例会では、この間に明らかになった問題点などが市議会で論議的となった。本定例会には病院職員の特殊勤務手当を定める議案第六二号一般職員の給与に関する条例等の一部改正および医療機器の購入などに関する議案第六七号四六年度病院事業会計補正予算(第二号)が提出された。議案第六二号は総務企画常任委員会へ、議案第六七号は経済観光衛生常任委員会へそれぞれ付託されたが、これらの委員会では期せずして「看護婦の退職者が多いことと待遇との関係」が指摘された。市側は、「待遇については他市および公的病院に劣らない。現在定数に対して看護婦は一九人不足している。本市の場合まだ開院早々で体制づくりの段階であるので、開院後の退職者三人は特に多いとは思っていない」と答弁した。

一般質問で市民病院の問題に絞って質問を行ったのは、西条節子(市民革新)、野島二三(新政)の両議員であった。また、桑原正一議員(共産党)もこの問題に言及した。

西条議員は、病院への交通機関、院内の売店、患者の不満処理窓口な

ど改善を要する点とともに、労務管理・人事管理の不調整が指摘されている背景であると思われる。「教育的総合病院」という理念の不明確さについて、これを明らかにしてほしい、職種間の人間関係を円滑にするためにどんな配慮をするかなどについて質問した。さらに西条議員は、入院患者の死亡率が一〇〇人に対して約四・七人と高い点や日電硝子公害の被害者の治療を行うかどうかとも尋ねた。

山岸三木雄病院長は、全国から知らない人々が集まって仕事が始まったのであるから、ただちによい人間関係ができることはあり得ない、「これには少し日を貸してください」というふうに申し上げる以外にない」と述べた。また病院長は、死亡率が高いことはその通りであるが、死亡者は夜来て翌朝に死亡するような患者が大部分で、また重症患者も多いと原因を分析したうえで、開院後の一時的現象であろうから漸次平常に復するであろうと見通しを述べた。また公害との関連では、患者の治療は当然行いが検診等に直接タッチすることは適切でないとした。

野島議員は、自身が市民病院へ入院した経験を踏まえて、市民病院建設は「金子市政中、最大のヒット」であると称賛した。そのうえで、野島議員は、労働条件・給与条件はどうか、看護婦の退職者が多く、その原因は人間関係だと聞くが実情はどうか、来院患者数が少ないようだが、その対策はどうかなどについて質問を行った。

橋野源春病院事務局長は、待遇面で劣っていることはない、現在の欠員三〇人の大部分は看護婦で、退職予定者が五人いるが、全国的な看護婦不足のなかで全力を挙げて確保に努めていることを明らかにした。また山岸病院長は、一〇月には平均六五人程度の来院数であったが、現在は三〇〇人を超える日も多く、徐々に増加している。しかし、この規模の病院としては来院数が少ないのは明らかである。原因としては、紹介制の専門外来につ

いてのPRが効きすぎたことなどが考えられるが、医師会との調整を行って今後は一般外来をPRしたいとした。

桑原議員は、看護婦が辞めていく原因は単に人間関係というようなものではなく、全国的にもみられる厳しい勤務体制にある点を指摘した。

#### 一般質問での西部開発問題と日電硝子公害問題

西部開発問題と日電硝子公害問題は一二月定例会の一般質問においても、大きな論議を呼んだ。この議論のなかでは、これまでの議論がより整理されて革新系議員から提示され、この問題が来年二月に控えている市長選挙の争点として大きくクローズアップされることになった。

西部開発問題を詳細に取り上げたのは関野忠義議員（社会党）であった。関野議員は、昭和四二年一月に西部開発構想が発表された時点での目標は、(1)開発地域のスプロール化を防ぐ、(2)公共用地を確保する、(3)市民に安い価格で住宅地を分譲する、(4)開発に要する費用は一切独立採算で行うことであった。ところが、(1)は達成されたものの、(2)については当初予定されていた病院、青少年の家、老人ホーム、身障者施設はいずれも開発地域外となり、減歩によって無料で捻出されるはずの学校用地等も市が公社から買い取る方向になっており、(3)についてもまだ明確になっていない、さらに、前定例会で明らかになったように(4)の事業の独立採算も崩れようとしているとして、当初の構想と「現在進行している状態があまりに変化している」と述べた。特に下水道、道路、学校などの用地費等へ総額でどの程度の一般財源を投入することになるのかということを中心に質問を展開した。さらに、一般財源を投入すれば譲渡価格が安くなることは理解するが、西部開発地域の土地の六割は民間デベロ

ッパーへ売り渡されるから、結果として大企業に安く売ることになるといわれてもいたしかなかったのでないかと質問した。金子市長は、「一般財源は多少使ったとしても、将来はそこに住む住民の納税によって、長期的に負担させて、そうしてこれを返すという方針」を繰り返して説明した。

日電硝子公害問題については、かねてから市側が主張している、住民と会社との交渉においては、市は仲介者として行動するという姿勢について、公害防止協定締結問題に則して議論が行われた。関根久男議員（市民革新）は、一〇月四日に会社側と住民側が取り交わした確認書の第六項「当社は貴委員会との間に信義誠実の原則に基づいて公害防止協定を結ぶ」の実現について、市が住民の立場に立って積極的に関与することを求めた。また古郡民雄（社会党）議員も、「被害者の立場を擁護するような姿勢をとられるのか、あるいは加害者の立場に立たれるのか」と追及した。金子市長ら市側は、会社と住民の結ぶ公害防止協定は民事上の契約であって、現在のところ両者は「にらみあっている」情勢であり、地方公共団体の立場としては当事者として介入することはできない、市に仲裁を求める場合はあつせん・調停することにやぶさかでないが、いまのところ「いかんともすることができない」と答えた。

一般質問においては、緑化の必要（広谷甲二議員・公明党）や建築公害（古郡議員）など広い意味での環境問題への関心も見られた。

## 八 昭和四七年一月臨時会（二月二十九日～二月一日）

一月臨時会は一月二十九日から二月一日までの会期四日間が開かれた。一月臨時会では決算認定が大きな比重を占めるのが通例であった。しかし、この年は二月二〇日に第八回市長選挙を控え、すでに二月定例会で昭和四

五年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を終わっていたため、一月臨時会に提出された議案は人事院勧告の実施に伴う一般職員の給与に関する条例等の一部改正など九件だけであった。

### 市民会館職員不正事件

一月臨時会の冒頭、市長として最後の議会に臨んでいた金子小一郎市長が発言を求めた。

市長は、市民会館の一職員が市からの貸付金である市民会館友の会運営金の一部、一六八万円余を使い込んでいたことが発覚したことについて、市議会に対し事情を説明し、深く陳謝した。市長は、前年一月一六日に事態が明らかになり、翌日には使い込みを行った職員が全額を弁済するとともに退職願を提出、市長は当該職員を依願免職、市民会館長（友の会事務局長兼任）および友の会事務局次長を懲戒処分、税務市民部長を訓告処分としたと報告した。

本会議第一日はその後日程に入り、交通災害共済の見舞金を補正した専決処分を承認したのち、人事院勧告の実施に伴う給与条例の一部改正、同じく一般職員の給与改定に伴う一般会計補正予算など八議案について、市側の担当部長から説明が行われ、これらを総務企画常任委員会へ付託した。

つづいて市民会館職員の不正問題に対する緊急質問が日程に追加され、大山正雄議員（共産党）が質問を行った。大山議員は、第一に前年一月一六日には事態が明らかになっていたにもかかわらず、市民や議員は一月二七日の新聞報道によって初めて事件を知ったとして、緊急に友の会理事会を開催するなり、一月二日定例会で報告するなどの措置が取られるべきであった。「市の姿勢がおそまつすぎた、新聞報道によって発表されたためにあわててやった感がぬぐいきれない」と述べた。

第二に大山議員は、昭和四三年四月に公共土地公社、四四年三月に市土地区画整理協会、そして今回の市民会館友の会と近年の不祥事はすべていわゆる外郭団体で生じており、金子市政は本来自治体が行うべき仕事を外郭団体に下請させる政策を取ってきたことが不祥事の根底にあると指摘して、市長の見解をただした。

金子市長は、第一の点については不正を行った職員がこれまで真面目に職務を行っていたこと、私生活上同情すべき事情があること、ただちに弁済を行い、辞職したことなどの事情を勘案して発表を多少のばした。第二の点については、急速に人口が増加し、発展している藤沢市においては外郭団体を作らざるを得ないし、これは議会も認めている、「外郭団体そのものを多くつくったからこういうことが多く起こったんだという論理は、決して承服できない」と答えた。

西条節子議員（市民革新）も緊急質問を通告していたが、すでに友の会理事会が開催され、真剣な姿勢で原因について徹底的に究明し改善していく方向が確認され、今後の改善についても経過報告することが確認できたとして、緊急質問を取り下げた。

### 金子市長の退任

二月一日には、本会議第二日が開かれた。本会議は、総務企画常任委員会から付託した八議案について審査結果報告を受けたあと、これらを異議なく原案のとおり可決した。

一月臨時会の閉会にあたって、仲戸川桃人議長が今期限りで近く退任する金子市長に対して、市議会を代表してあいさつを行うため登壇した。仲戸川議長は、都市基盤整備に大きな足跡を残した金子市長を讃え、全国でも高水準の下水道、ごみ処理施設整備、区画整理事業の推進、市民会館・市民病院の建設、自然環境の保全等「金

子市長の偉大な御功績は長く市政史上にさん然と輝き続けることでありましよう」とその労をねぎらい、議会を代表して敬意と感謝を捧げた。

つづいて登壇した金子市長は、市民、市議会、各行政委員会、各種団体幹部、助役以下市職員に感謝の言葉を述べ、二〇年間を振り返った。市長は、昭和二七年に市長に就任した当時の藤沢市を「一軒のあばら家」にたとえ、これを工場誘致等によって財政を豊かにしたうえで立て直し、立派にすることを第一目標とした。そのため、「福祉」への配慮が足りないという非難も受けただれども、当時は市民全体の「福祉」が必要であったのであり、今こそ財政を見極めながらさらにきめ細かい福祉施策の推進が必要であると述べた。

市長は心残りの点として、土地問題のために中央市場が実現できなかったこと、手つけた緑の苗木等の成長と市の緑化の成果をみることでできないことを挙げた。そして、私は市の骨格・内臓・血管にあたるものがある程度つくったので、今後は「立派な肉、強健な肉、さらになめらかな美しい肌を、これを備えた一個の美しい男女をつくる。いわゆる天地創造の神の、あの旧約聖書にありますようなふうに、エデンの花園を藤沢市に築く」という理想に向かってほしいと要望した。

市議会における金子市長の最後の演説は、大きな拍手のなかで終了した。

## 九 昭和四七年二月市長選挙（二月二〇日）

### 市長候補者の決定

昭和四七年二月一〇日、第八回藤沢市長選挙が告示された。この日、市民を豊かにする藤沢市民の会推薦・同

盟支持の加藤慶徳氏と社共共闘を軸として、藤沢市民連合が推薦する葉山峻氏が立候補の届出を行った。他に立候補者がなかったため、第八回市長選挙は予想どおり加藤候補と葉山候補との間の「保革一騎打ち」で争われることになり、二〇日の投票日に向けて激しい選挙戦に突入した。

革新系の市長候補は、社共の調整に手間取る場面があったものの比較的順調に葉山候補に決定したのに対して、保守陣営が市長候補者として加藤候補を決定するには、かなり手間取った。その背景には、市内の保守派が国会議員別に系列化しているという事情のほかに、出馬が確実視されていた革新系の葉山候補有利という見方が強かったことも影響していた。

葉山氏は前回昭和四三年二月一八日に投票が行われた市長選挙にも市議会議員を辞職して出馬し、敗れたとはいえ五選を目指していた金子小一郎候補を一五二五票差にまで追い上げた実績があった。このときの市長選挙では共産党が独自に阿部幹候補を立て、阿部候補の得票を合わせれば金子候補の得票を上回るというものであった。さらに、直近の選挙である四六年六月の参議院地方区選出議員の選挙での得票率は、自民党四四・三パーセント、社会党三四・五パーセント、共産党二一・二パーセントで、社共の得票率の合計は自民党の得票率を大きく上回っていた。それだけに、保守陣営としては、金子市長引退後の市長選において、新住民層を中心とする革新支持層の増大と市内で高い知名度をもった葉山氏に対して、五角以上に戦うことのできる候補を立てることは容易ではなかった。

保守派の候補者選びは、それまでも何人かの名前が浮上していたが、四六年七月一七日、市政懇話会が会合を開き、市長候補支援組織として「市民を豊かにする藤沢市民の会」を近く発足させるとともに、選挙委員会によって早急に候補者の決定を行うことを決めたことで本格化した。八月一二日には市民会館に約一〇〇〇人が集ま



って市民を豊かにする藤沢市民の会が結成された。ここでは会の活動方針として(1)市民の声を市政に、(2)公害のない豊かな生活環境、(3)児童・老人のための社会福祉施策の充実、(4)物価安定と経済生活の向上、(5)教育施設の充実と新しい文化都市藤沢の建設、を決定したが、市長候補者の人選までではできなかった。

市民を豊かにする藤沢市民の会の候補者は、ようやく一〇月一〇日の同会市長候補選考委員会座長団会議で決定し、一三日正式決定をみた。決定した候補者は加藤慶徳氏であった。加藤氏は市内遠藤の出身で、四九歳、長く読売新聞社に勤務した経歴の持ち主であった。選考の過程では二〇人近くの名前が浮かんでいたが、政治的に無色で四〇代という選考基準に合致しており、本人も市長選出馬に意欲的だった加藤氏が、候補者に決定した。

一方の革新陣営の正式候補者決定にも紆余曲折があった。革新系候補者決定に主導権を発揮したのは、「藤沢市政を明るくする市民の会」および選挙母体としての「藤沢市民連合」であった。四六年五月八日には鶴沼公民館で藤沢市政を明るくする市民の会結成大会が開かれ、「統一市民要求」としてまとめられた「住民不在の都市開発や区画整理が推し進められているため破壊される緑の環境を自分らで守り、市政を住民の手に取り戻そう」との大会宣言を採択した。「藤沢市政を明るくする市民の会」は、その後市内の文化団体、労働組合等と呼び掛けを行い、七月三〇日には二五団体の代表によって藤沢市民連合が結成され、革新統一のための政策綱領の作成を開始した。藤沢市民連合にはこの時点で社共両党もオブザーバーとして参加した。

藤沢市民連合と並行して社会党、共産党の動きも活発化した。社会党藤沢総支部は、早くも八月一日に臨時大会を開催し、同党の市長候補として葉山峻氏を公認した。同時に、同大会は二〇年間の保守市政に対決し、革新市政を樹立し、住みよい藤沢市をつくる、二〇年後の人口を三五万人として、緑を守り、公害や過密都市化を防ぐことなどを盛り込んだ市政綱領を決定した。一方の共産党は、社会党との間で政策協定を締結したうえで革新

統一候補を決定するという態度を取って、社会党との政策協議を申し入れた。しかし、全野党共闘路線に立つ社会党との間の話し合いは進まなかった。こうしたなかで、一〇月二八日には共産党は法政大学教授の湯川和夫氏の推薦を決定し、藤沢市民連合へ検討を要請した。

候補者決定は再び藤沢市民連合の場に委ねられることとなった。すでに政策協定文書にあたる綱領の検討にかかっていた藤沢市民連合は、一月二八日には「緑と太陽のライフ・タウンを！」と題する「藤沢市民連合綱領」を決定し、この立場から改めて候補者の決定にかかった。藤沢市民連合綱領は、藤沢市の基本理念を「緑と太陽に恵まれた、文化的な首都近郊のライフ・タウン」ととらえたうえで、「高度成長のもたらす過密化と闘いながら市民生活のための社会資本の充実に全力をそそぐ」という市政の基本方針を掲げた。そして、(1)中央直結・大企業本位だった市政を住民生活優先の市政に切り替える、(2)行政における「企業主義」を一掃する、(3)居住区ごとの地域住民自治活動を高めて住民の直接参加を目指す、(4)市職員に住民自治への助力者としての立場を与えるなどを主張していた。

藤沢市民連合は二月二〇日に葉山峻氏を藤沢市民連合の推薦候補として決定した。市長候補者選定の過程で、共産党は湯川氏を候補者として検討するという要請を取り下げた。藤沢市民連合には加わらなかったが、湘南地区労も独自に葉山氏の推薦を決定していた。

それぞれ一万三、四千票の基礎票をもつといわれた公明党、民社党は早い時期に独自候補の擁立をあきらめたため、保守、革新両派から活発な働き掛けを受けた。公明党藤沢支部は一月初旬には「厳正中立」の立場を決定した。一方、民社党は、共産党と一線を画すことを条件に葉山氏を推薦することを社会党に申し入れたが、藤沢市民連合を軸とした社共共闘の成立がほぼ確実になった一月初旬には、加藤慶徳氏支持を打ち出し、同盟系

労組は加藤候補支援の活動を開始した。

### 選挙戦の様相

葉山、加藤両候補陣営は目前に迫った選挙に向けて急速に選挙体制を固めた。加藤陣営では市内に後援会組織をはりめぐらし、商工会議所、青年会議所、農協、建設業協会など各種団体が活発な選挙活動を行った。また保守陣営だけでなく、同盟系労組も積極的な支援活動を行ったので、加藤候補は幅広い層から得票が期待できる、いわゆる「脱保守」の選挙体制を形成したといわれた。これに対して、葉山陣営も前回の敗北以降四年間に雪辱を期して組織を作り上げ、またさまざまな住民運動組織が藤沢市民連合に結集していた。

今回の市長選挙の底流はかなり明確であった。すなわち、二〇年間に及ぶ金子市政のもとで、市長の強いイニシアチブで進められてきた都市開発を重視した市政に対して、ようやく明らかになってきた高度成長による公害などさまざまなひずみを解決し、住民参加のもとで豊かな環境を守り、福祉を充実する方向へ市政を転換してゆくことが求められていたからである。

葉山陣営はもちろん、加藤陣営でもかなり大胆にこころした底流を見込んだ政策を掲げた。金子市長が後継者を指名しなかったという事情から、加藤陣営としても政策的には「金子市政の継承」を掲げる必要がなかったのである。そのため、葉山、加藤両候補の政策はかなり似通ったものとなった。葉山候補が「住民の、住民による、住民の政治」を掲げれば、加藤候補も「市民の声を不断に市政に反映させることこそ地方自治本来の姿」と述べ、両者とも住民参加重視の姿勢を明確にした。政治課題としては、加藤慶徳候補は第一に生活環境の整備を挙げ、住民福祉を優先して開発を抑制する姿勢を打ち出し、さらに交通、公害、教育、福祉、消費生活、住宅問題

などの立ち遅れを指摘した。一方葉山峻候補も(1)開発抑止策による三五万人都市構想、(2)公害のない街づくり、(3)西部開発にみられる大企業奉仕の市政をやめさせる、(4)緑と自然のライフタウン建設を中心とする生活優先の政策を掲げた。

二月三日に同盟系労働組合が加藤候補の総決起大会を開けば、八日には藤沢市民連合が葉山候補の総決起大会を開催した。いよいよ二月一〇日に市長選挙が告示されると、両陣営の選挙戦は一段と熱っぽいものになった。葉山候補陣営には美濃部亮吉東京都知事、飛鳥田一雄横浜市長などの革新首長が応援に駆けつけ、加藤候補陣営にも津田文吾神奈川県知事、大石武一環境庁長官などが応援に訪れた。また、加藤陣営はスマイルバッジを、葉山陣営は紫に白の丸型バッジをシンボルにイメージ選挙が展開されるという一面もあった。

### 葉山峻候補の勝利

二月二〇日の投票日は朝からよい天気にもぐまれた。この日の投票は新たに設けられた湘南台幼稚園、高砂小学校の投票所を含めて、四三カ所の投票所で午前七時から行われた。有権者総数は一六万六二四人で、投票率は六〇・七一パーセントであった。今回の投票率にはふたつの特徴が見られた。第一は男の投票率が五九・一〇パーセントであったのに対して、女の投票率が六二・三三パーセントと、女子の投票率が目立って高かったことである。第二は投票所別投票率について通常の選挙にみられる「北高南低」傾向が、むしろ「南高北低」に逆転したことである。葉山候補は南部に、加藤候補は北部に票田をもつといわれていただけに、この投票所別投票率分布は勝敗に大きく影響した。また、投票所別投票率の最高は打戻公民館の七九・五五パーセント、最低は六会小学校の五一・九一パーセントであったが、藤沢団地集会所の六六・六三パーセント、辻堂団地集会所の六四・二

八パーセントなど団地での投票率が予想以上に高かった。

開票は二一日午前八時から市民会館集会ホールで行われた。葉山候補が順調に票を伸ばしたのに対して、加藤候補の票は伸び悩んだ。開票の最終結果は葉山峻候補五万三六一六票、加藤慶徳候補四万三五〇〇票であった。葉山候補が一万票以上の差をつけての圧勝であった。

藤沢市に三八歳の革新市長が登場したのである。葉山候補の勝利は同時に東京、川崎、横浜、鎌倉、横須賀に次ぐ「東海道革新メガロポリス」の発展であるとともに、県民人口の七一パーセントを占める県下主要五都市が革新市政のもとにおかれたことを意味していた。

二月二六日初登庁した葉山市長は、職員に本来の意味でのパブリック・サーバントに徹することを要請し、市政が中央政府の高度経済成長政策のあとを追って無計画な工業立地や、人口集積のあと始末のための開発事業に偏っていたとして、「いままでの大企業優先の市政から、緑と太陽の豊かな生活優先の市政へ」重点を移し、「機械的な都市計画から、住民の要求にもとづく、住民参加の手づくりの都市計画」を目指すとあいさつした。

また、記者会見に応じた新市長は、市役所のなかの古いよどみ、官僚主義を追放して、市民の風が吹き抜けるさわやかな市政を実現したい。西部開発、公害対策については実情を掌握したうえ早急に対処する。人事は民主的・公平に行うなどと語った。

二月二八日には「住民自治の原則」、「市民生活優先の原則」、「民主平等の原則」、「住民の同意にもとづく公共計画の原則」、「科学的都市政策」からなるまちづくり五原則を発表するなど、精力的な活動を開始した葉山市政ではあったが、その前途は必ずしも平穏とはいえなかった。最大の難関は、少数与党の市議会であることは衆目の一致するところであった。市議会では社会党六、共産党三、市民革新三、合計一二議席が与党にすぎず、野党

の新政議員団は二四議席を誇っていた。また、公明四、民社四が中間派を形成することになるが、その動きは予断を許さなかった。

三月三日には金子小一郎前市長との事務引継ぎが終了し、葉山峻市長はいよいよ注目の三月定例会を迎えることになった。

### 一〇 昭和四七年三月定例会（三月九日～三月三〇日）

市長選挙後の初の市議会である三月定例会は、三月九日から三〇日まで開かれた。当初決定された会期は、二七日までの一九日間であったが、市長答弁をめぐって議事が中断したため、二三日の本会議で三日間の会期延長が決定された。

この定例会には地方自治法二一八条二項に基づく昭和四七年度暫定予算、七〇歳以上の老人医療費無料化にかかる老人医療費助成条例および国民健康保険条例の一部改正など四六議案と請願二〇件等が上程された。

**道路建設をめぐる請願審査** 三月九日の本会議第一日には、冒頭葉山峻新市長が就任あいさつを行ったあと、まず県道伊勢原戸塚線延長計画の路線変更に関する請願等一三件の請願について各所管の委員会から審査結

果報告が行われ、本会議は委員会の審査結果報告のとおり六件を採択、六件を不採択、一件の取り下げを承認した。請願の審議においては、道路建設の促進か、見直しかをめぐって論戦が行われたことが注目される。請願第三五号、第三七号、第三八号、第三九号、第四〇号、第四一号の六件の請願は、いずれも辻堂駅南海岸線の道路建設に関するもので、第三五号、第三七号は建設促進を、残りの四件は建設反対を主張していたため、都市建設についての住民参加の在り方も問われることになった。



3月定例会本会議で施政方針を説明する葉山峻新市長

三月二日に開催された都市建設常任委員会では、「辻堂南部の道路・下水は他地区に比べて立ち遅れているので、早急な整備が必要である。南海岸地区と駅を結ぶ道路は一本しかないため渋滞が激しく、防災上も問題があるので建設促進請願を採択したい」という意見と、「話し合いが煮詰まっていない段階で一方の立場から結論付けることは住民の反目を助長することにもなる、結論を出すのは早計だ」、「建設反対請願を採択すべきだ」などの討論が行われたが、採決の結果建設促進請願を採択し、反対請願を不採択とすることに決した。

本会議では桑原正一議員（共産党）が、辻堂南北道路計画は同地区の土地区画整理事業と絡んで金子小一郎前市長が白紙撤回を言明したものであって、建設促進請願は地元住民とは関係ない人々によって提出されたものであるとして、お互いに住みよい町をつくる話し合いが不十分のまま委員会での一方的な採択が行われたことは遺憾であると、建設反対請願の採択を求める討論を行った。本会議は、建設促進請願二件を採択し、反対請願四件を不採択とした。

本会議第一日には、つづいて昭和四六年度一般会計補正予算（第六号）など二四議案および昭和四七年度一般会計暫定予算等関連一八議案が上程され、市長の大綱説明等市側の提案理由説明が行われた。

本会議第二日は、補正予算等二四議案について質疑、討論を行い、一〇議案を原案のとおり承認、可決し、一四議案を各所管の委員会へ付託した。また、市街化区域における農地の固定資産税等に関する請

願等五件の請願が上程され、市街化区域内農地の宅地並み課税反対請願はただちに採択され、他の四件の請願は各所管の委員会へ付託された。

本会議第三日の三月一六日には各所管の委員会から付託された議案、請願についての審査結果報告が行われ、報告どおり一四議案を原案のとおり可決、請願三件を採択、一件を継続審査とした。

つづいて本会議は昭和四七年度暫定予算および関連条例等一八議案についての代表質問に入った。市議会としては、葉山市長の考えを直接質すはじめての機会であった。ところが一番目の質問者として新政議員団を代表して質問を行った鈴木清治議員の質問に対する市長答弁に対して取り消しを求める緊急動議が提出され、これが賛成多数で可決された。本会議は一旦休憩ののち、結局延会となった。

翌一七日午後に再開した本会議も、鈴木議員が質問を続行し、葉山市長が答弁を行ったあと、休憩し、ふたたび延会となった。議会内では調整のための話し合いが進められたが、予定されていた一八日、二一日の本会議も開催されなかった。

本会議は、ようやく二二日に再開され、佐藤築造（社会党）、大野裕史（公明党）諸節進（民社党）、西条節子（市民革新）の各議員が代表質問を行った。翌三月二三日にも代表質問が続けられ、大山正雄（共産党）、渡辺光男、番場定孝、高山年正、桜井茂、矢島兵一、川口功、平川正雄（以上、新政）の各議員が代表質問を行った。

代表質問終了後、本会議はただちに二二議員からなる昭和四七年度暫定予算等特別委員会を設置し、暫定予算等一八議案と老人医療費を無料にするための請願一件の審査を同特別委員会に付託した。さらに本会議は、三〇日まで三日間の会期延長を決定した。



三月三〇日の本会議最終日には、まず、暫定予算等特別委員会の審査結果報告が行われたあとで、各会派の代表討論が行われた。つづいて採決に移り、特別委員会の報告とおり昭和四七年度一般会計暫定予算等一七議案を原案のとおり可決、国民健康保険条例の一部改正を原案修正のうえ可決した。また、請願一件は一、二項を採択、三項を不採択とすることに決定した。さらに本会議は、金子小一郎前市長および桜井芳雄前助役の退職手当金額など、三議案を委員会付託を省略して原案のとおり可決、請願一件を所管の委員会に付託したうえで、閉会した。

### 昭和四七年度暫定予算の審議

三月定例会は、藤沢市初の革新市長としての葉山市長が迎えるはじめての市議会であった。しかし、市議会の勢力分野は野党である新政議員団が圧倒的な議席数を誇っており、公明党、民社党の中間派の帰趨も予断を許さないという市長にとって敵しいものであった。こうした状況であっただけに、本定例会の焦点が、暫定予算等関連議案の審議をめぐっての葉山市長と野党新政議員団との論戦にあることは衆目が一致して予想していたところであった。

すでに葉山市長は本定例会冒頭の就任あいさつで、「市民生活優先の原則を貫きながら、今日の都市問題に対して常に柔軟に対応し、新しい問題意識に立って解決していく」として「新しい住民自治の創造に向かって前進する」と述べていたが、就任後間もないこともあって、本定例会には地方自治法二一八条二項による四月から六月までの暫定予算を提出した。三月九日に暫定予算の大綱説明を行った市長は、本予算には政策判断を伴わない経常経費、臨時経費を中心とする義務的な政策経費、および時期的にみて暫定予算に計上することが有効である

と思われる経費三点を計上した。この三点の経費は、第一に七〇歳以上の老人の医療費を無料化するとともに、国民健康保険の被保険者で、かつ一・二級の身体障害者または重度精神薄弱者などの医療費を無料化する経費、第二に、夏に間に合うよう藤沢・鶴洋・秋葉台の三小学校のプール建設費、第三にすでに継続費として議決を得ている西部土地区画整理事業費特別会計を年間予算として編成したことである。これにより一般会計暫定予算額は三億三七一八万七〇〇円となったと説明した。

### 市議会の空転

暫定予算に対する代表質問が行われるまでに、他の議案についての質疑においても葉山市長は新しい姿勢を打ち出していた。たとえば、議案八七号四市共催川崎競輪施行の事務委託に関する協議の質疑において広谷甲二議員（公明党）が、競輪についての方針を質したのに対して、市長は基本的には漸次廃止に向かう方向で努力する姿勢を明らかにし、当面は競輪財源の使途を明確にすることを検討するとした。

しかし、なんといっても葉山市長の施政方針について市議会が詳細に質す機会は暫定予算等一八議案に対する代表質問の場であった。注目の代表質問は、三月一六日、一七日の二日間の予定で始まった。

最初の質問者は、鈴木清治議員（新政）であった。鈴木議員は葉山市長が選挙公報や公の場における発言で述べている公約を取り上げて、その真意と方針を質問した。鈴木議員は、最初に葉山市長が選挙公報で「私は藤沢市民とともに、住民本位の新しい市政を大胆に進め、いままでの悪政を断ち切ります」とある点を取り上げて、金子前市長の二五年間にわたる市政全般を「悪政」として片付けるのか、その真意は何かと質した。さらに、具体的な政策として、西部開発の再検討、老人医療費の無料化、公営卸売市場建設、義務教育に関する父兄負担（寄付）の全廃、中小企業に対する無担保無保証人融資制度の創設、公害防止条例の制定などを取り上げて、そ

の実現の見通しや方針を尋ねた。葉山市長は具体的な公約項目については、それぞれについていねいな答弁を行った。しかし鈴木議員は答弁が不明確であるとともに、「悪政」についての答弁が漏れているとして再質問を行った。再び答弁にたった市長は、わたしは佐藤自民党政府は悪政であると考えており、「それに追隨する形のもの」は悪政というふうに呼んで差しつかえないだろう」と発言した。

この市長答弁後、中戸川桃人議長はただちに暫時休憩を告げ、本会議は休憩に入った。二時間半近くの休憩後、再開された本会議冒頭、落合輝久議員（新政）が発言を求めた。落合議員はときの政府を議場で悪政呼ばわりしたのは不見識で、さらに金子市政をも、これに追隨するとして悪政と述べたことは不適当である、として市長発言の取り消しを求める緊急動議を提出した。

議長は動議の成立を認め、ただちに動議どおり市長に発言の取り消しを求めることについて起立採決を行った。採決の結果、賛成多数で発言取り消し動議が可決されたため、議長は葉山市長に対して発言の一部を取り消すよう勧告した。

これに対して佐藤樂造議員（社会党）が議事進行について発言を求めた。佐藤議員はこれまでの慣行では緊急動議、緊急質問を出す場合は、事前に議会運営委員会に諮り、合意が成立しない場合のみ本会議において採決するということなのであって、今回の措置はこの慣行を破るものであるとして、休憩を求めた。議長は鈴木議員の代表質問を続行しようとしたが、議場は「反対、じょうだんいなよ」などの野次で騒然となり、結局本会議は休憩に入った。ついにこの日の本会議は延会となった。

一六日午後につづいて翌一七日にも議会運営委員会が開催され、この問題については各議員団長に取り扱いを一任することとして、話し合いは各派代表者会議の席に移された。午後には本会議が再開された。しかし、再開

された本会議で代表質問を続行した鈴木議員は、金子市政は悪政であるという趣旨の市長発言は心外であると三たび答弁を求めた。答弁にたった市長は、金子市政の評価は最終的には市民の手に委ねられており、その審判は先の市長選挙によって下っているのです、今後はこうした市民の意向に沿う市政を行うと述べた。また、「国の悪政」に対しては今後とも「堂々と発言して、市民に有利になるようにやっていく」と答弁した。市長の答弁が終ると新政議員団の議員たちは議場から一斉に退場し、市長答弁への不満を示した。本会議はやむなく暫時休憩に入った。本会議の議事はわずか二〇分たらずで、またも止まってしまったのである。

新政議員団の審議拒否の姿勢は堅く、本会議開催予定日の一八日、二一日にも本会議は行われなかった。議会再開について一八日、二一日には各派代表者会議での交渉が繰り返された。この間、市長を支持する市民が市議会の傍聴に訪れたり、選挙母体である市民連合などが新政議員団の態度を批判するビラを配布するなどの動きも現れた。また、「悪政を『悪政』と呼んでなぜ悪い——新入り革新市長奮戦記」という、いささか刺激的な表題が編集部によってつけられた葉山市長の論稿を掲載した『朝日ジャーナル』三月三十一日号も発売されるという一幕もあった。ようやく二二日に各会派代表者と葉山市長の懇談が行われ、その後行われた各派代表者会議で議会の正常化についての合意が成立した。同日午後には本会議が再開され、代表質問が続けられることになった。

### 代表質問の内容

再開後の代表質問の一番手は社会党の佐藤築造議員であった。佐藤議員は二〇日に暴風雨の富士山で起こった遭難事故に触れながら、「藤沢市の議会も本日台風一過、非常に静かな上に立って本会議が開催されました。これからの議会もお互いに明るい気持ちで進んでいきたいと思えます」と前置きして質問に入った。佐藤議員は、市長の市政に対する基本姿勢、ドル・ショック後の財政・超過負担問題、公害、特に藤沢橋の鉛公害問題、日照権問題、西部開発などについて市長に質した。

つづいて、公明党を代表して大野裕史議員は市長選挙における葉山市長の公約を網羅的に取り上げた質問を行った。

民社党を代表して質問に立ったのは諸節進議員であった。諸節議員は総合計画の今後の扱い、住民自治の確立を主張する市長の市議会についての認識、心身障害者福祉センターなど福祉行政、教育行政、機構改革に関する考え方などについて市長の考えを質した。

五番目に代表質問を行ったのは、市民革新議員団の西条節子議員であった。西条議員は市長が提唱する三五万人都市構想について県総合計画との関連、用途地域の線引き、市民の生活と健康にかかわる公害・防災・市民病院・福祉施策などについて質問した。

三月二三日にも代表質問が続けられた。この日最初に質問に立ったのは、共産党の大山正雄議員であった。大議員は市街化区域内農地の宅地並み課税問題、西部開発、水質汚濁対策、市の「南北」格差問題などについての質問を展開した。

各派を代表する質問が一通り終了した後、いずれも新政議員団から渡辺光男、番場定孝、高山年正、桜井茂、矢島兵一、川口功、平川正雄の七議員がそれぞれ焦点を絞って葉山市長を質した。渡辺議員は市長の三五万人都市構想、市長のいう審議会制度の改革、「市民本位」の行政の三点について、金子前市政を評価する立場から葉山市長の真意を質した。番場議員は住民自治と代議制民主主義との関連、市民連合綱領の市長に対する拘束力など市長の原則的な政治姿勢を質した。また高山議員は、公務員のストライキに対する市長の見解、公害対策などについて質問を展開した。桜井議員は、市長と市民連合との関係、農地の宅地並み課税問題等を取り上げた。矢島議員は具体的に藤沢駅北口再開発問題、公営市場建設問題について質問を行った。川口議員も西部開発につ

て具体的な論点を提示した。最後の代表質問者となった平川議員は市長の農業施策について宅地並み課税問題、農業振興策などを質した。

### 葉山市長の答弁

市長の独自色が薄い暫定予算が論議の対象となったので、代表質問においては、政策論点について具体的な論戦を行うよりも、市長の政治姿勢や政策分野別に網羅的に基本的な考え方を質すことに重点が置かれざるを得なかった。そのため、葉山市長はほとんどすべての質問に対して直接に答弁を行った。葉山市長は、各々の質問項目についてこれまでの問題点をいねいに指摘して、市民連合綱領にそって今後検討を進めるといふ答弁を繰り返した。新政議員団からはたびたび市長答弁は具体性に欠けるといふ指摘も行われた。

ほとんどすべての議員が触れた市長の基本的な政治姿勢について、葉山市長は住民本位の市政―「市民による、市民のための市民の政治」を理念として、「手づくりの町づくり」を目指し、「平和と民主主義の憲法」を暮らしのなかに生かしていくとした。これと関連して、特に住民自治の確立を主張する市長は、市民連合綱領に忠実な市政を行うのか、議会をどう認識しているのかという点にも論議の関心が集まった。市長は市民連合綱領は全市民が望むような内容であり、これを基本としながらさらにこれを発展させていく、議会との関係は地方自治法に則って議会制民主主義を尊重するとともに、議会と市長との関係に直接民主主義の風が吹き抜けるよう運営したいとした。

かなり抽象的な政治理念をめぐるやりとりとともに、葉山市長は西部開発については今後の再検討の方向を具体的に提起し、また市街化区域内農地への宅地並み課税という目前の問題についてはその具体的姿勢を明確に示した。

西部開発についても多くの議員が質問項目に取り上げた。葉山市長は西部開発については四月以降に道路・交通、市民負担など「すべて洗いだし」て徹底的な検討を行い、市民本位の方向で解決を図るという基本姿勢を示した。そして、第一工区の市民分譲分、第二工区の県住宅供給公社による県民分譲分については事業が遅れないようにできるだけの措置をとるとした。

市街化区域内農地に対する宅地並み課税は、四六年三月の地方税法改正によって昭和四七年から順次実施されることになっていった。この問題に関して市議会ではすでに一二月定例会で課税反対の請願一件を採択し、陳情一件を総務企画常任委員会で趣旨了承するとともに、「市街化区域における農地の固定資産税等に関する意見書」を可決していた。また三月定例会でも同趣旨の請願一件を採択していた。

葉山市長は緑を守り、過密化を防ぐ役目を果たしている都市近郊農業を守るという立場に立って、宅地並み課税に必要な市税条例の改正提案を行わないことを言明していた。

しかし、一方で三月一日から宅地並み評価額を含む固定資産課税台帳の縦覧が行われた。この点について皮肉にも共産党の大山議員と新政議員団の桜井議員がともに市長の態度は一貫していないと追及した。これに対して市長は、評価と賦課の問題は別である、評価額の縦覧は市長の義務規定であるので実施したが、市税条例の改正については政府と争うことになって提案しないと述べて、市議会の理解を求めた。桜井議員は、「二枚舌」、「勇気がない」、「ごまかし」などと市長の態度を追及したが、市長は実質上宅地並み課税は実施できない情勢が生まれつつあり、わたしの判断は完全に正しかったと自信を見せた。

**一部議案修正** 三月二三日に設置された昭和四七年度暫定予算等特別委員会は翌二四日に第一回委員会を開催  
**と代表討論** し、委員長に山下正美委員（新政）、副委員長に広谷甲二委員（公明党）を選出したのち、た

だちに審査に入った。暫定予算等特別委員会は二五日、二七日の三日間にわたって行われた委員会審査の結果、四七年度暫定予算等一八議案のうち一七議案を原案のとおり可決し、国民健康保険条例の一部改正を修正可決した。国民健康保険条例の改正は、老人医療費の七〇歳以上無料化、重度心身障害者医療費の無料化とともに保険料の賦課方法をこれまでの二期制から一期制に改めるものであった。賦課方法の変更にしたがって保険料の算定基準が一年度されることになるので、実質的には保険料値上げとなるのではないかとこの立場から修正案が提出された。すなわち賦課方法の変更は一般市民には実質的値上げと受けとめられるので、改正は老人・重度心身障害者医療費無料化関係のみとする修正案が提出され、特別委員会ではこの修正案が賛成多数で可決された。

三月三〇日の本会議では特別委員会の審査報告のあと、各派から代表討論が行われた。最初に共産党を代表して討論を行った大山議員は、四七年度西部土地区画整理事業費特別会計予算および四七年度競輪事業費特別会計暫定予算に反対し、国民健康保険条例改正については修正案に賛成し、一般会計暫定予算等残りの議案については賛成する討論を行った。新政議員団の高山議員は、国民健康保険条例改正の修正案に賛成、残りの議案については賛成の討論を行った。社会党の関野忠義議員はすべての議案について原案に賛成する討論を行った。公明党の松山三之助議員と民社党の古谷正一議員は暫定予算等についてはともに原案に賛成したが、国民健康保険条例の改正については松山議員が修正案に賛成し、古谷議員が原案に賛成した。

本会議は採決に入り、国民健康保険条例改正については修正案を可決し、他の議案については原案のとおり可決した。



## 第三節 昭和四七年度

### 一 昭和四七年四月臨時会（四月二八日）

四月臨時会は、四月二八日に会期二日間で開催された。提出された議案は、四六年度補正予算等の専決処分の承認、新林公園用地等財産取得の専決処分の承認、および地方税法一部改正に伴う市税条例の改正の三件であった。

補正予算の専決処分の内容は、国の地方税減収補填策として地方債の増額が認められたことに伴い、一般会計、下水道事業費、北部第一土地区画整理事業費、西部土地区画整理事業費の各予算を補正したものであった。財産取得は、すでに都市計画決定されている新林公園の用地取得および緑地保全のために市が水田を買い上げるものであった。説明に立った伊草昇総務部長は、新林公園は昭和四六年度から五年間の継続事業として、最終的には一六・二七ヘクタールの自然がそのまま残る公園として整備を進めるとした。また、水田買い上げ事業も緑地保全の基本姿勢で市民の憩いの広場として利用計画を立てると述べた。

議員からは西部土地区画整理事業費特別会計補正予算に関連して、長期債返済の方針などについて質問が出された。伊草部長はこの点については葉山市長が将来の市民へ負担を転嫁しない方針で解決していくという意向なので、今後煮詰めていきたいと述べるにとどまった。

四月臨時会は、提出された三議案を原案のとおり可決して、閉会した。

## 二 昭和四七年五月臨時会（五月二三日）

五月二三日には、会期一日間で五月臨時会が開催された。提出された議案は湘南台公園新設工事等工事請負契約議案二件と伊草昇氏の助役選任に同意を求める議案の三件であった。

## 伊草昇助役の就任

葉山峻市長が当選して以来、当然のことながら助役人事は注目的となった。葉山市長は助役には市職員を起用すること、公平な人事を行うこと、助役は一人とすることを基本方針にして人選を進め、桜井芳雄前助役が辞職した三月六日ごろまでに伊草昇総務部長の起用を決め、同氏からの内諾も取り付けていた。

そこで葉山市長は早くも七日には市議会各会派の代表者を招いて助役人事についての説明を行うため昼食会を催し、この席で議会側へ基本的な考え方を説明した。また翌八日には市議会正副議長を招いて、伊草氏を助役として起用する考えを伝えたのに対して、正副議長は議会内で検討を進めることを約束した。

しかし、議会内での伊草氏助役就任の了解取り付けは難航した。それは、社会党、共産党、市民革新議員団は賛成し、また中間派の公明党、民社党も賛成の態度であったが、新政議員団が伊草氏の助役起用に反対したからであった。このため葉山市長は、三月定例会にはもちろん、四月臨時会にも伊草氏の助役選任同意議案を提出することができなかった。ようやく新政議員団の同意を得て、五月臨時会に伊草氏の助役選任に同意を求める議案が提出された。

本会議に上程された伊草氏の助役選任同意議案は、葉山市長の提案理由説明ののち、ただちに起立採決され、

全員の賛成によって原案のとおり同意された。市長がお礼の言葉を述べたあと、伊草助役が「清潔、誠実、積極」を旨として精一杯努力すると就任あいさつを行った。

伊草助役は昭和二二年に市職員となって以来、建設部管理課長、企画管理室長、総務部長等を歴任し、その行政手腕は高く評価されていた。伊草助役はその後三期一二年間にわたって葉山市長の女房役を務めることになったのである。

### 三 昭和四七年六月定例会（六月九日～七月四日）

葉山峻市長就任後、新市長の施政方針を盛り込んだ初の本格的予算である昭和四七年度一般会計・特別会計予算等を審議する六月定例会は、六月九日に開会された。当初決定された会期は六月三〇日までの二二日間であったが、二六日の本会議で七月四日まで四日間の会期延長が決定されたため、会期は二六日間となった。

提出された議案は四七年度予算のほか競輪事業収益の使途に関する条例の制定、大口使用者の料金通減方式を廃止する下水道条例の一部改正等四〇議案と請願一二件、報告八件などであった。

本会議第一日の六月九日には、まず県央有料高速自動車専用道路建設反対の請願等五件の請願について各所管の委員会から審査結果を報告したのち、委員会報告どおり二件を採択、一件の取り下げを承認し、二件を継続審査と決定した。つづいて専決処分承認案件等六議案について提案理由の説明が行われたのち、注目の四七年度予算と関連する議案二八件が上程され、葉山市長がその大綱を説明するとともに、各議案について担当部長が説明した。さらにこの日の本会議では、開発経営公社の経営状況など八件について担当部長が報告した。

翌一〇日の本会議第二日には、専決処分の承認等六議案について質疑が行われ、三議案を可決、市道の認定・

廃止・変更にかかる三議案を都市建設常任委員会へ付託した。つぎに八件の報告に対する質疑が行われた。そのなかで関野忠義議員（社会党）の質問に答えて、前年九月定例会以来問題となっていた民間デベロッパーと市および開発経営公社との間で取り交わされたいわゆる非公開文書が熊山喜三郎西部開発事務局長によって読み上げられ、これをめぐってさらに質疑が展開された。本定例会でも西部開発は大きな論議の的となった。つづいて、藤沢都市計画用途地域案に対する鶴沼神明二丁目、三丁目地区に関する請願ほか六件の請願が上程され、善行長後路線の早期開通に関する請願等二件をただちに採択し、他の四件を各所管の委員会に付託した。

本会議第三日は、一六日に開かれた。各所管の委員会から付託されていた三議案と四件の請願について審査結果が報告され、本会議は委員会報告とおり三議案を可決、請願四件を採択した。つづいて各会派の代表質問が行われ、林誠八（新政）、関野忠義（社会党）、村上伸（公明党）の各議員が質問を行った。

本会議第四日（一九日）の冒頭、葉山市長が道路課職員の収賄容疑事件について報告を行い、大山正雄（共産党）、広谷甲二（公明党）両議員が緊急質問を行った。

緊急質問のあと代表質問が続行された。質問を行ったのは古谷正一（民社党）、桑原正一（共産党）、山本幸男（市民革新）、平川正雄（新政）、大久保さわ子（社会党）、野島二三、桜井茂（以上、新政）の七議員であった。代表質問終了後、本会議は議員全員で構成する昭和四七年度予算等特別委員会の設置を決めた。

#### 会期の四日間延長

予算等特別委員会は二〇日に第一回の会議を開き、委員長に鈴木清治委員（新政）、副委員長に古谷正一委員（民社党）を互選したのち、審査に入った。しかし、予算審査は当初から宅地並み課税の問題等に時間を費やしたことも絡んで遅れ、審査は二九日までの八日間という異例の長期間に及んだ。

第3節 昭和47年度

表47-1 昭和47年度予算等特別委員会審査日程

(昭和47年6月20日～29日・8日間)

月 日	審 査 対 象
6月20日(第1日)	一般会計歳出の部 人件費(総括) 議会費 総務費
6月21日(第2日)	総務費
6月22日(第3日)	総務費 環境保全費 民生費 衛生費
6月23日(第4日)	衛生費 労働費 農林水産業費 商工費 土木費 消防費 教育費
6月26日(第5日)	教育費 公債費 諸支出金 子備費 一般会計歳入の部 一般会計第2条以下 特別会計 交通災害共済事業費 国民健康保険事業費 競輪事業費 農業共済事業 市民病院事業 下水道事業費
6月27日(第6日)	下水道事業費 北部第一土地区画整理事業費 北部第二土地区画整理事業費 墓園事業費 土地区画整理精算事業費 土地先行取得事業費
6月28日(第7日)	条例
6月29日(第8日)	討論・採択

このため、二三日には議会運営委員会が開催されて会議日程等が協議された。その結果、二六日には本会議第五日が開かれ、七月四日まで会期を四日間延長することが決定された。

三〇日には本会議が開催され、予算等特別委員会の審査結果報告、代表討論ののち、予算等関連二八議案の採決が行われた。昭和四七年度一般会計予算等二六議案は原案のとおり可決されたが、競輪事業収益の使途に関する条例および小規模企業事業資金無担保融資条例の二議案は否決された。この日の本会議はふたたび道路課職員取附容疑事件に関連する桜井茂議員(新政)の緊急質問ののち、終了し、六月定例会もほぼ山場を越えた。

本会議最終日の七月四日は、人事案



昭和47年度予算等特別委員会での予算審査

件を中心とする審議が行われた。本会議は市長から提出された損害賠償会委員の補欠委員に萩原儀作、砂川三次の両氏を、監査委員に尾沢修治氏を、公平委員会委員に小幡忠男氏を選任したいという各議案に同意した。つづいて前市長の金子小一郎氏を名誉市民に選定したい旨の議案が市長から提出され、各会派から討論が行われ、藤本清蔵議員（共産党）は反対したが、他の会派は賛成し、原案のとおり可決された。佐藤樂造議員（社会党）および西条節子議員（市民革新）は、金子氏を最後の名誉市民としたいと述べて、名誉市民条例の事実上の廃止を示唆したのが注目された。

本会議は市議会内の人事に移り、各常任委員会などの正副委員長が表2のとおり決定した。また、茅ヶ崎市藤沢市教育組合議員に桜井茂、黒江貞子、加藤三郎、渡辺政雄の四議員を決定、農業委員会委員に野島一三、桜井茂、関根久男、平川正雄、林誠八の五議員を推薦することに決定した。さらに加藤庄太郎副議長（新政）の辞職に伴って副議長選挙が行われ、投票総数四三票のうち二三票を獲得した鈴木清治議員（新政）が副議長に当選した。

六月定例会は、最後に「軍人恩給早期改善に関する意見書」、「福祉年金の併給制度撤廃に関する意見書」を可決し、上程された横浜小田原線道路建設計画反対の請願を所管の委員会へ付託したのち閉会した。

第3節 昭和47年度

表47—2 各委員会正副委員長一覧

(昭和47年6月選出)

委 員 会 名	委 員 長(会派)	副委員長(会派)
総務企画常任委員会	古郡 民雄 (日本社会党)	浅野 明夫 (新政議員団)
文教民生常任委員会	広谷 甲二 (公明党)	高山 年正 (新政議員団)
経済観光衛生常任委員会	小沢 定雄 (新政議員団)	高田 辰三 (日本社会党)
都市建設常任委員会	渋谷 彦三 (新政議員団)	内田 松男 (民社党)
藤沢駅北口整備促進特別委員会	加藤 照 (新政議員団)	矢島 兵一 (新政議員団)
西部地域開発特別委員会	渡辺 政雄 (新政議員団)	川口 功 (新政議員団)
交通改善対策特別委員会	渡辺 光男 (新政議員団)	藤本 清蔵 (日本共産党)
公害対策特別委員会	古谷 正一 (民社党)	端山 正司 (新政議員団)
北部地域開発促進特別委員会	佐藤 樂造 (日本社会党)	田中 和子 (新政議員団)
議会運営委員会	落合 輝久 (新政議員団)	松山三之助 (公明党)
議会報編集委員会	高山 年正 (新政議員団)	西条 節子 (市民革新議員団)

道路課職員の汚職容疑 すでに触れたよう  
 事件に関する緊急質問 に、本会議第四日  
 の冒頭、葉山市長が発言を求め、一六日と一  
 八日に相次いで道路課職員二人が昭和四五年  
 当時に建設会社から中古乗用車、カラーテレ  
 ビを受け取って、道路工事に便宜を図ってい  
 た取賄容疑で逮捕されたことを報告した。そ  
 して、今後はチェック機能の強化を図るとと  
 もに、処分も厳正に行うとした。

これに対して、大山正雄(共産党)、広谷  
 甲二(公明党)両議員が緊急質問を行った。  
 大山議員は、道路補修工事の際に便宜を図っ  
 たというが、その具体的中身は何かなどを尋  
 ねた。また広谷議員は、今回逮捕された職員  
 の一人は今年四月に飲酒運転で自損事故を起  
 こしており、昇給停止六カ月ですんでいるこ  
 と、もう一人の逮捕者は、「革新統一を進め  
 る会」の活動家として、市役所内で市民連合

綱領のパンフレットを販売した者であることを指摘して、市長の考えを質した。

逮捕容疑が金子市長時代のものである一方、逮捕者の一人が葉山市長の熱心な支持者であったことから思わぬ波紋が広がった。本会議第六日にはふたたび桜井茂議員（新政）の緊急質問が日程に追加された。桜井議員は、市職員を中心として「二人を守る会」が結成され、ビラに逮捕容疑は「政治的な意図をもったつくり上げである」と述べられている点について、市長の見解を質したのである。また、逮捕者の拘留理由開示公判に市職員が年休をとって多数傍聴に訪れたことについても問題であるとした。

逮捕事実よりも、むしろそれに対する一部職員の反応に保守系議員が神経を尖らせた形となったが、その背景には革新市長誕生後、職員組合が総評傘下の自治労加盟を決定した事情もあったと思われる。葉山市長は司直による事態の解明を待つて嚴重に処分を行うとともに汚職の起こらないような体制を整えていくという答弁を繰り返して、ビラの配布や裁判の傍聴については規制できないと表明した。

#### 施政方針演説と代表質問

葉山峻市長は、市長就任後初めての三月定例会には三カ月間の暫定予算を提出しただけであった。六月定例会にはいよいよ市長の施政方針を具体化した四七年度予算と関連二八議案が提出された。六月九日に行われた葉山市長の施政方針および予算案の大綱説明には、こうした視点から大きな注目が寄せられた。

市長はまず今後の市政についての基本的な考え方として、高度経済成長政策による過密化と環境破壊に抗して、市民参加による手づくりの市政、個性あるまちづくりを目指すとしたうえで、本年度予算は不況による市税収入の落ち込みという最悪の財政状態のもとで「堅実型市民生活優先の施策を基本姿勢としながら、創意と工夫



によって大胆な施策の展開を図った」とした。

市長は市政運営の基本を就任直後に明らかにした、住民自治の実現、シビルミニマムの達成、民主・公平の徹底、先行的計画による行政、科学性のある都市政策の実行の五原則におき、緑と太陽と潮風につつまれた住みよい人間都市藤沢を目指すと述べた。さらに市長は重点施策として五項目、すなわち「暮らしの中に緑を―緑化大作戦」、「子供に夢を、お年寄りにたわりを―子供と老人を大切にする市政」、「健康で安全な環境機能を―生命を守り環境汚染と闘う市政」、「快適な市民生活を―全市民都市計画」、「すぐれた教育環境を―子供達に明るい未来を約束する市政」を挙げて、具体的な施策内容の説明を行った。

第一の「暮らしの中に緑を」では全公共施設の植栽、一二万本の育苗、市街化区域内農地の指定緑地保全等を行い、「子供に夢をお年寄りにたわりを」では六五歳以上の寝たきり老人の医療費無料化、心身障害者福祉センター建設のための調査などを行い、「健康で安全な環境機能」では生活環境監視員制度の導入、検査機能の強化による公害防止、年六回の粗大ごみ収集などを実施するとした。さらに「快適な市民生活」については、下水道事業の推進、藤沢駅北側改造事業の基本設計着手、中央卸売市場用地の先行取得、中小企業に対する無担保融資制度の創設等、「すぐれた教育環境」では、全校プール建設三カ年計画により本年度は七校にプールを建設すること、校舎新增築によりプレハブ校舎二六教室の解消などを行うことを明らかにした。

四七年度予算総額は、一般会計一〇億三〇〇万円、特別会計一六七億五三八三万九〇〇円となり、前年比で一般会計一四・一パーセント増、特別会計四三・二パーセント増となっていた。

葉山市長の施政方針に対する代表質問は、六月一六日、一九日の二日間にあたって一〇議員によってあらゆる角度から行われた。

最初の質問者は新政議員団の林誠八議員であった。林議員は休日の窓口開設等窓口サービスの改善、鶴沼奥田線にみられる国庫補助金の返納問題、河川・海の汚染対策、小規模企業事業資金無担保融資条例、心身障害者福祉センター構想の内容等についてきめ細かな質問を展開した。

二番目に質問を行った社会党の関野忠義議員は、市長のシビルミニマム構想や人口抑制策の具体案等都市建設の基本方針および西部開発の価格設定や市費の投入問題等について質問を行った。

つづく公明党の村上伸議員は、大学・高校入学準備金貸付制度の創設や行政センターに老人用手摺りを設置するなど具体的な要望事項を入れながら、教育、福祉、土木、緑化、災害対策、人口抑制の方法などについて市長に質した。

民社党の古谷正一議員は、市政運営五原則の具体的な説明、まちづくりと緑化大作戦との関連などとともに、財政運営についても質問を行った。財政運営については、医療費、火葬場使用料の無料化などに示される無料化の方向と受益者負担との関連をどう考えるかと市長の見解を質した。また、村上、古谷両議員が行政機構改革の見通しと具体的な改善要望に言及した点も注目される。

共産党を代表して質問を行ったのは、桑原正一議員であった。桑原議員は、県内の厚木基地、横須賀基地がアメリカのベトナム侵略に使用されていることについて市長の見解を質するとともに、国・県などの道路建設計画と環境、西部開発などについて質問を展開した。

市民革新議員団の山本幸男議員は、人口抑制策との関連で総合計画の再検討、道路建設と住民参加とのかねあひ、緑化、ごみ問題、西部開発などについて幅広い質問を行った。

各党派が一通りの質問を終了したのち、新政議員団から平川正雄、野島一三、桜井茂の三議員、社会党から大

久保さわ子議員がさらに代表質問を続けた。平川議員は道路建設を、野島議員は農業問題、南北格差などを中心に質問を展開し、桜井議員は市長が革新市長会へ公費出張したことを追及した。また大久保議員は、審議会等への市民参加、行政センターと社会教育などについて質問を行った。

**住民参加と** 六月定例会の代表質問では、市長の政治姿勢を正面から質す質問はほとんど影をひそめたが、**都市計画** 体的な施策に即した質問を通じて結果的に政治姿勢を質した形のもが多かった。代表質問で

は、葉山市長のまちづくりへの住民参加重視が、都市計画特に市内幹線道路建設に重大な結果をもたらすのではないかと、端的にいえば若干の建設反対運動のために道路建設をしないとすれば、まちづくりは不可能ではないかという主張が強く行われた。

この問題を国庫補助金返納問題とからめて質問したのが林誠八議員であった。林議員は八〇〇万円の補助金交付が決定した鶴沼奥田線改良工事について、予算に計上されていない点を取り上げ、もし地域住民の反対を受け入れて事業を見合わせたとするなら「地域のエゴ的な偏狭、独善を許すことになる」と指摘した。葉山市長はま

ず革新市長になって国の補助金をみんな断ったという風評を否定して、二四事業中二〇事業については予算に計上したと述べたうえで、鶴沼奥田線については住民との話し合いが十分ついていないので、今年度は実施しないことにしたと答弁した。

平川議員はこの鶴沼奥田線問題をさらに一般化して、住民自治も結構だが、市長は住民と行政の調和点をどこに見出すつもりか、住民の反対があれば道路建設は行わないというが、反対住民だけに顔を向けた行政は間違っているのではないかと葉山市長を追及した。市長は公害・騒音・危険など車社会に対する反省が生まれている現状のもとでは、反対があった場合には住民の意向も十分反映させながら建設を遅らせるとか、再検討するとかの

措置を取るのにはむしろ当然である。鶴沼奥田線については今年度に限っては実施せず、補助金についても振り替えを折衝中であると答えた。また葉山市長は、桑原議員の質問に答えるなかで、道路行政については、車社会そのものをどう考えるかという総合的見地をも含めて住民参加のなかで一歩ずつ解決を図るといふ姿勢を明らかにした。

さらに古谷議員は地域エゴについては市長は高い指導性をもって正しい住民運動を育て上げていくべきだとした。これに対して市長は行政が「正しい住民運動」、「正しくない住民運動」を分けるといふような方法ではなく、場合によってはエゴとエゴのぶつかりあいのなかから藤沢市全体の自治を考える主体的市民が誕生し、そこに新しい住民自治が創造されると基本的な立場を表明した。

#### 代表討論と二議案の否決

四七年度予算等二八議案については予算等特別委員会で八日間にわたる慎重な審査が行われ、六月二十九日には討論・採決が行われた。採決の結果は付託議案のうち二六議案を原案のとおり可決し、議案第一八号競輪事業収益の使途に関する条例および議案第二四号小規模企業事業資金無担保融資条例の二件を否決するというものであった。議案第一八号には新政議員団と公明党が、議案第二四号には新政議員団が反対したための否決であった。競輪収益金使途条例は、公営ギャンブル廃止の世論に対してその収益金の使途を明確にすることでとりあえず応えようとするものであり、その内容は市の実施する平塚競輪、川崎競輪の収益金は義務教育施設整備事業に充当し、余剰金がある場合には基金として積み立てるといふものであった。この条例についてはすでに代表質問において平川議員が、いわばバクチのテラ銭を「神聖な教育面に使用することはなほだ遺憾」と反対の立場を明

らかにしていた。

無担保融資条例も、葉山市長の公約であった。この制度は、市が金融機関に基金を預託し、資本金一〇〇万円以下または従業員数二〇人以下（商業は五人以下）の小企業に対し、一〇〇万円を限度とする運転資金、設備資金を融資しようとするものであった。この制度は市内の小企業が事業資金を手軽に借りられることをねらいとしていたが、本人および連帯保証人が返済債務を履行しない場合には市が代位弁済を行うことをうたっている点にも特色があった。

無担保融資条例については、代表質問で林議員がすでに実施されている中小企業振興資金融資制度と比較しながら詳細な問題点の指摘を行っていた。

三〇日の本会議は、二六議案を原案のとおり可決、前述の二議案を否決するという予算等特別委員会の審査結果報告ののち、代表討論に入った。

新政議員団を代表して討論を行ったのは山口倉吉議員であった。山口議員は議案第一八号については自転車競技法「一条」競輪の収益の使途に触れること、議案第二四号については借入のためには厳格な審査を必要とするうえ、代位弁済によって「市民の犠牲の上に立って、市長の面目だけをたてる条例」であるとして、それぞれに反対の態度を表明した。さらに、無担保融資条例については修正のうえ再提出することを求めて、新政議員団としても修正案を検討中であることを明らかにした。社会党から代表討論を行った高田辰三議員は全議案に賛成した。

つづいて代表討論を行った公明党の広谷甲二議員は、議案第一八号について目的が明示されていないこと、基金管理に関する規定を欠くことなど本条例ははなはだ不備であるとして反対を表明し、他の二七議案については

賛成した。議案第二四号についてもむこう三年間の結果を見てさらに検討するといふ条件のもとに賛成した。

民社党の長谷川忠勤議員は、議案第一八号、第二四号について「むしろ遅きに失した」、「適切な措置」として積極的な賛成を表明し、全議案に賛成した。

共産党から代表討論を行ったのは大山正雄議員であったが、発言の冒頭、保守系議員を侮辱した発言があったとして議場が騒然となり、退場者が続出する場面が生じ、議会は緊張した。しかし、この混乱は休憩後、大山議員が陳謝して発言を取り消すことで大事には至らなかった。大山議員は競輪事業費特別会計予算に反対し、他の議案に賛成した。最後に代表討論を行った市民革新議員団の山本幸男議員は、全議案に賛成討論を行った。

本会議はただちに採決に入り、四七年度一般会計予算等二六議案を原案のとおり可決し、競輪事業収益の使途に関する条例および小規模企業事業資金無担保融資条例の二議案を否決した。

#### 西部開発事業非公開文書の発表

五月三十一日および六月一日付の『東京新聞』は、熊山西部開発事務局長の談話として、すでに昨年三月には西部開発地域内の土地七〇万平方メートルを三・三平方メートルあたり六万三〇〇〇円で売り渡すことが民間デベロッパー四社（三井不動産、第一生命、日本新都市開発、三菱地所）との間で確約されていること、この土地については昨年末に仮登記がなされたことを報じた。

六月一日に行われた開発経営公社の経営状況についての報告等八件の報告案件の質疑において、関野忠義議員（社会党）がさっそくこの点について質問した。昨年来市議会の審議においてしばしば民間デベロッパーの預納金は単価・売り渡し面積等についての何らかの約束を前提とするものではないか、民間デベロッパーとの協定

文書を公開せよという要求が出された。しかし、当時の金子市長および熊山事務局長は、土地買収が済んでいないことを理由に協定文書を公開することを拒んだという経過があった。関野議員は、この記事が事実なら市当局は「議会や市民をだまし続けてきた、最も不明朗な、不都合千万な行為」であると決めつけた。

葉山市長は、四六年一月一日に仮登記が行われている点を確認し、三月定例会後に西部事業に関する詳細な説明を受けた結果、事業に非公開の部分があることを知って、その公開を命じたと述べた。さらに市長は、事務局に対して(1)起債については市民に負担を転嫁しないようにすること、(2)現計画人口五万二五〇〇人を最大限縮小すること、(3)事業計画に市民施設の設置を盛り込むことを指示したと答弁した。

つづいて熊山西部開発事務局長が四五年三月二六日に市、当時の公共土地公社、民間デベロッパー四社の三者間で締結された藤沢市西部開発事業計画遂行に関する合意書および同年一月三十一日に金子市長が立会人となり、公共土地公社と民間デベロッパー四社との間で締結された土地売買予約契約書を読み上げた。「合意書」は、公社は四社に宅地の譲渡を約束し(二項)、四社は事業資金として五〇億円を公社に予納する(三項)、公社と四社は四五年一月月末日までに「宅地を目的物とする売買予約契約を締結する」(五項)等で合意していた。合意書五項を受けた「売買予約契約書」は、売買予約の目的物を西部開発事業地区内の八六ヘクタールとし、その代金を一六四億円としたうえ、四社はこれらの土地について売買予約の仮登記をすることができる(二一条)としていた。熊山事務局長は、第一に面積、土地代金等はあくまでも概算であって、事業資金の獲得のためにやむを得ざる措置であったこと、第二に仮登記を行ったのは四社が日本開発銀行から融資を受けるために何らかの具体的な「形」が必要となったためであり、仮登記した約六二万八〇〇〇平方メートルの土地は四社への譲渡が最終的に確定したものであったくないと説明した。

いわゆる非公開文書が公開されたことに伴って、関野忠義、大山正雄の両議員が質疑を続けた。問題となった点は、こうした措置がとられるまでの手続き上の問題と売買予約契約書および仮登記がもつ法的な意味などであった。前者については、伊草助役が、当時の公社理事長として民間デベロッパーに関する審議には参加する機会がなく、副理事長であった熊山事務局長が金子市長の命を受けて行った、仮登記の文書は見ていないなどと述べたことから、実質的には公社の理事会を無視して事務局が「独断専行」したのではないかという指摘もなされた。また、四社がすでに一定の条件で土地を押さえてしまったのではないか、そのことが今後の市民分譲価格などに影響するのではないかという指摘については、熊山事務局長は仮登記した土地は散在する山林などで、仮換地の時点で当然差し替えられるものであると述べた。

与党議員が金子前市長と熊山事務局長を追及したのに対して、新政議員団の平川議員は、容易ならざる苦勞をして土地を買収した熊山事務局長以下の西部開発事務局職員の勞をねぎらい、一転して市のために一生懸命やった職員が新聞等で叩かれていることを葉山市長はどう考えるのかと、市長に矛先を向けた。市長は先に言明した三点を中心に市民本位の開発を堂々と進めていくと述べるに止めた。

西部開発については代表質問でも桑原正一、山本幸男、平川各議員が取り上げた。質疑応答を通じて仮登記にかかわる議論とともに、難航する遠藤辻堂線建設など交通輸送問題も浮かび上がってきた。

### 議員表彰

神奈川県市議会議長会から、仲戸川桃人議員（新政議員団）が正副議長二年表彰を受けた。



#### 四 昭和四七年七月臨時会（七月二七日）

七月臨時会は、二七日に会期一日間で開かれた。提出された議案は御所見小学校防音改築工事と市営住宅古里団地増設工事の工事請負契約締結案件等三議案であった。

提案理由を説明した伊草昇助役は、防衛庁との設計単価協議等に手間取ったため臨時会の招集を求めたと述べた。質疑においては、工事請負業者が二社ともに市外業者であったことから、市内業者優先の立場で業者のランク制を再考してほしい、国庫補助を受けた場合、たとえば防衛施設庁の補助金によるなどの表示をしなければいけないのか等の発言があった。伊草助役は市内業者優先の立場を確認したうえで、ランク制については市内業者が実績を上げることが前提となるが、たとえCランクの業者でもこれまでより大きな工事を請け負えるよう検討する。また、補助金の表示については、補助金交渉の場で話し合いをすると答えた。

討論はなく、三議案は原案のとおり可決された。

#### 五 昭和四七年九月定例会（九月一九日～一〇月三日）

九月定例会は九月一九日から会期二日間の予定で開かれたが、会期中に二度にわたって四日間の会期の延長を行い、一〇月三日まで開催された。九月定例会には市長、市議会議員等の報酬引き上げに関する非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正等一五議案、認定議案四件、請願五件、報告六件が上程された。そのなかで論議の焦点となったのは、六月定例会で否決された小規模企業事業資金無担保融資条例について、市長が再提出した改善案（議案第五三号）と新政議員団が議員提案として提出した同名の条例案（議案第六〇号）の二議案であ

った。この両議案の取り扱いが難航したため、藤沢市議会の慣例を破って、一部議案の採決に先立って一般質問が行われるという事態も生じた。

本会議第一日の一九日は、都市建設常任委員会から横浜小田原線道路建設計画に反対する請願について、審査結果を報告したのち、報告のとおり同請願を採択した。つづいて市長提出の一〇議案、決算認定四件、報告六件についての説明が行われたのち、議員提案の議案第六〇号について高山年正議員（新政）が提案理由の説明を行った。

本会議第二日の二一日には、議員提案を含む一一議案などについて質疑、討論が行われ、議案二件を可決し、他の案件を各所管の委員会へ付託した。注目の議案第五三号、第六〇号は、経済観光衛生常任委員会に付託された。

第三日の二八日には都市建設、文教民生の二常任委員会から付託案件について審査結果を報告し、報告どおり二議案を可決、決算二件を認定、請願一件を採択、二件を継続審査とすることに決した。次いで、三日間の会期延長が決定された。

翌二九日に開かれた本会議第四日では、総務企画および経済観光衛生両常任委員会に付託した案件の審査結果報告を後まわしにして、一般質問が行われた。この日に質問を行ったのは、矢島兵一、加藤庄太郎（以上、新政）、広谷甲二（公明党）の三議員であった。

一〇月二日の本会議第五日も、教育委員会委員に丸山一雄氏を任命することに同意したのち、ひきつづき一般質問が深夜まで続けられた。質問者は、大山正雄（共産党）、黒江貞子（社会党）、西条節子（市民革新）、平川正雄、渡辺光男（以上、新政）、桑原正一（共産党）、番場定孝（新政）の七議員であった。本会議は渡辺議員が

質問を終えたところで、さらに会期を一日間延長することを決定した。

一〇月三日の本会議最終日は、午前〇時一〇分に開会され、番場議員に対する答弁および古郡民雄議員（社会党）の一般質問が終了したのは午前一時半になるうとするところであった。本会議は暫時休憩に入り、議事が再開されたのは午後七時半を過ぎていた。

再開された本会議は、まず、市長および提案者から申し出のあった議案第五三号と第六〇号の取り下げを承認した。つづいて経済観光衛生常任委員会と総務企画常任委員会の審査結果報告を受け、報告どおり議案五件と決算認定二件をそれぞれ可決・認定した。さらに「北方領土返還促進についての要望決議」、「米軍相模補給廠からの米軍戦車搬出中止等に関する要望決議」を可決した。なお、北方領土については共産党が「日ソ平和条約を締結し、歯舞、色丹の返還を実現するための要望決議」を提案したが、否決された。最後に、請願一件が上程され、所管の委員会へ付託したのち、閉会した。

#### 審議日程の調整

九月定例会は、無担保融資条例の市長案（議案第五三号）および新政議員団案（同第六〇号）の審議をめぐって、前述のように、当初予定した日程の変更を余儀なくされた。

当初の予定では、九月二七日の午前中に経済観光衛生常任委員会がこれら二議案の審査を終え、午後一時半から開発行為等に関する指導要綱について議員全員協議会を開くことにしていた。ところが経済観光衛生常任委員会における二議案の審査が長引き、終わらなかつたので、このまま同委員会の審査を継続するか、あるいは委員会を一旦休憩して議員全員協議会を開き、そののちにふたたび委員会審査を続けるかが問題になった。そこで急

連議会運営委員会を開いてその扱いについて協議した結果、この日の午後は、委員会審査を休憩して議員全員協議会が開催された。

翌二八日午前中に開かれた議会運営委員会は、経済観光衛生常任委員会における議案第五三〇号および第六〇号の審査が終了してないので、会期を一〇月二日まで三日間延長することで合意した。同日午後開かれた経済観光衛生常任委員会は、市長提案の議案第五三三号については可否同数による委員長裁決により否決、議員提案の第六〇号については可否同数による委員長裁決により可決という結果となった。

しかし、経済観光衛生、総務企画両常任委員会の審査結果報告を二九日に行うという議会運営委員会の合意に基づき、同日夕刻から開かれた本会議では、都市建設と文教民生の二常任委員会付託案件についてのみ審議を行い、会期の延長を決定して延会した。

経済観光衛生常任委員会の審査結果が出たことによって、議会運営は緊迫の度を加えた。日程どおり二九日の本会議で経済観光衛生常任委員会の審査結果報告を聞き、討論採決を行えば、議案第六〇号が可決されることは議会の勢力分野から見ても必至であった。しかし、新政議議員団がこうした「正面突破」を図れば、少数与党はこれを避けるために必死の抵抗を試みるので、議会が混乱に陥ることは明らかであった。そこで、二九日の本会議前に開かれた議会運営委員会で、落合輝久委員長が「議会をなるべく早く開会するためにはどうしたらよいか」と問題を提起し、日程どおり行いか、一般質問をただちに行うかを会議に諮った。議会運営委員会は全員異議なくただちに一般質問を行うことに決定したため、議会の混乱なしにからくも議案第五三三号、第六〇号についてぎりの折衝を行う時間が確保されたのである。

延長された会期の最終日の一〇月二日は、議会運営委員会が三回にわたって断続的に開かれ、無担保融資条例

をめぐる折衝をにらみながら、日程の調整を行った。

午前中に開かれた議会運営委員会は休憩を挟んで、会期の再延長もあり得ることを前提にして、教育委員の人事案件についての議員全員協議会を開き、これにひきつづき本会議を開催することで合意したのち散会した。しかし午後九時を過ぎても、まだ一般質問が三人も残っていたので、一般質問の途中で本会議を休憩し、ふたたび議会運営委員会が開かれた。委員長が議会運営の取り扱いについて諮ったのに対して、佐藤榮造委員が、午前〇時まで一般質問を続行し、その時点で会期を延長する。そして、一般質問の終了後一旦休憩し、無担保融資条例の取り扱いについて調整ができ次第、本会議を再開して議案の審議に移るという案を示し、これが了承された。

一〇月三日、本会議は午前一時半前に一般質問を終了して休憩し、休憩の間に無担保融資条例の取り扱いについて最終的な調整を行った。その結果、午後七時前になって、やっと無担保融資条例については両議案ともに取り下げとすることで調整がついた。そこで、議会運営委員会は、両議案を取り下げることにして、再開後の本会議の日程について合意した。つづいて開かれた経済観光衛生常任委員会で議案第五三、第六〇号の取り下げが報告され、委員会報告の文案を委員長に一任した。本会議が再開され、議案第五三号、第六〇号、認定議案等四件が一括上程されたのは、前述のように、午後七時三二分であった。

#### 二つの無担保融資条例案の審議

本会議での 審議日程に大きな影響をもたらし、九月定例会の文字どおりの中心となった市長提出の議案第五  
説明と質疑 三号と新政議員団による議員提出の議案第六〇号という二つの無担保融資条例案は、本会議第一  
日の九月一九日にそれぞれ説明が行われた。

議案第五三号の説明を行った山崎英三郎経済部長は、今回提出した条例は六月定例会で指摘された点を十分に考慮して、特に不良債権（こげつき）が出ないようできるかぎりの手段を講じたと述べた。六月定例会で問題となった市長の代位弁済の規定は残されたが、代位弁済を可能なかぎり避けるための措置として山崎部長は、(1)融資期間を一律三カ年から五〇万円以上については四カ年としたこと、(2)不良債権防止策として神奈川県信用保証協会による信用保証を活用する、(3)保証付以外の融資について債務不履行があった場合は、二カ年間金融機関が債権回収に努力することを義務づけたことの三点を挙げた。

一方の議案第六〇号について説明を行った高山年正議員（新政）は、六月定例会において市側に改善のうえ再提出を要望したが、新政議員団としても独自の案を提案することにし、小委員会を設けて研究審議を行って本条例案を練り上げた。議案第六〇号の特徴としては(1)新たに事業を営もうとする者に対する独立事業資金の融資を盛り込んだこと、(2)融資期間を運転資金については三カ年、設備資金および運転・設備併用資金については五カ年とし、それぞれに六カ月間の据置期間を設けたこと、(3)金利は年七・二パーセントとするが、遅滞なく返済を行う者には金利の半額分を利子補給として補助することを挙げた。さらに、この条例案は、市が指定金融期間へ資金を預託し、融資を受けようとする者は市長に申し込みを行い、金融機関が調査・判断のうえ融資を行うという方式とし、市に代位弁済の責任はないことにしたと説明した。

両議案についての本会議での質疑は二一日に行われた。同日の本会議前に行われた議会運営委員会での合意に基づき、両議案を一括上程し、各々別に質疑を行い、第六〇号議案については提案者が自席ではなく前に出て答弁を行った。

市長提案の議案第五三号に対する質疑のなかで、山本幸男（市民革新）、大久保さわ子、関野忠義（以上、社

会党)議員ら与党議員は、経済部長の答弁を通じて「本人のチェック」、「連帯保証人をとる」、「信用保証協会を介入させる」、「返済期限後銀行に二カ年間の回収努力を命じる」という四重のチェックによって、代位弁済という事態になる可能性はきわめて少なくなつたことを明らかにしようとした。つまり、こげつきによって代位弁済が行われ、市民の血税が使われるという新政議員団の最大の反対論拠は失われたことを指摘した。それに対して、新政議員団からは小沢定雄、番場定孝議員らが立って、今回提出されている補正予算の債務負担行為(代位弁済額)に金額が書かれていない点などを質した。

議案第六〇号をめぐることは、起草者として一貫して答弁を行った高山議員と与党議員との間で白熱した論戦が展開された。最初に質疑を行ったのは大山正雄議員(共産党)であった。大山議員は新政議員団が議員提案で考へた条例案を提出した労を多としたりえで、第一に利子補給の総額見通し、その財源など予算措置について尋ねた。第二に貸付決裁権を銀行に委ねた本条例の背景には、市長の貸付決裁権に代位弁済方式にすれば大量のこげつきが出るとする考へ方があり、これは「市民を盗人扱い」するものだとその真意を質した。

質問の第一点は、地方自治法第二二二条一項の「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴ふこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」という規定は、議員提案にも適用されることを前提としたものであった。これに対して、高山議員はこの規定は議員提案を拘束するものではないこと、利子補給額は年間約二八〇万円程度である。また質問の第二点については、現社会体制のもとでは一部の人の債務を市民の税金で穴埋めすることは一般の国民感情に合致しないし、こげつきは他市の例からみてかなりの比率で生じるだろうと答弁した。

つづいて、市長および助役が答弁に立ち、利子補給総額は五年後には二〇〇〇万円を超えるであろう、他市の例ではこげつき率はほぼ一パーセントであると述べた。

本会議の質疑は大山議員の提起した二つの点を中心に進められた。利子補給の点については、議員提出議案にも予算措置が必要であるかどうか、財政負担がどれほどになるか、利子補給のない他の融資資金との均衡、首長の予算提案権との関係、条文の表現などが詳細に検討された。

貸付決裁権の問題では、大久保さわ子議員（社会党）が無担保融資のねらいは、これまで銀行の融資が受けられなかった小企業に市長の決裁によって融資する点にあり、貸付決裁権を銀行に委ねてしまえばこの目的の達成はおぼつかない。つまり、議案第六〇号では金融機関は厳しく審査した安全な融資だけを行い、しかも市に二パーセントの預託金利を支払うだけで、七・二パーセントの貸付金利を稼ぐことができることになるので、「最後に笑うのは銀行じゃないか」と質した。高山議員は市長提出議案に比べて、議案第六〇号が金利の条件で特に金融機関に有利なわけではない。そのうえ代位弁済方式よりも市民の利益は守られる。市長提案の代位弁済方式では、銀行が「最初から笑っている」と反論した。

質問は、理事者側とほとんど打ち合わせ、調整をしないで、市議会の慣行を破ってあえて議員提案したのはなぜかという点から、質疑は新政議員団として理事者側と調整する考えがあるかどうかという論議に進んだ。そうした内田松男（民社党）、佐藤樂造（社会党）議員らの問いかけに対して、高山議員は団に持ち帰って検討のうえ回答すると即答を避けた。

本会議は質疑を打ち切り、議案第五三号、第六〇号の二議案は経済観光衛生常任委員会へ付託された。また、議案第五三号の代位弁済の債務負担行為に伴う補正予算案を含む四七年度一般会計補正予算は総務企画常任委員



会へ付託された。

経済観光衛生常任委員会 付託を受けた経済観光衛生常任委員会は、九月二十七日、二十八日の両日にわたってこの審査と両議案の撤回 べら二議案の審査を行った。二十七日の委員会冒頭、委員からの質問に答えて新政議員団の団長である山口倉吉委員は、理事者側とは二二日から本日午前中まで話し合ったが、一致点が見出せなかったと報告した。さらに高山委員は、市長の貸付決裁権ならびに代位弁済について市側が是正しないかぎり、議案第六〇号は取り下げないと言明した。二十七日は、二議案についての質疑が行われたが、本会議の質疑が詳細であったためか新たな論点は生じなかった。二十八日には各会派から両議案に対する討論が行われた。議案第五三号については、新政議員団の落合輝久委員が無担保融資の必要性は認めるが、代位弁済にはどうしても賛成できないとして反対したが、他の四会派は賛成した。挙手による採決の結果可否同数となり、小沢定雄委員長の委員長裁決によって議案第五三号は否決と決した。つづいて議案第六〇号の討論が行われた。公明党の大野裕史委員は、金融機関が融資決裁権を持つため、これまで借りられなかった人はやはり借りられない事態が起こる、この融資は借りやすさが第一であるとして反対、社会党の高田辰三委員も同様の理由で反対した。民社党の諸節進委員、共産党の藤本清蔵委員は、これらに加えてさらに利子補給について予算措置が伴っていない点も指摘して反対した。関根久男委員（市民革新）もほぼ同様の理由を挙げて反対した。議案第六〇号について賛成討論を行ったのは新政議員団の端山正司委員だけであった。なお、大野、高田両委員は両議案の調整、一本化を要望した。挙手による採決の結果は、議案第五三号と同様、可否同数となり、委員長裁決の結果可決と決した。藤本、大野、関根、諸節、高田の各委員は、両議案について少数意見を留保した。

日程を調整して、本会議での一般質問を先行させながら、両議案の調整が進められた。しかし、一〇月三日に

再延長した会期の最終日に至っても条例の一本化はならなかった。ようやく議案第五三号と第六〇号とともに取り下げることゝ妥協が成立した。

三日午後七時三二分に再開した本会議で、まず葉山市長が議案五三号の取り下げを求めた。つづいて高山議員が議案第六〇号を素案とするより優れた条例を理事者と議員がともに協議して作成したいと述べて、議案第六〇号の取り下げを求めた。本会議は二議案の撤回を異議なく承認した。なお、議案第五三号の撤回に伴って四七年度一般会計補正予算の債務負担行為補正についても削除することが承認された。

#### 一般質問

九月定例会の一般質問は、すでに述べたように日程を変更して九月二十九日と一〇月二日から三日早朝にかけて一議員によって行われた。葉山市長の政治姿勢を正面から質す質問は影を潜め、具体的な施策についての着実な質問が多く見られ、無担保融資条例をめぐる華々しい論戦とは好対照を見せた。

取り上げられた事項は藤沢駅北口再開発の状況、市民病院の運営、歴史資料の保存、緑化問題、社会科副読本の内容、青少年対策、西部開発などまことに多岐にわたっていた。また、これらの施策を進める行政機構の改革についての質問も行われた。

六月定例会で可決された一般会計予算には北口再開発に関する計画策定事業費一七〇〇万円余が計上されていた。また、七月三日には地元権利者によって藤沢駅北口再開発協議会も結成され、市側はその席上で八月末から対象地区二ヘクタールの土地の権利調査に着手することも明らかにしていた。北口再開発事業はいよいよ本格的な計画を検討する時期になったのである。

こうした状況のなかで、一般質問では矢島兵一議員（新政）と大山正雄議員（共産党）が北口再開発問題を取り上げた。矢島議員の質問に対して答弁に立った葉山市長は、南口の土地区画整理事業が完成に近づいている現在、北口の再開発は市にとって重要な問題であることは論をまたないと基本的な認識を示した。そのうえで、再開発の目標を通勤・通学、公共広場の設置等の交通の改善、買物に便利な商店街の建設と地元商店街の発展におき、これを都市再開発法によって行う。さらに、再開発ビルについては一棟案、二棟案が検討されているが、地元商店の総意を得て、事業を遂行したいと述べた。また、大山議員は、再開発協議会の加入率について尋ねた。

西部開発については、広谷甲二（公明党）、渡辺光男（新政）、大山、平川正雄（新政）の四議員が質問を行った。広谷議員は市長が再三言明している西部開発の再検討の状況について、特に人口抑制に絞って質問した。これに対して市長はすでに総務、都市計画、西部開発事務局の主査クラスによる研究会から報告書も出されており、現在最終的な詰め段階であると再検討の全体的な状況を説明した。そのうえで、たとえば教育施設計画や交通輸送から見ても人口は三万人程度に押さえることが適当で、人口抑制等の問題について県や民間デベロッパーと折衝を行っていることを明らかにした。渡辺議員は市民分譲の具体的な内容と、輸送対策として辻堂駅遠藤線建設の見直しなどについて質問した。市長は市民分譲は、原則として四八年度中に一部分譲を行い、また市の直接分譲分はローンつきで市民から公募するとした。また辻堂駅遠藤線については早急に都市計画決定を行って西部開発地区の輸送対策に支障を来さないようにすると答えた。大山議員は民間デベロッパーとの折衝について、平川議員は輸送対策などについて質問を展開した。

### 要綱による人口抑制・緑化施策の展開

九月定例会中の二七日には議員全員協議会が開かれた。この議員全員協議会では市側から開発行為等に関する指導要綱についての説明が行われた。開発行為等指導要綱は人口急増・過密化を防止し、住宅都市としての良好な市街地形成を図るため、一〇〇〇平方メートル以上の規模の開発行為、および三階以上の建築物で、かつ一八戸以上または五階以上の中高層建築物の事業者に対して厳しい規制を行うとともに、学校用地などの公益用地や公園用地などの負担を求めるなどを定めたものであった。事業者はこの規制によって住宅一戸の建設について約五〇万円の負担を負うことになるといわれ、これによって人口増加率は年間約二・五パーセント減少することが見込まれていた。



緑化作戦のなかめである引地川緑地

すでに七月には、市は農業緑地および空地確保に関する要綱、農業緑地保全要綱、緑の広場設置要綱を制定していた。これらの要綱は、市街化区域内の五〇〇〇平方メートル以上の集団農地および市街化区域内の一〇〇〇平方メートル以上の空地をそれぞれ農業緑地、空地に指定し、これによって自然を守るとともに過密化を防止して、良好な生活環境を守るとしていった。農業緑地については五年以上の保存協定を結び、営農指導を行うとともに三・三平

方メートルあたり年額三〇円と固定資産税・都市計画税に見合った額の奨励金を支払うとした。また空闲地については地主と五年以上の賃借契約を結び、この空闲地を「緑の広場」として子供広場、市民農園、花壇、災害時の避難場所などとして利用しようというものである。いずれも無秩序な宅地化を防ぎ、人口流入を抑制することに大きなねらいがあった。

開発行為等指導要綱は、こうした人口抑制・緑化施策の一環であった。一般質問においても、加藤庄太郎、相場定孝（以上、新政）議員らがこれらの要綱を取り上げて、その実効性について質問を展開した。

## 六 昭和四七年一二月定例会（一二月一四日～一二月二二日）

一二月定例会は一二月一四日から二二日までの会期九日間で開かれた。本定例会には、人事院勧告による市職員の給与改定に伴う市一般職員の給与に関する条例等の一部改正や国が所得制限付きで七〇歳以上の老人医療費公費負担を実施することに伴う老人医療費助成条例等の一部改正など二二議案と請願九件、報告一件が審議された。また四六年度一般会計・各特別会計決算の認定も提出された。

本会議第一日の一四日には、請願一件を委員会の審査結果報告のとおり採択したのち、四七年度補正予算等二〇議案、決算認定議案九件、報告一件について説明が行われた。

翌一五日にも本会議が開かれ、専決処分四件を可決、他の議案を各所管の委員会へ付託した。なお決算認定議案九件については定数一五人で構成する昭和四六年度決算特別委員会を設置して、同委員会へ審査を付託した。

本会議第三日は二二日に再開された。各所管の委員会からの報告どおり四七年度補正予算等一五議案を原案のとおり可決、学校事故補償に関する請願等請願五件を採択、一件を継続審査とした。つづいて本会議は一般質問

に入り、四人の議員が質問を行った。

二二日の本会議最終日には市長から提出された馬飼野正治氏の教育委員会委員の任命、青木保氏、福原新一氏の人権擁護委員候補の推薦に同意した。つづいて一般質問が五人の議員から行われた。さらに議員提案の「義務教育の管理下における児童生徒の災害補償に関する意見書」を可決した。ついで請願二件が上程され、一件を採択、一件は所管の委員会へ付託した。

本会議は最後に仲戸川桃人議長の辞職を許可したのち、議長選挙に入った。投票の結果、投票総数四三票のうち四〇票を獲得した山下正美議員（新政議員団）が、新しい議長に当選した。

#### 医療費無料化と学校事故補償をめぐる論議

市側が小規模企業無担保融資条例の三度目の提出および市街化区域内農地の宅地並み課税にかかる市税条例改正の提出を行わなかったため、一二月定例会の審議は平穩に推移し、すべての議案は原案のとおり可決された。

そのなかで注目されるのは、老人・乳幼児の医療費無料化についての論議であった。七〇歳以上の老人医療費の無料化に関連して、市側は老人医療費助成条例等の一部改正案を市議会に提出した。藤沢市ではすでに四七年四月から七〇歳以上の医療費を保険の種別を問わずすべて無料化していたが、国でも老人福祉法の改正によって四八年一月から所得制限付きで七〇歳以上の老人医療費公費負担を実施することになった。今回の改正は、これまで市が独自に行っていた七〇歳以上の医療費無料化の一部が、国の財源によって実施されることになったため改正で、この条例改正は先進市ならではのものではなかったのである。また、改正条例は同時に医療機関の窓口で本人が立て替えて払い、事後に償還するというそれまでの方式をやめ、受給者証による現物給付方式も導入した。

この議案の付託を受けた文教民生常任委員会では、委員から国の制度が実施されることに伴う今後の市の医療費支出軽減の見通しについて質問が行われた。これに対して市側は、国の制度は所得制限付きなので、補助対象は七〇歳以上の全対象者の六〇パーセント程度にとどまり、さらに無料化による受診率の上昇などが見込まれるので、市の財政負担は必ずしも減る状況にはならないと説明した。一般質問でも藤本清蔵議員（共産党）が六五歳以上の老人医療費無料化の実施見通しを尋ねたのに対して、葉山峻市長は年齢引き下げには一般会計から約一億円の財政負担を覚悟しなければならぬので、国に所得制限の緩和・廃止を求め、それによって浮いた財源を年齢引き下げに投じる考えを明らかにした。老人医療費助成条例の一部改正は、二一日の本会議で原案のとおり異議なく可決された。

医療費に関しては、乳幼児の医療費を無料にするための請願も採択された。この請願は三月定例会に提出されていたが、三月定例会、六月定例会、九月定例会と三回にわたって継続審査となっていた。九月定例会では、文教民生常任委員会の審査報告どおり、実施について検討すべき時期であるが、ただちに実施することは困難であるとして継続審査となっていた。市側も老人医療費の無料化年齢引き下げを優先する考えを示していた。

一六日の文教民生常任委員会は、「当面二歳未満までの医療費無料化と六歳未満までの歯科医療費無料化」を求め本請願を、財政的負担が予想されるので慎重に取り扱われたいという討論も行われたが、全員異議なく採択すべきものと決定した。二一日の本会議もこの請願を採択した。一般質問の答弁で葉山市長は、本請願について老人医療費を優先しながら、乳幼児医療費についても慎重に研究を進めるとしたうえで、市が自主的にこうした事業を行うことには基本的に賛成しながら、「国は金を出さないで、自治体がどんどんしょい込んでいくという傾向」に対して警戒感も見せた。

一二月定例会最終日の二二日には、「義務教育諸学校の管理下における学業災害については、その必要経費の一切を国で補償するよう適切な措置」を求めた「義務教育の管理下における児童生徒の災害補償に関する意見書」が可決された。この意見書は、本定例会で学校事故補償に関する請願（請願第一〇号）および学校事故に対する補償体制の確立について請願（同第一一号）が採択されたことを受けて提出されたものである。これらの請願は、一昨年一月に高砂小学校で起こった学童転落事故の補償問題が未解決であることを指摘して、学校安全会からは後遺症や機能回復訓練には少額しか支給されないことに鑑みて、学校事故については市が完全に補償する体制を確立してほしいとしたものであった。

両請願を審査した文教民生常任委員会では委員の質問に対して、市側が川口市で実施している共済制度によるか市独自の事業として行うか、また無過失責任を導入するかどうかなどを検討して、PTAや教職員が安心して授業ができるようにしたいと述べていた。

### 補正予算の審議

一二月定例会には一般会計および特別会計補正予算も提出された。一般会計補正予算は、人事院勧告に準じた職員給与の改正のほか、四八年一月からの国の制度発足に伴う老人医療費助成、幼稚園就園児保護者で所得の低い者に対して補助する幼稚園奨励費補助金など五億一二四九万円余を補正するものであった。

質疑ではドル・ショック後の法人市民税の状況と今後の見通し、未認可幼稚園就園の場合の補助の有無などが質された。

本会議の質疑で注目を集めたのは、善行の防空壕委託調査費一五〇万円であった。善行の防空壕は、旧海軍藤





陥没で陳情があった防空壕跡（善行）

汎航空隊跡地に掘られたもので、総延長は三〇〇〇メートルにもなるといわれ、道路の陥没や家の新築工事中に突然立て坑が現れるなどの危険な事態も起こっていた。

桜井茂議員（新政）の質問に対して、市側は調査方法を説明するとともに、これらの処理は国の責任で行うべきなので調査資料に基づき要求すると答えた。一般質問においても古郡民雄議員（社会党）が実態を説明しながら、県はもちろん地元選出の国会議員にも働き掛けて強力な手を打ってほしいと要請した。これに対して葉山市長は、国の責任において処理すべきものであるので、国へ強力な働き掛けを行うという意向を表明した。

補正予算を審査した総務企画常任委員会では、委員が市税収入の見通しとドル・ショックの影響について質問したのに対して、市側は、予断は許さないが景気は上向いているので、市税収入は前年度比一五パーセント程度を見込んでいること、また市税収入は九月決算以降上昇していることを明らかにした。補正予算は二二日の本会議で委員会報告のとおり可決された。

#### 一般質問

一二月定例会の一般質問は、二一日、二二日の二日間にあわたり行われた。質問に立ったのは、大久保さわ子（社会党）、桜井茂（新政）、藤本清蔵（共産党）、山本幸男、西条節子（以上、市民革新）、古郡民

雄（社会党）、番場定孝、田中和子、野島一三（以上、新政）の九議員であった。

日中国交正常化を実現した田中角栄首相は一月一日に衆議院を解散し、一月一日には総選挙が行われた。自民党は二七一議席を獲得したが、社会党が復調をみせ、共産党が三八議席と躍進した。この選挙の争点の一つに田中首相が掲げる日本列島改造論があった。藤本議員は、葉山市長に列島改造論に対する認識について質問した。葉山市長は公害の全国的拡散や地価の高騰等、列島改造論には根本的な疑問を持つので、シビルミニマムを基礎とした市民主体の都市政策の形成をこれに對置していく意向を示した。

山本議員は、この市民主体の都市政策に基づき策定中である三カ年実施計画に絞って質問した。市民が安全・健康で快適・能率的な都市生活を営むうえで必要とされる最低限の条件としてのシビルミニマムの達成は、昭和四八年度を初年度とする三カ年実施計画として七月以来計画策定作業が進められていた。三カ年実施計画については、すでに九月定例会の一般質問で大山正雄議員（共産党）が市民参加の方法などについて市長を質していたが、山本議員は基本姿勢、計画策定作業の進行状況、計画の重点などを市長に質した。市長は実施計画は補正・修正を行いながら計画の充実・発展を図るというローリングシステムにより、専門家、職員とともに市民参加のなかで住みよい人間都市をどう作っていくかという視点からシビルミニマムの達成を目指すことを基本姿勢とする。そして、職員の自発的参加などにより検討を進めていることを明らかにするとともに、一月末から二月はじめには原案が完成する予定である。また、市長は重点項目として教育、老人・心身障害者児対策、ごみ問題、下水・道路整備、引地川緑化計画、流通機構、藤沢駅北口・辻堂駅北口広場等都市計画事業などを挙げ、長期財政計画のなかに組み入れて最低これだけはやるという考えで作業を進めると答えた。

三カ年実施計画の重点である福祉については、大久保議員、西条議員が心身障害児教育を中心に市長の考えを

質した。大久保議員は市には白浜養護学校、俣野小学校の言語教室があり、さらに四九年度には三学級の特殊級も開設が予定されているが、精神薄弱児、肢体不自由児等に対する特殊教育の計画等を質問した。西条議員も心身障害児の自立の道をどう開いていくかについて市長の考えを質した。

市長は基本的な考え方として、二年後の心身障害者(児)福祉センターの完成によって白浜養護学校や特殊学級とあいまって特殊教育についての一貫した体系を早急に作り上げ、さらに近年強く主張されている障害者の社会参加についても福祉センターの機能として組み入れるべく作業を進めていると述べた。

河川汚濁が中性洗剤との関係で指摘されたのもこの定例会であった。山本議員と番場議員がこの問題を取り上げ、中性洗剤が及ぼす影響と代替品の普及策について質問した。葉山市長は、工場排水、畜舎排水、洗剤などの家庭排水、簡易浄化槽排水が河川汚濁の主な要因で、中性洗剤について規制を強化するよう国・県にも求めるのはもちろんのことであるが、引地川・境川に公共下水道・流域下水道を完備する以外に方法はないという認識を示した。また北部地区では下水道が完備するまであと一七、八年かかるという野島議員の指摘に対して、市長は国の補助率が高い境川流域下水道計画の実施に県を踏み切らせるよう働き掛けると答弁した。

道路問題は、この定例会でも多くの議員によって取り上げられた。桜井議員は西部開発と関連する横浜小田原線が地区を分断することについて、藤本議員はぬかるみ道が多い生活道路の舗装について、山本議員は藤沢橋の公害問題について、古郡議員は用田辻の混雑解消とバイパス促進問題、野島議員は生活道路舗装や幹線道路建設の促進についてそれぞれ市長の考えを質した。

また、翌年の二月臨時会(第二回)で大問題となる市街化区域内農地に対する宅地並み課税を含む地方税法の改正に伴う市税条例改正について、桜井議員が市長の考えを質した。葉山市長はこれまでの経緯から「ぎりぎり

のでき得る抵抗として「一二月定例会への市税条例改正案の提出を見送ったが、遠からず来春早々にも提案せざるを得ない」という答弁を行った。

## 七 昭和四八年一月臨時会（一月一七日）

一月臨時会は、昭和四八年一月一七日に会期一日間で開かれた。提出された議案は、固定資産評価審査会委員として伊草鼻氏を選任することに市議会の同意を求める議案だけであった。この議案は前委員の坂田貢氏が長期療養中のため急遽後任を選任するという事情によるものであった。本会議は質疑・討論ともになく、原案のとおり同意して一月臨時会は終了した。

### 宅地並み課税に関する市税条例改正議案

一月臨時会は議案一件を可決してわずか四分間で閉会した。こうした事態になったのは、この会期中に提出される予定であった宅地並み課税実施に伴う市税条例改正議案が開会直前に取り消されたためであった。

市街地にある農地への課税は昭和三八年以来据え置かれたままのため近傍宅地に比べて著しく低く、これが宅地の供給を阻んでいるとする立場から、政府は昭和四六年三月、市街化区域内の農地の固定資産税を宅地並みに引き上げるため地方税法の改正を行った。その結果、四七年一月一日付けで市街化区域内農地の宅地みなし評価が行われた。しかし、農業団体などが全国的に激しい反対運動を展開した。そのため四七年四月には、この年から宅地並み課税に移行する予定であったA農地（もっとも市街化の進んでいる地域にある農地）のうち、実際に耕作されているもの（特例対象農地）については、各市町村に設けられる農地課税審議会の議を経て市町村長が

減額措置を講ずることができるとにした地方税法の改正が行われたので、四七年度の宅地並み課税の実施が事実上「骨抜き」の形となった。

四十六年の地方税法改正を受けて、各自治体はそれまで反対の強かった宅地並み課税の実施に伴う条例改正を行った。近隣各市町も議会で否決された相模原市、綾瀬町を除き条例改正を終わっていた。しかし、葉山峻市長は市長選での公約どおり、この時点まで市税条例改正の提案そのものを行っていなかった。

しかし、県からの指導ばかりではなく、政府が宅地並み課税実施に強い姿勢を見せるとともに、条例自体を改正しないと地方自治法に違反する恐れが生じ、さらに他の徴税にも影響を及ぼす事態が生ずることに直面して、葉山市長自身もついに一月臨時会に宅地並み課税の実施に伴う市税条例改正議案を提出することに決めた。一月一日付け市議会招集告示の付議事件には、市税条例改正議案が挙げられていたのである。

これに対して市農協青年部など宅地並み課税反対を主張する市民は、市長に再開後の国会の動きを見極めるためにも一月臨時会への提案をやめるよう激しく迫り、一部には市議会にこれらの議案が提出されれば、審議を實力でも阻止するという主張もあった。市議会内でも野党新政議員団はもちろん共産党、市民革新議員団など与党内にも反対の意向がはっきりしてきた。こうした情勢のなかで、山下正美議長、山口倉吉新政議員団長らが市長の説得に乗り出した結果、ついに一六日朝、市長は市税条例改正案等の一月臨時会への提出を断念、同日その旨を告示した。

## 八 昭和四八年二月臨時会（二月五日）

昭和四八年二月には臨時会が二度にわたって開かれた。すなわち本項で述べる二月五日に会期一日間で開かれ

た一度目と二三日から二八日までの会期六日間で開かれた二度目である。

市長が提出するかどうかが目された宅地並み課税関連議案は提出されなかったため、一度目の本臨時会では一二月定例会に提出され、閉会中に決算特別委員会で審査が続けられていた四六年度一般会計・特別会計決算の認定議案九件が審議されることになった。

二月五日開会された一度目の二月臨時会は、会期を一日間と決定したのち、ただちに昭和四六年度決算特別委員会から審査結果の報告が行われた。

四六年度は、金子市政の最終年度であり、また葉山市政の最初の二カ月間も含んでいた。この年は福祉の向上を基本とした健康で文化的な住みよい都市づくりを目標としていたが、ドル・ショック・円切り上げなどによって法人市民税が大幅に減少した。こうしたなかで、経費節減や減収補填債によって財源を確保しながら、主な施策として市民病院の開院、生活道路の舗装、下水道終末処理場の熱処理施設、ごみの連続燃焼式焼却炉の完成、七五歳以上の老人医療費の無料化、母子寮改築、養護老人ホーム建設等が行われた。歳出総額は二〇五億一〇〇余万円に上り、実質収支は三億三九〇〇万円余の黒字となった。投資的経費は四八・四パーセントに上り、あいかわらず高い水準を維持していた。一方、税収の伸び率の低下によって経常一般財源の伸び率が前年度比四・八パーセント減少したため、財政構造の硬直化傾向も見られた。

前年一月一五日に設置された決算特別委員会は、同日一回目の委員会を開き、委員長に矢島兵一委員（新政）、副委員長に古郡民雄委員（社会党）を選んだのち、審査日程を決めた。決算特別委員会による審査は一月二九日、三〇日、二月一日、二日の四日間にわたって慎重に行われた。その結果、特別委員会は要事項を付けて四六年度一般会計・特別会計決算九件を認定すべきものと決した。

特別委員会の要望事項は、(1)超過負担を解消するためにあらゆる方途で努力されたい、(2)自主財源の確保に一層努力されたい、(3)各種補助金の内容を再検討されたい、(4)工場、交通公害の排除と緑の確保、ごみ処理、道路舗装等に一層努力されたい、(5)観光行政のあり方を再検討し、江の島植物園の充実を図られたい、(6)墓園事業について計画を再検討されたいという六点であった。

本会議は、特別委員会の審査報告後ただちに討論に入った。共産党を代表して討論を行った大山正雄議員は、「きわめて政治色の強い」土木費の異常な伸びとそれと対照的な教育費、民生費の貧困等を理由に一般会計決算の認定に反対し、また競輪事業費特別会計決算にも反対する討論を行ったりえて、他の七件について意見を付して認定に賛成した。さらに、大山議員は決算認定にかかる付属資料の充実を求めた。新政議員団の加藤照議員、社会党の大久保さわ子議員、公明党の村上伸議員、民社党の古谷正二議員、市民革新議員団の関根久男議員はそれぞれ若干の意見を付して、すべての決算を認定することに賛成する討論を行った。

本会議は採決の結果、四六年度一般会計・特別会計決算を認定して閉会した。

### 九 昭和四八年二月臨時会(第二回・二月二三日～二月二八日)

二月臨時会(第二回)は、二月二三日から二八日の会期六日間で開かれた。当初決定された会期は五日間であったが、宅地並み課税問題で審議が一時とまったため、二六日の本会議で会期を一日間延長した。

この臨時会には、宅地並み課税に関連する市税条例の一部改正(議案第九一号)、農地課税審議会条例の制定(同第九二号)、固定資産評価審査委員会条例の一部改正(同第九三号)の三件が市長から提出されたほか、鎌倉市笛田地区工業団地造成反対の請願が審議された。

二月二三日の本会議第一日には宅地並み課税に反対する農業関係者ら約五〇〇人がゼッケンやはち巻きをつけて市議会に詰め掛け、各会派に宅地並み課税反対を強く訴えた。そのため本会議の開会は大幅に遅れ、午後三時四九分によりやく開会した。

本会議は議案第九一号、第九二号を一括上程し、葉山峻市長、伊草昇助役が説明を行った。つづいて質疑に入ったが、最初の質問者である桜井茂議員（新政）に対する市長答弁を不満として新政議員団が退場し、結局この日の本会議は延会となった。

日程などについて調整を行って本会議が再開されたのは二六日であった。この日も議案第九一号、第九二号の質疑が行われ、質疑終了後両議案を総務企画常任委員会へ付託した。つづいて、議案第九三号について説明、質疑を行い、これも総務企画常任委員会へ付託した。さらに鎌倉市笹田地区工業団地造成反対の請願について紹介理由の説明を聞き、審査を公害対策特別委員会へ付託した。最後に本会議は二八日まで会期を一日間延長することを決定して延会した。

翌二七日には議案第九一号、第九二号、第九三号を審査する総務企画常任委員会が開催された。

本会議最終日の二八日には、まず総務企画常任委員会の審査報告が行われた。委員会報告は付託された三議案をいずれも否決するというものであった。本会議は各会派の討論のうち、三議案を全会派の反対によって否決した。つづいて本会議は公害対策特別委員会に付託した鎌倉市笹田地区工業団地造成反対の請願を、委員会報告のとおり採択した。最後に、本会議は「市街化区域農地に対する固定資産税等に関する意見書」を原案のとおり可決し、閉会した。



### 宅地並み課税関連議案の審議

#### 本会議での質疑

農業関係者などで傍聴席が満員になるなかで開会された二月臨時会（第二回）は、議案第九一号および第九二号を一括上程し、注目の宅地並み課税関連議案の審議に入った。最初に説明に立った葉山市長は、これまで宅地並み課税は好ましくないという立場から、四八年度以降の国の方向を見定めるため市税改正条例を提出せず農民に有利になるよう手段を尽くしてきた。しかし、四七年度末が迫り、また四八年度以降について国会での結論がまだに出ないという事情から、四七年四月の地方税法改正に伴う市税条例の一部改正等を心ならずも提案したと述べた。つづいて伊草助役が両議案の内容を説明した。議案第九一号、第九二号はいわゆる「骨抜き」にされた四七年四月の地方税法改正の内容を、四七年度分に「限り」条例化したものであった。

本会議は質疑に入り、まず新政議員団から桜井茂議員が質問に立った。桜井議員は、選挙公約や三月定例会、六月定例会等の答弁で市長は宅地並み課税の市税条例改正は提案しないと表明していたにもかかわらず、今回この改正議案を提出したことについて、市長の明確な答弁を求めた。

市長は宅地並み課税に反対するという態度は今日まで一貫しているとしたうえで、公約や議会答弁においても「市長が国で決まった法律を提案しないで済ます権限はない」ことをはっきり述べているとして、四七年四月の地方税法改正による条例改正は市長としては避けられないという立場も一貫していると答えた。そして、条例の提案をぎりぎりまで行わなかったのは、農業関係団体などが四七年の地方税法改正後も国に対して、さらに働き掛けを行っていたことに協力したものであると述べた。法律が改正になっても市税条例改正を提案しないといっ

たことはないという市長の答弁に対して、議場は騒然となった。

再質問に立った桜井議員は四七年三月定例会の会議録を読み上げて、提案しないということを言っていると市長を厳しく追求した。市長は、三月定例会の時点では、四七年度に宅地並み課税がどうなるのが明確でなかったので、「三月議会について提案しないという態度が正しい」という立場で答弁した。特例措置が実現した段階では、それによって改正することが当然ではあったが、「六月に提案しない、九月に提案しない、一二月に提案しない」という形で農業団体をバックアップする措置をとってきたものであると述べた。

しかし桜井議員は、提案しないということは三月には提案しないということではなく、どこまでも提案しないということだ、金子市政は佐藤内閣の政策に追随したから悪政だというなら、現政権の法に従わざるを得ないという葉山市長は先の悪政発言を取り消すべきだと迫った。三たび答弁に立った市長は、市長の義務として提案せざるを得ないと理解を求めた。しかし、市長答弁を不服とする新政議員団は一斉に議場から退場し、本会議は休憩に入った。

休憩中に開催された議会運営委員会では佐藤樂造議員（社会党）や大山正雄議員（共産党）が答弁が不満だというが、まだ新政議員団議員の質問が残っている、このままでは審議拒否とみなされるし、明日予定どおり総務企画常任委員会を開くためにも本会議を再開すべきであるなどと主張した。いったんは本会議再開が合意されかけたが、結局この日の本会議は延会となってしまった。

本会議は二六日午後ようやく再開された。冒頭、議会運営委員長である落合輝久議員が議事進行について発言を求め、議会混迷の原因は市長の答弁が質問とかみあっておらず、誠意にかける点にあるとして、答弁者に注意を促した。つづいて新政議員団の川口功、野島一三、平川正雄の各議員が、つぎつぎに市長の過去の発言は「ジェ

スチャール」であり、「大きなうそ」であり、その「変節」を「詭弁」で切り抜けようとしていると繰り返し追及した。

野党議員は、責任問題とからめて今後の対応についても市長の考えを質した。市長は自治体の長としてはこれまでできる限りのことをしたと自負していると述べ、今後も農民とともに地方税法の改正に向けて努力するとした。さらに施策面でも農業緑地指定によって一平方メートル当たり一〇円と固定資産税・都市計画税相当分の奨励金をさらに充実させるという意向を示した。

本会議の質疑は新政議員団による葉山市長の政治姿勢の追及を中心に進んだが、条例の内容についてもいくつかの論点が出された。第一は地方税法でも、市が一月臨時会に提出しようとした案でも、昭和四七年度分「以降」宅地並み課税を行うという規定だったが、議案第九一号では四七年度分に「限り」行うとなったのはなぜかという点であった。伊草助役は、本条例の規定は四七年度に限ることを明確に打ち出し、四八年度以降は国会での論議が決着したのを改めて市議会で審議するという姿勢を明確にしたものであると説明した。第二に課税審議会委員の人数が五人で少ないのではないかと、委員の報酬についての予算措置はどうするかという質問も大野裕史議員（公明党）、大山正雄議員（共産党）などから出された。助役は必要なら委員定数の増加を検討する、委員の報酬については予備費の流用によることをご理解いただきたいと述べた。第三には市内のA農地の面積およびそのうち特例対象農地の面積、また調査期日についても大野議員、落合輝久議員（新政）らが質した。市側は四七年一月一日の調査では、A農地が三八八筆・四万八六七四坪、特例対象農地と判断されるものが一九四筆・一万六六〇〇坪であると説明した。

本会議は会議時間延長ののち、一旦休憩に入り、議会運営委員会で二七日午前に公害対策特別委員会、午後

総務企画常任委員会を開催し、二八日の午後には本会議を開く、したがって会期を一日間延長するという日程について合意した。

再開された本会議は議案第九一号、第九二号を総務企画常任委員会へ付託した。

つづいて納税者の審査申し出について十分な審査期間を設けるための固定資産評価審査委員会条例の一部改正が上程された。落合議員はこの改正は地方税法の拡大解釈であると問題を指摘した。議案第九三号も総務企画常任委員会へ付託された。その後、本会議は会期延長を決めて延会した。

### 三議案の否決

市役所玄関前では宅地並み課税反対の農民集会が開催されるという情勢のなかで、二七日午後には三議案を審査する総務企画常任委員会が開催された。委員会は葉山市長の出席を求め、従来、議会などで宅地並み課税条例は提案しないという市長の発言をめぐる責任を追及した。また本会議の質疑で取り上げられた論点についても、改めて論議された。

委員長は質疑を打ち切り、休憩後に各委員の議案に対する意見を求めた。林誠八委員（新政）は市長の政治姿勢を追及してきたが、誠意ある答弁がなかったことは遺憾であり、内容についても反対であると述べた。葉山市長の与党であり、また国会においては四七年四月地方税法改正を自社公民で可決した社会党の立場は微妙であった。佐藤榮造委員は市長が条例改正案を提出するのは当然だが、三議案については農民の意向を汲んで反対する、国および国会に対して現に耕作している農地については宅地並み課税をしないよう強く要請したいと述べた。松山三之助委員（公明党）は、農民の生活にとって脅威である。長谷川忠勤委員（民社党）も土地税制・土地対策の確立を期待して反対する。また、西条節子委員（市民革新）も都市近郊農業を守る立場で国に抵抗するため反対すると述べた。共産党は総務企画常任委員会に委員を持たないため、意見を述べる機会がなかった。

委員会は三議案について全会一致で原案否決と決した。

二八日の本会議は総務企画常任委員会から審査結果を報告したのち、討論に入った。新政議員団の端山正司議員、渋谷彦三議員、社会党の高田辰三議員、公明党の大野裕史議員、共産党の大山正雄議員、市民革新議員団の関根久男議員がそれぞれ委員会の審査結果報告どおり三議案を否決することに賛成する討論を行った。市長の政治責任については、端山議員が一月臨時会における付議事件の告示取り下げや委員会における全会一致での否決など市長の「政治姿勢のずさんさを問われる重大な問題」であると述べたのに対し、大山議員は葉山市長が市民連合綱領の「市条例の改悪に反対します。市には市条例の改正を提案しないで済ます権限はありません。しかし、もし提案されたとしても私たちは皆さんと力を合わせ全力をあげて議会に働きかけ、条例改正阻止のために戦います」という公約の線で行動したことを高く評価すると述べた。民社党は委員会ですでに態度を明らかにしているとして討論を行わなかった。なお、渋谷彦三議員が市長は「二枚舌を使っている」、「農民をあざむいた」などと発言したため、議場が騒然となり、佐藤樂造議員が議長に適当な処置を求める一幕もあった。

本会議は全会一致で三議案を否決し、「政府におかれては、都市近郊農業の育成をはかり、緑地保全による良好な生活環境を確保する意味において、農地に対する宅地並み課税をしないよう特段の配慮を願いたい」という「市街化区域農地に対する固定資産税等に関する意見書」を異議なく可決した。

### 一〇 昭和四八年三月定例会（三月八日～三月三〇日）

三月定例会は三月八日から三〇日までの会期二三日間で開催された。本定例会の中心はもちろん総額三三二億円にのぼる昭和四八年度一般会計・特別会計予算の審議であった。しかし、そのほかにも全面的な行政機構改革

を行う事務分掌条例の全部改正およびそれに伴う職員定数条例の一部改正、藤沢駅北口再開発事業の着手に伴い藤沢駅北口市街地再開発事業費特別会計を設置する特別会計条例の一部改正および四八年度同特別会計予算、前年三月定例会で修正削除された国民健康保険料の賦課方法を改める国民健康保険条例の一部改正、「企業主義」と批判を浴びていた行政センターを市民センターと名称変更する行政センター条例の一部改正など重要案件が目白押しであった。

三月定例会も会期の延長こそなかったものの、生活経済公社の設立や機構改革が論議を呼び、予算等特別委員会などでの意見を踏まえて市側が一般会計予算および事務分掌条例の議案の一部訂正した。また、こうしたなかで本会議最終日の三〇日には新政議員団の一部が新たに刷新議員団を結成し、市長との対決姿勢をより明確にするなどの波乱を呼んだ。

本会議第一日の八日には、請願二件について各所管の委員会から審査結果の報告を受けて、報告どおり一件を採択、一件を継続審査としたのち、新林公園の用地取得など専決処分の承認、四七年度一般会計・特別会計補正予算、湘南台小学校・高浜中学校の新設に伴う学校設置条例の一部改正など二三議案について市側の説明を聞いた。つづいて、四八年度予算および関連議案二五件が一括上程された。葉山峻市長が予算編成方針の大綱説明および助役以下市側の説明の後、本会議を延会した。

翌九日、本会議第二日が開かれた。専決処分など二三議案についての質疑等が行われ、七議案を原案のとおり可決、一六議案を各所管の委員会へ付託した。質疑では標準価格の四倍もの価格となり、地価高騰をおおるものだという批判が出ていた北部第一土地区画整理事業の保留地競売などが問題になった。つづいて請願二件を各所管の委員会へ付託した。

第3節 昭和47年度

表47—3 議会委員会条例（名称・所管事項）の改正（別表）

（昭和48年5月16日施行）

名 称	所 管 事 項	定 数 人
総務企画 常任委員会	1 市長室の所管に関する事項 2 企画調整局の所管に関する事項 3 収入役室の所管に関する事項 4 監査委員の所管に関する事項 5 選挙管理委員会の所管に関する事項 6 消防本部、消防署および消防団に関する事項 7 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項	11
文教厚生 常任委員会	1 教育委員会の所管に関する事項 2 市民局のうち社会部の所管に関する事項 3 市民病院の所管に関する事項	11
経済観光 常任委員会	1 市民局のうち生活環境部、経済緑政部の所管に関する事項 2 農業委員会の所管に関する事項	11
都市建設 常任委員会	1 建設局の所管に関する事項	11

本会議第三日は一六日に開かれ、九日に各所管の委員会へ付託した議案および請願についての審査結果の報告を受け、委員会の報告どおり議案一六件を原案のとおり可決、請願二件を採択した。さらに、八日に個人タクシー営業地区指定方についての請願が採択されたことから、藤沢、鎌倉、茅ヶ崎、逗子の各市を個人タクシー営業地区に指定することなどを運輸大臣等に求める「個人タクシー営業地区の指定方に関する意見書」を可決した。つづいて代表質問に入り、この日は四議員が市長等への質問を行った。

本会議第四日の一九日にも代表質問が続けられ、五人の議員が質問を行った。本会議は、各会派の代表質問終了後、全議員四四名による四八年度予算等特別委員会の設置を決定し、予算および関連二五議案を同特別委員会に付託した。

本会議最終日の三〇日には、予算等特別委員会から審査結果を報告したのち、市側から二議案に

ついで訂正の申し出があり、これを承認した。つづいて、同特別委員会の審査過程で新政議員団から分かれた（仮称）刷新議員団を含む各会派から代表討論が行われ、採決の結果、訂正された二議案を含む二五議案は原案のとおり可決された。

本会議は川上久次氏を監査委員に選任することに同意したのち、事務分掌条例の全部改正に伴って議会委員会条例の一部を改正することを可決した。この改正はこれまでの文教民生常任委員会および経済観光衛生常任委員会をそれぞれ文教厚生常任委員会および経済観光常任委員会と改称し、各常任委員会の所管事項を変更した（表3）。さらに四件の意見書・要望決議がつぎつぎに上程され、採決の結果「国鉄運賃値上げ反対に関する意見書」および「健康保険法改正に反対する要望決議」を可決、「藤沢都市計画画用途地域（案）に対する意見書」および「空母ミッドウェイの横須賀母港化に関する要望決議」を否決するなどしたのち、三月定例会は閉会した。

#### 施政方針と予算等の大綱説明

三月八日、四八年度一般会計・特別会計予算および関連議案二五件が一括して本会議に上程され、まず葉山市長が施政方針および予算大綱の説明を行った。

市長は就任以来一年間「住民対話集会」や「市長相談」を通じて、市民参加の市政実現へ向けて努力を重ねてきたとその基本姿勢を明確にしながら、開発指導要綱、農業緑地の確保、緑の保全などの人口抑制策を押し進めながら、限られた財源のなかで義務教育施設、道路、下水道、ごみ、社会福祉施設などますます拡大・高度化する行政需要に応じてきたと述べた。そして策定中の三カ年実施計画によるシビルミニマムの達成で「緑と太陽と潮風の住みよい人間都市」を目指すことにして、本年度の施策目標を「ささえあう市民福祉のために」、「湘南の



教育、文化、スポーツを高めるために、「人間を大切にするまちづくりのために」の三点に集約して示した。

つづいて市長は具体的な施策についての説明に入り、「ささえあう市民福祉のために」では、老人福祉センターへの生きがい事業の導入、寝たきり老人のための入浴巡回サービス車の運行、善行地区乳児専門保育園の建設、来年一月をめどとする乳児医療費無料化の早期実現、心身障害者手当の創設などを行うと述べた。注目の心身障害者（児）福祉センターについては、建設設計費を計上し、また労働会館、（仮称）湘南台総合文化センターの建設調査費も計上したと述べた。

「湘南の教育、文化、スポーツを高めるために」では、幼稚園五歳児全員への就園奨励金の支給、小・中学校建設費の前年比七九パーセント増額による合計六〇教室の新増築、九校へのプール建設などを行うことを明らかにした。さらに「人間を大切にするまちづくりのために」については、公園の整備・用地取得、学校緑化を目指す校庭グリーン作戦、引地川右岸遊歩道の整備、ノー・ゴミ運動等を予算化したと述べた。また、藤沢駅北口再開発事業については今年度から特別会計を設置して来年度から事業にかかることを言明し、西部開発についても人口を三万人に抑制し、大庭城址一帯を市民の憩いの場とすると述べて、市民本位の西部開発事業を目指す第一歩を踏み出したと表明した。市長はそのほか、松本市郊外的美ヶ原市民休暇村建設、中央卸売市場等の流通センター建設の実現を目指すことにして、これらの事業を行うため生活経済公社を設立する構想を示した。

四八年度予算規模は、一般会計一五七億一五四万円、特別会計一七三億九九一八万一〇〇〇円で、総額三一億一四六一万円となった。福祉と教育を四八年度の最重点施策とするという言葉のとおり、民生費、教育費はそれぞれ前年比五七パーセントも増加して計上されていた。

## 代表質問

三月一六日、一九日の二日間に行われた代表質問には各会派から加藤三郎（新政）、大久保さわ子（社会党）、松山三之助（公明党）、長谷川忠勤（民社党）、大山正雄（共産党）、山本幸男（市民革新）、川口功、小沢定雄、桜井茂（以上、新政）の九議員が立って、市長をはじめとする市側を質した。

代表質問において各議員の関心が集まった問題は、次項に述べる行政機構改革と生活経済公社の設立のほか、藤沢橋の騒音・排気ガス公害、建設が決まった心身障害者（児）福祉センター、市立幼稚園建設問題、中央卸売市場建設の見通しなどであった。

藤沢橋周辺の騒音・排気ガス問題を取り上げたのは大久保、山本の両議員であった。藤沢橋周辺の交通騒音は前年一月末に市公害防止課が行った調査によっても国の騒音基準を超えていることが明らかになっていた。大久保議員は調査に基づいて県公安委員会、警察へ要請した結果や保留になっている立体交差構想の見通しなどについて市側の答弁を求めた。また山本議員は、周辺住民に対する今後の措置についても市の考えを尋ねた。答弁を行った山館富士雄生活環境部長は、調査結果が出たのが二月末であるため県などに対しては口頭で申し入れただけなので、要望書を持参して、早急に詳細な説明などを行い、具体的な措置を強く要請したい。県道の立体交差構想については、県の検討を見守りつつ県・地元住民と協議を行いたい。周辺住民の健康診断などについては第一義的には道路管理者である県が責任を持つべきものであり、市はこの立場から交渉を続けているが、今後とも解決に努力すると述べた。

一般会計予算に二カ年継続事業の初年度として、用地取得費と設計費が計上された心身障害者（児）福祉セン

ターについても、その建設場所、事業内容などについて関心が集まり、これらについて小沢、松山、山本の三議員が質問した。市長は、四七年度に心身障害者団体の代表、心身障害者施設専門家、学識経験者等による研究会で施設構想の検討を進めながら、心身障害者施設建築の権威である京都大学上田篤研究室にマスタープランの作成を委託した。また、土地の選定を進めた結果、市内伊勢山辺の聖園が丘下の土地約八三〇〇平方メートルに決定、今回の予算措置となったものであるとその経過を説明した。

具体的な内容について説明を行った熊山喜三郎社会福祉部長は、最終的決定ではないと断ったうえで、その施設は鉄筋コンクリート造・地上三階地下一階の本館および鉄骨平屋建ての体育館を考えている。事業内容としては、(1)二歳から一八歳の在宅重度障害児の訓練指導を行う肢体不自由児通園施設、(2)同じく精神薄弱児通園施設、(3)障害児および重度心身障害者の一時保護を行う保育室、(4)在宅身障者の職業訓練を行う身体障害者授産施設、(5)一五歳以上の在宅精神薄弱者のための精神薄弱者授産施設、(6)視覚障害者のための点字図書室、録音室等、(7)作業療法を行う作業室を予定していることを明らかにした。

藤沢市の場合、対象年齢児の実に九七パーセントが、保育所または幼稚園へ就園していた。特に市では幼稚園に通う幼児が九割を占めるなかで、三四園の幼稚園はすべて私立であった。これに対して幼稚園就園奨励金の支給などの対策がとられてはいたが、増嵩する経済負担などから市立幼稚園建設の要望がますます強くなった。太久保、大山、山本議員らが、この問題について市側の考えを質した。葉山市長は、父母の経済負担の軽減については、国庫補助の対象外を含めた在園の五歳児全員に就園奨励金を交付するなど思い切った措置をとったと述べたうえで、公立幼稚園はできるだけ造りたいという考えに変わりはないが、プレハブ校舎の解消に追われていること、私立幼稚園との競合問題が生じる恐れがあること、人件費等について国の補助が望めないことなどを指摘

して、「つくっていくという方向の中で、もう少し検討の余裕を与えていただきたい」と答弁した。

中央卸売市場の建設については、加藤（三）、松山議員らが市側の考えを質した。四八年度予算では、中央卸売市場を生鮮食品等の流通センターとして建設することが、新しく設立する生活経済公社の事業として盛り込まれており、用地取得および粗造成が予定されていた。葉山市長は用地取得とともに広域的な観点からできるだけ早急に取り組むという姿勢を明らかにした。伊草鼻助役は、中央卸売市場建設には、第一に用地問題を解決しなければならず、第二に四市場の統合を実現しなければならぬと述べた。用地問題については議員からすでに予定地が決定しているという風聞があるがどうかという質問もあったが、助役は「慎重の上にも慎重を期したい」として明言を避けた。四市場の統合の見通しについては、すでに前年一〇月にそれまでの対策協議会を発展的に解消して近代化研究会が発足したので、これから本番を迎えると答弁した。さらに、助役は中央卸売市場建設については、県の湘南（藤沢・茅ヶ崎・鎌倉・逗子・大和・葉山・綾瀬）市場圏構想との整合性を図るための話し合いも精力的に進めると述べた。

#### 行政機構の全面改革と生活経済公社の設立

代表質問においてはすでに述べた四点のほかにも、主要道路の建設計画、市民病院の赤字と看護婦退職問題、用途地域指定の問題等、市政全般についての質問が行われたが、とりわけ注目を集めたのは四四年七月以来の行政機構を全面的に改革する事務分掌条例の全部改正と、新たに生活経済公社を設立し、中央卸売市場建設や美ヶ原市民休暇村建設などを行うという構想であった。



事務分掌条例改正 (議案第106号) の訂正

**事務分掌条例 革新市政誕生以来、行政機構改革の構想については市議会の場合においてもたびたび一般質問で全部改正** 取り上げられてきた。市長は前年八月から直属の行政組織調査担当を置いて検討を進め、三月定例会には従来の行政機構を文字どおり一新する議案第一〇六号事務分掌条例の全部改正およびこれに伴う議案第一〇七号職員定数条例の一部改正を提出した。

葉山市長は施政方針において今回の行政機構改革について「重複行政、セクト主義を排除し、トップマネージメント機能の明確化と、ゼネラルスタッフの機能の確立」を図るとともに、「スタッフ機能とライン機能を明確化し、政策意志決定の迅速化を配慮し、企画調整局、市民局、建設局の三局制を採用」したと述べた。

企画調整局にはゼネラルスタッフ機能を持つ市長室を設け、ここに秘書・職員・企画調整・都市計画・財政の各担当を置いた。また広報文化部には市民窓口センターを新設、税務管財部には電算部門を独立した情報システムセンターを置き、さらに納税課に独任制の税制担当を置いた点などに特色があった。市民局は市民総務課と生活環境部、社会部、経済緑政部の三部制で、社会部は現在の社会福祉部、衛生部衛生課、税制市民部保険年金課、建設局失業対策事務所を統合したものであった。社会部の老人生きがい課や経済緑政部商工課内に中央市場を担当する流通対策係を設けたことが注目される。さらに建設局は建設総務課と計画建築部など三部および西部開発事務局で構成されていた。計画建築部には藤沢町田線、相模原藤沢線、藤沢橋立体交差化構想など県道整備に市としても積極的に対応するため、県道整備対策室が設けられた。また、道路と下水道を一体として扱う下水道路部の設置も独特のものであった。この機構改革によって、これまでの一局一九部八三課は三局一七部八五課となる。

代表質問では松山三之助（公明党）、長谷川忠勤（民社党）、山本幸男（市民革新）、桜井茂（新政）の四議員が、機構改革問題を取り上げた。四議員が一致して指摘したのは、市長室を中心とする企画調整局へ人事や財政などあまりに大きな権限が集中するのではないかとという点であった。松山議員は管理部門である企画調整局が全機構の三分の一を占める「逆三角形の機構であるだけに、中央集中型ともいうべき姿にならないかと憂うる」と質問した。市長は組織改正にあたっては各部長からの意見を始め、全国的な調査や市民アンケートなど慎重な検討を行ったとして、「一見権限集中のごとく受け取られる向き」もあるが、今日の複雑な行政を進めるには、スタッフ機能とライン機能（実施部門）を明確に区分し、総合性・計画性の観点から実施部門を全般的にコントロールし、「市民情報を早期にキャッチいたしまして、迅速にして正確な意志決定」を行い、「これによってはじめ



新設の生活経済公社が運営する市民美ヶ原休暇村（長野  
県松本市三城ロッジ 昭和48年7月31日開設）

て無駄のない行政執行が実施部門において行える」と説明した。

長谷川議員は、企画調整局への機能集中によって、他の部門が単なる実施部門と化して、末端の問題点や担当部門の創意が吸収されず、ひいては実施部門職員の熱意も低下するのではないかと指摘した。これに対して、市長は職員研修や相互のコミュニケーションに配慮すると答弁した。また、松山、桜井の両議員は機構改革と関連して、条例に定められた二人助役制をとる考えはないかと市長を質したが、市長は当分のあいだ一人とする考えを明らかにした。

**生活経済公社の新設とその事業内容** 市は四八年度にこれまでの開発経営公社とは別に、財団法人藤沢市生活経済公社を新たに

設立し、市が五〇〇万円を出資したうえで、事業資金は市が債務負担行為を行って金融機関から借り入れ、美ヶ原の市民休暇村建設、生鮮食品等の流通センター（中央卸売市場）の用地取得・造成、中小企業団地の造成などの事業を行うという計画を示していた。生活経済公社についても多くの与野党議員が代表質問で言及した。

加藤（三）、大久保、松山、大山、小沢、桜井の各議員が質した問題は、生活経済公社の設立理由および事業内容のほぼ二点に絞られる。第一は、開発経営公社がありながら、似たような事業を行う生活経済公社を設立する理由、開発経営公社との関連はどうかという問題であった。加藤議員の質問に対して、助役は公有地の拡大

の推進に関する法律の制定によって土地を先行取得するための公社制度が法的に認知されたので、市としては開発経営公社の公共用地の先行取得部門と他の事業部門を切り離す構想を持っている。しかし、これ以上の事業を開発経営公社に負担させることはできないので、經濟部で担当している市民休暇村、中央卸売市場の促進、中小企業団地造成を積極的に進めるため生活経済公社を設立すると答えた。

代表質問の二番手であった大久保議員は、この助役答弁では「全然納得がいかない」として、開発経営公社の債務負担行為が現在三五億円余あるのに、さらに二二億二〇〇万円の債務負担行為を行ってまで生活経済公社を設立する理由は何か、開発経営公社で十分対応できる事業内容ではないのかとさらに詳しい説明を市側に求めた。伊草助役は、開発経営公社は土地の先行取得事業や西部開発のしめくりなどに専念し、経済活動が中心となる中央卸売市場や中小企業団地は生活経済公社を設立して、それに担当させるのが適切である。また、市民休暇村も建設よりも管理運営の仕事が中心であるので、生活経済公社で行うことにしたと答弁した。

助役の答弁にもかかわらず、大山議員も「依然としてその意義が理解できない」として、生活経済公社の事業内容は「不動産からレクリエーションまで」に及び「きわめて統一性にかける」と述べ、代表質問の論点は第二の事業内容に移っていった。松山議員らは先に述べたように中央卸売市場の内容等を質したが、大山議員は美ヶ原市民休暇村について問題点を指摘した。大山議員によれば市民休暇村予定地は松本市自身も「憩いの広場」を建設しようとしている土地の一部で、地元では民間資本の導入と自然保護の観点からの批判があることを指摘した。桜井議員は債務負担行為三億円もの金をかけて通年利用施設を造る必要があるのかと事業そのものに疑問を呈した。

代表質問終了後、四八年度予算および関連議案二五件は予算等特別委員会に付託された。委員会では機構改革



および生活経済公社が審査の焦点となった。

### 予算等特別委員会の審査

予算等特別委員会は、二〇日に第一回の特別委員会を開催し、委員長に加藤庄太郎委員（新政）、副委員長に関野忠義委員（社会党）を互選するとともに、二八日まで六日間の審査日程を決定した。

二三日に行われた生活経済公社関連の一般会計予算「商工費」の審査では、同公社の設立の必要性をめぐる論議とともに美ヶ原市民休暇村建設事業そのものに対する批判が大きく浮かび上がった。広谷甲二委員（公明党）は、レクリエーション施設もわかるが、市内の道路・学校・幼稚園などを優先すべきであって、「何かかっこいい、遠くにこういう美しいりっぱな施設ができて……一体市民二四万人の中で何人が利用するんです。三億円の債務負担をしてまで、いますぐここでつくらなきゃならないほど必要なものかどうか」と市側を追及した。助役は、決してかっこうがいいからというような観点からではなく、週休二日制の普及など時代の要請によるものであると理解を求めた。

二七日には事務分掌条例の全部改正についての審議が行われた。本会議と同様、高山年正、桜井茂（以上、新政）、内田松男（民社党）の各委員が、その改正は組織の中央集権化に通ずるものであると厳しい追及を行った。高山委員は「独裁主義的な色彩」があり、現業部門の声が届かないまま「一将功成つて万骨枯る」事態になるのではないかと述べ、また内田委員はこの組織は「徳川権力集中方式」であるとして、「葉山市政三〇〇年を願うの機構改革」かと批判した。

二八日午前中にはすべての議案に対する質疑が予定どおり終了した。委員会は各会派の意見の取りまとめを行

ったのち、討論を行うこととして暫時休憩に入った。

### 新政議員団の分裂

本会議での代表質問や予算等特別委員会での論議では、生活経済公社による美ヶ原市民休暇村および事務分掌条例に厳しい意見が続出した。与党のなかでも共産党は生活経済公社に反対する姿勢を見せ、社会党、市民革新の議員のなかにも「納得できない」、「すっきりしない」と発言する者も見られた。

こうした情勢のなかで市側は予算等特別委員会の討論・採決を前にして、(1)議案第一二九号四八年度一般会計予算の債務負担行為のうち生活経済公社の美ヶ原市民休暇村建設事業に対する債務負担行為「三億円以内」を「一億円以内」に縮小する、(2)議案第一〇六号事務分掌条例の全部改正のうち企画調整局市長室について、秘書担当・職員担当のみを市長室として独立、助役直結とする。残りの企画調整担当・都市計画担当・財政担当を企画調整局企画室とする、という議案訂正を申し入れた。与党の社会党は、この線で各会派の合意を取り付けようと働き掛けた。

しかし、二八日には、予算等特別委員会は再開されず、委員会の審査は翌二九日夜まで混迷を続けた。その理由は、野党新政議員団の内部で市側の妥協案に対する態度をめぐって厳しい論戦が行われていたためであった。

市側の妥協案に納得せず、いわば「主戦論」を主張したのは四六年四月に当選した新人議員と四二年初当選の二年生議員たちであった。特に市民休暇村については、プレハブ校舎の解消や道路整備等の課題が山積しているなかで、市長の「人気取り」を行うものだととして、新政議員団はこれに強い姿勢で臨むべきであるとする強硬な主張を行った。これに対して古参議員たちは、市側の妥協案を一応呑んで、今後の対応を行うという立場から若手議員を説得した。しかし、若手議員たちは説得に応じず、ついに予算等特別委員会および本会議で独自の行動

をとることを決めた。

二九日の午後八時半過ぎようやく予算等特別委員会が再開された。冒頭伊草昇助役が議案第一二九号および第一〇六号について先述の訂正を申し出、これが起立多数で承認された。続いて桜井茂委員（新政）が議案第一九二号の生活経済公社に対する債務負担行為のうち「美ヶ原市民休暇村建設事業の事項・期間及び限度額の欄を削除する」修正案を提出した。この修正案に対して古郡民雄委員（社会党）が反対討論を、高山年正委員（新政）が賛成討論を行ったのち、委員会は修正案を起立少数で否決した。

委員会は訂正された議案第一二九号の討論に入り、社会党、公明党、民社党、共産党、市民革新議員団、「新政議員団の一人として」平川正雄委員、「新政議員団第三控室六名を代表して」小沢定雄委員が賛成討論を行った。しかし、生活経済公社・市民休暇村については、公明党の広谷甲二委員、民社党の古谷正一委員が「慎重な執行」を求め、共産党の桑原正一委員は生活経済公社部分には賛成できないと言明し、平川委員も賛成は「商工費の一部を除く」と述べた。つづいて残り二四議案の討論が行われ、共産党が西部土地区画整理事業費、競輪事業費の二特別会計に反対し、「新政議員団第一、第二控室を代表」した平川委員が議案第一〇六号の継続審査を主張した。事務分掌条例の全部改正については各会派の討論でも言及されていたが、継続審査は否決された。

予算等特別委員会に付託された二五議案は議案第一二九号と第一〇六号を訂正のうえ、すべて可決すべきものと決した。

### 刷新議員団の誕生

予算等特別委員会の討論で、美ヶ原市民休暇村建設事業に対する債務負担行為の削除と事務分掌条例の継続審査を主張した野島一三、高山年正、田中和子、桜井茂、渡辺光男、端山正司、川口功、加藤照の新人組八議員と番場定孝、浅野明夫、加藤三郎、平川正雄、落合輝久、渡辺政雄、渋

谷彦三の二年生議員七人の合計一五議員は新政議員団からの脱会を決め、三〇日には落合議員を団長とする刷新議員団の会派結成を届け出た。同議員団の趣意書は、新政議員団とは可能なかぎり歩調を合わせるとともに、明確な野党の立場から市民本位の市政実現のために勉強していくことを強調し、葉山市長と対決姿勢を明確にした。

### 代表討論

三〇日の本会議は加藤庄太郎予算等特別委員長が(1)市の支出する負担金、補助金の内容を再検討されたい、(2)生活経済公社の運営については慎重に対処されたい、(3)藤沢駅北口再開発、辻堂駅北口開設の実現を図られたい、(4)事務分掌条例の施行規則制定については慎重に取り組まれないなど一〇点に及ぶ委員会の意見とともに審査結果を報告した。つづいて伊草昇助役が議案第一二九号、第一〇六号のそれぞれ一部を訂正することを求め、これが承認された。

本会議は七会派からの代表討論に入った。まず(仮称)刷新議員団の平川正雄議員が市民休暇村建設事業の債務負担行為を含む一般会計予算に反対し、事務分掌条例については継続審査を主張した。新政議員団の小沢定雄議員は生活経済公社による中央卸売市場促進と事務分掌条例の慎重な取り扱いなどの意見を付して全議案に賛成した。共産党から代表質問に立った大山政雄議員は、生活経済公社の設立には「革新市政らしからぬ発想がある」ので「警鐘を乱打する」としたが、一般会計予算など二三議案に賛成し、西部開発事業費および競輪事業費兩特別会計に反対した。社会党の古郡民雄議員は市民休暇村は余暇が増加しようとする時代に「まことに当を得ている」と述べて、全議案に賛成した。つづいて代表討論に立った公明党の広谷甲二議員は冒頭、「市長並びに

理事者各位が、本市の将来像を描いてその建設を思うあまりに、いささかこの企画立案から提案に至るまでの間にきわめて慎重性を欠き、広く衆知を結集すること」を怠ったことが、議会の混迷や議案内容の訂正を招いた原因であるとして、「肝に命じ深く反省されるよう」求めた。議場は一瞬緊張したが、広谷甲二議員は詳細な意見を述べて全議案に賛成した。つづいて民社党の古谷正一議員、市民革新議員団の山本幸男議員が意見を付して全議案に賛成する討論を行った。社会党を除くすべての代表討論が生活経済公社・市民休暇村と事務分掌条例に注文を付けた形となった。

四八年度一般会計・特別会計予算等二五議案は、議案の一部に訂正があったものの難産の末にすべて可決された。

## 第四節 昭和四八年度

### 一 昭和四八年五月臨時会（五月九日～五月一二日）

五月臨時会は五月九日から一二日までの会期四日間で開催された。この臨時会では、四月二六日に成立した地方税法の一部改正に伴う市税条例の一部改正ほか四件の議案と市街化区域内の宅地並み課税に関連する二件の請願が審議され、市長から提出された議案三件を可決、請願一件を採択、一件の取り下げを承認した。議員提出議案の「小選挙区比例代表併用制法案提出中止等に関する要望決議」は否決された。

**市職員ストライキ** 本会議第一日の冒頭、葉山峻市長が発言を求め、四月二七日に行われた市職員労働組合の**に関する緊急質問** ストライキについて報告を行った。このストライキは年金・物価などの制度要求を含む七三春闘の統一行動として公労協など六八単産・三一〇万人が参加して行われた大規模なものであった。しかも、四七年五月に自治労に加盟した市職労にとっては四一年六月の組合結成以来初めてのストライキとなった。始業時から正午までの市職労のストライキには一四〇〇人の組合員が参加した。

報告において市長は、組合に対して市民サービスについて十分な配慮をされたいと申し入れ、協議によって市民病院、北部清掃工場、電話交換業務など二〇〇人の保安要員が確保されたと述べた。また、市民課窓口、ごみ収集等についても市民サービスの維持に最大限の努力をはらったと報告した。

市長の報告のあと、高山年正議員（刷新）が緊急質問を行った。高山議員は革新市政誕生一年にして「遂にく

るべきものがきてしまった」と市長の責任を暗に指摘したのち、市長は地方公務員法に照らして今回のストライキは違法であると認識しているか、認識していないとすればその根拠は何か、スト回避のための説得を具体的に明らかにせよ、また庁舎内にはられたビラ・ポスターについての庁舎管理規則上の許可はどうかとなっているのかと質問した。市長はストの違法性については、憲法第二八条との関連で公務員の争議行為の一括禁止には議論があり、政府の公務員制度審議会でも現在審議中であると述べるにとどめた。ビラ・ポスターについては角津八郎総務部長が、市職労は許可申請をしなかったので再三にわたり話し合いをしたが、話し合いが付かずそのままなっていると答弁した。

再質問に立った高山議員はストの違法性についての市長答弁はあいまいであると述べ、地方公務員の争議権を否定する地方公務員法第三七条は合憲であるとする判決例を列挙し、さらに四月二五日に最高裁が国家公務員の争議権の全面一律禁止規定を合憲と判断した「全農林警職法事件」判決に言及しながら、再度ストの違法性についての見解を求めた。市長は春闘共同委員会と政府との合意文書やILOの見解を引きながら、ストは違法論に留保を付け、さらに今回のストは単に市だけの問題ではなく「国民的な諸要求の実現のための国に向かつての行動である」点も理解する必要があると述べた。

緊急質問終了後に専決処分一件を可決し、つづいて議案第二号市税条例の一部改正と議案第三号農地課税審議会条例の制定が一括上程され、坂田貢税務市民部長が説明を行った。二議案は質疑の後、総務企画常任委員会に付託された。さらに請願第一号市街化区域農地の固定資産税に関する請願、同第二号土地にかかる固定資産税に関する請願の二件が日程に追加され、平川正雄議員（刷新）が説明を行ったのち、総務企画常任委員会への付託を決定した。

一〇日、一日には四案件について総務企画常任委員会の審査が行われた。

本会議第二日の一二日には総務企画常任委員会の審査報告が行われた。議案二件は可決、請願第二号は採択、同第一号の取り下げを承認したというのが審査の結果であった。民社党、市民革新議員団を除く各会派が討論を行った。共産党が議案第二号、第三号について態度を保留したほかは、賛成討論であった。本会議は議案二件を原案のとおり可決、請願一件を採択し、請願第一号の取り下げを承認した。

つづいて、田中内閣が小選挙区制法案を国会提出しようという動きがあることから「『小選挙区比例代表併用制』法案提出中止等に関する要望決議」が公明党、市民革新、共産党、社会党、民社党から提案された。この決議は採決の結果可否同数となり、山下正美議長は否決と裁決した。つづいて「土地に対する固定資産税軽減に関する意見書」を原案のとおり可決して、五月臨時会は閉会した。

#### 宅地並み課税条例の可決

五月臨時会には四月二六日に国会で成立した地方税法の一部改正に伴って、市街化区域内農地の宅地並み課税の段階的実施を含む議案第二号市税条例の一部改正が提出された。議案第二号の内容は障害者・老年人・寡婦等の非課税限度額の引き上げ、電気・ガス税の税率引き下げ、固定資産税について住宅用地に対して軽減措置をとるとともに市街化区域農地の宅地並み課税について四八年度以降段階的実施を行うための特例措置をとるものであった。また、二月臨時会（第二回）で宅地並み課税関連議案が否決されていたため、四七年度の特例措置についても改めて措置を講じる必要があった。

臨時会の審議の焦点は、再び市街化区域内の宅地並み課税に集まった。しかし、今回の市議会の審議を取り巻



く情勢は二月の時点とはかなり異なったものになっていた。すなわち、国会での宅地並み課税審議が決着して、その段階的な実施が本決まりとなっていたことである。この問題について混迷を続けた国会は、自民党の単独修正によって首都圏等三大都市圏の特定都市にある、比較的市街化の進んだ地域に存在する農地、すなわちA農地とB農地について段階的に宅地並み課税を行うなどの地方税法改正案を可決し、同改正は四月二六日に公布された。

こうした状況のなかで市長が提出した市税条例の一部改正等に対して、市議会の底流は、「やむなし」というものとなっていた。したがって、審議のポイントは、市側が宅地並み課税実施のいわば代償として、すでに農業緑地保全要綱によって実施している農業緑地制度による助成措置をどこまで充実させるつもりであるかという点にあった。刷新議員団の団長、落合輝久議員は今の段階で市長の政治責任など、これまでの問題を蒸し返して議論するべきでないと述べ、問題は「市の理事者側の姿勢」、つまり「宅地並み課税を実施するのだからその代替としてこの施策を打ち出す、この施策がはっきりと明確に打ち出されることを強く望んでおる」ということであると、その立場を明らかにした。

最初に質疑を行った桜井茂議員（刷新）は、これまでの経緯に照らして条例提出の真意を市長に質すとともに、「もし仮にこの市税条例が成立したというような場合において」は、農業緑地の対象を広げるなどの措置をとるかどうかを質した。葉山市長は二月以降国会や大蔵省に対して宅地並み課税を実施しないよう足を運んで強く働き掛けたが、地方税法改正はすでに実施されてしまったため、市長としては提出せざるを得ない、農業緑地についても「十分検討を進める」考えなので、「よろしく御議決をいただきたい」と述べた。

桜井議員は市長の立場については一応「了」としながらも、宅地並み課税の市税条例改正が藤沢市と同様に否

決や議案撤回などで難航していた相模原市では、市と市街化区域内農地の地主との間で緑地協定を締結し、相当な優遇措置をとるといふ態度を明らかにしていることを示して、農業緑地の助成策についてより具体的な答弁を求めた。市長は相模原市に比較すれば現在の要綱ははるかに手厚い措置をとっているとしながらも、要綱基準を檢討して、「御期待に沿える点は沿ってまいりたい」と述べた。つづいて質疑に立った落合議員も生産緑地に対する奨励金の交付継続期間、現在五〇〇〇平方メートル以上となっている指定基準の引き下げなど具体的な内容を質問した。大山正雄議員（共産党）もビニールハウスや温室など施設栽培は面積が小さいので農業緑地による奨励金を受けることができないと述べて、指定面積基準の引き下げを求めた。市側はできるかぎり議会の要望に沿うよう早急に検討を行うと答弁した。

議案第二号、第三号および市税条例の改正延期を求める請願第一号と地方税法の改正を求める意見書を提出されたという内容の請願第二号は、総務企画常任委員会に付託され、五月一〇日、一日に一括して審査が行われた。委員会の冒頭で伊草昇助役が、議案第三号の農地課税審議会委員の人数を「五人以内」から「五人」に訂正したいと申し出、承認された。この訂正は、本会議の質疑において落合議員が二月臨時会（第二回）で指摘した点であるのに改められていない、議会の意思を尊重していないと質し、坂田税務市民部長が会期中の訂正を約束したものであった。一〇日の委員会は質疑の途中で休憩に入り、当日はそのまま会議は開かれなかった。市議会各会派としては市税条例の改正はやむを得ないという判断に立ってはいたものの、市長の責任において、市税条例改正の提案延期を求めた請願第一号を提出している農業関係者の納得を得ることを求めている。

議長のおっせんによって、一日には市長と農業協同組合長との会談がもたれ、「宅地並み課税が実施された場合、市街化区域での農業継続が不可能となり、野菜の供給面にも問題が出てくるので、今後の都市農業を守る

立場に立って農業団体と十分な話し合いを進め、市としてでき得る予算の範囲内で、でき得る限りの農業振興策をしていく」ことで両者間に合意が成立した。

この合意を受けて同日の委員会には、請願者である市農協宅地並み課税反対期成同盟会長から請願第一号の取り下げの申し出が行われ、委員会はこれを承認した。つづいて、葉山市長が合意について報告し、市税条例の一部改正等の可決を強く要望した。総務企画常任委員会は討論ののち、全会一致で議案第二号、第三号を原案のとおり可決すべきものと決した。

翌一二日に開かれた本会議は、委員会の審査報告を受けたのち討論に入った。共産党が態度を保留したほか、各党派とも市長に農業振興策の具体的内容について注文を付けたうえで両議案に賛成した。また、本会議は請願第二号を採択したうえで、「土地に対する固定資産税軽減に関する意見書」を異議なく原案のとおり可決した。こうして、もめ続けてきた市街化区域内農地の宅地並み課税問題によりやく一応の決着が付けられた。

## 一 昭和四八年六月定例会（六月六日～六月一九日）

六月定例会は六日から一九日までの会期一四日間で開催された。この定例会での議案審議は順調に進行し、このころ毎回のように続いた議会の紛糾や会期延長は行われなまま、平穩のうちに閉会を迎えるかに思われた。ところが、会期終盤に至って議会内役職人事の調整がもつれ、当初決定した会期を一日間延長する事態となった。刷新議員団の登場によって、七党派が入り乱れる市議会の運営は、ますます複雑化した。

本定例会では、片瀬山や湘南台など第八次住居表示実施区域の設定や北部清掃事業所管理棟改築工事など上程された議案一三件は、すべて原案のとおり可決された。また、県立普通高校用地取得に関する請願等、請願一〇

件を採択、一件を継続審査とした。

本会議第一日の六月六日には、請願二件について各所管の委員会から審査報告を受け、一件を採択、一件を継続審査としたのち、北部清掃事業所管理棟改築工事請負契約の締結など六議案が上程され、市側の説明が行われた。さらに、開発経営公社の経営状況など七件について市側担当者が報告を行った。

翌七日には本会議第二日が開かれ、前日説明を聞いた六議案について質疑を行い、ただちに採決の結果、六議案とも原案のとおり承認・可決と決した。つづいて報告案件についての質疑が行われた。また、損害評価委員会補欠員に平田治郎氏を選任する議案に同意した。最後に、県立普通高校用地取得に関する請願、「出入国法案」に反対する請願等、請願九件について、紹介議員の説明を聞いたのち各所管の委員会へ付託した。

本会議第三日の一二日には、まず九件の請願を各所管の委員会の審査報告どおり採択し、つづいて、「産業廃棄物による用水汚染対策に関する要望決議」および「医療供給体制の整備充実に関する意見書」を可決した。なお、後者については大山正雄議員（共産党）が反対討論を行った。

つづいて本会議は一般質問に入り、一二日には四議員、翌一三日には六議員が質問を行った。

一四日からは連日、各常任委員会・特別委員会委員など議会内の役職人事について各派交渉会が開かれた。しかし、監査委員の選任をめぐる社会党・公明党・民社党・共産党・市民革新議員団による「五派連合」の結成等、人事の調整が難航し、予定の会期最終日である一八日の深夜に開催された本会議は、会期の一日間延長を決めただけに終わった。

一九日、ようやくすべての調整がついて本会議が開催され、「出入国法に関する要望決議」および「県立普通高校増設についての要望決議」を可決した。つづいて、混迷のきっかけとなった監査委員の選任について市長か

第4節 昭和48年度

表48—1 各委員会正副委員長一覧

(昭和48年6月選出)

委 員 会 名	委 員 長 (会派)	副委員長 (会派)
総務企画常任委員会	渡辺 光男 (刷新議員団)	松山三之助 (公明党)
文教厚生常任委員会	大久保さわ子 (日本社会党)	田中 和子 (刷新議員団)
経済観光常任委員会	矢島 兵一 (新政議員団)	高田 辰三 (日本社会党)
都市建設常任委員会	端山 正司 (刷新議員団)	桑原 正一 (日本共産党)
藤沢駅北口整備促進特別委員会	加藤 照 (刷新議員団)	小沢 定雄 (新政議員団)
西部地域開発特別委員会	川口 功 (刷新議員団)	佐藤 樂造 (日本社会党)
交通改善対策特別委員会	長谷川忠勤 (民社党)	古郡 民雄 (日本社会党)
公害対策特別委員会	広谷 甲二 (公明党)	大山 正雄 (日本共産党)
北部地域開発促進特別委員会	山本 幸男 (市民革新)	野島 一三 (刷新議員団)
藤沢橋周辺環境改善対策特別委員会	関野 忠義 (日本政会党)	内田 松男 (民社党)
議会運営委員会	加藤庄太郎 (新政議員団)	大野 裕史 (公明党)
議会報編集委員会	田中 和子 (刷新議員団)	西条 節子 (市民革新)

ら提案が行われ、古谷正一議員(民社党)の監査委員選任に賛成多数で同意した。つづいて、各委員会の委員長による指名のとおり決定した。なお、排気ガス・騒音や立体交差化が問題となっている藤沢橋周辺の諸問題を審議するため、藤沢橋周辺環境改善対策特別委員会が定数一四人をもって新たに設置された。

最後に、本会議は鈴木清治副議長の辞職に伴って副議長選挙を行い、二一票を獲得した佐藤樂造議員(社会党)が当選した。六月定例会は佐藤副議長の市議会の円満な遂行のため渾身の努力をするという就任あいさつを最後に閉会した。

なお、五月臨時会・六月定例会のようすを伝えた市議会報(八月一〇日発行)は、昭和三十八年七月三十一日に創刊号を発

行して以来五〇号を迎え、紙名を『ふじさわ市議会報』から『市議会報ふじさわ』へ改称し、一般質問を問題別にまとめるなど編集に工夫をこらしたものとなった。

### 初の国外行政視察

六月定例会閉会後の二一日、山口倉吉（新政）、佐藤榮造（社会党）の両議員が、二二日間におわたる国外行政視察の旅に出発した。この視察は全国市議会議長会の主催によるもので、藤沢市議会としては初の国外行政視察であった。

国外行政視察を行うことについてすでに各派の了解が取られていたが、四月二日に開かれた各派代表者会議において一人七五万円の経費の支弁方法および二人の人選についての正式な協議が開始された。五日の各派代表者会議で、(1)経費については、計上されている予算一〇〇万円を折半した五〇万円に調査旅費一人一〇万円を加え、一人六〇万円を支出し、残り一五万円は自己負担とする。(2)人選は保守会派から一人、社会党・共産党・市民革新・公明党・民社党の五派から一人とすることが決定した。あわせて、保守会派からは山口議員を、五派からは佐藤議員を推薦することも決定された。

山口、佐藤両議員は、ソ連、フランス、イギリスなど一〇カ国を視察、特にスウェーデンのストックホルム市、西ドイツのハンブルグ市、イギリスのステイブネイジ市を公式訪問して意見交換などを行い、七月一二日に無事帰国した。

市議会議員の国外行政視察は、昭和五一年度から五四年度に一時中断されたものの、四八年度以降実施されるようになった。

### 議案の審議

六月定例会の議案審議では、市長から提案された八議案はすべて原案のとおり可決された。主な議案は第八次住居表示実施区域の設定（議案第一〇号）、四七年度一般会計補正予算の専決処分の承認（議案第六号）、北部清掃事業所管理棟改築工事請負契約、辻堂駅前土地区画整理事業の完了に伴う同事業施行条例の廃止（議案第一二号）および同事業の特別会計を廃止する特別会計条例の一部改正（議案第一一号）などであった。

議案第一〇号は、昭和三十七年に施行された住居表示に関する法律に基づく住居表示区域を片瀬山周辺、北部第一土地区画整理事業地域である湘南台周辺および村岡地区の一部に施行する内容であった。本会議の質疑では審議会にかけないで議案提出することの可否などが質されたが、委員会に付託することなく原案のとおり可決された。

議案第六号の補正予算は、歳入における起債確定に伴う補正のほか、庁舎東側などの庁舎用地一八六三平方メートルの取得費七〇五〇万円、村岡小学校のプール建設費三〇〇万円などを補正するものであった。このうち村岡小学校プール建設費については、「出納閉鎖後にプール建設を行うのはおかしい」という質疑が行われたが、「三月三十一日に精算確定しているが、手続きの関係から遅れた」という答弁がなされた。議案第六号も委員会付託を省略して、原案のとおり可決された。

六月定例会に市長から提出された議案の審議は、六月七日には平穩のうちにすべて終了した。

### 藤沢橋交通公害と藤沢橋周辺環境改善対策特別委員会の設置

県道鎌倉片瀬藤沢線と県道戸塚茅ヶ崎線が交差する藤沢橋周辺の交通事情は近年悪化する一方であった。藤沢橋交差点の一日の交通量は、市公害防止課が前年一月に行った調査では、小袋谷県道入口で最高三万七六二台、緑ヶ丘歩道橋で二万六五六〇台となっており、交差点では上下数キロにわたる交通渋滞が日常化していた。そのため、周辺住民は七〇ホン前後の騒音を昼夜浴びているばかりでなく、排気ガスによる鉛健康被害も心配されていた。



交通公害で環境改善対策が論議される藤沢橋付近の渋滞

すでに四五年二月に、県は地元関係者に対して藤沢橋交差点を立体交差にする構想を示し、協力を求めた。地元ではこの構想を受けて藤沢橋改良工事対策協議会を設立し、補償問題・替地問題等について県との交渉を行ってきた。しかし、この過程で地元の一部から交通公害の深刻化などを理由に強い反対意見が出たため、県では四七年六月以降地元との交渉を中断、立体交差構想は一頓挫を来していた。市としてはこうした状況のなかで、前年一月一〇日付けで県知事宛てに「市も地元関係者の調整について最大の努力を払うので、交差点改良についての地元関係者との交渉を再開し、交差点改良を促進されたい」旨の要望書を提出していた。



三月定例会につづいて、本定例会でも平川正雄（刷新）、西条節子（市民革新）、関野忠義（社会党）、長谷川忠勤（民社党）の各議員が、この問題を取り上げた。葉山市長はこれまでの経過を説明したうえで、地元選出の県議会議員にも県当局への働き掛けを求めるとともに、機構改革によって新たに設置した県道整備対策室を中心に地元との意見交換を重ねながら、県と一体となって積極的に取り組むと基本的な姿勢を明らかにした。また、住民の健康調査についても角津八郎市民局長は、県、保健所と連絡を取りながら解決を図ると述べた。

藤沢橋周辺の交通公害の深刻な実情に対して、市議会も本腰を入れた検討を開始する必要性に迫られた。定例会最終日の一九日には議員提案による「藤沢橋周辺の生活環境改善について」が可決され、「藤沢橋周辺の交通事情緩和と交通公害から住民を守るため、県道戸塚茅ヶ崎線の立体化を含めた問題について調査検討を行い、生活環境の改善を促進する」ため、定数一四人による藤沢橋周辺環境改善対策特別委員会が設置された。

#### 一般質問

六月二三日、一三日の両日にわたって行われた一般質問では、平川正雄（刷新）、大山正雄（共産党）、大野裕史（公明党）、桜井茂（刷新）、黒江貞子（社会党）、桑原正一（共産党）、西条節子（市民革新）、番場定孝（刷新）、関野忠義（社会党）、長谷川忠勤（民社党）の一〇議員から質問が行われた。

一般質問では藤沢橋の交通公害のほか、海水浴シーズンを前に海水汚染や海岸清掃、海水汚染の原因である河川汚濁と下水道整備問題がさまざまな角度から質問された。また、鶴沼奥田線、戸塚伊勢原線、鶴沼柄沢線、辻堂長後線、善行長後線など都市計画道路の建設の見通しや、学校給食における中性洗剤使用などにも関心が集まった。

## 産業廃棄物

六月四日に開催された公害対策特別委員会で、産業廃棄物に起因する用水汚染対策に関する陳情

## 処理場公害

が審査された。この陳情は、綾瀬町吉岡字目坂にある廃棄物処理場から隣接する市内用田女坂地

区一帯に鉱油、汚水などが流出し、用水路や水田を汚染している問題に関連したものであった。この産業廃棄物処理場には一年ほど前から県内各地の産業廃棄物が運ばれ、三月二〇日には県も許可した処理場であったが、設置した民間会社が十分な環境汚染対策を講じないまま営業したため、用田地区は深刻な被害をこうむっていた。

公害対策特別委員会では、市側が「五月に検査を行ったところ付近の井戸水には異常はないが、用水からは窒素、アンモニアが検出され、水稲栽培には不適であることが判明した。その後の業者と地元住民の話し合いで業者は休業補償等を行うとしたが確認書の提出は現在までない」と経過を説明した。特別委員会は、補償問題の早期解決とともに、県の責任を明確にして強い申し入れを行うべきだとして、陳情を趣旨了承した。

本会議三日目の一二日には、先の陳情が趣旨了承されたことを踏まえて、県に対して汚水処理対策、水田用水の確保、問題解決までの操業停止等の対策を求める「産業廃棄物による用水汚染対策に関する要望決議」が可決された。

桑原議員と関野議員は、一般質問でもこの問題を取り上げて、市長などの見解を質した。桑原議員は、産業廃棄物について発生者である企業の責任を強調するとともに、市内御所見地区打戻の産業廃棄物埋立地についても流出汚水による農業用溜池等の汚染が懸念されることを指摘した。葉山市長は、産業廃棄物並びに清掃に関する法律などによりながら、県が指導・監督・許可などの権限を全面的にもっていることを強調し、基本的には県が廃棄物処理行政に強い姿勢を示すべきことを要請したいと答えた。関野議員は用田地区の問題に限定して、汚水浄化槽の問題や検査結果の数値、補償問題などについて詳細に市の考えなどを聞いた。

さらに、他の議員からも粗大ごみ対策や海岸のごみ処理対策など、ごみ問題への関心が見られた。

**県立高校建設** 六月定例会には県立高校増設に関する請願五件と陳情一件が提出された。四七年度の市内中学の増設要望

卒業生の高校進学率は九五パーセントとなり、県内の学区中最高の水準にあったが、市内の県立普通高校は湘南、藤沢の二校にすぎず、鎌倉湘南学区全体でも公立高校は七校にとどまっていた。そのため、公立高校へ進学できるものは市内進学希望者の五五パーセントで、残りは私立高校へ進学せざるを得ない状況であった。県立普通高校の増設については一般質問において黒江、桑原両議員も取り上げたが、主な論議は関連する請願・陳情が付託された文教厚生常任委員会において行われた。

市議会に提出された請願・陳情は、進学希望者の増加に対処するため県が鎌倉湘南学区に県立普通高校の増設を予定しているにもかかわらず、用地取得難によって建設の見通しが立たないと聞いているので、(1)藤沢市として県立普通高校増設のための用地を早急に取得できるよう協力してほしい、(2)今田の県立工業高校等職業高校に普通科課程を併設してほしい、(3)私立高校在学家庭に対する助成額の引き上げを県へ働き掛けてほしいというものであった。九日に開かれた文教厚生常任委員会では、市側が「高校増設の必要性については十分認識しており、県への働き掛けも行っている。県も増設の考えで、地元で協力要請を行ってきている。市としては用地確保について現在数カ所の候補地を選定しているので、県が希望する用地をあっせんとできると考えている」などと説明した。

委員からは「将来数校が必要となると思われるが、年次計画は」、「建設用地は西部ニュータウンか、また開校見通しはいつごろか」などの質問が行われた。市側は「県の方針は三市一町の学区内で五〇年までに二校、五一年以降も建設の予定である。市としては、県の方針に沿うよう用地確保に積極的に取り組む」、「高校の位置は西

部開発地域を中心に考えており、県も理解を示しているが、具体的に決定してはいない。いずれにせよ用地については県に責任をもって協力し、二校目についても協力する。開校時期については用地買収の関係から今年度開校予定が遅れているが、できるだけ早急に開校できるように努力する」などと答弁した。委員会は請願五件を採択、陳情一件を趣旨了承することに決するとともに、県知事に要望書を提出するための議案を本会議に提出することを決した。

一九日の本会議は文教厚生常任委員会から提出された「藤沢市内に県立普通高校の早期実現」を求める「県立普通高校増設についての要望決議」を原案のとおり可決した。

#### 議会内人事の調整と会期延長

六月一三日には議会運営委員会が開かれ、翌一四日から各派交渉会を開いて議会内人事を調整するなど今後の日程について合意した。しかし、一四日から一九日までの六日間、連日開かれた各派交渉会は難航を重ねた。

その要因となったのは、葉山市長就任後の市議会内の会派の枠組み、すなわち与党（社会党、共産党、市民革新）・中間派（公明党、民社党）・野党（新政議員団）という枠組みが、刷新議員団の登場によって流動化したことである。具体的にいえば、第一に新政議員団と刷新議員団との確執が表面化し、新政議員団が議会運営の側面にかぎって社会党に協力する姿勢を見せ、一方の刷新議員団が野党色をさらに深めたこと、第二に議会運営で新政議員団との協力を重視する社会党と、保守系抜きの五派連合を重視する共産党の間に微妙な亀裂が生じたこと、第三に民社党がやや与党色を強めたことなどである。

### 監査委員人事

一四日に開かれた各派交渉会は冒頭から刷新議員団が座長は最大党派である同議員団が務めるべきであると主張し、加藤庄太郎委員を座長に推す新政議員団と対立した。調整の結果加藤委員が座長となり、各党派への委員人数の割り振り、特別委員会の設置数を論議したのち、正副委員長の割り振りについて各党派の希望を述べた。ここで高山正委員（刷新）、落合輝久委員（刷新）が、第二党派である新政議員団が議長・副議長・監査委員の三役を独占しているのは不公平である。正副委員長の割り振りは三役も考慮して決めるべきであると、三役の人事と正副委員長の人事を連結して決定することを求めた。

一四日、一五日の各派交渉会では常任委員・特別委員に限定して人事の調整を行うという加藤座長（新政）と、この両者を結合すべきだと主張する刷新議員団の立場が対立した。他の五党派は、新政議員団の三役独占は不公平であるとして、刷新議員団に同調する動きをみせていた。

新政議員団と刷新議員団との対立は、一時は現監査委員である林誠八議員（新政）を副議長とし、監査委員を刷新議員団へ回すことで話し合いが付いたともいわれる。ところが、刷新議員団内部での調整が付かなかったため、この人事構想は流れ、他の五党派も一致して監査委員ポストを要求する事態となった。一六日から一七日未明の各派交渉会では、監査委員が辞任の意思表示を行ったとの報告を受けて、川口功委員（刷新）が「常任委員長一つをおいて、監査を要求します」と述べ、佐藤築造委員（社会）も「五派を代表して、五派に監査をいたしたい。ただければ常任委員の正を考慮する」と発言した。刷新議員団と五派との調整は議長、座長のあつせんにもかかわらず不調に終わり、各派交渉会における採決によって決定するという前例のない事態となった。採決の結果、新政議員団が棄権したため五派側が監査委員のポストを獲得することが決定、五派間の調整によって民社党に監査委員のポストが回った。

### 副議長人事

一八日午前に再開された各派交渉会は、監査委員に古谷正一議員（民社党）が決定するなど順調な進展を見せていた。ところが、議長から鈴木清治副議長から辞職届が提出されたという報告後休憩に入ると、今度は副議長人事をめぐる調整が難航し、会期切れ直前の同日深夜に至っても調整が付かない事態となった。そこで、午後一時四〇分には議会運営委員会が開催され、会期の一日間延長を決定、ただちに本会議が開かれ会期の一日間延長が決定された。

新政、刷新の対立から両派が他の各党派との連合を模索する方向に転じたので、党派間の関係はさらに流動化した。新政議員団は社会党へ、また刷新議員団の一部議員は公明党に対して五派の結束を破り副議長候補を出すよう働き掛けた。こうしたなかで、監査委員ポストの獲得に成功した五派側も副議長人事をめぐることは分裂を余儀なくされ、一九日午前に開かれた各派交渉会では公明党と社会党が副議長にそれぞれ独自候補を立てて本会議の投票によって争うことがはっきりした。新政議員団は当初自派からの選出を求めたが、結局社会党に同調した。

一九日の本会議の副議長選挙は、新政議員団と社会党、市民革新、民社党が推す佐藤樂造議員（社会党）と刷新議員団と公明党が推す広谷甲二議員（公明党）の対決となった。投票結果は佐藤議員が二一票、広谷議員が二〇票であった。共産党は白票を投じ、葉山与党連合として佐藤議員へ投票するという態度をとらなかった。

### 議員表彰

全国市議会議長会、関東市議会議長会から、平綿宗司議員（新政）が二〇年表彰を、諸節進議員（民社党）が一五年表彰を、村上伸、松山三之助（以上、公明党）、古谷正一（民社党）、高田辰三、関野忠義（以上、社会

党)、林誠八(新政)の各議員が一〇年表彰を受けた。村上、松山、古谷、高田、関野、林の各議員は、神奈川県市議会議長会からも一〇年表彰を受けた。

### 三 昭和四八年七月臨時会(七月一三日～七月一日)

七月臨時会は一三日に会期一日間の予定で開会された。市長から提出された議案は、古里団地増設工事および藤沢小学校など七件の教育施設関連工事の工事請負契約案件と特別土地保有税の新設に伴う市税条例の一部改正の合計九件であった。

六〇戸が増設される市営住宅古里団地には、スロープ付きで車椅子の使用が可能な身障者向け住居や、老人用にトイレ付き四・五畳が独立した老人同居向け住居がそれぞれ二戸ずつ含まれていた。一括上程された八件の工事請負契約案件は、若干の質疑ののち原案のとおり可決された。

つづいて、特別土地保有税の新設に伴う市税条例の一部改正の審議に入った。特別土地保有税は四月二六日の地方税法の一部改正によって新たに設けられた税で、「列島改造ブーム」に乗った土地の投機的取引を抑制することを目的に、土地の保有および取得に対してその土地の所在する市町村が課税するものである。本来ならば五月臨時会の市税条例の一部改正の内容に含まれるべきであったが、政令等が未公布であったため市税条例の改正を保留していたものであった。本会議は坂田貢企画調整局長の説明を聞いたのち休憩した。

一三日深夜、再開された本会議は議会運営委員会の合意に基づいて会期を一日間延長することを決定した。こうした事態になったのは、収入役人事について市議会内の調整が暗礁に乗り上げたためであった。

## 収入役再任人事をめぐる混迷

四四年七月一六日に就任した現収入役の任期は、四八年七月一五日までであった。任期切れを前にして、葉山峻市長は同収入役を再任することとして、すでに七月初めごろには市議会へその意向を伝えていた。この時点では市議会の大勢は、同収入役再任を認める方向であったようだ。

ところが、六月定例会で明確になった新政議員団と刷新議員団との確執が七月臨時会にも尾を引き、現収入役の再任問題はその余波を受けるかたちになった。一三日の午前中に県立高校用地問題と収入役人事について開催される予定であった議員全員協議会には、収入役人事は持ち出されず、議会内の調整を続けることになった。刷新議員団は同収入役の再任に賛成しないという態度をとり、もし新政議員団が六月定例会における副議長選挙のように社会党など他会派と組んで収入役再任案件を可決すれば、新政議員団所属の山下正美議長の不信任案を提出するといふ強硬な姿勢をとった。すなわち、同収入役の再任問題は、葉山市政とあくまで対決するのか、与党の議会運営に「協力」していくのかという線で、刷新議員団が新政議員団に突き付けたいわば「踏み絵」となったといえよう。すでに六月定例会中に開かれた六月一九日の議会運営委員会において、刷新議員団は新政議員団の議会運営の姿勢に不信感をあらわにし、両議員団の議席を分離するための議席変更を求めたり、山下議長の本会議運営に対して不満を表明したりしていた。

刷新議員団の強硬姿勢によって、新政議員団の内部にも現収入役再任に懐疑的な動きが現れ、会期を延長して長時間の折衝が続けられたにもかかわらず、収入役再任案件の調整はまとまらなかった。そこで市側は七月臨時会に同収入役の再任議案を提出することをあきらめた。一四日午前二時二四分に再開された本会議は、特別土地



保有税の創設に伴う市税条例の一部改正と「小規模宅地の固定資産税、都市計画の軽減に関する意見書」の両議案を原案のとおり可決して閉会した。その結果、七月一日には現収入役の任期が満了し、藤沢市は収入役不在という異例の事態を迎えることになった。

#### 四 昭和四八年八月臨時会（八月二八日）

八月臨時会は八月二八日に会期一日間で開かれた。この会期に市側は、すでに四〇日間余りにわたって空席となっていた収入役の選任議案を提出することを見合わせた。市側は八月臨時会にふたたび前収入役の収入役選任を提案するため議会の了解を得ようとしたが、七月臨時会で反対の姿勢を打ち出した刷新議員団と公明党の反対姿勢が堅く、新政議員団も態度を保留する構えをとったことで、議案提出を見送ったのである。同氏は七月一日に任期が満了していたので、ふたたび同氏を収入役に選任することにすれば、これは形式的には外部からの選任となる。このような人事は、収入役については市職員内部から選任するというこれまでの前例を破ることになるといふ事情もあった。

八月臨時会に提出された議案は、都市計画街路土棚石川線ほか二路線の舗装工事請負契約の一案件だけであった。議案の質疑では大野裕史議員（公明党）が、九月一〇日には九月定例会の開催が予定されているのに、契約案件一件だけでこの臨時会を招集した理由を質した。答弁に立った伊草昇助役は、この案件は本来七月臨時会に提案したかったが、どうしても間に合わなかった。物価の高騰などの観点から一日も早く契約したいために臨時会の開催をお願いしたと述べて、理解を求めた。大野議員はそれだけでは臨時会を開催した理由が薄弱であると執拗に問い質したが、伊草助役は「一日を争う」案件であるという答弁を繰り返した。

本会議は、議案一件を原案のとおり可決して閉会した。

## 五 昭和四八年九月定例会（九月一〇日～九月二二日）

九月定例会は一〇日から二二日までの会期一三日間で開催され、火災予防条例の全部改正、北部焼却施設建設工事請負契約など議案一五件、四七年度市民病院事業会計決算など認定議案四件、生活経済公社の経営状況などの報告四件、請願二件が上程された。収入役選任案件は提出されず、収入役不在の事態がさらに続くことになった。

本会議第一日の一〇日には、地域包括最低賃金の引き上げに関する請願を採択したのち、四八年度一般会計補正予算（第一号）など二〇議案と認定案件、報告案件について、市側が説明を行った。

第二日の一一日には、一〇日に説明のあった案件について質疑を行い、二件を可決し、その他の案件を各所管の委員会へ付託した。

各委員会の審査が終了した九月二〇日には本会議第三日が開かれ、各所管の委員会から報告ののち、すべての案件を原案のとおり可決・認定した。つづいて市側が藤田恵子氏を教育委員会委員に、小幡忠男氏を公平委員会委員にそれぞれ再任する人事案件など三件の追加議案を提出し、これに同意・可決した。

さらに本会議には議員提案の「超過負担の解消に関する意見書」と「空母ミッドウェーの横須賀母港化に関する要望決議」が上程された。前者は、大阪府の摂津市が国に対して児童福祉法に定められたとおり保育所設置にかかった費用の半額を支払うことを求めて訴訟を提起した「摂津訴訟」を契機に国に超過負担の解消を求めるものであった。また後者は、近々予定されている空母ミッドウェーの母港化の取りやめを求める内容であった。本

会議は前者を可決、後者を否決したのち、一般質問に入った。つづく二一日、二二日にも一般質問が続けられ、普段の定例会よりもかなり多い一四議員が市政全般について市側の考えを質した。九月定例会は最後に請願一件を委員会付託とし閉会した。

#### 補正予算の審議

九月定例会での論議の焦点は、四八年度一般会計補正予算の審議であった。この補正予算は歳入歳出にそれぞれ八億七四一九万四〇〇〇円を追加するもので、その結果四八年度一般会計の予算規模は一六五億八九六二万四〇〇〇円となった。本補正予算を取り巻く経済状況には深刻なものがあつた。すなわち、四七年上半年まで比較的安定していた卸売物価が下半期には急騰し始め、世界的なインフレーションの影響とあいまって四八年に入ると急激な消費者物価の上昇が生じた。これに対しては、日銀による公定歩合の引き上げや政府の財政支出の繰り延べなどの対策がとられたが、物価騰貴はとまらなかつた。特に地方自治体にとっては、地価の急騰および建築資材の値上がりが公共施設の整備計画に深刻な影響をもたらした。

補正予算にはいくつかの注目される予算が計上されていた。たとえば、三月定例会などで議員からも強い言及のあつた公立幼稚園建設について検討する幼児問題研究会設置のための費用、市街化区域内農地の宅地並み課税実施に伴う固定資産税増額分を補填するための農業緑地奨励金の増額、交通公害の激しい藤沢橋周辺の住民検診の費用、藤沢駅南口への大型店舗進出に伴う中小企業店の競争力を強化するための調査費用、同じく大型店進出対策を検討する商店連合会への補助などである。

こうしたなかで特に注目されたのは、(1)心身障害者(児)福祉センター(仮称)建設事業費、(2)善行学校給食

合同調理場（仮称）取得、(3)生活経済公社の美ヶ原市民休暇村建設事業費の三点であった。(1)は、民生費の心身障害者福祉センター設計委託費を減額して、新たに二年間の継続費として心身障害者（児）福祉センター（仮称）建設事業費総額四億二〇〇〇万円（四八年度二五九三万九〇〇〇円）を設定するものである。(2)は開発経営公社の行五〇〇〇食の給食能力を持つ合同調理場建設について一億八五〇〇万円の債務負担を行うものであり、また(3)は、三月定例会で大きな議論を呼んで決定された生活経済公社の美ヶ原市民休暇村建設費の債務負担一億円に、七五人収容のロッジを建設するため、さらに八〇〇〇万円を追加するものであった。

**本会議質疑** 九月一二日の本会議では、補正予算に対する質疑が行われた。その際、公明党議員団がこの補正での論点 予算の論点を厳しく指摘したのが目立った。公明党は市議会の紛糾・混沌の度に葉山市長以下市理事者側の議会に対する姿勢に反省を促し、適切な対応を求めている。しかし、六月定例会では葉山市政批判の急先鋒である刷新議員団と連合して副議長選挙に同党の独自候補を立て、七月臨時会の収入役再任問題でも刷新議員団とともに現収入役の再任に反対の意向を明らかにするなど、徐々に葉山市政批判を強めていた。本定例会においても、公明党は同党議員団の四人全員が一般質問に立つとともに、補正予算に関する本会議の質疑でも四議員がつきつぎにその問題点を指摘し、「議会軽視というか、ほんとうに最近の市長のあり方は、われわれ議員の総体の意見というものをどこまでしん酌して議案を提案されているのか」（広谷甲二議員）というところまで踏み込んだ発言を行った。

本会議の質疑では、先に述べた心身障害者（児）福祉センター（仮称）建設事業費、善行学校給食合同調理場（仮称）取得、生活経済公社の美ヶ原市民休暇村建設事業費を中心に、さまざまな論点が指摘された。

心身障害者（児）福祉センター（仮称）については、二つの点について質疑が集中した。ひとつは、三月定例

会で市側が言明した建設位置である市内伊勢山辺（聖園下）が、市議会に対して事前の相談もなく、鶴沼の八部公園付近へ変更されたことである。もう一つは、当初予算で設計委託料として計上・可決されていたものが、補正予算で突然継続費となった理由である。広谷議員は、場所の変更は新聞報道によつてはじめて知つたとして、変更の理由は何か、新建設地の面積、買収の進捗などを質すとともに、なぜ継続費を設定したのかと質問した。これに対して、角津八郎市民局長、伊草昇助役は、伊勢山辺（聖園下）の用地は窪地で傾斜地のため建物を高層化したり、横断歩道橋を設置したりする必要がある。その伊勢山辺に決定したのは、当時用地決定を非常に急いでいたためであると説明して理解を求めた。また継続費の設定については五〇年四月の開設を目指して、本年度中に実施設計を完了するとともに工事請負契約の締結まで行い、これまでの遅れを取り戻したためであると答えた。市側の答弁について大野裕史議員（公明党）が、用地の変更によつて心身障害者（児）福祉センター（仮称）の規模や機能が低下することはないかとさらに質した。これに対して葉山峻市長は、今度の用地は平坦で交通の便もよく、周囲の環境もよいので身障者施設としてユニークなものを作り上げたいという意欲を表明した。

就任直後の四七年三月定例会での松山三之助議員（公明党）に対する答弁をはじめ、葉山市長はたびたび学校給食は単独校方式が望ましいと明言していた。そこで、今回の善行学校給食合同調理場（仮称）については、これまでの市長の方針を変更するものではないかという点に論議が集まった。大野議員が助役の提案理由説明は不十分であるとして、さらに詳しい説明を求めたのに対して、市長は、学校給食のあり方についてこの五カ月間教育委員会を中心に検討を加えた結果、センター方式と単独校方式を併用していく以外ないという結論となつた。しかし、八〇〇〇食を超えるような大規模な給食センターを建設することは好ましくないという結論となつた。

間的な形態である合同調理場として予算計上を行ったと述べた。

松山議員は合同調理場というが、食数を減らしただけで、その機能はセンターと変わらない、それにもかかわらず異なった名称を付けたのはなぜかと質問した。市長はじめ市側は、合同調理場もセンター方式であることを認め、この名称は単独校方式の長所も取り入れていくという「発想の転換」や「イメージ」を示したものであると答えた。大山正雄議員（共産党）は合同調理場を含む給食センターの機能を中間加工センター的な機能にすることはできないかと尋ねたが、市長は現状では困難であるというのが検討した結果であったと答えた。

生活経済公社の美ヶ原市民休暇村建設費に対する債務負担一億円に、さらにロッジ建設のために八〇〇〇万円を追加する点についても、議員から質疑が行われた。すでに、市では七月三一日からテント一〇張りとし松本市のロッジの一部借用による美ヶ原市民休暇村を臨時に開設し、約六〇〇人の市民が利用していた。

大野議員は三月定例会の経緯に触れながら教育施設などの課題が山積するなかで、あえてこの事業を行うという「納得のいく提案の理由」を説明せよと追及した。伊草助役は、今夏の利用者に対するアンケート調査の結果をみると圧倒的にロッジ希望が多く、また天候異変に備えるためにも小規模ながらロッジを建設して市民の要望に応えたいとし、市長も市民休暇村は「私の年来の念願」であると意欲的な姿勢を明確にした。三月定例会の経緯から八〇〇〇万円の債務負担の追加補正に厳しい指摘を行ったのは、落合輝久議員（刷新）であった。落合議員は三月定例会で議会が一億円の債務負担行為を承認したのは、市民休暇村の建設計画総額が一億円であると理解していたからである。それにもかかわらず、市側が追加補正の提案を行うことは「議会の意思を無視しておる」、「議会を軽視しておる」と市側の姿勢を批判した。さらに落合議員は今夏の市民休暇村開設のバス代およびロッジ借用料として観光総務費に美ヶ原市民休暇村運営負担金六五〇万円が補正されていることを取り上げ、支

出の時点では予算措置がされていない「売名的な行為が先ばしりしておる」と述べた。

四八年度一般会計補正予算(第一号)は、波乱含みで総務企画常任委員会へ付託することに決した。

総務企画常任委員会での 総務企画常任委員会は一八日に開催された。同委員会は委員会の審査に先立って心審査と補正予算の可決 身障害者(児)福祉センター(仮称)建設事業費および善行学校給食合同調理場(仮称)取得について文教厚生常任委員会と、生活経済公社の美ヶ原市民休暇村建設事業費と観光総務費の美ヶ原市民休暇村運営負担金について経済観光常任委員会とそれぞれ連合審査会を開催した。

総務企画常任委員会の審査では、各委員から先の三点を中心に質疑が行われた。心身障害者(児)福祉センター(仮称)建設事業費については「身障害者センターの建設地変更の理由は傾斜地で不向きということか」、「建築費が高騰しているが、実施設計もできていない段階で事業費総額を決めることは無理ではないか、予算オーバーの場合には規模・機能等を縮小するのか。また現在の進捗状況で五〇年三月完成はできるのか、今後の計画は」などの点が質され、伊勢山辺付近は「県道に近く、排気ガス・騒音等交通事情が悪いうえ、傾斜地であるため整地や取り付け道路建設に約一億円近い投資が必要であるなどの理由もある」。「予算の範囲内で具体的な検討を進めるが、その結果増額が必要ならば追加も考える」。「身障害者センターは五〇年三月完成とし、四九年二月までに設計を完了し、三月には着工したい」と答えた。

また、善行学校給食合同調理場(仮称)取得について、委員の「学校給食は単独校方式に向かうのが大前提。合同調理場は過渡的なものか」。「市民連合綱領には単独校方式がうたわれている。今回の決定に際してこれにどう配慮したのか」という質問に対して、市側は「合同調理場は単独校方式への移行過程ではなく、当分この形で進むことになる。校地が狭いので次善の策をとらざるをえない」、「合同調理場は政策的な判断ではなく、どうし

たら一番よいものができるかということで検討の結果決定した。市民連合綱領にいう単独校方式は望ましいとしても実現しにくい。今回の合同調理場はマンモス施設ではなく単独校方式の長所を取り入れて運営していく方針である」と説明した。

さらに、美ヶ原市民休暇村建設事業費に対する「三月定例会で決定された一億円の市民休暇村構想の内容はどのようなものだったのか」、「市民休暇村は一億八〇〇〇万円で一応打ち切りたいというが、週休二日制などが進む中で打ち切る根拠は何か」などの質問については、「市民休暇村については当初案の三億円では二〇〇人程度の宿泊施設を考えていたが、市議会の意見等を勘案して取り合えず宿泊施設を除外した施設として一億円にした」、「一億八〇〇〇万円で打ち切る理由は、レジャーが多様化している現状から一カ所に多額の経費をかけないためである。市民の要望によっては今後第二の休暇村建設もあり得よう。市民休暇村として建設する以上宿泊施設は必要である、この程度の施設は認めてほしい」と答弁した。

討論に先立ち、刷新議員団の番場定孝委員が一般会計補正予算の「歳出のうち第八款商工費、第二項観光費の美ヶ原市民休暇村運営負担金六五〇万円を減額し、第九款土木費、第二項道路橋りょう費、第三目道路新設改良費に六五〇万円を追加するものおよび第三条債務負担行為補正のうち財団法人藤沢市生活経済公社に融資した金融機関に対する損失補償の部分を削除する」修正案を、また公明党の松山三之助委員が「生活経済公社に対する損失補償の部分を削除する」修正案を提出した。総務企画常任委員会は二つの修正案をいずれも否決したのち、四八年度一般会計補正予算（第一号）を賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。なお、加藤三郎、浅野明夫、番場定孝（以上、刷新）の三委員は少数意見を留保した。

九月二〇日の本会議では、総務企画常任委員会の審査報告が行われたのち、番場議員が留保した少数意見を述



べた。つづいて討論に入り、桜井茂議員（刷新）が反対、関野忠義議員（社会党）が賛成、広谷甲二議員（公明党）が反対、大山正雄議員（共産党）が賛成、高山年正議員（刷新）が反対、関根久男議員（市民革新）が賛成討論を行った。採決の結果、賛成多数で四八年度一般会計補正予算は原案のとおり可決された。討論を行わなかった新政議員団と民社党は原案に賛成した。

#### 一般質問

九月二〇日、二一日、二二日の三日間にわたって矢島兵一（新政）、広谷甲二、村上伸、大野裕史、松山三之助（以上、公明党）、大山正雄（共産党）、山本幸男（市民革新）、鈴木清治（新政）、古郡民雄、大久保さわ子（以上、社会党）、藤本清蔵、桑原正一（以上、共産党）、野島一三（刷新）、西条節子（市民革新）の一四議員が一般質問を行った。公明党、共産党がそれぞれ会派所属の全員が質問に立つ一方、刷新議員団から質問を行ったのは一議員だけであるなど、市議会内の複雑な情勢が窺われた。

一般質問では民間保育園に用地を貸し付ける制度の運用、再開発ビルの核テナントとして都心型一流デパートを導入することなどを構想している北口再開発事業の進捗状況、原案ができた学校事故補償条例の内容、ゼロ歳児医療費無料化に関する医師会との話し合い、市職員の週休二日制導入、区域外下水道など下水道問題、自転車置場の設置などバラエティに富んだ質問が展開された。そうしたなかで、生活経済公社の事業として計画されている卸売市場の用地取得の見通しと藤沢駅南口広場の整備などによる駅周辺への大型店舗進出ラッシュの問題が特に注目された。

**卸売市場用地** 卸売市場建設については、四一年に市と卸売業界が青果物対策研究会を設置して調査が開始され、翌四二年九月に市議会で藤沢市営総合食品青果市場設置促進についての請願が採択された。

これを契機にして、市場開設は市の懸案事項となり、金子前市長時代はもとより、葉山市長の公約ともなっていた。しかし、それを実現するためには、広大な用地取得と市場統合という二つの困難な問題を解決することが必要であった。前年の四七年十一月に卸売業者、小売業者、生産者、行政機関で構成する卸売市場近代化研究会が設置され、市場統合問題解決への糸口が開かれた。一方、三万坪といわれる用地取得問題については四六年度に羽鳥地区で買取にかかったが、土地所有者の大半が代替地の提供を求めたため、市は用地取得を断念せざるを得なかったという経緯があった。

九月一〇日の本会議で生活経済公社の経営状況について報告が行われた。同公社は六月六日に設立認可があり、同一五日には登記が完了していた。角津市民局長は生活経済公社の四八年度の主な事業計画として、(1)中央卸売市場用地取得造成事業として予定面積六万平方メートルの確保および造成のための現地測量、(2)卸売団地用地取得事業として一万六五〇〇平方メートルの土地取得および造成（ただし、(1)と(2)は併合して事業を進める）、(3)中小企業工業団地造成事業として工業団地造成および工業団地組合などへの売り渡し、(4)美ヶ原市民休暇村臨時開設および建設事業として本年度臨時開設費用およびロッジ、バンガロー等建設の四事業を挙げた。市民休暇村建設事業については、一般会計補正予算の審議で詳細な問題点が指摘された。生活経済公社の経営報告に対する本会議での質疑のなかで卸売市場用地取得の見通しについて、伊草助役は四八年度末までには責任をもって完了すると答え、また、一般会計補正予算審議の答弁でも用地取得の進展具合では本年度中にも生活経済公社の債務負担の増額を考えていると答弁した。しかし、現在進行中の用地の具体的な場所についてはまだ公表の段

階ではないと明言を避けた。

一般質問では矢島兵一議員（新政）がこの問題を取り上げた。矢島議員は、市が用地取得にいたずらに日を送っているうちに地価が急激に上昇し、ますます用地取得が困難になっている。用地問題を六年間も放置しているのは議会軽視もはなはだしいと述べた。伊草助役は現在用地取得が内諾という形でほぼ七割程度進行しているので、全力を挙げて年度内に完了したい、と重ねて表明した。

市の卸売市場計画の遅れは、新たな問題も生んでいた。すなわち、市の計画の遅れをよそに民間業者が市内菖蒲沢に面積一万七〇〇〇平方メートル規模の藤沢流通センターを計画していることが明らかになったからである。この計画に対しては、一七日に開かれた経済観光常任委員会、市場関係者から提出された総合流通センター建設反対と藤沢卸売団地の早期完成について陳情および総合食料品流通センター進出反対と卸売市場の整備近代化計画推進について陳情が趣旨了承され、市側も計画中止を業者側に申し入れた。卸売市場用地の取得は困難な問題を抱えながら急速に進められなければならない段階となっていたのである。

**藤沢駅周辺への** 昭和三二年一二月に都市計画決定された藤沢駅前南部土地区画整理事業五五ヘクター**大型店舗進出問題** は、多くの困難を乗り越えてようやく完成目前となっていた。四六年一〇月に造成工事に

着手した八四〇〇平方メートルの南口広場の整備が進み、四七年には防災建築街区造成法（昭和三六年）による防災街区のCDビル（緑屋ビル）、四八年にニューフジサワビルが完成した。一方、大手流通業界には百貨店法に代わって四八年一〇月に公布されるいわゆる大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）を見越して、きわめて有望な商圏である藤沢・湘南方面に駆け込み出店を行おうという強い意欲があった。さらに藤沢市の場合、百貨店法によって大型店の進出をチェックする機能を持つ商業活動調整委員会が大型



整備が進む藤沢駅南口広場周辺に進出する大型店舗

店進出をことごとく認めたという事情もあった。

こうした事情から四七年以来、藤沢駅周辺は防災街区に指定されている南口周辺を中心に大型店舗の進出ラッシュの状態となった。南口ではニューフジサワビルへの藤沢十字屋進出をはじめ、志澤藤沢店（現在西武百貨店）、田原屋、新築中の江ノ電ビルに江ノ電百貨店（現在小田急百貨店）、さらにイトヨーカ堂の進出なども本決まりとなっていた。北口では遊行通りのさいか屋が大規模な増築を行い、ダイエーも店舗建設に掛かるうとしていた。さらに、北口再開発ビルの核テナントとして高島屋の進出もほぼ確実視されていた。これら大型店舗が翌四九年をピークに計画どおり開店すれば、市全体の売場面積のほぼ八割にあたる約一万一〇〇〇平方メートルの売場面積が一挙に増加するといわれていた。

大型店舗の猛烈な進出が地元の商店街にとって深刻な脅威であったことはいうまでもない。こうした事態に対して、市側では補正予算に商店連合会内に設けられた大型店舗対策実行委員会に対して補助金を支出することにするなど対策をとった。

一般質問においては、大山正雄議員（共産党）がこの問題について総括的な質問を行った。大山議員は、商工課の担当係の充実および大型店進出が既存中小商店が与える影響に関する詳細な調査の実施等の対策、大型店の規模を縮小させるなどの措置をとる必要、国鉄が北口貨物駅跡地に計画中の駅ビル計画に対する市側の態度、地

元商店街への指導・援助策などについて質した。葉山市長は大型店舗の進出を一概に否定することはできないが、今回のような集中的な進出は地元商店街に重大な影響を与えることになるので、すでに本年度に県市合同で影響調査を行っており、今後も必要な調査を行うとともに商工課の体制も強化したい。地元商店街のレベルをアップさせるために近代化調査の実施、共同施設設置の補助、経営指導の強化、金融対策の充実などの対策とともに、大型店対策を進めている商店連合会、民主商工会などの運動に援助を行うと述べた。また駅ビル問題については、平塚型のビル計画には反対であることを国鉄側に伝えており、慎重に対処すると市側の態度を表明した。

## 六 昭和四八年一〇月臨時会（一〇月一八日～一〇月二〇日）

一〇月臨時会は一〇月一八日から二〇日の会期三日間で開かれた。この臨時会に上程された議案は、人事院報告に伴い職員給与の改訂を行う一般職員の給与に関する条例等の一部改正など一般議案一四件と、七月一六日以来三カ月にわたって空席が続いていた収入役に坂田貢企画調整局長を選任することに同意を求め、議案の合計一五議案であった。

一八日には一四議案について市側の説明が行われ、前収入役の和田松太郎氏の退職手当金額の決定など二議案を可決し、残り一二議案を総務企画常任委員会へ付託した。一九日に開催された総務企画常任委員会での審査を経て、二〇日の本会議においてこれら一二議案は原案のとおり可決された。

つづいて、市長が収入役に坂田企画調整局長を選任することに議会の同意を求め、本会議は異議なく同局長の収入役選任に同意した。

市長は七月臨時会で前収入役再任が流産したのちも、同氏の選任に議会の同意を取り付けようと働き掛けた。

しかし、同氏がすでに任期満了となっていたことから、慣行によって「収入役は内部登用すべき」という刷新議員団、公明党などの意向がさらに強まり、ついに市長は同氏選任を断念、議会内の評判も高かった坂田企画調整局長の選任に落ち着いたものであった。

坂田局長は五五歳、昭和一五年に町役場に入り、清掃課長、税務市民部長、企画調整局長を歴任したベテラン職員であった。

## 七 昭和四八年一二月定例会（一二月五日～一二月二四日）

一二月定例会は一二月五日に開会した。当初予定された会期は二一日までの一七日間であったが、予定された一般質問が終了せず、二四日まで三日間の会期延長が決定された。ところが、二四日二番目の質問者であった鈴木清治議員（新政）に対する市長答弁を不満とする保守系議員が議場から退場し、定足数を欠くという事態が生じた。その後会議時間の延長を決定したものの、ついに二五日午前零時に至るまで会議を開くことができず、一二月定例会は三議員の一般質問を残したまま自然閉会のやむなきに至った。

本定例会には、藤沢駅北口市街地再開発事業施行条例、ゼロ歳児の医療費無料化のための乳児医療費助成条例、四八年度一般会計補正予算等二九議案、四七年度一般会計決算等認定議案九件、報告案件二件、公立幼稚園設置予算要求についての請願など請願八件が上程された。議案一件が継続審査となったほか、二八議案を原案のとおり可決し、決算を認定、請願もすべて採択した。

本会議第一日の五日には請願一件を採決したのち、四七年度一般会計決算等認定九議案が上程され、葉山峻市長がその概要を説明した。



議案を審議する12月定例会本会議

翌六日の本会議では決算について質疑を行い、議員一五人で構成する決算特別委員会を設置のうえ、一般会計・特別会計決算認定九議案を付託した。決算特別委員会は、六日、七日、八日、一〇日、一一日の五日間にわたって慎重な審査を行った。

一三日には本会議が再開され、決算特別委員会から審査報告を受け、四七年度一般会計決算等九件を認定した。つづいて二二議案と報告二件がつきつぎに上程され、市側が説明を行った。一四日には、前日に説明が行われた議案二二件と報告二件について質疑が行われ、湘南視聴覚ライブラリー協議会の設置等五議案を承認・可決、一七議案を各所管の委員会へ付託した。また、幼児教育の建物設置に関する請願等の請願八件が上程され、紹介議員の説明を聞いたのち各所管の委員会へ付託した。

二〇日には本会議第五日が開かれた。本会議の冒頭、松山三之助議員（公明党）が保留地落札をめぐる問題について緊急質問を行った。

**保留地落札に 関する緊急質問** 黒いからくり？／大手業者が個人名で」とする記事を掲載した。この記事は、二月二八日に市が行った北部第一土地区画整理事業の保留地入札で大手住宅メーカーが個人名を「隠れミノ」に三区画を落札したという疑惑を取り上げたものであった。同記事は、落札者のうち二人は若い女性で、しかもすでに市内から転居して

いること、落札された三区画には住宅メーカー幹部を建築主として三区画に五戸の住宅が建築中であることなど不自然な点がみられるとして、「メーカー側が入札の時、知人などの個人名を「隠れミノ」にして落札、現在建築中の住宅も建て売りとして処分されるケースも十分に考えられる」と指摘していた。

この問題は、すでに入札直後の三月定例会において北部第一土地区画整理事業費特別会計補正予算の質疑において指摘されていた。最高倍率一二〇倍、落札価格も市があらかじめ設定した標準価格の四倍もの高値落札となったこの入札について、大山正雄議員（共産党）がその実態を明らかにするよう市側に求めた。答弁において市側は住居地区二〇区画・五〇二〇平方メートルの評価額七三三万円に対し、落札価格総額は二億七八九八万円に達したことなどとともに、落札者のうち市内在住・在勤のセキスイハウス関係者が四人含まれていることを明らかにした。これについて大山議員は「偶然というには偶然すぎる」と指摘していた。

一二月定例会で緊急質問を行った松山議員は、今回の不正落札疑惑の事実関係とともに、北部第一土地区画整理事業の保留地処分について市側の今後の姿勢を質した。特に現在一区画に二住宅が建築されているが、これは一宅地を一七〇平方メートル以上としている「開発行為等に関する指導要綱」（四十七年九月二十九日告示）に反するにもかかわらず、市は建築許可を与えている点を指摘して、市のチェック体制の不備を指摘した。

市側は、チェックの不備を認めて陳謝するとともに、保留地処分の取り扱い細則を十分検討して、再発防止に努めると答弁した。

松山議員の緊急質問終了後、本会議は各所管の委員会から審査結果の報告を受け、議案一六件を可決、一件を継続審査、請願八件を採択した。つづいて、市側が市立病院看護婦の夜間勤務手当などを改訂する一般職員の給与に関する条例の一部改正等三件の追加議案を提出、これを可決し、さらに固定資産評価審査委員会として神山



才一、河野實直の両氏の選任に同意した。さらに、「一月三日並びに祝日の郵便配達廃止に関する要望決議」、「公団住宅の家賃値上げ等撤廃に関する要望決議」、「高物価、物不足の解消と灯油などの生活必需品確保についての要望決議」を可決した。

予定された会期最終日の二二日の本会議には、朝から一般質問が行われた。しかし、通告のあった一二議員のうち七人目の質問が終了した時点で、時刻はすでに午後八時を回っていた。午前中に行われた議会運営委員会は、重複する質問は省くなど質問者の協力を求めても本日一日では一般質問を終了することはかなり困難と見られるとして、終了しない場合には会期を三日間延長することに合意していた。そこで、本会議は二四日まで三日間の会期延長を決めた。

二四日には残った五議員の一般質問が行われるはずであった。ところがこの日二番目に質問を行った鈴木清治議員（新政）の自衛隊員募集事務停止問題に対する市長答弁を不満とする保守系議員が議長の制止にもかかわらずつぎつぎに退席し、本会議は定足数を欠く状態となった。その後一旦開会して会議時間の延長を決定したものの、再度会議を開くことができず、午前零時には一二月定例会は自然閉会となった。

なお定例会冒頭に配布された議長報告で、一月三〇日に財政赤字問題などに対処するため全国の市民病院を設置している市議会で構成する全国自治体病院経営都市議会協議会が設立され、藤沢市議会議長が岐阜市議会議長とともに副会長に選任されたことが報告された。

### 昭和四七年度決算の認定と経常収支比率の悪化

一二月定例会の議事日程は、主に四七年度一般会計・特別会計の認定を行った前半とその他通常の議案等の中

心に審議が進められた後半とに分けることができる。

本会議第一日の五日には、葉山市長が四七年度一般会計・特別会計決算の大綱について説明を行った。市長は、就任初年度である四七年度の本市財政はドル・ショックによる法人税の大幅落ち込みから財源難が予想されたが、景気上昇と特定財源の積極的確保によって「所期の目的を達成することができた」と基本的な認識を示したうえで、政策目標別にその成果を報告した。

「くらしの中にみどりを」では、市の木・市の花育苗センター設置、農業緑地・空闲地確保要綱による集団農業育成や緑の広場設置を、また、「こどもに夢を、おとしよりにいたわりを」では保育園の新增築、国に先駆けた七〇歳以上の老人および六五歳以上の寝たきり老人医療費の無料化、心身障害者（児）施設建設の基本調査などを実施した。「健康で安全な環境機能を」では、公害問題に対する生活環境監視員制度の発足・分析測定機器の充実、年六回の粗大ごみ収集の実現などを挙げ、さらに、「快適な市民生活を」では、二万三〇〇〇メートル余の道路舗装、藤沢駅北口再開発および辻堂駅北口広場整備事業計画に着手したことを述べた。そして、「すぐれた教育環境を」では湘南台小学校・高浜中学校の新設、七校のプール設置、三校の屋内体育館建設などその成果を明らかにした。四七年度財政規模は、一般会計一・二〇億七三・八八万円、特別会計九・〇億九二・六一万円、総額二一・一億六六・五〇万円であった。

四七年度決算の特徴は、普通会計ベースで人件費などの消費的経費が前年比一・二・一パーセント増の五三・二パーセントとなった反面、投資的経費が前年比一・三・五パーセント減の三四・九パーセントとなった点であった。これと関連して、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年の六二・九パーセントに対して七一・二パーセントへと大幅に上昇した。経常収支比率が八〇パーセントを超えると財政硬直化が著しいと見なされるのが普通で

あるから、藤沢市の場合数字それ自体はまだ危険なものとはいえないかった。しかし、經常収支比率が七〇パーセントを超えるような事態は近年なかっただけに、市議会ではこの数字の評価について論議が集まった。

葉山市長はこの点について決算の説明で、消費的経費・經常的経費である人件費の増加は、福祉事業部門の強化などによるものであり、単なる消費的性格のものではなく、投資的な性格を持つものである。扶助費の増加も福祉施策の展開によるものであると説明していた。

一二月六日に行われた本会議での質疑でも、この点に焦点が当てられた。大山正雄議員（共産党）は、投資的経費の比率が高いかどうかで財政を評価するのは一面的であると述べ、福祉や教育に施策の比重が移れば消費的経費の比率が高まるのは当然であると市長の見解を支持した。さらに、大山議員、大野裕史議員（公明党）、番場定孝議員（刷新）から、經常的経費中の義務的経費である公債費、人件費、扶助費の増大について、その背景等の説明が求められた。市側は、公債費については土地の先行取得など臨時的なものが含まれていること。人件費については消防職員・病院職員・保母など都市施設建設に伴うサービス要員で、構成比は増大しているが、対前年度比の増加率はむしろ減少するなど一面的に人件費が非常に増大しているとはいえないと説明した。また、扶助費については、「福祉の最たるもの」であり、国の制度改革や市独自の事業によって増大したものであると答弁した。

質疑ののち、本会議は委員一五人からなる昭和四七年度決算特別委員会を設置し、四七年度一般会計・特別会計決算を付託した。

決算特別委員会は、委員長に加藤三郎委員（刷新）、副委員長に関根久男委員（市民革新）を選出したのち、六日、七日、八日、一〇日、十一日の五日間にわたって慎重な審査を行った。

決算特別委員会は、(1)超過負担の解消に特段の努力をされたい、(2)職員研修の推進を図られたい、(3)民間保育園に対する土地貸与・建設費助成制度を再検討されたい、(4)高層建築物に対する消防力の強化を図られたいなど一〇項目の意見を付して、四七年度一般会計・特別会計決算九件を認定すべきものと決した。なお、共産党が競輪事業費特別会計決算に反対した。

一二月一三日の本会議は、委員会の審査結果報告のとおり四七年度決算を認定した。経常収支比率の悪化ないし投資的経費比率の低下という点については、各党派とも討論のなかで言及を行った。共産党の桑原正一議員は、「投資的経費偏重論」は再検討されるべきで、財政内容の評価にはさらに緻密な分析が必要であると述べた。一方刷新議員団の落合輝久議員は「好ましい状況とはいいがたい」との評価を示し、また新政議員団の林誠八議員も投資的経費の低下は都市基盤整備事業の中断を意味するとして、遺憾であると述べた。社会党の古郡民雄議員は、こうした事態は福祉施策の重視などから生じる「当然の結果」であるとして、特に問題はないとした。公明党の広谷甲二議員は、財政の弾力性を欠いた状態であるとはいえないが、その傾向については大いに指摘しておきたいと述べるとともに、投資的経費の低下は「ストック」としての資本形成の低下を意味すると述べて、投資的経費の長期的な意味合いについて注意を喚起した。民社党の諸節進議員は義務的経費の増大は避け得ないとして、財源の検討を求めた。

#### オイル・ショックと市議会

一〇月六日、エジプト軍とシリア軍がイスラエルへの攻撃を開始し、第四次中東戦争が勃発した。一七日には石油輸出国機構（OPEC）加盟の湾岸六カ国が原油公示価格の二パーセント値上げを決定、またアラブ石油

輸出国機構（O A P E C）が原油生産を毎月五パーセントずつ削減することを発表した。石油によって、アメリカなどの親イスラエル政策に変更を迫る「石油戦略」の発動である。

このオイル・ショックが、田中内閣の過度の積極財政によってインフレが進行していた日本経済を直撃した。原油値上げと供給の順次削減が伝えられただけで、石油業界は灯油・L P G・ガソリンなどの三〇パーセント以上の値上げを発表し、需要期を迎えた灯油などが値上がりした。さらに、石油化学製品であるマットレス、長靴などが大幅に急騰し、トイレットペーパー、合成洗剤、砂糖、調味料なども値上がりした。こうした事態のなかで、供給不足に対する不安が消費者たちを買いだめへ走らせ、業者の売り惜しみとあいまって「もの不足」が深刻化し、パニックが拡大したのである。一月の卸売物価指数は前年同月比二二・三パーセント、消費者物価指数は同じく一四・八パーセントの上昇を示した。

市は、一月二六日に石油など各業界代表・消費者代表との懇談会を開催し、意見を聞いた。この懇談会には市議会から経済観光常任委員長、同副委員長も出席した。また、市役所でも印刷にさら紙を使用したり、室内温度を二〇度以下にするなど節約運動を開始した。さらに、一月一日には市民会館で「物よこせ、くらしを守る藤沢市民決起大会」が開かれ、出席した葉山市長は物不足とインフレによって水道工事や校舎建設などの面で市政もピンチに立たされしていると述べ、これまでの政府の政策を批判した。

市議会でのオイル・ショックをめぐる論議は、二つの観点から行われた。一つは建築資材の値上がりや入手困難という事態のなかで、校舎などの建設の見通しとこれを予定どおり進めるための方策を質すことであり、二つ目は物不足のなかで市民生活を守るための具体策を市側に質すものであった。

建築資材の値上がり等の影響については、議案第六〇号専決処分承認（昭和四八年度一般会計補正予算（第

三号）および議案第七二号四八年度一般会計補正予算（第四号）に対する本会議の質疑のなかで、その一角が明らかになった。議案第六〇号の質疑において、大山正雄議員（共産党）が保野・羽鳥両小学校の屋内体育館の入札が不調に終わり、随意契約となった経過および会計年度末までに完成できるかどうかを尋ねた。市側は、入札を行ったが、予定落札価額との差があまりに大きいので入札を中止し、見積もりによって検討を行った、工期については会計年度末までには無理であろうと述べた。議案第七二号についての質疑では、桑原正一議員（共産党）が単価アップとなっている項目数などについて質問した。市側の久保田圭一企画室長は、全体で単価アップ件数は二二〇〇件に上ること、しかも単価アップにとどまらず建築資材などの「現物が無い」という状況もあり、予想のつかない事態であると深刻な状況を説明した。

物不足・物価上昇の市民生活の影響については、一般質問において大山議員、黒江貞子議員（社会党）などが市側の対策などを尋ねた。答弁に立った葉山市長は政府の責任を強く指摘したうえで、一月二〇日に市長を本部長とし、必要物資確保対策・価格安定対策・資源再利用対策を強力に推進する市民生活緊急対策本部を発足させたことを報告した。そして、ただちに生活保護世帯など一四七〇世帯に灯油一八リットルと砂糖二キログラムを贈ることを決定したと述べた。

総務企画常任委員会では請願第二一号建設資材等の高騰に伴う工事費の改訂ならびに工事請負契約の更改を求める請願、陳情第四〇号賃金・物価のスライド条項の取り扱いについて、同第四七号政府のインフレ政策をやめさせ生活必需品を安定供給させるための陳情が、それぞれ採択・趣旨了承されたことを受けて、二〇日の本会議では、「高物価・物不足の解消と灯油などの生活必需品確保についての要望決議」が可決された。

指定金融機関二行制案の継続審査

一二月定例会の幕切れは自然閉会という異例のものであったが、議案審議の面では本定例会は比較的順調に推移した。そのなかで、市側が提案した議案のうち、「指定金融機関を定めること」が継続審査となった。この議案は、昭和三九年四月以降、駿河銀行だけであった市の指定金融機関に横浜銀行を加え、この二行が四九年度以降一年交替で指定金融機関となることを内容とするものであった。

こうした措置をとることになった背景として市側は、市の資金需要が増大し、一行では将来の財政需要に因應できない点を挙げていた。すなわち、現在の駿河銀行からの市および公社借入総額は約一七〇億円に上り、今後ますます資金需要が増大することを考慮すると、横浜銀行を加えた二行制を実施せざるを得ないと説明した。事実、近隣市では、一行制をとっているのは厚木市のみで、茅ヶ崎市、小田原市、平塚市はすべて二行制ないし三行制をとっていた。

一二月一四日に行われた本会議の質疑では、番場定孝（刷新）、古郡民雄（社会党）両議員から二行の割り振りや「交替制」のやり方など二行制の具体的な運用方法についての質問が行われるとともに、「もう一行」を横浜銀行とした理由について質問が行われた。両議員の質問に対して、市側は市民に馴染みのある地方銀行であると述べたが、つづいて質疑に立った高山年正議員（刷新）はさらに詳しい説明を求めた。伊草昇助役は、現在すでに横浜銀行からの借入が二〇〇億円あること、駿河銀行と友好的な関係にあることから、確信をもって横浜銀行を選んだと答弁した。しかし高山議員は納得せず、横浜銀行は三三年に国体開催のため秩父宮記念体育館を建設する際、市の借入を拒んだいわば「逃げた女房」だとして、指定金融機関の決定にはさらに慎重な検討が必要で

あるという立場を明らかにした。

議案の付託を受けた総務企画常任委員会は、一日日に審査を行った。委員からは「市の資金需要に一行では応えられないというが、駿河銀行もそのようにいっているのか」。横浜銀行を選んだ理由は何か、横浜銀行は過去本市の財政事情が悪かった際協力しなかった経過がある」等の質疑が行われた。市側は「四四年の金融引き締めの際、大蔵省が一銀行が一団体に一〇〇億円以上の融資を行うことは好ましくないという指導を行ったこともあって、駿河銀行としてはこれ以上応じかねるということで、他銀行から共同融資を得たことがある。その後は、好意をもって資金需要に応じており、今後も協力する体制にある」。横浜銀行を選んだのは市内に数支店があり、市民に馴染みが深いこと、本市事情にも詳しいことによる。指摘の点も過去にあったが、二度と繰り返さないと念を押して話がまとまったものである」と等と答弁した。

討論では「理事者からの答弁で満足するものが得られず、横浜銀行に決定することも理解できない。またメリットからすれば三行制も考えられるので十分時間をかけて調査検討したいので、継続審査とすべきである」とする意見と、「横浜銀行でなくともいろいろ意見はあると思われる。理事者が責任を持って選考したものであり、市の財政需要の面から二行制にはメリットがあるので、原案に賛成する」という意見が対立した。採決の結果、原案可決と継続審査が同数となったため、渡辺光男委員長（刷新）の裁決によって本議案は継続審査とすべきものと決した。松山三之助（公明党）、西条節子（市民革新）、古郡民雄、佐藤樂造（以上、社会党）、長谷川忠勤（民社党）の五委員は少数意見を留保した。

二〇日の本会議も賛成多数で本議案を閉会中の継続審査とすることに決定した。なお、本会議は、会議規則第四五条第一項「議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査または調査につき、期限をつ



けることができる」により、四九年一月一四日までに本議案の審査を終わるよう期限を付けることに決した。

#### その他の議案審議

一二月定例会では、継続審査となった指定金融機関二行制案のほか、市議會議員報酬を平均二三・八パーセント、市長、助役、収入役の給与を平均一六・八パーセント引き上げることなどを内容とする非常勤職員報酬等に関する条例等の一部改正なども注目された議案であった。そのほか市議会の関心が高かった議案は、市民からの要望が強かったゼロ歳児の医療費を無料化する乳児医療費助成条例の制定およびいよいよ着手の運びとなる藤沢駅北口市街地再開発事業施行条例の制定であった。

**乳児医療費助成** 今回提出された条例は、保護者とともに各種保険に加入している市内に住む一歳未満の乳児の**成条例の制定** 医療費一部負担金部分を市が助成して、医療費の無料化を行うというものであった。この無料

化は所得制限を付けず、対象乳児全員に対して助成するものであった。

乳幼児の医療費無料化については、四七年三月に提出された乳幼児の医療費を無料にするための請願が、同年一二月定例会で採択され、四八年度当初予算には実施のための調査費五〇万円が計上された。そして、三月定例会では、市長は四九年一月をめどに乳児医療費の無料化を行いたいと声明した。その後もこの問題は一般質問でしばしばとりあげられ、市側は医師会との話し合いが進行中であると説明してきた。

一四日に行われた本会議の質疑では、松山三之助議員（公明党）が医師会との協議内容等について詳しい説明を求めた。角津八郎市民局長は、医師会と十数回の協議を行い、乳児保健の向上に医師会の協力をいただくという趣旨から、「乳児保健協力金」として市が一件あたり四〇〇〇円を支払うこととなったと説明した。

本議案は、文教厚生常任委員会の審査を経て、二〇日の本会議で異議なく原案のとおり可決された。

なお、一二月定例会では六五歳以上の心身障害者の医療費を無料化する老人医療費助成条例の一部改正、国民健康保険法改正による高額療養費支給制度に伴う国民健康保険条例の一部改正も可決された。

**藤沢駅北口再開発** 四五年二月にまとまった藤沢駅北口再開発基本構想をたたき台として、市側と北口再開発事業施行条例の制定 発住民研究会（四六年一月発足）および北口再開発協議会（四七年七月発足）で検討が進められてきた藤沢駅北口再開発の具体的計画は、四七年一〇月に都心型一流百貨店の導入を前提とする再開発ビル一棟案という計画内容が決定されるなど急速に進展した。その背景には、藤沢駅南口への相次ぐ大型店舗の進出に対する北口商店街の危機感もあつたようだ。事実、四六年末の交通商業調査では、休日の人出は南口が北口を上回るという結果も出ていた。

四八年四月には北口市街地再開発事業費特別会計が設置され、一〇月九日には県告示第八二五号によって、開発地域を柳通り、藤沢駅辻堂駅線、銀座通り、さいか屋に囲まれた面積一・八ヘクタールとする都市計画決定がなされた。この都市計画決定の内容は、(1)藤沢村岡線（柳通り）・藤沢駅辻堂駅線の拡幅、銀座通りへの買物道路の整備、(2)約三六〇〇平方メートルの人工広場（ヘデストリアン・デッキ）を含む駅前広場の整備、(3)地上八階地下二階・延べ面積約四万五〇〇〇平方メートルの再開発ビル建設、などであった。

一二月定例会に提出された北口市街地再開発事業施行条例は、都市再開発法第五二条に従って事業の名称、地域の名称、事業の範囲などの事業施行規定を条例で定めるものであった。

一四日に行われた本会議の質疑においては、法第五七条によって設置される市街地再開発審査会について論議が集まった。同条第三項は再開発審査会の定数を五人から二〇人としているが、本条例は二人とし、その内訳



は、同条第四項一号の「土地及び建物の権利関係又は評価についての特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることが出来る者」（一号委員）五人、同二号「施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者」（二号委員）七人とした。

番場定孝議員（刷新）は委員定数を一二人にした理由、大野裕史議員（公明党）は一号委員より二号委員が多い構成では、今後の権利調整などに混乱を来すのではないかと質問した。市側は、委員定数は事業規模から他市の例を参考として決定したと答えた。また、委員の構成については一号委員は都市再開発法では三人以上となっているが、慎重を期して五人としたこと、二号委員は権利者が多数であるため七人となったと説明した。

二号委員をめぐっては、番場議員が地元の権利者組織である再開発協議会と再開発審査会の関連、大山正雄議員（共産党）も審査会委員が市長による任命である点から、二号委員については地元権利者の意向を反映するため準公選のような方法が採れないかとした。市側は、再開発協議会内部の各部会や定例会で意見の調整が行われ、これが審査会に反映されること、また二号委員の任命にあたっては十分に地元意見を尊重すると答弁した。本議案は都市建設常任委員会へ付託された。

一八日に開かれた都市建設常任委員会は、本議案について藤沢駅北口整備促進特別委員会との連合審査を行った。委員会は、保留床の処分や借家人の意向の反映などについて慎重な審査を行った。討論では、「本市では最初の都市再開発事業なので、条例の運用には慎重を期すとともに、保留床の処分問題、審査会委員の任命については特に慎重かつ公正に行ってほしい。権利者とは十分に話し合い、借家人にも十分配慮されたい」。「柳通り北側まで含めた権利者・借家人に考慮して事業を進められたい」。「弱小権利者の権利が守られるよう民主的に運営され、審査会はできるだけ公開制とし、借家権者がなんらかの形で審査会に参加できるよう配慮されたい」等の意

見が出された。委員会は異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。藤沢駅北口市街地再開発事業施行条例は二〇日の本会議で可決された。

### 一般質問

すでに述べたように、一二月定例会は三人の質問予定者を残したまま一般質問の途中で自然閉会となったため、実際に質問を行ったのは渡辺光男、桜井茂、田中和子（以上、刷新）、大山正雄、藤本清蔵（以上、共産党）、大野裕史、村上伸（以上、公明党）、黒江貞子（社会党）、鈴木清治（新政）の九議員であった。

本定例会には文書館設立についての陳情など文書館の設置を求める五件の陳情が提出され、すでに一五日の総務企画常任委員会で趣旨了承されていた。渡辺議員はこのことを踏まえて、史跡・古文書・民具等の保存について市の積極的な対応を求めた。市側は、古文書については約二〇万点を収集しており、そのうち約七万点が木造庁舎で保存されているので、四九年度に文書の亡失を防ぐ手立てを講じながら、文書館の内容・運営・形態等について検討したい。文化財の保存については一部市費負担措置を講じており、民具については仮収納庫などの設置を考えると答弁した。その他、一般質問では幼児教育、市営住宅払い下げ、流域下水道の見直し、もの不足と消費者対策などについての質問がみられたが、特に本定例会が一月一〇日の集中豪雨後のはじめての議会であったため、水害対策についての質問が多くみられた。

一月一〇日に湘南地方を襲った集中豪雨は、藤沢市では午前九時からの三時間で一二六ミリメートルの雨量を記録し、柏尾川のはんらんによって市内の石上、新屋敷、川名、宮前、小塚等の地区で家屋床上浸水一五七棟、床下浸水二九四棟、道路損壊七カ所、堤防決壊二カ所という大きな被害が発生した。市では災害対策本部を

設置するとともに、二号配備体制をとって職員の三分の一以上が夕刻まで待機した。一般質問では、渡辺、藤本、村上の各議員が市の対応や今後の水害対策などを質問した。

さらに、藤沢駅周辺などに大型店舗ビルなどがつきつきに建設されていることから、一月二十九日に死者一〇三人、負傷者一〇九人を出した熊本市の大洋デパート火災を契機として、高層ビル火災対策についての質問も行われた。黒江議員などの質問に対して、市長は、現有はしご車は八階以上には届かないので、来年度予算によって四〇メートル級のはしご車を購入するとともに、一月二十五日から各階ごとの避難誘導員の任命等ビル側の避難管理の充実強化について定めた「商業ビル等の避難管理に関する指導要綱」を全国に先駆けて施行することを明らかにした。

**自衛隊員募集事務** 札幌地方裁判所の福島重雄裁判長は、九月七日の「長沼ナイキ基地訴訟」判決において**停止論議と自然閉会** 憲法第九条を正確に理解し、自衛隊の実態を審査すれば、陸海空各自衛隊は、その規

模・装備・能力から見えていずれも、第九条第二項の「陸海空軍」に該当し、違憲であるという裁判所としては初の自衛隊違憲の判断を示した。

九月定例会の一般質問において桑原正一議員（共産党）は、長沼判決についての態度・決意および今後の対処の仕方について葉山市長の考えを質した。これに対して、市長は、「今回の長沼判決は全く憲法の理念を正確に、しかも論理的に明快な判断を示したものでありまして、私もこの長沼判決を全く諸手を挙げて支持し、そのもとに行動していきたいと考える一員であります」として、「自衛隊の募集の事務を近く一時的拒否といえますか、こういうことで踏み切っていきたい」と答弁した。一月一日には、すでに募集事務を一時停止していた鎌倉市に続いて、葉山市長は自衛官募集取り扱い事務を一時停止した。横浜、川崎の両市も、同日から募集事務の

一時停止に踏み切った。

一二月定例会の一般質問ではまず桜井議員が、憲法第九条は自衛権を否認したものではないという立場から、募集事務停止は「違法であり軽率である」と市長を質した。さらに自衛官募集事務費二万九〇〇〇〇円を含む四八年度予算を可決した市議会に何ら相談もなく、その事務を停止したのは議会軽視であると市長を追及した。しかし、市長は九月定例会での答弁、一月二二日の鎌倉・横浜・川崎・藤沢四市市長の共同声明等の経緯を説明して、事務停止は軽率でもなんでもなく、「憲法と自治法を暮らしの中に生かしていく」ための市長の基本的義務であると反論した。

また、自衛隊員募集事務が地方自治体の機関委任事務となっているのは戦前の兵事事務のように徴兵制のねらいがあるのではないか。機関委任事務は市長の権限であって、原則的には議会と事前協議する必要のないものであると強く反論した。

桜井議員は憲法論争を含めて正面から市長の姿勢を質した。自衛隊員募集事務一時停止問題を、違った角度から追及したのは本会議最終日の二四日に、この日二番目の質問に立った鈴木議員であった。鈴木議員は「藤沢市地域防災計画書」に「災害に際し、人命および財産の保護のため自衛隊救援を必要とするときは……自衛隊の派遣要請を行うものとする」とあることを取り上げ、これは自衛隊を認めないという立場から募集事務を一時停止することと明らかに矛盾すると市長を追及した。市長は災害時に出勤を要請するのは当然であるとの答弁を行ったが、鈴木議員は災害時にも自衛隊を拒否するというならそれでもよいが、市長答弁は「筋」が通らないと不満をあらわにした。

葉山市長は自衛隊に対する基本的な考え方と災害時の自衛隊出勤要請とは別問題であると述べた。しかし、議

場からは「そんな答弁じゃ不満だ」、「そんなことじゃ答弁になっていないじゃないか」などの野次が飛び、退席するものもあった。古谷正一議員（民社党）が質問を始めたが、山下正義議長の度重なる制止にもかかわらず退席者が続出した。ついに「おかしいじゃないか、自分の主張が通らないから退席するなんてことは」など議場が騒然とするなかで、本会議は定足数を欠く事態となり、会議は休憩に入った。午後六時には本会議が再開され、会議時間の延長が決定されたものの、その後は午前零時に至っても会議が開かれなまま、一二月定例会は会期切れのため自然閉会となった。

## 八 昭和四九年一月臨時会（一月一八日）

一月臨時会は、一月一八日に会期一日間で開催された。上程された議案は、新林公園用地取得の専決処分承認案件二件と、一二月定例会で会議規則第四十五条第一項によって一月一四日までに審査を終了させるという期限が付けられたうえで、閉会中の継続審査とされた指定金融機関二行交替制案（議案第八〇号指定金融機関を定めることについて）の三件であった。

**指定金融機関二行** 一二月定例会において本議案が継続審査となった理由は、「もう一行」がほかならぬ横浜交替制案の可決 銀行であることの根拠が明確でないという点であった。市側は、横浜銀行を市指定金融機関とする具体的なメリットを明確にする必要に迫られていたのである。そこで、一二月末には市・横浜銀行首脳の間が行われ、その席で横浜銀行側は、同銀行が駿河銀行から肩替りする五四億円分の金利を四九年度に限り、駿河銀行の金利よりも〇・二パーセント程度引き下げること約束した。

一月一四日に開催された総務企画常任委員会の審査では、この点の確認を中心に、来年度の資金調達確約、



今後の金利設定などについて質疑が交わされた。討論に先立ち、市側が「金利については財政的な見地から有利な立場をとることは当然であり、新たに指定金融機関に定める横浜銀行が駿河銀行から肩替りする債権金の金利については、四九年度に限り在来の金利より低金利になるような処置が実現するよう確約する」と言明した。討論では「在来金利よりも下げることとともに、四九年度当初より当面必要とする新たな借入金金を明確にし、資金調達受諾確認書を両行からとり、さらに市中金融機関への市税預り金の滞留期間を現行四日から五日にのばされたい。」「重要議案が追加議案として提案されたが、今後提案にあたっては、こういうことのないよう十分慎重を期されたい」などの意見が出された。総務企画常任委員会は、議案第八〇号を異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

総務企画常任委員会の報告を受けた本会議は、落合輝久議員（刷新）が、われわれの要望意見について市側が理解を示し、その履行を確約したので本議案に賛成するという討論ののち、議案第八〇号を原案のとおり可決した。

なお、一八日には、市議会定例会規則の一部が改正された。この改正は定例会の招集月を「三月、六月、九月、一二月」から「二月、六月、九月、一二月」と改めるものであった。

この改正については、すでに前年一二月三日の議会運営委員会で市長から「新年度の準備の関係で三月定例会を二月定例会にしてほしい」という申し入れがあったことが議会事務局から報告され、各会派で検討することになった。その後、同月一三日の議会運営委員会で各会派とも二月定例会とすることを了承していたものであった。

本改正は、二月一日から施行されるため、次期市議会は二月中に招集されることになった。

## 九 昭和四九年二月定例会（二月二十五日～三月二〇日）

本年から二月に招集されることになった予算議会は、二月二十五日に開会した。当初決定された会期は三月十九日までの二三日間であったが、予算等特別委員会の審査が長引いたため、会期を一日間延長して二〇日まで開催された。二月定例会には昭和四九年度一般会計予算等議案五七件と報告一件、請願二〇件が上程され、すべての議案を可決し、請願については五件を採択、一三件を継続審査、二件の取り下げを承認した。

本会議第一日の二五日には、請願一件を継続審査としたあと、五一件の議案についての説明がつぎつぎに行われ、就任三年目を迎えた葉山峻市長による四九年度予算についての大綱説明も行われた。

二七日の本会議では、二五日に説明を受けた議案のうち四九年度一般会計・特別会計予算等関連議案を除く二八議案について質疑が行われ、専決処分一件を承認、公益質屋の貸付利率を引き下げる公益質屋条例の一部改正など八議案を可決し、市民センターの営利目的以外の使用料を無料化する市民センター条例の一部改正、四九年度固定資産税第一期分の納期を変更する市税条例の一部改正など一九議案を各所管の委員会へ付託した。次いで、木造市営住宅払い下げについての請願等一九件の請願を上げし、紹介議員の説明を聞いたのち、これらも各所管の委員会へ付託した。

三月一日には、総務企画常任委員会が開催されたのち本会議が開催され、さきの市税条例の一部改正が可決された。本議案は、四八年四月の地方税法の一部改正に伴い賦課事務の都合上、四九年度に限り固定資産税第一期の納期を五月に変更するものであった。この改正について議会運営委員会では二七日の本会議で即決することで合意していたが、刷新議員団が本会議の質疑で増税ではないかなどと問題にして慎重審議を要求し、総務企画常

任委員会へ付託されることになったものである。委員会では「期限ぎりぎり」で改正を提案しているが、今後このようなことがないように」などの意見が出されたが、原案のとおり可決すべきものと決した。本年度に限り四月一日から固定資産課税台帳の縦覧が始まるという事情もあって、本議案を可決するため、この日に本会議が開催されたのである。

三月六日に開かれた本会議第四日には、二月二七日に各委員会へ付託した議案、請願について報告を受け、一八議案を原案のとおり可決し、請願五件を採択、各市営住宅の住民から提出された木造市営住宅払い下げを求める合計一二件の請願を継続審査とし、二件の取り下げを承認した。

**土地開発公社の設立と土地先  
行取得事業費特別会計の廃止** 六日に可決された一八議案中、本会議の質疑および委員会の審査で最も論議が集中したのは議案第一一二号の土地開発公社の設立であった。本議案は、四七年に成立した公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて公法人である土地開発公社を設立し、これによって公用公共用地を先行取得するものであった。この土地開発公社には租税特別措置法の適用や不動産取得税等の非課税などの特典があった。一方、市にはすでに開発経営公社と生活経済公社が存在していたため、二月二七日の本会議の質疑ではこれらの統合の可能性や事業内容の割り振り、法律制定後二年近く設立を見送っていた理由等について活発な質疑が行われた。

三月一日の総務企画常任委員会でもこれらの点が質され、「土地開発公社と議会の関係は経営状況報告だけであり、執行について慎重を期するとともに、議会軽視にならないよう十分配慮されたい」「土地開発公社の責務は今後ますます大きくなり、取り扱う金額も大きくなるので、事務の取り扱いには厳正を期し、職員のモラルについても十分配慮されたい」などの討論が行われ、異議なく原案のとおり可決することに決定した。こうして六

日の本会議では、大山正雄議員（共産党）が公社設立はやむを得ないが経営状況報告を詳細に行うなどの配慮を求める賛成討論を行ったのち、議案第一一二号を可決した。同時に、特別会計条例の一部改正を可決して、土地先行取得事業費特別会計を廃止した。

つづいて、四九年度予算関連二三議案に対する代表質問に入った。この日は、刷新議員団の番場定孝議員と社会党の関野忠義議員が質問を行った。つづく七日も代表質問が行われ、公明党の大野裕史、民社党の内田松男、共産党の桑原正一、市民革新議員団の関根久男、刷新議員団の川口功、桜井茂の各議員の順で質問が進められた。代表質問終了後に、議員全員で構成する四九年度予算等特別委員会が設置され、四九年度予算等関連二三議案の審査を付託した。なお新政議員団からも代表質問の通告が行われていたが、当日質問者が欠席したため質問がとりやめとなった。

予算等特別委員会の審査は、八日、一日、二日、三日、四日、五日、八日の七日間にわたって行われた。委員会の審査が当初の予定より延びたため、一八日午後には本会議が開かれ、二〇日まで一日間の会期延長を決定した。

本会議最終日の二〇日には、予算等特別委員会から審査結果の報告が行われ、つづいて市側が一般会計予算の一部を訂正することを申し出て、これが承認された。各会派からの代表討論のうち、四九年度一般会計・特別会計予算等関連二三議案は原案のとおり可決された。さらに、砂川三次氏ほか一七人を損害評価会委員に選任することに同意し、つづいて「超過負担の全面解消を求める意見書」、「学校給食の充実と父母負担の軽減等を求める意見書」、「藤沢橋交差点の混雑緩和と生活環境改善についての要望決議」、「固定資産税等の軽減措置に関する意見書」、「相続税、贈与税制度改正に関する要望決議」を可決するなどして、二月定例会は閉会した。

### 昭和四九年度の施政方針と予算大綱説明

本会議第一日の二月二五日には、市長就任三年目を迎える葉山峻市長が四九年度の施政方針と一般会計予算の大綱説明を行った。葉山市長はこれまで「緑と太陽と潮風につつまれた住みよい人間都市」藤沢を目指して施策を展開し、着実に前進してきたと述べたうえで、四九年度からは、四八年度に策定した三カ年実施計画をもとに新たな前進を始めると言明した。

#### 三カ年実施計画

三カ年実施計画は四七年の夏以来計画の策定が進められ、市議会でも四七年九月定例会や二月定例会の一般質問で取り上げられた。四八年三月には、市は四八年度予算編成資料として『人間都市をめざして―藤沢市実施計画案（昭和四八年と五〇年）』を作成し、四八年度予算では三カ年実施計画によるシビルミニマムの達成が目指された。

しかし、三カ年実施計画は地方自治法上、議会の可決が必要とされる総合計画の基本構想などと異なり（法第二条第五項）、内部的な予算編成資料程度にとどまっていたため、市議会への説明等はなされなままであった。また、オイル・ショックによる経済情勢が、計画作成を直撃していた。

二月定例会を前に一月一八日には議員全員協議会で三カ年実施計画素案について説明が行われた。しかし、この素案にはオイル・ショックによる経済情勢の激変によって、予定事業費を盛り込むことができず、年次計画も十分ではなく、今後の施策展開の一つの目標設定にとどまらざるを得なかった。議員からは財政計画の裏付けのない実施計画には具体性が欠けるという指摘が行われた。伊草昇助役等市側は、この指摘は当然であるとしながらも、昨今の情勢では今後の財源を見通すことは不可能であり、「お手上げの状態である」と苦しい情勢を説明

していた。

さて、葉山市長は重点施策の説明に入る前に、特にドル・ショックによる悪性インフレと政府の総需要抑制策と市財政について言及したうえで、今年度は三カ年実施計画をさらに絞り、ささえあひ福祉の強化、豊かな人間をつくる教育の充実、住みよい都市環境の整備を市政の基本方針にして、一般会計一九三億九三〇〇万円、特別会計一九一億三五七万円、予算総額三八四億九六五七万円を計上したと説明した。この予算規模は、対前年度比が総額で一・一六・三パーセント、一般会計で一・二三・四パーセント、特別会計で一〇九・八パーセントとなり、かなり緊縮されたものとなっていた。

重点施策については、「悪性インフレから市民生活を防衛するために」では、市民生活緊急対策本部の強化と緊急生活防衛費の予算計上、市民センター・公民館使用料の無料化、緊急市民生活防衛条例の制定による買い占め・売り惜しみなどの監視を行うとした。「市民の福祉と健康を守るために」では、市内三カ所の老人憩いの家建設、特別養護老人ホームへの助成などの老人福祉や心身障害者福祉センターの建設、原子爆弾被爆者援護条例制定による月額一五〇〇円の援護手当の創設などの心身障害者福祉とともに、労働会館建設に向けて設計費も計上された。また、「教育施設の整備と市民教養の充実」では、四九年度に県立藤沢西高校の誘致に成功したことと報告する一方、小学校プール建設については前年度の五倍以上の自主財源が必要となったため、本年度の建設は三小学校に止めざるを得なかったことも明らかにした。「中小企業・都市農業の育成のために」では、既存小売店に対する大型店対策費を計上し、市街化区域内のA・B農地で一〇〇〇平方メートル以上の農地について生産緑地保全事業を新設すると述べた。そのほか、「住みよい都市環境の整備」では、引地川遊歩道を軸とした緑の回廊計画、さらに、代表質問でも関心が集まった市職員の週休二日制導入についても議会の理解を求めた。

オイル・ショック後の経済情勢と予算審議

三月六日と七日には、四九年度一般会計予算等二三議案に対する代表質問が、六党派・八議員によって展開された。そのなかで、激しいインフレや総需要抑制策のなかでの市民生活や市財政の問題については、すべての会派が多少なりとも触れた。

すでに市長は、予算大綱説明においてオイル・ショック後の物価高騰は大企業によって作爲的に作り出されたきわめて不当なものであって、その犠牲となっているのは、低所得者や福祉受給者、さらに勤労市民や中小工商业者であるという見解を明らかにしていた。また、インフレと金融引き締め策による自主財源の伸び悩み、国庫補助事業の削減、市債の抑制、公社借入への窓口規制などによって、市財政への影響はきわめて深刻であり、物価騰貴によって教育施設建設などにはこれまで以上の自主財源が必要となり、超過負担は拡大の一途をたどっていると述べていた。

実際、二月二七日の本会議で即決された九議案のうちの四議案は、善行学校給食合同調理場の工事費が五五パーセントも上昇したことによる一般会計補正の専決処分承認および円行公園新設工事、渡内・小塚立体交差工事、北部清掃事業所管理等改築工事の工事請負契約にいわゆるインフレ条項を適用したための契約額の増額であった。インフレ条項は、この時期の工事請負契約書に盛り込まれていたもので、工期内に経済事情の激変または予期することのできない異常な理由の発生によって、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、市と業者が協議のうえ契約金額を変更することができるというものであった。さきの三つの工事に、この条項が適用されたのである。

代表質問においては、関野忠義議員（社会党）に対する答弁で、まずインフレと物不足のために四九年度に予定していたにもかかわらず繰り延べせざるを得なかった事業量が明らかにされた。すなわち市長は、国の総需要抑制策による補助金・起債の大幅削減によって、児童公園四カ所・一億九七〇〇万円、近隣公園一カ所・二億四九〇〇万円を繰り延べ、新林公園ほか総合公園・一億二四〇〇万円を事業縮小、学校プール四カ所・一億五七〇〇万円を繰り延べ、公共下水道関連・一八億円を繰り延べ、市道新設改良七〇〇〇万円を繰り延べ、合計約二六億円の事業を繰り延べ、または縮小せざるを得なかったと説明した。さらに、市長は単価差だけで八億七〇〇〇万円の超過負担が生じており、これに対象差、数量差を合わせると超過負担総額は一五億円を超えるという見通しを明らかにした。

大野裕史議員（公明党）が、厳しい状況へ取り組む姿勢について質したのに対して、市長はあらゆる機会を通じて国などに対して要望を繰り返した結果、学校用地についての補助率のアップなど部分的には成果も上がっており、四九年度予算の市民生活防衛、福祉、教育施策については積極的な対応を行ったと自信を見せた。また、桑原正一議員（共産党）は現在国会で審議中の地方税法改正が実現すれば、市民税の法人税割りの制限税率が四・五パーセントに引き上げられることを指摘して、市内の資本金一〇億円以上の大企業にこの制限税率いっばいの課税を行うことを検討してはどうかと質問した。市長は、市内七六社の資本金一〇億円以上の企業に、今回改正される制限税率いっばいまで課税すれば、改正課税標準税率一二・一パーセントに比べ二億二三〇〇万円の増収となり、現行税率九・一パーセントに比べれば五億七二〇〇万円の増収となると述べ、国・県・近隣市町村の動向を見極めながらそうした措置をとることもあり得ると答弁した。また、議員からはプレハブ校舎の解消や給食費の父母負担について強い運動を行うべきであるという指摘も行われた。



市民生活緊急

防衛条例の制定

オイル・ショック後の経済情勢については市財政への影響とともに、市民生活全般への悪影響を最小限に止めるための方策も注目された。本定例会には、一二月に設置された市民生活緊急対策本部等の施策を強化する方向で、市民生活緊急防衛条例の制定が提出された。この条例は、生活物資の価格安定と円滑な流通のため、市長は物資流通情報を市民に明らかにするとともに、事業者が売り惜しみなどを行っていると認める場合には、ただちにその実態を調査して国、県、その他関係行政機関に通知することにした。また、市長は事業者に対してこの調査への協力を要請することができ、不適正な営業行為を行っている場合には当該事業者へ是正措置を要請し、さらに市広報への掲載、消費者団体等への通報を行うとしていた。

桜井茂議員（刷新）は、その施策内容について詳細な説明を求めた。宮代広三郎企画調整局長は、この条例は「一言で言えば事業者への牽制、国に向かっての訴え、市と市民と業者の一体的な理解と協力によって市民生活防衛の目的を達成しよう」というもので、具体的には市民組織の育成強化、条例に基づく緊急措置基金の運営、生活物資小売店等緊急資金の貸付、青空市場の開設等を挙げた。関野議員は市に権限のないことに理解を示しながらも、これだけではほとんど効果が上がらないのではないかと疑問を呈したが、葉山市長は、権限のないことを消費者団体等の活動強化等でカバーしていくしかない、それを市が支援していくことが業者への牽制ともならずと基本的な考え方を示した。

代表質問では、オイル・ショック後の経済情勢に関連する質問のほか、道路舗装、中央卸売市場の経過、下水道の受益者負担金制度、心身障害者・一人暮らし老人への福祉対策、大型店進出対策、都市農業の振興対策など幅広い質問が展開された。特に、市職員に週休二日制を導入する市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正と、四九年度に事業の山場ともいえる仮換地指定が行われる予定の西部開発事業について関心が高かった。

## 週休二日制の導入

四七年の労働省の調査によれば、隔週週休二日制など何らかの形で週休二日制を導入している民間企業は全体の一三・二パーセントで、労働者の比率では三五・九パーセントを占めていた。市内の民間企業でも、四八年九月の調査で関東特殊製鋼、武田薬品工業、東京電力、日産自動車等三八・八パーセントの事業所が週休二日制を導入していた。また、地方団体でも愛媛県、愛知県、大宮市など一三団体がすでに週休二日制の導入に踏み切っていた。さらに、四八年八月の人事院勧告も五〇年度実施を目的に公務員についても週休二日制採用を考えるべき段階に達したと勧告していた。

こうしたなかで、市では四八年五月にこの問題を検討するプロジェクト・チームを発足させ、市民サービスを低下させないこと、職員定数の増加を伴わないこと、土曜日閉庁をしないことを前提条件に、週休二日制導入についての検討を進めてきた。今定例会に提出された勤務時間等に関する条例の改正は、一週について二時間の勤務時間短縮を行って、四月一日以降部分的な週休二日制（準隔週週休二日制）を導入するものであった。

内田松男議員（民社党）は、藤沢方式の週休二日制導入を時宜を得たものと高く評価したうえで、市民サービスを低下させないでかつ職員定数を増加しないで勤務時間を短縮するには、職員の自覚や管理職の理解等が必要になるとして、その対策を質した。市側は、職員の自覚はもちろん諸規程の整備や職務権限の明確化など事務の合理化を進めるとともに、駅前窓口の開設、事務の機械化などによってさらに努力するとした。また、桑原議員も完全週休二日制への第一歩として賛意を表し、保育所、病院などでは増員も考えるべきではないかと市側の検討を求めた。その一方では、川口功議員（刷新）は一般市民感情にマッチしないのではないかと、市長の「かっこ



計画見直しの3原則などで論議があった西部開発事業  
(大庭小糸付近)

のいい勇み足」ではないかと質問した。山本篤三郎市長室長は、市政モニターの八〇パーセント以上が土曜の週休二日制に賛意を寄せ、市内二七〇カ所の事業者へのアンケートでも約九〇パーセントが土曜開庁を条件に賛成していると説明して、議会の理解を求めた。

#### 西部開発事業の状況

西部開発事業については、葉山市長が就任後に打ち出した人口抑制、全市民的施設の導入、既存の市民に負担を転嫁しないという三原則のもとで早期完成が目指されていた。二月定例会では、この時点における西部開発の問題点が関野、大野、関根、川口等の各議員の質問によって総ざらいされた観があった。この時点での工事の進捗状況は、第一次造成が第一工区、第二工区で九〇パーセント、第三工区で六〇パーセント、第四工区で二五パーセントとなっており、四九年度中に第一次造成を完了する、道路、下水道については四八年度末までに、それぞれ約二五パーセント、三六パーセント程度進捗し、五一年度に完成予定という段階であった。

大野議員が三原則について総括的に質問したのに対して、市長は負担の明確化という点では民間デベロッパーに「相当の負担」をさせることに成功したとして、今年度最大の問題は仮換地指定と建築

資材の値上がりの問題であるという認識を示した。仮換地の問題については、川口議員が未買収地の存在、土地評価の公平性などの観点から問題を指摘した。また、同議員は民間デベロッパーの負担金額を明確にせよと要求したが、市長は現時点での公表は差し控えたいとした。また、全市民的施設としての大庭城址公園構想についても、見通しのついた段階で発表すると述べた。

関根議員は、市長はかつて四八年度には第一次の市民分譲を行いたいと述べていたのに、二月一三日の都市建設常任委員会（正しくは西部地域開発特別委員会）では五〇年度に分譲ができるように努力すると報告しているのは遺憾であるとして、市民分譲が遅れている理由を質した。市側は換地計画の具体化に伴って一部権利者から陳情・要望等多くの問題が提起されたため仮換地指定がまだ解決していないので市民分譲の段階に至らないことに理解を求めた。

さらに西部開発については、開発区域内の学校建設や辻堂遠藤線の道路計画の進捗、モノレール構想などについての質問も行われた。

三月七日には代表質問の終了後、四九年度予算等特別委員会が設置され、予算関連二三議案の審査が付託された。

#### 昭和四九年度予算関連議案の可決

三月八日に委員長に加藤照委員（刷新）を、副委員長に高田辰三委員（社会党）を選出して審査を開始した予算等特別委員会は、審査日程を延長して一八日まで七日間にわたって慎重な審査を行った。

二〇日の討論・採決に先立って市側が一般会計予算の訂正を申し出た。この訂正は、委員会の質疑でも緊急施

策との関連が薄いという指摘がなされていた第八款商工費、第一項商工費、第四目緊急生活防衛費の「チビツ子掘取農園費」一二〇万円を、第四款民生費、第二項児童福祉費、第一目児童福祉総務費に組み替えるというものであった。委員会は本会議での承認を前提にこの訂正を承認した。

つづいて、刷新議員団から一般会計予算の修正案が提出された。刷新議員団の一般会計予算修正案は、(1)第一款総務費、第一項総務管理費、第一目諸費の「アジア卓球団親善歓迎費」一二五万円は、大会運営費に充当されるのではなく、単なる接待費として消費されるものであり、市民スポーツ振興の本旨に沿うよう第一款教育費、第七項保健体育費、第一目保健体育総務費に組み替える、(2)第八款商工費、第二項観光費、第一目観光総務費の「美ヶ原市民休暇村運営費負担金」九六六万二〇〇〇円および「市民レクリエーション施設用地借料」二四〇万円を減額する、という内容であった。特別委員会はこの修正案を賛成少数で否決した。

つづいて、公明党から議案第一〇一号「国民健康保険条例の一部改正条例」の修正案が提出されたが、これも賛成少数で否決された。

討論ののち採決を行った予算等特別委員会は、四九年度一般会計予算等二三議案を原案のとおり可決すべきものと決した。

これら二三議案に対する代表討論と採決は三月二〇日の本会議で行われた。市側の議案の訂正を承認したのち、刷新議員団を代表して最初に討論を行った田中和子議員は、一般会計予算のうちアジア卓球団親善歓迎費は地区体育振興協議会の体育事業補助金へ振り当てるべきであり、また美ヶ原市民休暇村についてはその建設に一貫して反対しているとして、厳しい財政事情からも当然反対すると述べた。週休二日制の導入については「いささか疑点がある」としながらも賛成の立場を明らかにして、一般会計予算にのみ反対、残り二三議案に賛成を主

張した。

新政議員団から代表討論を行った鈴木清治議員は、労働会館の名称は市民全般的なものとするように求めるなどを要望したが、一般会計予算を含む二三議案には賛成した。週休二日制についても「看板ばかり大きい」としながら賛成した。つづいて公明党の村上伸議員が代表討論に立った。村上議員は、美ヶ原市民休暇村関連予算について、緊急対策本部まで設置している状況下では当然繰り延べられるべきであり「はなはだ遺憾」としたが、予算そのものには賛成を表明し、公明党が特別委員会で修正案を提出した国民健康保険条例の一部改正議案にのみ反対した。

つづいて代表討論に立った社会党の黒江貞子議員は二三議案に積極的な賛意を表した。共産党の大山正雄議員は、一般会計予算に賛成するとともに、国民健康保険条例の一部改正については賛成としながら、保険料限度額を制限いっばいまで引き上げ、中・低所得者の負担軽減を検討してほしいと要望した。共産党は、西部土地区画整理事業費特別会計予算については態度を保留、競輪事業費特別会計については反対した。

民社党の古谷正一議員は、葉山市長の主張する住民手づくりの市政の芽がようやく育ちつつあるとして、若干の要望を付けて全議案に賛成の立場を表明した。最後に市民革新議員団を代表して討論に立った西条節子議員は、厳しい財政事情の中で、の心身障害者（児）福祉センター建設やきめ細かな福祉施策などを評価して、全議案に賛成した。本会議は、採決の結果、四九年度予算等関連二三議案を原案のとおり可決した。

## 第五節 昭和四九年度

### 一 昭和四九年四月臨時会（四月二三日）

四月臨時会は四月二三日に会期一日間で開催された。提出された議案はインフレ条項適用にかかる御所見小学校防音改築工事請負契約の増額、地方税法の一部改正に伴い住民税の課税最低限を引き上げることなどを内容とする市税条例の一部改正等七議案で、本会議はすべての議案を原案のとおり可決した。なお、本会議冒頭、葉山峻市長が三月二六日、四月一日、一三日に行われた市職員労働組合の春闘統一行動について報告を行った。

議員からの活発な質疑が行われたのは、藤沢駅南口駅前広場仮横断歩道橋工事請負契約議案であった。この工事請負契約締結案件は、ようやく完成の見通しがついた藤沢駅前南部土地区画整理事業で造成された南口駅前広場に仮横断歩道橋を建設するものであった。

ところが、工事内容が、当初予算に計上されたものと異なったものとなったため、すでに四月一五日に開かれた都市建設常任委員会協議会の席でその変更理由について市側から説明が行われていた。しかし、この問題は本会議の質疑でも改めて論議を呼んだ。

当初予算の工事内容は、四七年一〇月の事業計画変更に従って広場中央に国鉄と連絡する歩道橋および藤沢駅鶴沼海岸線・藤沢駅川名線について横断歩道橋を建設するものであった。この計画は広場周辺を歩道橋で結んで、国鉄、小田急、江ノ電の利用客ならびにバス利用者の安全を確保する構想であった。これに対し、県および



藤沢駅南口広場に設置された仮設歩道橋

建設省からベドストリアンデッキ（人工地盤）方式について提案があり、市では四八年秋ごろから国庫補助の導入を求めて新しい都市計画事業としてこの構想を実現すべく準備作業を開始した。一方、六月には江ノ電ビルの完成が迫っていたため、国庫補助事業として実施されるまで歩道橋の建設を放置することができなかった。このため、藤沢駅南口広場の歩道橋工事は、仮設事業として行うことになったのが本議案であった。

本会議の質疑では本仮設歩道橋の建設は江ノ電のためではないかなどの意見も出されたが、建設そのものについて反対はなかった。質疑の焦点は、二月定例会で可決したばかりの四九年度予算との整合性であった。すなわち、四九年度予算は先に述べた駅前広場についての当初の構想に基づき、二本の歩道橋建設予算を計上していたのに、きわめて短期日で仮設歩道橋工事案件として提出された点が問題となっていた。しかも、仮設歩道橋については予算審議の際、説明がなされなかったとして、議会軽視ではないかという指摘も行われた。

市側は、駅前広場の人工広場計画がまだ国・県と協議中であるため、予算は当初構想どおり二本の歩道橋建設として計上したことについて議会の理解を求めるとともに、二月定例会における説明が不十分であった点について陳謝した。



山口倉吉議員（新政）が、「駅前広場については、十分市の理事者におきましても検討されまふこと」を要望する賛成討論を行ったのち、本議案は異議なく原案のとおり可決された。

藤沢駅南口歩道橋は、本議案による仮設歩道橋が八月に、江ノ電デパートと十字屋間が四九年一月に、江ノ電デパートと志澤間が五〇年三月にそれぞれ完成した。

## 二 昭和四九年六月定例会（六月一〇日～六月二四日）

六月定例会は、六月一〇日から二四日までの会期二五日間で開かれた。この定例会に上程されたのは議案二九件、請願一四件で、議案については意見書一件を否決したほか全議案を原案のとおり可決、請願一三件を採択、一件の取り下げを承認した。

本会議第一日の一〇日には、まず都市建設常任委員会から木造市営住宅払い下げについての請願など請願一四件の審査結果の報告が行われ、報告のとおり一三件を採択、一件の取り下げを承認した。また、土地開発公社の経営状況等一一件の報告も行われた。

**市営住宅の 都市建設常任委員会に付託されていた請願一四件のうち一二件は緑ヶ丘、外ヶ原、西富などの払い下げ請願** 市営住宅居住者から提出されていた市営住宅を適正価格で払い下げてほしいという請願であった。

これらの請願は二月定例会で継続審査となっていた。二月定例会の代表質問でこの問題を取り上げた番場定孝議員（刷新）に対して、市長は建設省の意向から払い下げは困難である旨を答弁していたが、都市建設常任委員会で、独自に正副委員長が建設省に出向き、同省の考え方を調査した。その結果、三大都市圏においては公営

住宅建設用地の確保が困難であることなどから、もし市が払い下げ申請を提出しても建設省としては認可しない方針であることが改めて明らかになった。委員会では「将来に可能性を求めて努力する意味で採択すべき」であるという意見と継続審査とすべきであるという意見が対立したが、賛成多数で採択すべきものと決し、「国・県へ要望書を提出することを決定した。

本会議では古郡民雄（社会党）、西条節子（市民革新）、大山正雄（共産党）の各議員が継続審査とすべきであるとして委員会報告に対する反対討論を行った。これに対して、田中和子議員（刷新）は賛成討論を行った。本会議は賛成多数で一二件の請願を採択することに決し、最終日の二四日には「政府関係当局におかれては老朽化した木造市営住宅等について、払下げの具体的方策をたてると同時に、公営住宅を希望する低所得者のため、土地対策を含めた公営住宅の大量建設促進についての方策を講ずるよう」求めた「市営住宅払下げ等に関する意見書」を異議なく可決した。

市営住宅払い下げに関する請願等が採択されたのち、本会議第一日には、印鑑登録証の交付などについて定めた印鑑条例の全部改正、文書館新設に伴う文書館条例の制定等二二議案について市側担当者の説明が行われ、二月定例会で設置が可決されたばかりの土地開発公社の経営状況など一一件の報告が行われた。

一二日にはこれらに対する質疑が行われ、一一議案を原案のとおり可決し、一一議案を各所管の委員会へ付託した。

委員会審査を経たこれら一一議案は、本会議第三日の一八日に原案のとおり可決された。次に、市側が心身障害者（児）福祉センター（仮称）新設工事関係の工事請負契約締結議案三件を提出、本会議は若干の質疑ののちこれらを原案のとおり可決した。六月定例会は一般質問に入り、一八日、一九日の二日間にわたって、一〇議員

表49—1 各委員会正副委員長一覧

(昭和49年6月選出)

委 員 会 名	委員長(会 派)	副委員長(会 派)
総務企画常任委員会	高山 年正 (刷新議員団)	松山三之助 (公明党)
文教厚生常任委員会	黒江 貞子 (日本社会党)	加藤 照 (刷新議員団)
経済観光常任委員会	田中 和子 (刷新議員団)	矢島 兵一 (新政議員団)
都市建設常任委員会	小沢 定雄 (新政議員団)	大山 正雄 (日本共産党)
藤沢駅北口整備促進特別委員会	加藤 照 (刷新議員団)	古郡 民雄 (日本社会党)
西部地域開発特別委員会	川口 功 (刷新議員団)	諸節 進 (民社党)
交通改善対策特別委員会	端山 正司 (刷新議員団)	内田 松男 (民社党)
公害対策特別委員会	広谷 甲二 (公明党)	桑原 正一 (日本共産党)
北部地域開発促進特別委員会	山本 幸男 (市民革新議員団)	大山 正雄 (日本共産党)
藤沢橋周辺環境改善対策特別委員会	関野 忠義 (日本社会党)	西条 節子 (市民革新議員団)
議会運営委員会	林 誠八 (新政議員団)	高田 辰三 (日本社会党)
議会報編集委員会	長谷川忠勤 (民社党)	村上 伸 (公明党)

が一般質問を行った。

本会議最終日の二四日は、市側が議会の議決を必要とする工事・製造請負契約の予定価格を六〇〇万円以上に引き上げることを内容とする市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部改正を提出し、これを異議なく原案のとおり可決した。この改正は、いうまでもなく、オイル・ショック以降の建築資材などの暴騰によって三〇〇万円以上という現行規定が実状にあわなくなつたためであつた。つづいて、議員提出の「合成殺菌料AF2の使用禁止等を求める要望決議」、「市営住宅払下げ等に関する意見書」の二件を可決、「米原子力艦の横須賀寄港中止を要望する意見書」を否決した。否決された意見書は、社会党・公明党・民社党・市

民革新・共産党が五派共同して提出したものであったが、保守二会派が反対したため否決となった。

六月定例会は、最後に各常任委員会委員、各特別委員会委員、議会運営委員会委員、議会報編集委員会委員の選任を行うなどして閉会した。

### 議案審議の状況

六月定例会の審議は議事日程どおり平穩に進行した。市側が提出した議案のうち条例の制定および一部改正として注目されるのは、議案第一四号印鑑条例の全部改正、同第一五号文書館条例の制定および同第一六号災害弔慰金等の支給及び災害援助資金貸付条例の制定であった。

議案第一四号は、これまで各市町村で不統一のあった印鑑事務について、自治省が印鑑登録証明事務処理要領を作成したのを機に、この要領に基づき印鑑登録制度を採用して印鑑登録証を交付するとともに、証明書交付申請手続きの簡素化などの改正を行うものであった。本議案は総務企画常任委員会の審査を経て、原案のとおり可決された。

文書館の建設については、四八年五月に市に文書館建設調査委員会が設置され、市議会の一般質問でしばしば取り上げられるとともに設置を求める陳情も趣旨了承されるという経過があった。四九年度一般会計予算には二七六万円の文書館設置費が計上されていた。議案第一五号は文書館が七月一日から登記所跡地の耐火構造建物で発足するのに伴い、その業務内容などを規定するものであった。

本会議および総務企画常任委員会での質疑では、歴史資料および行政資料を収集・整理・保存・研究するとともに、一般への閲覧を行うなどの文書館業務が、今回の文書館設置によって十分に実施できるかという点が質さ

れた。市側は、今回の措置は応急的に資料を耐火建物に移す必要によるもので、本格的な文書館建設は将来の課題であるとしながら、行政資料の収集については規則などによる提出の義務付けを考えるとともに、来年度は専門職員の採用を考えると答弁し、市町村の段階ではまだユニークな存在である文書館の今後の運営に意欲的な態度を表明した。本議案も、総務企画常任委員会の審査を経て原案のとおり可決された。

四八年九月、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律が新たに公布された。この法律は、市町村は条例の定めるところにより自然災害によって死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給することができ、都道府県・国がその費用の一部を負担することなどを規定していた。議案第一六号はこの法律に準じて災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付けおよび災害見舞金の支給を行うという内容であった。しかも本条例は、災害弔慰金などの支給原因となる災害を自然災害のほか火事・爆発などの災害にまで拡大し、災害弔慰金の額の制限いはの五〇万円とし、また支給対象を広げるなど積極的なものであった。さらに、災害見舞金については市災害見舞金交付要綱（四一年五月二日告示第八号）を金額を改訂したうえ条例に一本化し、きめ細かな配慮を行っていた。本議案は、文教厚生常任委員会で「国の基準より範囲を拡大して救済していく方向を高く評価する」という討論が行われ、本会議でも異議なく原案のとおり可決された。

本定例会で数多く提出された請負契約案件のなかでは、高層ビル火災に備えるため四〇メートル級はしご付き消防車の機装を行う物品製造請負契約締結案件等も注目されるが、特に一八日に追加議案として提出された心身障害者（児）福祉センター（仮称）新設工事関連議案三件は、市議会としても待望の議案であった。

心身障害者（児）福祉センター（仮称）の建設は、機械設備工事および電気設備工事については指名競争入札の結果順調に業者が決定したが、本体工事については指名業者一〇社の入札価格が予定価格を大幅に上回り、結

局入札不調となった。そのため、個別業者との交渉を行い、随意契約で業者を決定するという事態となった。本会議の質疑では、業者決定の経緯とともに、設計仕様を変更して契約に漕ぎ付けたのかという質問も行われた。それに対して、市側は設計には何ら変更がないと答弁した。三件の議案は委員会付託を省略して、異議なく原案のとおり可決された。

いよいよ建設にかかる心身障害者（児）福祉センター（仮称）は、鉄筋コンクリート三階建（一部地下）、床面積三一九七・五〇平方メートル余で、肢体不自由児通園施設、精神薄弱児通園施設、作業療法室、理学療法室、点字図書室、授産室などを備えることになっていた。

#### 市役所火災に関する論議

五月二〇日午前五時ごろ市役所本館二階の企画室から出火した火は、企画室約一六二平方メートルを焼いて五時半ごろ鎮火した。現場付近に油をまいたと思われる痕跡があることから、出火原因は何者かが中二階の窓ガラスを破って侵入し、油をまいて放火した疑いが濃厚であった。また、物取りとは思えない手口や侵入経路などから市役所の内部事情に詳しい者の犯行ではないかという見方もあった。

葉山峻市長は同日午後、市議会に議員全員協議会の開催を要請した。議員全員協議会では市長が火災についての報告と陳謝を行ったのも、消防長が消火活動などについて説明した。火災現場が市政の中核である企画室であったことから、議員からは重要書類の被害状況などについての質問などが行われた。市側は予算差引簿・予算原簿や起債台帳などが焼失したが、関係各課に副本などもあり業務上の障害は少ない、他の重要書類はロッカーに入っていたので被害はなかったと答弁した。



火災で焼けた市庁舎（2階）

本定例会に提出された一般会計補正予算（第三号）にはさっそく三四〇〇万円余の庁舎災害復旧費が計上された。一般質問でも市庁舎の火災に関連する質問が行われた。平川正雄議員（刷新）はこの火災は放火の疑いが濃厚でしかも内部犯行説があることから、市職員で事情聴取を受けた人数はどれほどか、重要書類の焼失状況と今後の影響について詳細に説明してほしい、今後の警備・庁舎管理体制についてどう考えているかなどと質問した。また、理事者の責任問題にも触れ、職員組合掲示板には選挙ポスターがはられているなどの「ずさんな庁舎の管理が積もり積もって今回のような不祥事を招いた」として、市長の責任を追及した。

葉山市長は、出火原因については現在県警捜査第一課と藤沢警察署刑事課で捜査中で、市職員は延べ七〇〇人ほどが事情聴取に応じている。焼失した文書は議案原議、予算差引簿、総合計画・実施計画関係書類、予算原簿、起債台帳など一二件で、副本などによりほとんど復元または再生したので事務には支障がない。文書および庁舎管理体制については政策審議会で検討し、耐火性書庫やロッカーを整備して非常に備えるとともに、予算の伴わないものについてはただちに実施したいなどと答弁した。また、職員組合掲示板のポスター・ビラについては干渉しないという立場を繰り返すとともに、今後の庁舎管理には万全を期すと述べた。

松山三之助議員（公明党）は、内部の放火の疑いが濃いことから一

部の新聞が五月一六日付けで行われた人事異動に対する恨みが犯行の動機ではないかと伝えたことを取り上げ、職員の間関係や事情聴取による職員の動揺などについて市長の考えを尋ねた。市長は、人事異動が犯行の動機であるという見方を強く否定し、警察もこの記事は新聞の勝手な推測であると言明していると述べた。また事情聴取による職員の動揺については、そうした点はみられるが、これを克服して市民サービスの徹底に全力を挙げたいと答えた。

なお、六月一九日の一般質問終了後に平川議員が発言を求め、火災前夜の午後九時半以降は宿直員を除き庁内に職員はいなかったという同議員の一般質問に対する市側の答弁が誤っていたと、宮代広三郎企画調整局長が議員控室に説明にきたと述べ、それについて本会議場で明確に説明することを求めた。つづいて、番場定孝議員（刷新）が理事者の訂正発言を求める動議を提出し、これが成立した。宮代企画調整局長は一九日から二〇日にかけて経済緑政部公園課の七職員が仮庁舎で徹夜作業を行っていたと答弁を訂正した。

### 一般質問

一八日と一九日の二日間に行われていた一般質問には桜井茂、加藤三郎、平川正雄（以上、刷新）、広谷甲二、松山三之助（以上、公明党）、大久保さわ子（社会党）、村上伸（公明党）、内田松男（民社党）、西条節子（市民革新）、大山正雄（共産党）の一〇議員が質問に立った。一般質問では市長の政治姿勢、食肉流通問題、五月九日の伊豆半島南部大地震をきっかけとした地震対策について、市民病院の運営問題、老人医療費無料化の年齢引下げ、一月二九日の衆議院予算委員会で行われた米原潜放射能データ捏造による原潜横須賀入港中断の再開問題などが取り上げられた。



### 卸売市場問題

一二日に行われた生活経済公社の経営状況報告に関する質疑において、伊草昇助役は落合輝久議員（刷新）の質問に答えて、市場建設用地については二万坪を買収済みであるが、将来の鮮魚、食肉、花卉類を含めた総合卸売市場建設を考え、あと六〇〇坪から七〇〇坪を追加買収中であるとしたうえで、これまで明言することを避けてきた建設場所について、「荏原団地の続きの稲荷台地と引地川の境のところ」とその位置を明らかにした。さらに、当該土地は高瀬工務店が大きな買収を行っているが、これは市と関連があるのかという同議員の質問に対し、高瀬工務店の買収は市が委託したものであり、「市が直接やることは、だれにも目的を明らかにしないと買収できません……方策やむを得ず活用した」と議会の理解を求めた。

一般質問においては松山議員が今後の見通し、五〇年度までの国・県の第一次卸売市場整備計画に合うか、今後市民代表を加えた「中央卸売市場建設準備委員会」のようなガラス張りの協議会を作る考えはないかと質問した。助役は、用地買収のめどが立ち、卸売市場建設に残された難問は四市場の統合問題となったが、市としては国・県の卸売市場整備計画に乗り遅れると次期計画まで五年延期せざるを得ない点を四市場側に強調している、四市場側が市の熱意に応じて近日中にも統合に同意することを期待していると述べた。協議会の設置については、整備計画に乗ることができた段階で議会・市民・業界の参加する運営協議会を設置すると述べた。

**給食費の値上げと** 六月定例会では学校給食に関連する二つの問題が取り上げられた。一つは給食費の値上げ **A F 2 の安全性** と父母負担の軽減問題であり、いま一つは学校給食に限らず保育園、病院、福祉施設、市役所食堂などにおける合成殺菌剤 A F 2 含有食品の使用問題であった。

インフレによる材料費の高騰によって、市では六月一日から市内小・中学校の給食費を小学校月額一四〇〇円を一九〇〇円に、中学校月額一九〇〇円を二五〇〇円にそれぞれ値上げした。この値上げは、四月一日から値上

げを実施していた県内一五市町村より二カ月遅いものの、前回値上げから九カ月しか経っていなかつたため、市議会での関心が高かつた。

広谷議員は五月二〇日に公明党が市長および教育長に提出した給食費公費負担の申入書に触れながら、東京都の渋谷区における給食調味料の全額公費負担、北区のミルク代補助、江戸川区の値上げ分公費負担、三重県津市の給食費助成制度、さらに川崎市では市費の投入によって値上げをしていないなどの例を挙げ、市長の給食費公費負担についての見解を質した。

葉山市長は、給食材料費を全額公費負担するとすれば六億円の財源が必要となり、牛乳代だけでも一億一〇〇万円かかるとして、給食材料費の公費負担には「非常に慎重にならざるを得ない」と答弁した。さらに市長は、材料費以外の施設、器具、人件費などについては四億八四〇〇万円の公費負担を行っていることを明らかにした。広谷議員は、「何でもいだから、ちょっとでもいいから」材料費の公費負担を考えてほしいと食い下がったが、市長はたとえば給食費の一〇〇円を公費負担するという形でなく、新鮮で安い材料を購入するなどの工夫によって努力したいと給食材料費の公費負担についての言質を与えなかつた。

この問題については大久保議員も、値上げに何らかの歯止めをかけるため一部公費負担などの検討を要望し、大山議員も産地直結など具体的な方策についての検討経過を質した。さらに、大山議員は、市側の姿勢には給食材料費の公費負担については「何か一つやってみれば済む」とその費用がでかくなるというような発想がありはしないか」と述べて、市側の「踏ん切り」を求めた。

学校給食については、おりから問題化していた食品添加物・合成殺菌剤AF2（フリル・ニトロ・フリルアクリル酸アミド）の発ガン性、催奇性などの毒性についても質問が行われた。AF2については、すでに六月一三

日の文教厚生常任委員会で合成殺菌料A F 2の全面禁止等に関する要望書提出について陳情と合成殺菌料A F 2を学校給食等に使えないことについて陳情の二件を趣旨了承していた。

一般質問においても大久保議員はA F 2はハム、ソーセージ、豆腐などの防腐剤として使用されているとして、学校給食においてこれらの食品の使用を一時停止する措置を求めた。村上議員、西条議員も市民病院などを含めてこうした措置を取ることを求めた。市長など市側は、学校給食に使用している豆腐は市内業者が製造したもので、A F 2は使用していない。ハムなどについては検査を行うとともに、A F 2使用停止を率先して強力に推進すると述べた。六月定例会最終日の二四日には厚生大臣・農林大臣あての「合成殺菌料A F 2の使用禁止等を求める要望決議」を異議なく可決した。

### 議員表彰

全国市議会議長会、関東市議会議長会から、広谷甲二（公明党）、関根久男（市民革新議員団）、鈴木清治、加藤庄太郎（以上、新政議員団）の各議員が一五年表彰を受けた。

### 三 昭和四十九年九月定例会（九月一三日～九月二七日）

九月定例会は、九月一三日に開会された。本定例会には、四十九年度一般会計補正予算、学校事故措置条例の制定など議案四〇件、認定議案四件、請願一〇件、報告六件が上程された。九月定例会は、要望決議一件を否決したほか三九議案を承認・可決・同意し、四八年度市民病院事業会計など決算四件を認定した。また、境川の防災対策の抜本的解決について請願など請願八件を採択、一件を継続審査、一件を不採択とした。労働会館の建設な

どをめぐって白熱した論議が行われたものの、九月二十七日には一五日間の会期を終了し、九月定例会は予定どおり閉会した。

本会議第一日の一三日には二六件の議案と四件の認定議案および六件の報告案件がつぎつぎに上程され、市例の説明が行われた。

一七日には、これらに対する質疑が行われ、消防賞しゅつ金条例の全部改正等七議案を可決し、ほかを各所管の委員会へ付託した。つづいて請願一〇件について紹介議員の説明を聞いたのち、これらを各所管の委員会へ付託した。

二六日の本会議第三日には各所管の委員会から付託された案件についての審査結果報告が行われ、一九議案を可決、四件の特別会計・企業会計決算を認定した。請願については国民健康保険給付の内容改善を求める請願を継続審査、公共料金、諸物価値上げに反対する請願を不採択とし、残りの八件の請願を採択した。つづいて、本会議は中山二郎氏を教育委員会委員に任命し、楠田進氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意した。

定例会は一般質問に入り、五会派・一〇議員が二六日、二七日の二日間にあたり市財政、学校教育、商工行政など市政全般についての質問を展開した。最終日の二七日には一般質問終了後に、一二件の意見書・要望決議が上程され、このうち一二件が可決された。九月定例会は、最後に各常任委員会が所管事務について閉会中に審査することを決定して閉会した。

補正予算の審議

九月定例会で最も激しい論議が交わされたのは、四九年度一般会計補正予算（第五号）に計上された（仮称）労働会館建設事業費をめぐってであった。本補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の補正を中心に、災害復旧費など緊急を要する事務事業の実施などについて歳入歳出それぞれに二億六九二七万七〇〇〇円を追加するものであった。この結果、四九年度一般会計は総額二一六億二三九三万円となった。

**労働会館建設費** 労働会館については、すでに四四年策定の総合計画において、「勤労者の集会・教養・娯楽をめぐる論議」の場、勤労者の質的向上をはかるための研修の場として勤労会館の設置がうたわれてい

た。市では四八年にマスタープランを策定、四九年度には設計に取りかかっていた。

市側は、基本設計が完了し、用地および特定財源の確保が確定したので、働く市民のための総合的福利厚生施設として（仮称）労働会館の建設を総事業費約七億一五〇〇万円（四九年度・一億九二一万円、五〇年度・六億五八八万円）をかけ、二カ年継続事業として実施すると説明した。

市の計画によれば、建設場所は本町の南仲通りに面した住宅街の一角にある約三四二七平方メートルの屋敷跡で、ここにホール、会議室などを備えた鉄筋コンクリート地下一階・地上五階建、延べ床面積約三三〇〇平方メートルの会館を建設するというものであった。市側は前もって総務企画常任委員会協議会の席上で計画内容について説明を行い、議会側の理解を求めていた。しかし、九月一七日に行われた補正予算等に関する本会議の質疑では、高山年正、桜井茂、平川正雄、番場定孝（以上、刷新）などの各議員から計画内容に対して質疑が集中した。議員が指摘した点は、(1)規模および事業費総額が大きすぎないか、(2)補正予算で工事にかかるというのは異



建設中の労働会館

例ではないか、(3)会館の運営のあり方に関連して「労働」会館という名称は不適切ではないか、などであった。

高山議員は、総合計画における勤労会館の規模は敷地二〇〇〇平方メートル・鉄筋三階建てとなっていること、県下の市立労働会館は川崎市が一五〇〇平方メートル弱、横須賀市が床面積五〇〇平方メートル程度の木造二階建、鎌倉市は市役所支所との同居であることなどを指摘して、規模が大きすぎると述べた。また、桜井議員は総事業費七億一五〇〇万円という説明だが、公社からの土地買い戻しのためには将来さらに四億円程度が必要になると指摘し、また平川議員はそのほか移転補償費も必要となるはずであるとして、事業費の大きさに疑問を呈し、プレハブ校舎の解消などの急務を放置して、このような労働会館を建設することは納得できないという姿勢を示した。

また、高山議員は補正予算で建設費を計上してただちに工事にかかるというのは過去の例に照らして異例ではないか、これほど急ぐ特別の理由があるのかと市側を質した。さらに、桜井議員は三月定例会の市側説明では「全市民的な施設として考えている」ということであったはずであると述べた。番場議員も、地域住民にも開かれた運営を行うというが、「労働」会館である以上、本来の利用が増加すれば住民の利用は徐々に制限されざるを得ないのでないかと、会館の運営と名称についても問題を指摘した。

葉山峻市長は、市民の八割が勤労者である現状を考えれば、労働会館の建設はむしろ「遅きに失している」と述べ、一五万人の勤労者のための施設であることを指摘して規模・事業費に対する理解を求めた。さらに、建設費を補正予算で計上するのは財源の煮詰めなどが必要な大事業の場合は、むしろ普通であると答弁し、その例として市民会館、市民病院建設の場合を示した。運営についても、「セクト的な仲間うちだけで固まる」というようなものでなく、「地域社会に開かれた労働会館」としてユニークな会館を建設すると述べ、さらに、名称についても、「労働」という言葉にこだわれば「労働」省もまずいことになるかと応酬した。

九月二四日に行われた総務企画常任委員会での補正予算の審査においても、質疑の大半は（仮称）労働会館建設事業についてやされた。委員からの主な質疑は「労働会館の名称について市長は本会議で変更しないと答弁し、委員会では理事者が変更も考えるところという答弁を行っているが、どうか」「会議室を地区労・同盟に貸すという点をどう考えているか」「労働会館建設の県補助金について、県担当課ではその事実はないと言っているが、県とどのような交渉をしたのか。確実にもらえる自信はあるのか」「地域住民の労働会館の使用について具体的にどのような形で便宜を図ろうとしているのか」などであった。

これに対して市側は、「名称については設置条例の際審議を願う。こだわることなく使用者・地域住民のことを考え、愛され、馴染み深いものにしたので設置条例提案までに十分検討したい」「会議室を組合事務所占有させる点については、この施設は働く市民・地域住民の福祉増進のための公の施設であり、地方自治法上も行政財産の貸付けはできないことになっているのでその精神に則ってやっていく。なお、行政財産の効用を高めるものであれば使用許可することができるが、現在のところ事務所に貸すことが効用を高めるとは考えられないので、占有はあり得ない」「県の補助金については、市長・助役が知事から前向きに考えますという回答を得てい

るので、間違いなくもらえるものと思っている。「労働会館は全市的施設であり、地元利用も申し込みにより制限なく利用できるし、運営のなかでも配慮していきたい」などの答弁を行った。総務企画常任委員会は賛成多数で、四九年度一般会計補正予算を原案のとおり可決すべきものと決した。なお、予定地の周辺住民から提出されていた駐車場の整備や工事期間中の公害対策を求める（仮称）労働会館建設についての陳情も一括審査され、趣旨了承された。

二六日の本会議では委員会の審査報告が行われたのち、報告について各会派から討論が行われ、補正予算に含まれた（仮称）労働会館建設事業費に言及を行った。刷新議員団の桜井茂議員は、義務教育施設建設など課題が山積し、自治体財政が逼迫しているなかで労働会館建設に巨額な事業費を投入することに反対し、これを含む補正予算に反対した。社会党の古郡民雄議員は、労働会館は労働団体が十分利用できるよう配慮していくべきであり、その運営も「組織的」になされるべきであるという意見を付して、補正予算に賛成した。共産党の大山正雄議員、公明党の大野裕史議員も賛成の立場を明示した。採決の結果、補正予算は賛成多数で原案のとおり可決された。

なお、本補正予算には善行一丁目の特殊地下壕対策事業費三八三〇万円が計上された。この地下壕は戦時中に掘られたもので、住宅街の地下に直径二～四メートルの壕が延長二〇〇〇メートルにも及んで存在していた。四七年一二月定例会で可決された同年度の補正予算に調査費を計上した市は、その後調査を進め、陥没した穴にコンクリートを流し込むなどの応急措置を取る一方、国の責任で埋め戻しを行うよう強く求めていた。ところが、最近住宅地内の舗装道路に長さ五、六メートルの亀裂が生じ、不安に耐えかねた住民が六月定例会にがけくずれ防止の補修について陳情を提出、都市建設常任委員会で趣旨了承されていた。それがこのたび、ようやく国庫補



助二分の一、県費補助四分の一をえて、埋め戻し作業に着手することになったのである。

#### その他の議案審議

(仮称)労働会館建設事業費を含む一般会計補正予算の審議のほか、九月定例会では母性保護と女性職員の雇用安定を図るため、妊娠中の健康診断受診に休暇を与えらるるとともに、産前・産後休暇をこれまでの各々六週間から八週間に改善することを内容とする市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正等も注目された。

さらに、市立学校での事故に見舞金などを支給する学校事故措置条例や市民税法人割税率の引き上げを内容とする市税条例の一部改正は、全国的にも注目される施策であった。

#### 学校事故措置

学校における児童生徒の事故については、従来から学校安全会の共済見舞金制度があった。し

#### 条例の制定

かし、四五年に高砂小学校で起こった児童の階段転落事故をきっかけに、後遺症や機能回復訓

練に対する給付が不十分であることが明らかになり、市議会では四七年一月定例会でPTAから提出された学校事故補償に関する請願、学校事故に対する補償体制の確立について請願を採択するとともに、国に補償制度の確立を求める「義務教育の管理下における児童生徒の災害補償に関する意見書」を可決した。この問題はその後もたびたび一般質問で取り上げられてきた。

一方、市では学校事故の救済について検討を進め、本年二月二日には、二月定例会に「学校事故見舞金交付条例」を提出すると発表していた。この条例案は、学校事故にあった児童生徒に対して、医療見舞金、医療付加見舞金、廃疾見舞金、死亡見舞金を支給するという内容であった。

ところが、この案が発表されると四七年の請願団体であった高砂小学区PTAなどから条例の基本的な考え方

について厳しい批判が表面化した。すなわち、それは、「見舞金」という性格のものではなく、設置者の法的責任に基づく「完全な補償」であるべきであり、また、学校安全対策についての市の責務を明確にすべきであり、さらに、金額的にも不十分であるなどの点が指摘された。こうしたことから、市は二月定例会に同条例案を提出することを断念し、改めてPTAなどとの話し合いを進めた。六月定例会では、大久保さわ子議員（社会党）の一般質問に対する答弁で、市側は九月定例会に提案するべく検討を行っていることを明らかにした。

九月定例会に提出された学校事故措置条例は、条例の名称が変更されたことからわかるように、学校事故にあった児童生徒に単に見舞金を支給するという内容ではなかった。新たに提出された条例は、(1)市長および教育委員会は学校事故防止施策を積極的に推進し、国・県に対し学校災害補償制度の確立などについて必要な運動を行うこと、(2)学校事故にあった児童生徒に医療見舞金、医療付加見舞金、廃疾見舞金、死亡見舞金を支給すること、(3)見舞金の支給などに関して教育委員会に学校事故措置委員会を設置すること、(4)教育委員会は措置委員会の意見を聞き、かつ市議会の議決を経て見舞金のほか補償金を支給できることなどを規定していた。

この当時、学校事故の救済制度を実施していたのは埼玉県戸田市、静岡県浜松市、兵庫県西宮市など全国的にもきわめて少数で、しかも、たとえば、入院の場合戸田市では一〇日以上について、日数によって一〇〇〇円から二万円の見舞金支給であるのに対して、本市の制度では、医療機関にかかった場合には保険給付などがある場合を除き、全額が支払われるなどきわめて先進的な内容であった。

本会議の質疑では、本条例の適用範囲に関連して、登下校、課外活動の際の事故や市外在任の市立小・中学校児童生徒には適用されるのかなどについて質問が行われた。文教厚生常任委員会では、「市長および教育委員会の運動の具体的内容」、「事故措置委員会の審議内容は過失の有無に触れるのか、委員会の運営はどのように行う

のか」などの質疑が行われた。これに対して市側からは、「本来この施策は国が行うべきものであり、学校安全会の不備の是正および補償の制度化について大宮市が中心となって運動を進めているので、本市もこれに加盟し積極的に運動を展開する考えである」、「委員会では補償金を支給するに必要な判断の基礎となる調査を行うもので、当事者の責任追及などは考えていない。本条例は、無過失の事故を救済するためのもので、その精神に沿って運営を行う」などの答弁があった。

県内最初の学校事故措置条例は、二六日の本会議で委員会の報告どおり異議なく原案のとおり可決された。

**市民税法人割** 九月定例会には、市民税法人割税率の引き上げを内容とする市税条例の一部改正も提出され**税率の引き上げ** していた。今回の改正は、市民税法人割税率を、(1)資本金または出資金一〇億円以上の法人に

ついては、地方税法上の制限税率である一四・五パーセントに引き上げる、(2)同じく五億円以上一〇億円未満の法人については、一三・三パーセントとする、(3)同じく五億円未満の法人については、現行どおり一二・一パーセントに据え置く、という内容であった。市側は、この改正によって初年度七〇〇万円、平年度二億五〇〇万円の増収が見込まれるとして、この財源は遅れている市民生活道路舗装費等に集中的に充当する考えを明らかにした。制限税率一四・五パーセントを適用している都市は全国都市の約六〇パーセントに昇っていたが、企業規模別に税率を引き上げるのは、横浜市に続いて本市が全国で二番目であった。

本会議の質疑では、道路舗装の将来構想との関連、高率課税によって市内企業が撤退する心配はないかなどの質問が行われた。市側は、現在の市道舗装率は五七パーセントで、現状の財源投資を続けると五年後に七二パーセントとなるが、今回の増収分を加えた投資を行えば五年後には八五・四パーセントとなる、すでにこの税率は全国的に定着しており、心配ないなどと答弁した。本条例を審査した総務企画常任委員会でも、新財源を道路整

備に絞って投入するのはなぜかなどの質疑が行われたが、採決の結果異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

市税条例の一部改正は、二六日の本会議で異議なく原案のとおり可決された。

ところで、本議案の審議および一般質問のなかで、市の財政問題と関連して、自治省が検討中の「事務所事業所税」に対する市議会の関心がみられた。この点は市税条例の本会議質疑で大野裕史議員（公明党）が、一般質問では大山正雄議員（共産党）が言及した。「事務所事業所税」は翌五〇年の地方税法改正によって大都市の都市環境の整備などを目的として設けられた事業所税のことである。葉山市長は、大山議員の質問に対する答弁で、自治省税務局長に藤沢市程度の人口の都市でもこの税を課税できるよう求めたところ、人口五〇万以上の都市を考えているとのことであった。しかし、人口急増による財政需要は東京も横浜も藤沢も変わらないのであるから、五〇万以上の都市にのみ適用する根拠は薄いことを主張したと述べ、新たな財源確保を積極的に進めることを表明した。

### 一般質問

九月定例会では渋谷彦三、桜井茂（以上、刷新）、広谷甲二（公明党）、黒江貞子（社会党）、大山正雄（共産党）、村上伸（公明党）、桑原正一（共産党）、鈴木清治（新政）、野島一三（刷新）、大野裕史（公明党）の一〇議員が一般質問を行った。質問では市民生活緊急防衛条例の運用、厚生省が全面禁止に踏み切ったAF2の完全回収、財政問題、給食費の市費負担、老人憩いの家、市民病院の運営、下水道問題などバラエティーに富んだ質問が展開された。そのうち、昨年一月に続いて大きな被害を出した七月八日の水害を契機とする水害対策およ

びつぎつぎに開店する大型店に対する地元小売店への対策についての質問が注目された。

全国で死者・行方不明一〇〇人以上を出した台風八号による集中豪雨は、市内にも大きな被害をもたらした。午前零時から九時までの雨量は一五三ミリメートルにおよび、このため市内では床上浸水一五四棟、床下浸水二〇六棟、河川決壊四カ所、橋の落下一カ所などかつてない被害が生じた。さらに、八月三十一日も台風一六号によって一部の地域で浸水、崖崩れなどの被害が生じた。

一般質問では渋谷議員、黒江議員、村上議員が水害対策を市側に質した。そのなかで、これまで豪雨の際に自然の遊水池の役割をしていた水田などが都市化のためにその機能を失う一方、放水路の新設や河川改修、流域下水道整備などの抜本的対策が取られていないという現状が明らかにされた。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四四年公布）によって市内の九カ所に指定されている急傾斜崩壊危険区域についても防災工事が遅れており、また都市化によって指定以外の崖下にも住宅が建設されている実状も明らかになった。

**大型店舗** 藤沢駅周辺では四八年九月に十字屋、四九年三月に志澤、五月に江ノ電百貨店が開店したのに続  
**開店の衝撃** いて、六月二日には北口のダイエー、同月二七日には南口のイトーヨーカ堂の二大スーパーが相次いで店開きした。九月にはさいか屋も増築し、一〇月には衣料スーパーの田原屋も開店の予定であった。

特にダイエーとイトーヨーカ堂の開店とそれに続く安売り合戦では、肉、野菜などに市価の三〇〜四〇パーセント引きの値段が付けられ、狂乱物価に悩む市民がこれらの店に詰めかけた。このため、地元商店街はもちろん、鎌倉市や茅ヶ崎市の小売商店などの売り上げは大幅に減少し、安売り合戦終了後も容易に回復しなかった。県などが行った影響調査によれば、藤沢市の平均は表2のようなものであったが、藤沢駅周辺の影響はさらに厳しいものであった。

第2章 第9期の市議会（昭和46年度～49年度）

表49-2 大型店進出による市町別業種別影響調査表（販売額）

業種		市別				(平均)
		藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市	寒川町	
青	果(店)	25	12	5	3	45
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	60.1	84.7	94.0	100.0	73.1
	C	82.0	94.0	94.0	101.7	87.8
精	肉(店)	24	14	5	3	46
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	72.3	90.0	94.0	100.0	81.8
	C	78.5	93.2	100.0	100.0	86.7
鮮	魚(店)	23	10	4	3	40
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	66.7	92.0	100.0	100.0	78.9
	C	80.1	93.0	95.0	106.7	86.8
食	料品(店)	25	14	4	3	46
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	68.3	87.1	98.7	100.0	78.8
	C	76.0	93.2	100.0	103.3	85.1
衣	料品(店)	26	8	5	3	42
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	74.1	93.0	108.2	96.7	83.4
	C	79.7	96.8	109.6	103.3	88.2
雑	貨(店)	19	13	3	3	38
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	72.1	88.9	93.3	100.0	81.7
	C	78.7	89.4	86.6	100.0	84.7
飲	食(店)	11	—	5	3	19
	A	100.0		100.0	100.0	100.0
	B	125.8		104.0	100.0	116.0
	C	111.1		102.0	100.0	107.0
計	(店)	153	71	31	21	276
	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	72.9	89.0	99.2	99.5	82.3
	C	81.5	93.0	99.0	102.1	88.0

※ A 開店前（6月1日～10日）の1日平均(100%) B 開店中（6月22日～7月1日）同。C 現在（開店約一ヵ月後）7月10日～17日の1日平均  
 （県藤沢商工事務所・県経営診断協会・各市町調査実施 『湘南毎日新聞』49年8月17日号掲載）

小売業者の深刻な状況を背景に広谷議員は、大型店進出に対する小売店対策について総合的に市長の見解を質した。葉山市長は、進出そのものを市がチェックすることは時間的にも、権限のうえからも不可能であったことに理解を求めながら、小売店は売り上げが三〇パーセントも落ち込むという大きな打撃を受けていることから、市としては大資本による大型店攻勢から市内中小零細小売店を守るためにできるかぎりの施策を行うという基本的な姿勢を示した。そして具体的施策としては、アーケードなど商店街共同施設設置費補助率の引き上げ、販売促進共同事業費の助成、相談・指導事業の強化、店舗改善費助成の強化、融資制度などを行うと述べた。大山議員も、業種別・地域別などきめ細かな対策を行うよう求めた。

一般質問にたいする答弁のなかで、懸案の中央卸売市場について九月二日の市場近代化研究会において、関係者は中央卸売市場の設置に合意、場所も市の買収地に開設することで同意したことが明らかにされた。また、北口再開発事業についても、来年度に着工するため実施設計に着手し、仮店舗用地のめどが立ったことなどが報告された。

### 二つの値上げ反対意見書

九月定例会最終日の二七日には市民からの請願・陳情や議会での論議を踏まえて、「境川流域の水害対策に関する抜本的河川改修を求める要望決議」、「家畜飼料へのニトロフラン系添加の使用禁止に関する要望決議」、「入場税の撤廃を求める意見書」、「相続税の緩和措置を求める意見書」、「公団住宅の家賃値上げ、あき家割増し家賃制度等撤廃に関する要望決議」、「電波障害の解消を求める要望決議」、「境川等流域下水道の早期実現に関する要望決議」、「地方自治体財政の危機打開に関する意見書」、「原爆被爆者援護法制定に関する要望決議」、「公」共料

金、諸物価値上げに反対する要望決議、「人口急増過密都市対策の改善に関する要望決議」の二一件が可決された。

ところで、可決された議案第七四号「公共料金、諸物価値上げに反対する要望決議」は、刷新議員団、新政議員団、民社党が提出したものであった。本会議には社会党、共産党、市民革新議員団、公明党が提出した同名の要望決議（議案第七六号）も一括して上程されていたが、議案第七六号は否決され、第七四号が賛成多数で可決された。同名の要望決議が提案されるという事態になったのは、請願第一〇号公共料金・諸物価値上げに反対する請願について会派間に対立があったためである。

請願第一〇号は、九月三〇日に開催が予定されていた「公共料金、諸物価値上げに反対する藤沢市消費者大会」の実行委員会を構成する市内八つの消費者団体代表者によって提出されたものであった。九月三〇日の大会には市長も参加することになっていた。同請願を審査した総務企画常任委員会では、請願の基本的趣旨には賛成しながらも「田中内閣の責任を厳しく追及し……」などの文案について一部委員から異論が出された。そこで、長谷川忠勤委員（民社党）は、採択に賛成する条件として数点にわたる具体的な修正文案を示した。休憩中、紹介議員として委員会に出席していた大山正雄議員（共産党）が、請願権について言及したうえで傍聴していた請願者と調整を行ったが、さきの修正については請願者の容れるところとならなかった。そのため、委員会において請願第一〇号は不採択とすべきものと決定した。西条節子（市民革新）、松山三之助（公明党）、高田辰三、関野忠義（以上、社会党）の各委員は少数意見を留保した。

二六日の本会議で行われた委員会報告ならびに少数意見報告に対する討論において、大山正雄議員（共産党）、大野裕史議員（公明党）、大久保さわ子議員（社会党）が採択に賛成する討論を行った。これに対して、古



谷正一議員（民社党）は、請願第一〇号の内容には解決不可能なものもあり、そのままでは賛成できないとしながら、公共料金値上げ反対・物価安定などについて政府に申し入れることには賛成であるとして、「別途議案として刷新議員団、新政議員団、民社党議員団において提案」することを言明した。請願第一〇号は委員会の審査結果のとおり不採択と決した。

こうした経緯から二七日には、社会党、共産党、市民革新議員団、公明党による請願第一〇号に基づく議案第七六号と刷新議員団、新政議員団、民社党による議案七四号の二つの要望決議案が提出されたのであった。

なお、本会議の委員会報告に対する討論において、大山議員は「委員会の最中に請願に対する修正なるものが出され、その審議がなされ」たことは、たとえそれが請願を通してあげたいという善意からであっても、請願権の明白な侵害であると述べた。

#### 四 昭和四九年一二月定例会（一月二十九日～一月二十九日）

一二月定例会は、一月二十九日に開会した。これまで一二月に招集されていた一二月定例会が今回は一月中旬に招集されたのは、一月一八日に定例会規則が改正され、毎年二月、六月、九月、十二月とされていた定例会の招集月について、「ただし、特に必要なときは、一月を一月とすることができるといふ但し書が加えられたことに基づくものであった。

本定例会には非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正など議案二二件、四八年度一般会計決算の認定など認定議案九件、および請願八件が上程され、議案および認定議案についてはすべて承認・可決・認定し、請願七件を採択、一件を継続審査とした。

本会議第一日の二九日には、閉会中審査となっていた国民健康保険給付の内容改善を求める請願を文教厚生常任委員会の審査結果のとおり採択し、つづいて専決処分議案三件と四八年度決算の認定議案九件について市側の説明が行われた。

一二月二日の本会議は専決処分三件を承認、四八年度決算について質疑を行ったのち、議員一五人で構成する決算特別委員会へこれらの審査を付託した。三日から六日までの四日間は決算特別委員会の審査が行われ、本会議第三日が開かれたのは、九日であった。本会議は四八年度一般会計決算等九件を認定し、つづいて労働会館（仮称）新築工事請負契約、非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正等一四件の議案が上程され、市側が説明を行った。

一日の本会議はこれら一四議案についての質疑が行われたのち、五件を可決、九件を各所管の委員会へ付託した。また、市立保育園助成に関する請願等の請願七件について紹介議員が説明したのち、各所管の委員会へ付託した。

一八日の本会議では、各所管の委員会から審査結果の報告が行われ、議案九件を可決、請願六件を採択、一件を継続審査とすることに決した。つづいて、市議会委員会条例および市議会会議規則の一部改正を可決したのち、「国民健康保険給付の内容改善等医療体制の充実を求める意見書」、「県立養護学校の建設に関する要望決議」、「県立体育センター・プールの夜間利用に関する要望決議」の三件を可決した。本会議は一般質問に入り、翌一九日の二日間にあたって一〇議員が市政全般についての質問を行った。最後に、山下正義議長および葉山峻市長が今年最後の定例会閉会にあたってあいさつを行った。

昭和四八年度決算の認定

本会議第一日の一月二十九日、四八年度一般会計等九件の決算認定議案の上程にあたって、葉山市長が主要な施策の成果などについて、その概要を説明した。市長はオイル・ショック後の経済状況に言及しながら、建築資材の確保などについては公共施設建築資材対策本部を、市民生活の混乱については市民生活緊急対策本部を設置して対処したとしたりうえで、三カ年実施計画の初年度として、「緑と太陽と潮風の住みよい人間都市」を目指す施策を展開したと述べた。

「ささえあう市民福祉のために」は、老人福祉センターの増築、移動入浴車の導入、善行乳児保育園の新設、ゼロ歳児の医療費無料化、心身障害者（児）福祉センターの着工などを、「湘南の教育・文化・スポーツを高めるために」は、在園五歳児全員への就園補助制度の発足、義務教育施設の充実のため校舎の積極的な増改築はもちろん、屋内体育館を三校に、プールを九校に建設するなどの施策を行った。また、「人間を大切にすまちづくりのために」は、湘南台公園の開園、引地川右岸の「川べりの遊歩道」整備、生活道路舗装、御所見地区における第二次農業構造改善事業の着手を始めとする都市農業振興施策を進めたことなどを報告した。

四八年度の決算規模は、一般会計歳出で前年比三八パーセント増の一六七億一七〇八万円、特別会計歳出で同じく四一パーセント増の一八億四九八万円で、これに企業会計歳出を合わせると三六八億五四七四万円となった。また、経常収支比率は前年の七一・二パーセントから七四・三パーセントに上昇した反面、投資的経費は前年比四・一パーセント増の三九パーセント、消費的経費は同じく二・一パーセント減の五一・一パーセントとなっていた。

一月二日の本会議で若干の質疑が交わされたのち、四八年度決算認定九議案は四八年度決算特別委員会へ付託された。同日、委員長に渋谷彦三委員（刷新）、副委員長に高田辰三委員（社会党）を選出した同特別委員会は、翌三日から六日まで四日間わたる熱心な審査を行った。その結果、超過負担の解消などの財源対策のほか緑化対策、公害対策、道路整備・公共下水道の推進、中小企業者への金融対策の充実など九項目の要望を付して四八年度決算を認定すべきものと決した。委員会の討論では、刷新議員団が一般会計決算に、共産党が競輪事業費特別会計決算にそれぞれ反対の立場を明らかにした。

九日の本会議では決算特別委員会の審査結果報告が行われ、つづいて各会派からの討論に入った。刷新議員団の平川正雄議員は、美ヶ原市民休暇村事業については終始一貫反対してきたと述べるとともに、総務費・秘書業務費が予算額二六九万三〇〇〇円に対して決算額が六〇〇万円となっている点にはなはだ遺憾であるとして、この二点を理由に九議案のうち一般会計決算認定に反対する討論を行った。また共産党が、競輪事業費特別会計決算の認定に反対した。

決算委員会報告に対する討論において注目されるのは、公明党の大野裕史議員が美ヶ原市民休暇村について言及しないまま、決算内容について好意的な評価を示したことである。公明党は、四八年三月定例会で同事業当初から厳しい批判を行い、四八年九月定例会の補正予算審議では同事業に対する補正に反対し、さらに、四九年二月定例会の予算審議でも、一般会計予算には賛成したものの同事業については「はなはだ遺憾」という態度を表明するなど、刷新議員団とともに最も厳しい態度を取ってきたからである。

本会議は、四八年度一般会計決算および同競輪事業費特別会計決算については賛成多数で認定し、他の七件の決算認定議案については異議なく認定した。

議案審議の状況

一二月定例会には、インフレと不況の同時進行というこの時期の経済情勢（スタグフレーション）を示すような二つの議案が提出された。一つは議会議員報酬を平均三〇パーセント、市長・助役・収入役の給与を平均二七パーセント引き上げることと内容とする議案第八四号非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正であり、もう一つは、公益質屋の利用が増加していることから貸付基金を九〇〇万円から一二〇〇万円へ改訂することを内容とする議案第八六号公益質屋条例の一部改正である。

議案第八四号によって、たとえば市議會議員報酬は二二万五〇〇〇円になるが、これを当選当初（四六年五月）の報酬九万九〇〇〇円と比較すると、この間のすさまじいインフレの進行が窺われる。提案理由説明を行った市長は、昨年一月の改訂にもかかわらず、一般職員との不均衡が著しく拡大してきたので特別職職員報酬等審議会の答申を得て、報酬等の改訂を提案したと述べた。議案第八四号は、総務企画常任委員会の審査を経て、異議なく原案のとおり可決された。なお、本会議の採決に先立ち大山正雄議員（共産党）が、今回のアップ率は年間消費者物価上昇率にほぼ見合うもので、妥当であるという討論を行った。

一方、議案第八六号は街の不況を象徴するような議案であった。提案理由説明で、市側は公益質屋の一二月一日現在の利用状況（貸出額）は八一四万七〇〇〇円となっていることを明らかにして、民間質屋に比べ金利が安いことから年末に向けて利用者がますます増加すると予想して三〇〇万円の基金追加を求めた。公益質屋の本年七月から九月までの実績は、口数六七二口・四五〇人（昨年同期七一八口・五〇六人）、貸出総額五七八万円（同四七二万円）、平均貸出額八六〇〇円（同六五〇〇円）となっていた。議案第八六号は、文教厚生常任委員会の

審議を経て、異議なく原案のとおり可決された。

そのほか、本定例会には九月定例会で論議が集中した（仮称）労働会館について、建設工事請負契約関連の三議案も提出された。質疑では、桜井茂議員（刷新）が、九月定例会に陳情を提出していた地元住民の了解は取れたのかなどと市側の説明を求めた。また、桜井議員は、名称問題や全市民的施設の内容から労働会館建設の是非の問題を再び論じようとしたが、山下議長は「議題外」であると注意を促した。桑原正一議員（共産党）は、不況のなかで市内業者へ一部分離発注ができないかと質問した。市側は分離発注は無理だが、請負業者に対して下請けについては市内業者を利用するよう要請していると答えた。（仮称）労働会館新築工事請負契約関連三議案は委員会付託を省略して、起立多数で原案のとおり可決された。

#### 市議会会議

一八日の本会議には議案第九四号市議会委員会条例の一部改正および議案第九五号市議会会議規則等の改正 規則の一部改正の二件が上程された。

議案第九四号は、行政実例に基づき標準委員会条例が改正されたことに伴い、(1)常任委員の任期につき、第三条に「任期満了による常任委員の改選は、任期満了の前日三〇日以内に行うことができる」という項を加える、(2)常任委員の任期の起算について、第三条の二「常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の前日に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する」を加える、(3)特別委員の辞任について第一〇条第二項の「議会の許可を得なければならない」を「議長の許可を得なければならない」と改めるものであった。

また、議案第九五号は、行政実例に基づき標準会議規則が改正されたことに伴い、(1)第一〇条「会議時間は、午後一時から午後六時までとする」を「午前九時から午後五時までとする」に改める、(2)第一二三条に請願書を

撤回する場合、委員会付託以前であれば議長の承認で足りるといふ趣旨の第四項「請願者が請願書（会議の議題になったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならぬ。」を追加する、という内容であった。議案第九四号、第九五号は林誠八議員（新政）の説明ののち、ただちに原案のとおり可決された。

なお、本項の冒頭で述べたように十一月八日、定例会規則第二条の定例会の招集月に「ただし、特に必要があるときは、一月を十一月とする事ができる」という但し書を加える一部改正も市長名で公布された。この改正については、一〇月四日の代表者会議で各派の了解を得ていた。

#### 一般質問

一二月定例会で一般質問を行ったのは、広谷甲二、村上伸（以上、公明党）、古郡民雄（社会党）、松山三之助（公明党）、大山正雄（共産党）、桜井茂、端山正司（以上、刷新）、桑原正一（共産党）、西条節子（市民革新）、大野裕史（公明党）の一〇議員であった。取り上げられた質問項目は、五〇年度予算編成方針を含む財政問題、大型店進出影響調査の結果、障害児教育、西部開発地域の営農問題・市民分譲問題、ごみ対策など多岐にわたったが、特に赤字問題をかかえる国民健康保険制度と市民病院の運営をめぐる問題、保育園・幼稚園の幼児教育問題が目立った。

一二月一二日に開かれた文教厚生常任委員会で、市側は市の国民健康保険制度調査研究会の答申報告を明らかにした。それによれば、現行条例による保険料率のままであると、五三年には一般会計からの国保会計への繰り入れ額が一〇億円を超えるであろうといきわめて厳しい内容であった。これを避けるためには、県下一七市の

中でも低額な現行保険料を五〇年度に五〇パーセント、五三年度までに二・八倍にまで引き上げることが必要であるというのが同研究会報告の結論であった。

一般質問では、大山議員がこの点を取り上げて、同報告書がこれまで通りの国保の自己負担による相互扶助原則にたつて、低所得者が多く加入している国保の社会福祉的性格に配慮せず、国の責任を軽視しているとして、国保制度に対する市長の基本的な見解を質した。市長は、同報告書は全国の自治体に共通した国保財政赤字問題を国に訴える資料として、本市の場合を分析したものである。そして、本市の国保財政はきわめて厳しい状況にあり、何らかの打開策を求められているという認識を示しながらも、具体的方策については「慎重の上にも慎重を期して」対処すると答弁した。市議会では国民健康保険給付の内容改善を求める請願を採択するとともに、国庫補助の大幅増額などを求める「国民健康保険給付の内容改善等医療体制の充実を求める意見書」を可決した。

市民病院の赤字についても事態は深刻であった。自治体病院の赤字には診療報酬制度が病院経営の現状に合わない画一的なものであるため、市民負担が少ない高度な医療を行おうとすれば、その分が赤字としてはね返ってくるという構造的な理由があった。制度改革等を求めるため、四五年一二月に結成された全国自治体病院開設者協議会を通じて、市長自ら国、県に積極的に働き掛けてきた。

病院の運営問題を取り上げた西条節子議員（市民革新）の一般質問に対して市長は医業収支経常運営分の不足額は、四九年度で三億五〇〇〇万円に上ることを明らかにした。なお、一般会計から市民病院事業会計への繰り入れ額は、高等看護学院を含み、五〇年二月の補正予算で約八億七〇〇〇万円にも達したのである。

すべての幼児が、等しく恵まれた環境で保育・教育を受けるための方策を総合的に検討するために市が設置した幼児問題研究会は、四九年三月に第一回研究会を開き、市長からの諮問事項である「藤沢市における幼児教



育、保育行政のあり方と今後の方向」について精力的な研究を行った。同研究会には大久保さわ子（社会党）、田中和子（刷新）の両市議会議員も加わっていた。

幼児教育への関心が高まるなかで、古郡議員が未就園児問題、障害児保育、来年度は保育料九〇〇〇円前後、入園料五万円以上という私立幼稚園の父母負担の軽減、幼稚園・保育園の教諭・保母の確保対策など幼児教育の問題点を総括的に質問し、広谷議員も公立幼稚園建設について市側の考えを質した。市長は基本的に幼児問題研究会の検討結果を待って、幼児教育についての施策を進める姿勢を示した。一二月定例会では父母などから提出された私立保育園助成に関する請願、保育料一律補助額引き上げについての請願も採択された。

また、学童保育（子どもホーム）の施設及び補助金値上げ等に関する請願が採択されたことと関連して、大野議員は、現在市内四カ所の子供ホームで実施されている留守家庭学童の保育について、学校用地内にプレハブを建てるなどして積極的な施策を行うよう求めた。池上義男広報文化部長は、留守家庭児童だけの施設ではなく、地域児童館を充実させることによって対応していくという基本方針を示して、理解を求めた。

#### 葉山市長の海外視察問題

一〇月四日に開かれた各派代表者会議の席上、葉山市長は一〇月一七日から約一カ月間、先方の招きで親善都市であるマイアミ・ビーチ市を訪問するのをはじめ、米国の海岸レクリエーション都市などを視察することを明らかにして議会の了解を求めた。四九年は、三四年三月にマイアミ・ビーチ市と藤沢市が親善都市提携を結んでから一五周年にあたることから、四月六日にはマイアミ・ビーチ市のチャック・ホル市長が本市を表敬訪問しており、今回の葉山市長の海外視察はこれに対する答礼訪問をかねて、ニューヨーク市、サンジエゴ市などを視

察しようというものであった。

各派代表者会議では、落合輝久刷新議員団長が、三月定例会の予算審議で市長の海外視察については何の説明もなく、かえって長谷川忠勤議員（民社党）の予算等特別委員会での質疑に対し、総務費中の調査研修費四八〇万円は先進都市視察のため職員八〇人から一〇〇人程度を派遣する費用である旨の答弁を行っていることを指摘して、態度を硬化させた。これに対して、伊草昇助役はこの調査研修費のなかには市長などの海外視察費が含まれていたが、これについて「説明の足りなかった」点を陳謝し、各団長に議会内の了解を得られるよう働き掛けることを求めた。

この問題について新政議員団の山口倉吉団長は、議会において一言説明しておきさえすればよかったと、市長を迫及する考えないことを表明し、公明党の大野裕史団長、民社党の長谷川議員も予算をすでに承認していることから、この問題を迫及することには消極的な態度を示した。

しかし、刷新議員団は一二日には地方自治法第一〇一条一項に基づいて市長に臨時会の招集を請求した。これに対して市長は、議員全員協議会を開催し、その場で十分納得がいくよう説明を行うという回答を行った。刷新議員団がこの回答を受け入れたため、一八日に市長の海外視察について議員全員協議会が開催された。

議員全員協議会で葉山市長は改めて海外視察についての説明を行った。市長は、一〇月二日から十一月一日までの一九日間、マイアミ・ビーチ市ほか米国の諸都市を視察するとして、その目的は本年四月のマイアミ・ビーチ市長の表敬訪問に対する答礼訪問、米先進諸都市のごみ処理施設・下水処理施設等の視察および今後の本市海岸構想に資するため代表的な海岸都市での海岸施設見学の三点であると述べた。また、議会の了解を得ることが遅れたことを陳謝して、改めて海外視察に了解を求めた。

刷新議員団の高山年正、落合輝久、番場定孝、野島一三の各議員らが、予算内容、議会への説明不足などの点について質疑を行い、最後に高山議員が一視察に行かれる以上は市民の声を拳々服膺して、最大の効果を上げるよう努力されたい。四八〇万のうち市長・助役分の一八〇万について当初予算委員会での説明がなかった点、まことに遺憾に思います。今後かようなことがないように、強く要望しておきたい」と述べて、全員協議会を終了した。

帰国後の一二月定例会で、桜井議員の一般質問に答え、市長は今回の海外視察の成果について述べ、これら在今后の市政のなかに生かしていきたいと述べた。

## 五 昭和五〇年二月定例会（二月二十五日～三月二〇日）

二月定例会は、二月二十五日に開会し、三月二〇日までの会期二四日間にわたって五〇年度予算を中心とする審議が行われた。本定例会に上程された議案は五〇年度予算関連二六議案を含む議案五三件、請願六件、報告二件であった。本会議はすべての議案、請願をそれぞれ可決、採択して閉会した。

本会議第一日の冒頭、西部地域開発、交通改善対策、公害対策、北部地域開発、藤沢橋周辺環境改善対策の各特別委員会からの報告が文書で行われ、本会議は口頭による報告を省略のうえ、報告のとおりとすることを決定した。

**西部地域開発特 別委員会の報告** 五つの特別委員会報告のなかでとりわけ注目されたのが、四二年の事業着手以来幾多の困難を乗り越え、ついに事業のハイライトともいえる市民への宅地分譲目前にまでこぎつけた西部地域開発に関する同特別委員会報告であった。報告では整地工事が七〇パーセント終了するなど事業は四〇パ

「セントまで進捗し、「西部ニュータウン」と呼ばれてきた開発地域は、新たに市全体の目標である「緑と太陽と潮風の住みよい人間都市「ライフタウン」」を象徴する「湘南ライフタウン」と命名されたことなどが報告された。

二月二日からは県住宅供給公社の積立分譲住宅（三LK・一四三万五〇〇〇円）六五〇戸の入居者募集が開始され、この秋にも最初の二〇〇区画の分譲が行われる市の市民分譲宅地（平均二一〇平方メートル）についても、市は一月二四日に三・三平方メートルあたり約一五万円という予定価格を発表した。また、隣接の大庭台墓園東側には待望の県立藤沢西高校の校舎も完成間際となっており、一一・五ヘクタールに及ぶ大庭城址も全市民的施設として利用することが構想されていた。

特別委員会報告は今後の課題として、(1)農業経営者の意向を取り入れた農業協定の締結等による都市農業の存続、(2)辻堂駅への道路建設、交通機関について早急に結論を出すこと、(3)市民分譲の当初計画どおりの実施とデベロッパー分譲分についても適当な価格となるよう配慮することをあげ、ニュータウンの早期完成を求めた。

各特別委員会の報告ののち、四七議案が順次上程され、市長による施政方針を含む市側の説明が行われた。

本会議第二日の二七日には県立藤沢西高校用地を県へ売却する財産の処分、四九年度最後の一般会計補正予算（第一〇号）など二二議案と報告一件についての質疑が行われ、七議案を承認・可決、残りの一五議案を各所管の委員会へ付託した。また、中央卸売市場の早期建設について請願など請願六件も紹介議員が説明したのち、各所管の委員会へ付託した。

三月六日には本会議第三日が開かれ、各所管の委員会へ付託されていた一五議案と請願六件をそれぞれ可決・採択したのち、五〇年度一般会計予算等関連二六議案に対する各会派からの代表質問に入った。代表質問は翌七

日も続けられ、七会派・八議員が市長の政治姿勢、財政、北口再開発、卸売市場、地震対策などに関する質問を行った。代表質問終了後、二六議案は議員全員で構成する五〇年度予算等特別委員会に付託された。

三月二〇日には本会議が再開され、同特別委員会から審査結果を報告したのち各会派が代表討論を行い、つづいて採決の結果、五〇年度一般会計予算等二六議案を可決した。ついで市長から提出された損害評価会委員に二宮広志氏を選任する議案に同意し、また、人権擁護委員に柏崎栄太郎氏はか七人を推薦することを決定した。さらに、「日中平和友好条約締結促進に関する要望決議」、「寡婦雇用制度の法制化促進に関する意見書」、「中小企業救済に関する意見書」、「沿岸漁民の生活防衛に関する意見書」の四件をつぎつぎに可決した。

最後に、任期最後の定例会を閉会するにあたって、山下正美議長と葉山峻市長があいさつを行った。

#### 施政方針と昭和五〇年度予算大綱説明

本会議第一日の二月二五日には、五〇年度一般会計予算等関連二六議案の上程にあたって、葉山市長が施政方針等に関する説明を行った。

市長は任期の最終年度である五〇年度を迎えるにあたって、就任以来「大企業の無秩序な開発による人口急増を、長期的展望に立ちつつ減速する政策」、「大企業による開発利益の独り占めと社会的費用の自治体への転嫁、住民へのしわ寄せを防ぐ制度」、「立ちおくれていた教育と福祉の施設の充実と制度の改善」、「すぐれた自然環境を守り、住みよい生活環境をつくる諸施策」を通して、緑と太陽と潮風の住みよい人間都市を目指してきたと三年間の施策を総括した。

また、市長は今日の自治体財政の危機に対する基本的認識も示して、こうした状況は政府が強調するように放

漫な定数増による人件費の増高に原因するものではなく、政府の総需要抑制策と超過負担、より根本的には中央集権的な現在の財政制度そのものに真の原因があるという分析を示した。そのうえで、市では人件費の増大を最小限にするための努力を行っており、今年度予算における市税収入に占める人件費比率は五〇・一パーセントで、近隣市の平均六二・〇パーセントを大幅に下回っていると述べた。

つづいて、本年度予算の三つの柱をあげて、各々についてその重点施策の説明を行った。「ささえあう市民福祉の推進」では、六七歳以上の老人医療費無料化、七五歳以上の老人の年二回の無料マッサージ、心身障害者（児）センター太陽の家の開設などを行うと述べ、また「教育施設の充実と市民文化の創造」では、小・中学校校舎建設はもちろん、私立高校進学者への一律五〇〇〇円の受験料助成の実施、市民まつり・市民会館の自主文化事業にも意を用いることを明らかにした。「住みよい生活環境の整備」では、県に対する流域下水道実現の運動、北口再開発事業への着手、緑の回廊計画等をあげ、さらに大型店進出にともなうきめ細かな小売店対策、中小企業に対する諸種の資金援助、都市農業振興策についても言及した。

最後に市長は、政府に財源再配分と都市運営権限の移譲を強力に求める一方、都市自身も生態系を侵す大量生産―大量消費―大量廃棄という悪循環から転換するため、新しい市民的合意を形成することが必要であると主張した。そして、昨年から開催している市民シンポジウム、職員都市問題セミナーを通じてこの市民的合意への歩みを進めると述べた。

五〇年度の予算規模は、一般会計二二八億三二〇〇万円、特別会計二九七億六八七二万円、合計五二五億九九七二万円となり、対前年度比の伸び率は一般会計一七・七パーセント、特別会計五五・六パーセントとなっている。

### 予算関連単行議案

市長の施政方針説明ののち、市理事者から二六議案についての提案理由が説明された。特に次の四つの施策が注目された。

第一は、市の公共施設を市民が利用する際の使用料をできるだけ無料化する施策である。すなわち、市民会館の一般市民使用料を軽減し、営利目的の場合には加算率を上げることが内容とする市民会館条例の一部改正および福祉会館使用料を無料化する福祉会館条例の一部改正によって、この施策を推進した。

第二は、心身障害者福祉施策である。二月定例会には本年六月に開設される予定の「太陽の家」と名付けられた心身障害者（児）福祉センターの設置にかかる太陽の家（心身障害者福祉センター）条例の制定および心身障害者福祉手当を増額する心身障害者福祉手当条例の一部改正が提出された。さらに新たな施策として、在宅重度心身障害者を介護する家族などに手当を支給することを内容とする重度心身障害者介護手当条例の制定も提出されていた。

第三に、一二月定例会で明らかになった深刻な国保財政赤字に対する措置が取られた。一二月定例会で市長はこの措置については慎重に行うことを言明していた。今回の国民健康保険条例の一部改正は、医療費値上げのね返り一六パーセント分について保険料を値上げするというものであった。提案にあたって、市側は値上げが低所得者に影響しないよう賦課限度額を引き上げるなどの措置を取るとともに、値上げ額は一カ月あたり七二円四〇銭であること、近隣他市に比べ市の保険料は低額であり、一般会計からの繰入金も多いことなどを示す詳細な資料を添付した。

第四に、心身障害者福祉センター職員や保母、給食調理員など必要やむを得ない九五人を増員するため市職員定数条例の一部改正することを提案して、議会の理解を求めた。

## 代表質問における自治体財政危機をめぐる論争

三月六日、七日の二日間にわたって番場定孝（刷新）、加藤庄太郎（新政）、高田辰三（社会党）、大野裕史（公明党）、諸節進（民社党）、大山正雄（共産党）、山本幸男（市民革新）、桜井茂（刷新）の七党派・八議員からの代表質問が行われた。

代表質問を通じて最も白熱した論議が交わされたのは、地方自治体の財政危機をめぐる問題であった。

市長は施政方針において財政危機に対する基本的な考え方を示していたが、その内容はすでに四九年一二月二六日付けの『朝日新聞』「論壇」欄に一層整理されたかたちで発表されていた。「地方分権財政への提言―国と地方の徴税比率逆転を―」と題するこの投稿において、葉山市長は、自治体の財政危機は人件費や人員をルーズに増加したことに原因があるという見方を否定して、都市生活の悪化に対して国の枠を超えて自治体がその解決に少しでも努力すれば必ず財政難に陥らざるをえない一方で、五〇にも上る国の機関委任事務や六〇に及ぶ補助金申請事務の無駄が存在することを指摘した。そして、税金の七割が国へ、残り三割が自治体に入ってくるが、実際の行政の七割は自治体が行っているの、国は地方交付税や補助金の形でヒモ付きで再配分していると述べた。こうした中央集権的な税体系と財源配分こそが自治体財政危機の真の原因であって、「当面すくなくとも五十対五十くらいに財政比率を変え、地方財政の健全化をはかるべきであろう」と提言している。

財政問題はすべての会派の代表質問通告に挙げられていた。市長の自治体財政危機の認識について正面から疑問を呈したのは番場、桜井の両議員であった。また、加藤議員も、財政状態から見て五〇年度予算に計上された福祉施策の一部を取りやめるべきであると主張した。



番場議員は、美濃部都政のもとで職員数は六万人も増加し、人件費は四二年の三・五倍にあたる六二〇億円にも上っているとしながら、藤沢市でも人件費を含む消費的経費の比率は年々増加している点を指摘して、市長は国政批判ばかりするのではなく、人件費を中心に「まずから真剣に見詰める」必要があるのではないかと述べた。また、桜井議員は、市長は税金が「国に七割、自治体に三割」であると主張しているが、国庫負担金による還流分を入れれば「自治体に七割、国に三割」というのが正しい認識であるとして、財政制度に自治体財政危機の原因を求めるのは間違っているとした。さらに、番場、桜井両議員は、市職員のラスパイルズ指数を明らかにするよう迫った。

質問に対して市長は、財政危機論争を正面から受けて立ったため、市議会場で「革新自治体は人件費によって財政を破綻させている」という自民党などの主張と「財政危機の原因は財政制度そのものにある」という革新市長会などの主張とがぶつかり合うことになった。市長は自治体財政、特に都市の財政危機は高度経済成長政策による都市問題、インフレの進行とそれに伴う総需要抑制策、超過負担などの要因によるのであって、「こういうことは全部ぶった切っておいて」、財政硬直化や赤字は職員の給与が高からだというような自民党などによる「人件費攻撃」は「おかしな言い方」であると述べた。一方、市では、人件費を増加させないよう努力しており、今年度の増員は福祉・市民サービスに直結する部門に限っている。もしこれを削減せよというなら、それは一挙に住民福祉の減退につながるものであると反論した。

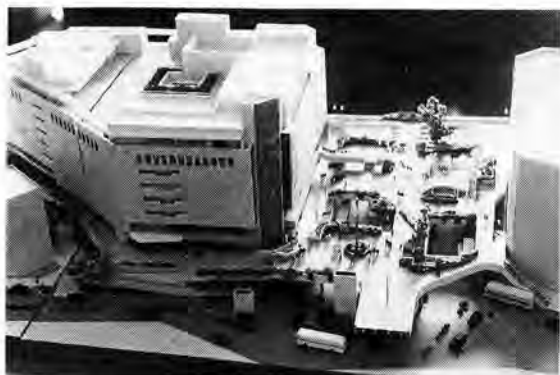
現在の財政制度について市長は、投稿でも述べたように、確かに国税の七割のうち四割は自治体に最終的には還流するが、本市が地方交付税の不交付団体であること、膨大な機関委任事務費に対する財源措置が十分でないこと、補助金獲得には煩雑な手続きが必要ならぬ、財源として「ヒモ付き」となることなどを挙げて中央集権的

な財政制度の転換を重ねて主張した。また、ラスパイレス指数については、この指数がたとえば職員住宅など国家公務員と地方公務員の勤務条件を考慮に入れないなど疑問の多いものであることを指摘したうえで、市の場合「それほど高いものではない」が、その公表は自治省の意向により差し控えたいと答弁した。

加藤議員は、「福祉」と名付ければ職員給与の値上げも職員福祉、営農対策も農民福祉であって、何でも福祉になってしまふと述べて、市政の悪化のなかで私立高校進学者への受験料助成や老人医療費無料化年齢の引き下げは「福祉乱用」なのではないかと迫った。市長は、福祉の内容としては老人福祉、児童福祉、心身障害者児福祉を柱としており、特に老人医療費無料化の年齢引き下げには強い意欲を持って踏み切ったと理解を求めた。

一方、社会党の高田、公明党の大野両議員は自治体財政危機の要因ならびに財政制度の転換について、市長の見解に積極的に同意した。

また、代表質問においては、財源確保についての具体的な提言も行われた。大野議員は、市税の増収見込み分を十分に洗い出しておく必要があるのではないかと質した。また、大山議員は大企業の工場敷地などに対する固定資産税の強化、すなわち標準税率一〇〇分の一・四から一〇〇分の一・一乃至一〇〇分の一・七まで引き上げることを検討するよう求めた。市長は大野議員の質問には、実質五億一七〇〇万円程度の留保財源が見込まれるが、これは人事院勧告に準じた職員給与引上げおよび緊急災害などのための財源になると答弁した。また、大山議員に対しては、趣旨は理解するものの、現行制度のなかでは固定資産税の超過課税を大企業にのみ実施することとはできないと答えた。市長は、諸節議員への答弁において、「事務所事業所税」の課税主体になることが当面最も可能性のある財源確保策であると述べて、これの実現に向かって強く働き掛けると言明した。



大型店舗導入で促進・反対の陳情があった藤沢駅  
北口市街地再開発事業（完成模型）

## 北口再開発事業と大型店舗導入構想

自治体財政の危機をめぐる論議とならんで、代表質問で各会派から強い関心が寄せられたのは、再開発ビル着工を目前にした北口再開発事業をめぐる問題であった。北口再開発事業は、二月二四日には県知事が事業計画に基づき設計概要認可の決定公告を行ったことで、三月末からは土地区画整理の仮換地にあたる権利変換の手続き

に入ることになった。この手続きが終了すれば、事業はいよいよ仮店舗への移転・工事着手の段階となる。市では八月中旬には再開発ビルの建設に着手できると見込んでいた。こうした段階に至って、新たに建設される再開発ビルの利用計画について無視できない反対が市内に生じてきた。

北口再開発ビルに都心型一流デパートの出店を求め、この核テナントに保留床を売却することで事業費を捻出するとともに、核テナントを集客の核とする構想は、市は保留床公募の原則からタッチしなかったものの地元権利者でつくる北口再開発協議会が横浜高島屋と出店の覚書を独自に取り交すまでに具体化していた。ところが、四九年の藤沢駅周辺への大型店舗進出ラッシュによって売り上げが三〇パーセントも減少するなどの深刻な影響を被った市内小売商店は、再開発事業の本格的着手を目前にして、これ以上の大型店進出に反対する態度

を強く打ち出した。こうして、一月末には南口に奪われた客足を取り戻すために一刻も早く一流デパートの導入による事業促進を求める北口再開発協議会と、これ以上の大型店進出は死活問題だとする市商店連合会の大規模小売店対策委員会から市議会へ相次いで陳情が提出された。

大規模小売店対策委員会の陳情第五七号高島屋百貨店の誘致出店反対についての陳情は、北口の開発整備には異論はないが、大型店の過剰出店に加えて高島屋を実質的には誘致する計画には反対するというものであった。

これに対して、北口再開発協議会が提出した陳情第六〇号藤沢駅北口再開発事業早期促進方について陳情は、北口再開発事業は全市民的な公共施設の整備であり、核テナント導入を緊急に内定し、一日も早く事業を完成させるよう求める内容であった。二月一二日に開かれた北口整備促進特別委員会で伊草昇助役は、都心型一流百貨店を核テナントとすることは地元権利者の総意によるものであり、市としても不転の決意で本事業を行う。地元商店街とも十分話し合い、全力を挙げて地元中小業者の育成に取り組みたいと市の立場を説明した。特別委員会では商勢圏などについて活発な質疑が交わされ、特に委員からは北口再開発事業は都市計画行政だけの問題ではなく、商業行政の立場からの取り組みが必要であるという指摘がなされた。各会派はいずれも両陳情とともに結論保留とする態度を表明したため、陳情第五七号、第六〇号はともに結論保留と決定した。なお、議員の任期切れによって両陳情は審議未了となった。

代表質問における論議は、市長の核テナントの導入についての基本的姿勢および核テナント導入反対を陳情した小売商店との話し合いの二点を中心に行われた。

番場議員、高田議員、大山議員らの質問に対して市長は、駅前広場の整備などによって交通の混雑を解消し、藤沢駅北口周辺を再開発することは万難を排して進めなければならない事業であり、この点は三八年以来北口整

備促進特別委員会を設置して市を督励してきた市議会の意向でもあるはずであると基本的認識を示した。さらに、再開発ビルへの核テナントの導入は、地元権利者が最終的には一致してこれを求めていることから明らかに、北口再開発事業を実現するための要件であると述べた。すなわち、再開発ビルのような商業ビルの場合、地下および上層部になるに従ってその経済価値は減滅するため、すべてに区分所有の方法（駅ビル方式）を採ろうとすると、経済的価値の低い部分の保留床の売却はほとんど不可能になってしまう。こうしたリスクを避けるためにはどうしても核テナントへの保留床売却が必要であり、かつこの方法以外に全財産をかけている地元権利者の事業への協力は得られないと力説し、核テナント抜きで北口再開発は「荒唐無稽の考え方」であると断言した。

さらに市長は、核テナントの地元小売店へ与える影響について、商勢圏が拡大することによって大型店の販売シェアの拡大がそのまま小売商店のシェア低下へはね返る懸念はないとしながらも、中小小売店対策に積極的に取り組むとした。

陳情審査にあたって北口整備促進特別委員会は、市が小売店側と早急に話し合うことを求めた。大野議員、大山議員は代表質問において改めて強くこの点を求めた。市長は、これまで以上に小売店に対する説明を行うことを約束し、中小小売店対策を講じることが重ねて表明した。

#### その他の代表質問

代表質問では、川崎の異常隆起現象や地震予知連絡会が直下型地震の可能性について警告したことから、市の地震対策についての質問（加藤議員）や、市や消費者団体が「洗剤を考える」をテーマにパネル展示を行い、三

月二〇日には市民会館で洗剤を考える消費者大会も開かれるところから中性洗剤追放についての質問（大野議員）、また市議会議員選挙を前にして市長の施政方針は「革新イデオロギー」が強すぎるという指摘（加藤議員、桜井議員）なども行われた。

さらに、新しい総合計画に関する山本議員の質問および卸売市場についての大山議員の詳細な質問も注目されるどころであった。

**新総合計画** 藤沢市では、昭和三十二年に土地利用、道路、公園など都市計画施設を中心に、計画期間を三二年**策定の構想** 度から五〇年度までとする「総合都市計画」を策定し、その後四四年度には、四五年度から六〇年度を計画期間とする「総合計画」を策定していた。

山本議員は、従来の計画は高度成長の影響を色濃く受けていると述べて、「人間都市づくり」を基本とした新しい総合計画の策定は当然であると述べた。そのうえで、山本議員は新しい総合計画の構想を市長に質した。市長は、新たな観点に立って総合計画を練りなおす必要があるという山本議員に同意し、さらにその策定は企画立案の段階からの市民参加、職員参加によって行いたいという姿勢を明らかにした。

市民参加の具体的方策として、すでに四九年一月には「みどりのまちづくり」をテーマにした第一回市民シンポジウムが開催され、二月一九日には「子どもの幸せを考える」をテーマに第二回市民シンポジウムが開催された。また、職員参加のためには二月二四日に第一回職員都市問題セミナーも行われた。市長はこれらの市民参加・職員参加を通して「湘南の恵まれた気候・風土にふさわしい個性と風格のある町づくりの長期構想」を作り上げたいと強調した。

中央卸売市場の 中央卸売市場については、すでに三月六日の本会議で、食料品の安定供給と価格の安定のため中央卸売市場の建設を進めてほしいという内容の中央卸売市場の早期建設について請願が採択されていた。こうしたこともあって、代表質問では大山議員が中央卸売市場について質した。大山議員は、

中央卸売市場建設は大事業であるにもかかわらず、(1)四六年から五年までの国の市場整備計画に乗せるよう準備を進めていること、(2)市内四青果市場の同意を得て市内稲荷に四万坪の用地を確保したこと、(3)総事業費は七〇億から八〇億円が見込まれること、(4)供給人口は県の湘南市場圏構想の五市二町・五〇万人となること、がこれまでに明らかになったが、詳しい内容についてはベールにおおわれているとして、生鮮食料品流通の実態、中央卸売市場計画の詳細な内容などについて市長の答弁を求めた。

市長は、既存の小市場は産地から直接集荷する能力が低いので横浜などの大市場からさらに荷を転送して品ぞろえをするため、消費者は鮮度・価格とも不利な状況におかれる。これを克服するには市場を拡張する必要があるが、市街地のため不可能である。そこで市内四市場を統合して新たに中央卸売市場を開設し、集荷能力を高め、転送コストをなくし、消費者に安くて鮮度のよい食料品を供給するというのが基本的なねらいであるとした。計画の内容については、五一年度から五五年度に青果市場を開設し、その後水産物市場も開設する、供給圏は県の卸売市場整備計画の湘南流通圏―五市二町に、横浜市戸塚区を加えたものとする、開設の主体は市を中心とする五市二町の一部事務組合方式を考えていることなどを明らかにした。

四九年一月にはすでに卸売市場近代化研究会を改組して中央卸売市場開設促進協議会が設置されるなど、卸売市場開設は四市場統合と用地問題を一応解決して、ようやく建設への具体的な動きを見せ始めていた。

代表質問終了後、本会議は五〇年度予算等特別委員会を設置して、予算等関連二六議案の審査を付託した。

## 昭和五〇年度予算等関連議案の可決

予算等特別委員会は、三月一〇日に委員長に落合輝久委員（刷新）、副委員長に高田辰三委員（社会党）を互選したのち、五〇年度予算等に関する審査に入った。特別委員会は、その後一日、二三日、四日、七日、一八日の合計六日間にわたって慎重な審査を行った。刷新議員団が一般会計予算に、共産党が競輪事業費特別会計にそれぞれ反対の態度を明らかにしたものの、特別委員会は二六議案をすべて原案のとおり可決すべきものと決した。委員会は一〇項目にわたる要望を付けたが、特に超過負担および税の再配分についての国に対する運動を求めた点と、大型店対策について「北口再開発の進展と相まって大型店に対し中小小売業者を圧迫しないよう行政指導を強化するとともに、市内三〇〇軒の中小小売業者について関係者と十分話し合い、その万全を期せられたい」と述べていることが注目された。

三月二〇日には予算等特別委員会から審査結果を報告したのち、本会議はただちに五〇年度予算等二六議案に對する代表討論に入った。最初に代表討論を行った刷新議員団の高山年正議員は、一般会計予算中の美ヶ原市民休暇村運営費と労働費のうち一般労働費を承認できないとして、一般会計予算に反対し、他の二五議案に賛成することを明らかにした。一般労働費への反対は、代表質問で桜井議員が生活相談課勤労市民係が発行している『勤労ふじさわ』の内容が「片寄りすぎている」と指摘したことによるものである。

新政議員団の林誠八議員は本年度予算は健全財政を維持できたという評価を示して、地震対策などの要望事項を付して二六議案に賛成した。つづいて代表討論を行った共産党の藤本清蔵議員は本予算は厳しい経済情勢下で可能なかぎり市民要求に応えているとして、「基本的に高く評価される」として、競輪事業費特別会計予算以外



の二五議案に賛成した。社会党の大久保さわ子議員も、厳しい情勢下で健全財政を維持した市長の「政治手腕」を高く評価して、二六議案について賛成討論を行った。

公明党を代表して討論を行った広谷甲二議員は、市長就任以来三年「日本経済・社会の転換期に遭遇しつつも……緑と太陽と潮風の住みよい人間都市藤沢に一步一步前進できたことはまことに御同慶にたえない」として、全議案に賛成した。広谷議員の代表討論が終了すると、山口倉吉議員（新政）が議事進行について発言を求め、広谷議員の発言中に不穏当なことがあったとして「訂正あるいは取り消さない以上はこの審議に応ぜられませぬ」と強く述べ、刷新議員団の落合輝久議員も同議員団として山口議員の発言に同調することを表明した。本会議の休憩後、広谷議員は陳謝して発言中のことばを取り消し、議事録から当該部分を削除することを申し出て、これが承認された。

民社党の古谷正一議員、市民革新議員団の関根久男議員もそれぞれ二六議案に賛成する討論を行った。代表討論の終了後、五〇年度一般会計予算等関連二六議案は原案のとおり可決された。

なお、二月定例会は第九期の市議会議員にとって最後の定例会であった。議員の中には今期かぎりでも市議会に別れを告げる者も多かった。会期中に本人または同僚議員によって市議会を去ることが明らかになったのは、勇退する加藤庄太郎（四期・一六年）、高田辰三（三期・一二年）、諸節進（四期・一六年）、佐藤樂造（五期・二〇年）、藤本清蔵（二期・八年）の各議員であった。さらに、議長経験者の平綿宗司（五期・二〇年）、仲戸川桃人（六期・二四年）の両議員が勇退した。

また、四月一日には、大野裕史（二期・八年）、関野忠義（三期・一二年）、鈴木清治（四期・一六年）の各議員が、県議会議員選挙に立候補するため辞任した。

特に今回は議会の長老格といえる議員たちが数多く勇退するのが目立ち、寂しさがひとしお感じられた。しかし、その寂しさは藤沢市議会の新しい時代への予感でもあった。

#### 六 昭和五〇年四月臨時会（四月七日）

四月臨時会は、同月七日に一日間の会期で開催され、市税条例の一部改正案一件が上程された。三月末日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたところから、それに伴い、必要な改正を行おうとするものである。主な改正点は、①市民税の基礎控除等の諸控除及び非課税限度額の引き上げ、②軽自動車税の一部月割課税の廃止、③たばこ消費税の換算単位の変更（本数からグラム数へ）、④ガス税の税率引き下げ、以上である。本議案は全員異議なく原案のとおり可決され、臨時会は三〇分間で閉会となった。